官報 号外

昭和二十七年五月二十九日

○第十三回国会　衆議院会議録第四十七号附録（その一）

昭和二十七年五月二十九日　衆議院会議録第四十七号附録（その一）

目次

長期信用銀行法案

【参照】

長期信用銀行法

（目的）

第一條　この法律は、長期金融の円滑を図るため、長期信用銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ、監督の適正を期するとともに、銀行業務の分化により金融制度の整備に資することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「長期信用銀行」とは、第四條第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

（資本の額）

第三條　長期信用銀行は、資本の額が五億円以上の株式会社でなければならない。

（営業の免許）

第四條　預金の受入に代え債券を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付をすることを主たる業務として営もうとする者は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

2　大蔵大臣は、免許を申請した者の人的構成及び事業収支の見込、経済金融の状況その他を勘案し長期信用銀行法の業務を行うにつき十分な適格性を有するものと認めた場合に限り、前項の免許をすることができる。

（商号）

第五條　長期信用銀行は、その商号中に銀行という文字を用いなければならない。

2　銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項（商号）の規定は、長期信用銀行には適用しない。

（長期信用銀行の業務）

第六條　長期信用銀行は、左に掲げる業務を営むことができる。

一　設備資金又は長期運転資金に関する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受

二　国債、地方債、社債その他の債券、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得。但し、社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支拂について保証しているものを除く。）、株式又は出資証券については、売出の目的で取得する場合を除く。

三　預金の受入。但し、国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債募集の委託会社その他の取引先からの預金の受入に限る。

四　為替取引

五　地方債又は社債その他の債券の募集の受託

六　前各号に掲げる業務に附随する業務

2　長期信用銀行は、前項に掲げる業務の外、同項の業務に妨げのない範囲において、設備資金及び長期運転資金以外の長期資金（資金需要の期間が六箇月をこえるものをいう。以下同じ。）に関する不動産を担保とする貸付をし、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金（資金需要の期間が六箇月以下のものをいう。）に関する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受をすることができる。

3　長期信用銀行は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により、担保付社債に関する信託業を営むことができる。

4　長期信用銀行は、前各項に掲げる業務以外の業務を営むことができない。

（債権の保全等）

第七條　長期信用銀行は、長期資金に関する貸付等に基く債権については、その特殊性にかんがみ、その保全及び回収の確保を図るため、確実な担保を徴し、又は分割して弁済させる方法をとる等特別の考慮をしなければならない。

（債券の発行）

第八條　長期信用銀行は、資本及び準備金（利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。以下同じ。）の合計金額の二十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

（債券の借換発行の場合の特例）

第九條　長期信用銀行は、その発行した債券の借換のため、一時前條に規定する限度をこえて債券を発行することができる。

2　前項の規定により債券を発行したときは、発行後一箇月以内にその発行債券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。

（債券発行の届出）

第十條　長期信用銀行は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ大蔵大臣に届け出でなければならない。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十八條（既存の社債に未拂込のある場合の社債発行の制限）の規定は、長期信用銀行が債券を発行する場合については適用しない。

（債券の発行方法、登記等）

第十一條　長期信用銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2　長期信用銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3　長期信用銀行は、債券を発行する場合においては、売出の方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4　前項の場合においては、社債申込証を作ることを要しない。

5　第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一　長期信用銀行の商号

二　債券の券面金額

三　債券の利率

四　債券償還の方法及び期限

五　債券の番号

6　商法第三百五條第一項（社債の登記）の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7　長期信用銀行は、売出の方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一　売出期間

二　債券の総額

三　数回に分けて債券の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期

四　債券発行の価額又はその最低価額

五　第五項第一号から第四号までに掲げる事項

8　長期信用銀行は、債券を発行す

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

る場合においては、割引の方法によることができる。

9　長期信用銀行が発行する債券の登記については、その総額（総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ。）を登記すれば足りる。

10　長期信用銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、毎年三月末におけるその償還を終らない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

11　売出の方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百九十一條第三項第二号（社債の引受を証する書面）の書面に代え、左の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　売出期間内における売上総額を証する書面

二　第七項に規定する公告をしたことを証する書面

12　第九項及び第十項の規定は、長期信用銀行がその目的を変更して他の業務を営む会社として存続する場合又は長期信用銀行でない会社が合併若しくは営業の譲受により長期信用銀行の債券を承継した場合において、第九項の規定により登記した債券について準用する。

（債券の消滅時効）

第十二條　長期信用銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

（通貨及証券模造取締法の準用）

第十三條　通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、長期信用銀行が発行する債券の模造について準用する。

（合併異議の催告）

第十四條　長期信用銀行が合併の決議をした場合において、商法第百條第一項（合併異議の公告及び催告）の規定によつてしなければならない催告には、債券の権利者又は預金者に対してはすることを要しない。

（銀行との合併等）

第十五條　長期信用銀行は、合併により銀行業又は貯蓄銀行業に属する契約に基く権利義務を承継した場合において、その契約が当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するときは、その契約で期限の定のあるものは期限満了まで、期限の定のないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。銀行（銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。）が長期信用銀行となつた場合において、従前の業務に属する契約のうち当該長期信用銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

2　貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第九條（供託）及び第十條（優先弁済）の規定は、前項の規定により貯蓄銀行の業務を継続する長期信用銀行について準用する。

（他業会社への転移等）

第十六條　長期信用銀行がその目的を変更して他の業務を営む銀行以外の会社として存続する場合において、従前の債券及び預金の債務が残存するときは、大蔵大臣は、その債務を完済するまで、その債務の総額を限度として財産の供託を命じ、又は債券の権利者及び預金者の保護を図るため必要な範囲において、資産の管理若しくは運用につき命令をすることができる。合併により長期信用銀行及び銀行以外の会社が長期信用銀行の債券及び預金の債務を承継した場合も同様である。

2　銀行法第二十條（報告）及び第二十一條（検査）の規定は、前項に規定する場合において、長期信用銀行に係る債券及び預金の債務を完済するまで、長期信用銀行の業務を営んでいた会社並びに長期信用銀行の債券及び預金の債務を承継した会社について準用する。

（銀行法の準用）

第十七條　銀行法の規定は、同法第一條から第三條まで（定義、営業の免許、資本の額）、第四條（商号）、第五條（他業の禁止）、第八條（準備金）、第十五條（合併異議の催告）、第十七條（貯蓄銀行との合併）、第二十六條（他業会社への転移）、第三十三條から第三十六條まで（罰則）及び附則の規定を除く外、長期信用銀行について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項（外国銀行の支店等設置の免許）中「銀行ガ」とあるのは「長期信用銀行ノ業務ヲ営ム会社ガ」と、「第二條」とあるのは「長期信用銀行法第四條」と、同條第二項（外国銀行に関する特則）中「本法」とあるのは「長期信用銀行法」と、「第三條乃至第六條、第八條、第十二條乃至第十七條、第二十五條及第二十七條乃至前條」とあるのは「同法第三條、第五條、第六條第四項、第十四條及第十五條並ニ第六條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第二十五條及第二十七條乃至前條」と読み替えるものとする。

（銀行との関係）

第十八條　長期信用銀行は、銀行法にいう銀行ではない。但し、銀行法及びこれに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定がない限り、長期信用銀行を含むものとする。

（実施規定）

第十九條　この法律による免許又は認可に関する申請、届出及び業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な手続は、大蔵省令で定める。

（罰則）

第二十條　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者については、その代表者又は残務の取扱者）を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。

一　第十七條において準用する銀行法第十條（業務報告書）の規定による業務報告書又は第十二條（監査書）の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

二　第十七條において準用する銀行法第二十一條（検査）の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第二十一條　長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者については、その代表者又は残務の取扱者）が、その長期信用銀行の業務に関して前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その長期信用銀行に対しても同條の罰金刑を科する。

第二十二條　左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした長期信用銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人（第十七條において準用する銀行法第三十二條第二項（外国銀行に関する特則）の規定により長期信用銀行とみなされる者については、その代表者又は残務の取扱者）を一万円以下の過料に処する。

一　第六條第四項の規定又は第十七條において準用する銀行法第三條の二（無額面株式の発行禁止）、第六條（業態変更）、第七條（代理店の出張所等設置の禁止）若しくは第十三條（役員の兼職

制限）の規定に違反したとき。

二　第十五條第二項において準用する貯蓄銀行法第九條（供託）の規定に違反したとき。

三　この法律により長期信用銀行に備えて置くべき書類を備えて置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四　第十六條第一項の規定又は第十七條において準用する銀行法第二十二條（業務の停止等）、第二十三條（免許の取消等）若しくは第二十九條（清算の監督）の規定による大蔵大臣又は裁判所の命令に違反したとき。

附　則

1　この法律中附則第二項の規定は、公布の日から、その他の規定は、公布の日から一年以内で政令で定める日から施行する。

2　この法律公布の日において、銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）に基き現に債券を発行している銀行が、この法律施行（この項以外の規定の施行をいう。以下同じ。）の日までに、大蔵大臣に対し、書面をもつて長期信用銀行となることを希望する旨の届出をした場合に、その資本の額が、この法律施行の日において五億円以上であるときは、当該銀行は、同日において、第四條の免許を受けたものとみなす。

3　大蔵大臣は、前項の規定により第四條の免許を受けたものとみなされた銀行がある場合においては、その商号及び住所を、この法律施行後遅滞なく、官報で公告しなければならない。

4　銀行等の債券発行等に関する法律は、廃止する。

5　旧銀行等の債券発行等に関する法律（以下「旧債券発行法」という。）第十一條第四項から第七項まで（優先株式発行の手続）並びに同法第十二條第三項（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）及び同法第十三條から第十五條まで（優先株式の消却及び準備金）の規定は、この法律施行の日から五年以内で政令で定める日までは、この法律施行後も、なお効力を有する。

6　旧債券発行法は、この法律施行前に旧債券発行法により発行した債券及び国が引き受けた優先出資に関しては、この法律施行後も、前二項の規定により旧債券発行法が効力を失う以前に同法又は第十項の規定により国が引き受けた優先株式に関しては、同法が前二項の規定により効力を失つた後も、なおその効力を有する。

7　当分の間、長期信用銀行（この法律公布の日において銀行であつた者で長期信用銀行となつたものを除く。）は、第四條の免許を受けた日から五年を経過した日を含む営業年度の末日までに限り、第八條の規定にかかわらず、資本及び準備金の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として債券を発行することができる。

8　長期信用銀行が、この法律施行の日から一年以内に、旧債券発行法に基き現に債券を発行している銀行から当該銀行の債券を承継した場合においては、その債券を承継した日から十年を経過した日を含む営業年度の末日までの間、第八條又は前項に規定する債券の発行限度の計算については、その承継した債券の券面金額に相当する金額に大蔵大臣が定める割合を乗じて得た金額は、債券発行高に算入しない。

9　前項の割合は、毎営業年度、当該長期信用銀行の資本及び準備金の金額並びに債券発行高等を勘案して定めるものとする。

10　当分の間、国は、長期信用銀行が発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、利益をもつて消却することができるもの（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。

11　商法第二百四十二條第二項（無議決権株の総数）の規定は、前項の規定により国が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

12　第十項の規定により国が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。

13　第十項の規定により国が引き受ける優先株式の発行及び消却、当該優先株式に対する配当、当該優先株式の消却に伴い積み立てられる準備金並びに当該準備金と他の準備金との関係については、第五項の規定によりなお効力を有する旧債券発行法第十一條第四項から第七項まで（優先株式発行の手続）並びに同法第十二條第三項（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用除外）及び第十三條から第十五條まで（優先株式の消却及び準備金）の規定を準用する。この場合において旧債券発行法第十一條第五項中「第一項」とあるのは「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第　号）附則第十項」と読み替えるものとする。

14　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項を次のように改める。

農林中央金庫ハ拂込資本金及出資者勘定ニ属スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ農林債券ヲ発行スルコトヲ得

第十八條に次の一項を加える。

農林債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得

第十九條第一項中「低利ノ」を削る。

第二十條中「主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」を「其ノ都度其ノ金額及條件ヲ予メ主務大臣ニ届出ヅベシ」に改める。

15　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條　商工組合中央金庫ハ拂込資本金及出資者勘定ニ属スル準備金ノ額ノ二十倍ヲ限リ商工債券ヲ発行スルコトヲ得

第三十四條中「主務大臣ノ認可ヲ受クベシ」を「其ノ都度其ノ金額及條件ヲ予メ主務大臣ニ届出ヅベシ」に改める。

16　普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二條中「銀行法ニ依リ銀行業ノ免許ヲ受ケタル銀行」を「銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル銀行及長期信用銀行法ニ依リ免許ヲ受ケタル長期信用銀行」に改める。

17　日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号中「銀行法に規定する銀行」の下に「及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第　号）に規定する長期信用銀行」を加える。

18　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五條の十三中「銀行等の債券発行等に関する法律」を「旧銀行等の債券発行等に関する法律」に、「第二十七條第二項」を「同法第十七條第二項又は長期信用銀行法附則第十三項」に改める。

19　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九十九條第一項中、銀行等の債券発行等に関する法律（昭和二十五年法律第四十号）」を削る。

第百十二條第二項中「銀行等の債券発行等に関する法律を除く。」を削る。

長期信用銀行法案に対する修正案

長期信用銀行法案に対する修正

長期信用銀行法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「附則第二項の規定」の下に「及び附則第十四項中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十三條の改正規定」を加える。

附則第十四項中「（大正十二年法律第四十二号）」を削り、同項中農林中央金庫法第十七條第一項の改正規定に関する部分の前に次のように加える。

第十三條中第四号を第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　所属団体ノ為ニ債務ノ保証ヲ為スコト

同條に第九号として次の一号を加える。

九　主務大臣ノ認可ヲ受ケ国、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ノ一部ヲ代理スルコト

水産資源保護法の一部を改正する法律案

水産資源保護法の一部を改正する法律

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5　改正前の漁業法第六十五條第一項の規定に基いて農林大臣又は都道府県知事が定めた省令又は規則でこの法律施行の際現に効力を有するもののうち、改正前の漁業法第六十五條第一項第一号から第三号までに掲げる事項に関するものは第四條及び改正後の漁業法第六十五條第一項の規定に基いて、改正前の漁業法第六十五條第一項第五号から第七号までに掲げる事項に関するものは第四條の規定に基いて定められたものとみなす。

附　則

この法律は、水産資源保護法施行の日から施行する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條　国庫は、農業共済組合の組合員の支拂うべき農作物共済に係る共済掛金のうち、共済金額を共済目的の種類ごとに都道府県別に合計した金額に、左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。

一　当該都道府県の当該共済目的に係る第百七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の二分の一

二　当該都道府県の当該共済目的に係る第百七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の二分の一

三　当該都道府県の当該共済目的に係る第百七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

前項の負担金は、農業共済再保険特別会計の歳入に繰り入れる。

第十三條の二及び第十三條の三中「昭和二十四年度から昭和二十六年度までにおいて」を削る。

第三十條第二項の次に次の一項を加える。

第一項第八号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。

第三十一條第三項を次のように改める。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員は創立総会）においてこれを選挙する。但し、農業共済組合の役員（設立当時の役員を除く。）は、定款の定めるところにより、総会外においてこれを選挙することができる。

第三十一條第五項の次に次の三項を加える。

役員の選挙においては、選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。

役員の選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

総会外において役員の選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條　役員の任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（農業共済組合の合併による設立の場合は設立委員）において定める。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第四十五條の二第四項中「第三十一條第三項乃至第五項」を「第三十一條第三項乃至第八項」に改める。

第七十九條第二項中「定款に違反する疑があると認めるとき」を「定款に従つて適正になされているか否かを知るために必要があるとき」に改める。

第百七條第四項第一号及び第二号中「標準被害率」を「通常標準被害率」に、同項第二号中「種類」ごとに定める一定の率」を「種類」ごとに定める異常標準被害率（以下単に異常標準被害率という。）に、「その一定の率」を「異常標準被害率」に、同項第三号中「前号の一定の率」を「異常標準被害率」に改める。

第百三十五條第一号及び第百三十七條第一号中「標準被害率」を「通常標準被害率」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二條、第十三條の二、第十三條の三及び第百七條第四項の改正規定は、昭和二十七年度から適用する。

2　農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律（昭和二十四年法律第四十六号）は、廃止する。

3　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中、「食糧管理特別会計」を削る。

4　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「農業共済再保険特別会計ヘ繰入金、」を削る。

5　この法律の施行の際現に存する農業共済組合及び農業共済組合連合会の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。但し、総会において、改正された任期によるべき旨を議決したときは、その任期による。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正

農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七十九條第二項の改正規定中「改める。」を「改め、同項の次に次の一項を加える。

行政庁は、農業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。」に改める。

第七十九條の改正規定の次に次のように加える。

第八十七條第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による賦課金の賦課については、命令の定めるところによる。

第百七條第四項の改正規定の次に次のように加える。

第百三十二條中「第八十七條第一項」を「第八十七條第一項及び第二項」に改める。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案（井上良二君外七名提出）

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正

農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二條の改正規定第一項第一号中「から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率」を削る。

第百三十二條の二第一項中「同種の損害」の下に「（建物の損害を除く。）」を加える。

附則に次の一項を加える。

6　この法律施行の際、現に農業共済組合連合会が農業協同組合又は農業協同組合連合会の建物につき、負担している共済責任については、第百三十二條の二の改正規定にかかわらず、当該期限の到来まで、なお、従前の例による。

農業災害補償法臨時特例法案

農業災害補償法臨時特例法

（目的）

第一條　この法律は、農作物共済の合理化に資するため、水稲及び麦についての農作物共済に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の規定に特例を設け、これを試験的に次條の農業共済組合及びその農業共済組合を会員とする農業共済組合連合会に適用することを目的とする。

（農業共済組合の指定）

第二條　農林大臣は、政令で定める基準に基き、水稲及び麦のそれぞれにつき、この法律により農作物共済を行うべき農業共済組合をその農業共済組合の同意を得て指定する。

2　農林大臣は、必要があると認めるときは、当該農業共済組合の同意を得て前項の規定による指定を取り消すことができる。

（共済金額）

第三條　前條第一項の規定による指定を受けた農業共済組合（以下「指定組合」という。）については、当該共済目的に係る農作物共済の共済金額は、農業災害補償法第百六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百一号）附則第四項の規定にかかわらず、当該指定組合の前條第一項の規定による総共済金額でその同條第二項の規定により計算された総共済金額を除して得た率を、当該市町村（地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては、区）又は特別区の属する危險階級の基準共済掛金率に乗じて得た率（以下「農家単位共済基準共済掛金率」という。）を下らない範囲内において定款で定める。

2　指定組合を会員とする農業共済組合連合会の保險料率は、指定組合の当該共済目的に係る農作物共済につては、農家単位共済基準共済掛金率と同率とする。

3　指定組合を会員とする農業共済組合連合会が政府に納入すべき再保險料の計算については、共済目的の種類ごとに、当該総保險金額を指定組合に係るものと指定組合以外の農業共済組合に係るものとに区別し、指定組合に係る保險金額に適用すべき再保險料率は、指定組合の前條第一項の規定による総共済金額でその同條第二項の規定により計算された総共済金額を除して得た率を、異常共済掛金標準率と合計した率に乗じて得た率とする。

（共済金）

第五條　指定組合は、各組合員についての共済事故による耕地ごとの減收の合計が平年におけるその組合員の收穫量の百分の二十をこえた場合には、そのこえた部分の石数を石当り共済金額に乗じて得た金額に相当する共済金をその組合員に支拂うものとする。

（共済金額の算定）

1　農業災害補償法第百二條第一項の農業共済組合の同條第二項の規定による共済金額の算定は、次條から第四條までの規定によるほか、政令で定めるところによる。

2　農業災害補償法第十二條第一項の規定により国庫が負担する金額を定める場合及び同法第百七條第二項の規定により基準共済掛金率を定める場合における共済金額は、指定組合については、前項の規定にかかわらず、同法第百六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定により計算する。

3　農業災害補償法第百三十五條第一号の規定により政府の再保險金額を定める場合及び同法第百三十七條第一号の規定により政府の支拂うべき再保險金を定める場合において、通常標準被害率を乗ずべき総保險金額は、指定組合に係るものについても、第一項の規定にかかわらず、同法第百六條及び農業災害補償法の一部を改正する法律附則第四項の規定による共済金額に基いて計算する。

（共済掛金率等）

第四條　指定組合については、当該共済目的に係る農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、指定組合の前條第一項の規定による総共済金額でその同條第二項の規定により計算された総共済金額を除して得た率を、当該市町村（地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては、区）又は特別区の属する危險階級の基準共済掛金率に乗じて得た率（以下「農家単位共済基準共済掛金率」という。）を下らない範囲内において定款で定める。

2　指定組合を会員とする農業共済組合連合会の保險料率は、指定組合の当該共済目的に係る農作物共済については、農家単位共済基準共済掛金率と同率とする。

3　指定組合を会員とする農業共済組合連合会が政府に納入すべき再保險料の計算については、共済目的の種類ごとに、当該総保險金額を指定組合に係るものと指定組合以外の農業共済組合に係るものとに区別し、指定組合に係る保險金額に適用すべき再保險料率は、指定組合の前條第一項の規定による総共済金額でその同條第二項の規定により計算された総共済金額を除して得た率を、異常共済掛金標準率と合計した率に乗じて得た率とする。

（共済金）

第五條　指定組合は、各組合員についての共済事故による耕地ごとの減收の合計が平年におけるその組合員の收穫量の百分の二十をこえた場合には、そのこえた部分の石数を石当り共済金額に乗じて得た金額に相当する共済金をその組合員に支拂うものとする。

（会計の区分経理）

第六條　指定組合は、この法律により共済事業を行う共済目的については、その共済目的の種類ごとに、他の共済目的と会計を区分して経理しなければならない。

2　指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、この法律により共済事業を行う共済目的に係る会計のうち、指定組合に係るものを他と区分して経理しなければならない。

（剰余金の処分）

第七條　指定組合は、この法律により行う共済事業から生じた毎事業年度の剰余金を、共済目的の種類ごとに、その指定組合の当該共済目的に係る共済掛金率から農家単位共済基準共済掛金率を控除した率を総共済金額に乗じて得た金額を限度として、省令の定めるところにより、組合員に分配することができる。

2　指定組合は、前項の規定により分配をしてなお剰余があるときは、省令の定めるところによりこれを積み立てなければならない。

3　農業災害補償法第百一條及び第百二條の規定は、指定組合がこの法律により行う共済事業については、適用しない。

（準備金の拂いもどし）

第八條　指定組合を会員とする農業共済組合連合会は、それぞれの種類の共済目的につき、指定組合たるその会員のすべてがこの法律に

よる共済事業を行うことをやめた場合には、省令の定めるところにより、当該事業に係る準備金を当該組合員に拂いもどさなければならない。

2　指定組合がこの法律による共済事業を行うことをやめた場合には、当該事業に係る準備金及び前項の規定により拂いもどしを受けた準備金を、省令の定めるところにより、組合員に拂いもどさなければならない。

（指定組合の組合員に対する補助）

第九條　国庫は、指定組合の組合員の共済金額に農家単位共済基礎共済掛金率を乗じて得た額のうち当該組合員の負担に係る部分の二分の一に相当する額の補助金を当該組合員に交付する。

2　前項の規定により指定組合の組合員に交付すべき補助金は、これを組合員に交付するのに代えて、当該組合員がその属する指定組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てるため当該指定組合にこれを交付し、又は当該指定組合がその属する農業共済組合連合会に支拂うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

（報告の徴取）

第十條　農林大臣及び都道府県知事は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定組合及び指定組合を会員とする農業共済組合連合会から報告を徴することができる。

附則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3　この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4　農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

第二十條　農業災害補償法臨時特例法（昭和二十七年法律第　号）第九條ノ規定ニ依ル補助金ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間農業勘定ノ歳出トス

農業共済基金法案

農業共済基金法

目次

第一章　総則（第一條―第六條）
第二章　設立（第七條―第十三條）
第三章　会員（第十四條―第十七條）
第四章　管理（第十八條―第三十二條）
第五章　業務（第三十三條―第三十六條）
第六章　会計（第三十七條―第四十條）
第七章　監督（第四十一條―第四十四條）
第八章　補則（第四十五條―第五十條）
第九章　罰則（第五十一條―第五十四條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）による農業共済組合連合会の保険収支の長期均衡性にかんがみ、農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済について、その保険金の支拂に必要な資金の供給を円滑にするため、農業共済基金を設立し、もつて農業災害補償事業の健全な運営を図ることを目的とする。

（人格）

第二條　農業共済基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（名称の使用制限）

第三條　基金でない者は、農業共済基金という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（主たる事務所）

第四條　基金の主たる事務所は、東京都に置く。

2　基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（資本金）

第五條　基金の資本金は、三十億円とする。

2　政府は、十五億円を基金に出資しなければならない。

（登記）

第六條　基金は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　設立

（設立委員）

第七條　農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、省令の定めるところにより、設立準備会を開き、設立委員を選任しなければならない。

2　前項の設立準備会の議事は、三分の二以上の委員が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

3　設立委員の数は、八人以上とし、そのうち少くとも半数は、連合会の理事でなければならない。

4　第十六條第一項の規定は、設立準備会について準用する。

（創立総会）

第八條　設立委員は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともに、その会日の二週間前までに各連合会に通知して、省令で定める期日までに創立総会を開かなければならない。

2　定款その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3　創立総会の議事は、半数以上の連合会が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4　第十六條第一項の規定は、創立総会について準用する。

（設立の認可）

第九條　設立委員は、創立総会の終了後遅滞なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　設立委員は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

（理事長への事務引渡）

第十條　前條第一項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を理事長に引き渡すとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。

（出資の拂込）

第十一條　理事長は、前條の規定による事務の引渡を受けたときは、遅滞なく第五條第二項の出資金の全額を拂い込まなければならない。

（設立登記の申請）

第十二條　理事長は、政府の出資の拂込があつたときは、遅滞なく設立の登記の申請をしなければならない。

（成立の時期）

第十三條　基金は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第三章　会員

（全連合会の加入）

第十四條　基金が成立したときは、連合会は、すべて基金の会員となる。

（出資）

第十五條　会員が出資すべき金額は、合計十五億円とし、その会員別の配分は、定款で定める。

2　前項の規定による出資金の配分は、第一号に掲げる金額の会員相

互間の割合を基準としてしなければならない。但し、出資金の一部は、第二号に掲げる金額の会員相互間の割合を基準として配分し、又は各会員に平等に配分することができる。

一　会員ごとに、農作物共済及び蚕繭共済について、共済目的の種類別に、それぞれイによつて算出した金額と、死亡廃用共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に、それぞれロによつて算出した金額とを合計した金額

イ　省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち昭和二十七事業年度に適用すべき通常共済掛金標準率をこえる部分を計算し、これを合計した率を、省令で定めるところにより算出される推定総保険金額に乗じて得た金額。但し、その被害率が昭和二十七事業年度に適用すべき通常標準被害率をこえる事業年度については、当該通常標準被害率をその被害率とみなして計算する。

ロ　省令で定める一定期間につき、その期間内の各事業年度の被害率のうち、省令の定めるところにより、昭和二十七事業年度に適用すべき地域別の共済掛金標準率に基いて算出した率をこえる部分を計算し、これを合計した率を省令で定めるところにより算出される推定総保険金額に乗じて得た金額

二　会員ごとに、農作物共済、蚕繭共済及び死亡廃用共済のうち省令で定める家畜に係るものについて共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される推定総保険金額を合計した金額

3　会員は、定款の定めるところにより五年以内に出資の拂込をしなければならない。

4　前項の規定による第一回の拂込金の総額は、一億円を下つてはならない。

5　会員は、出資の拂込について、相殺をもつて基金に対抗することができない。

6　会員の責任は、その出資額を限度とする。

（議決権）

第十六條　会員は、各々一箇の議決権を有する。

2　会員は、定款の定めるところにより、第二十五條第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、他の会員を代理人として議決権を行うことができる。

3　前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、二以上の会員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を基金に差し出さなければならない。

（持分の譲渡禁止）

第十七條　会員の持分は、譲渡することができない。

第四章　管理

（定款）

第十八條　基金の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　業務

四　事務所の所在地

五　資本金の総額

六　出資に関する規定

七　会員に関する規定

八　役員に関する規定

九　総会及び運営委員会に関する規定

十　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十一　準備金に関する規定

十二　事業年度

十三　公告の方法

（役員）

第十九條　基金に、役員として理事長一人、理事三人、監事二人を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十條　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の事務を整理し、理事長に事故があるときには理事長の職務を代理し、理事長が欠員のときには理事長の職務を行う。

3　監事は、基金の業務を監査する。

（役員の選任及び任期）

第二十一條　役員は、定款の定めるところにより、総会で選任する。但し、設立当初の役員は、創立総会で選任する。

2　理事長又は設立委員は、前項の規定による役員の選任があつたときは、遅滞なく、これについて農林大臣に認可を申請しなければならない。

3　役員の選任は、前項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4　役員が欠員となつたときは、遅滞なく補欠の役員を選任しなければならない。

5　役員の任期は、三年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の退任）

第二十二條　役員は、左に掲げる場合には、その職を失う。

一　任期が満了したとき。

二　辞任の申出につき、総会の承認があり、農林大臣がこれを認可したとき。

三　総会でその解任の議決があり、農林大臣がこれを認可したとき。

四　第四十四條第二項の規定により解任されたとき。

2　第三十條第二項の規定は、前項第三号の解任の議決に準用する。

（役員の兼職禁止）

第二十三條　理事長又は理事は、監事と相兼ねてはならない。

（理事長及び理事の自己契約等の禁止）

第二十四條　基金が理事長又は理事と契約をするときは、監事が、基金を代表する。基金と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

（会員に対する通知又は催告）

第二十五條　基金が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の住所にあてれば足りる。

2　総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

3　前項の通知は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第二十六條　理事長は、定款を各事務所に備えて置き、且つ、会員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

第二十七條　理事長は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3　理事長は、第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

（民法の準用）

第二十八條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十三條から第五十六條まで（理事の代表権、仮理事）、第六十條（通常総会）及び第六十一條（臨時総会）の規定は、役員に準用する。この場合において、同法第四十四條、第五十三條及び第五十五條中「理事」とあるのは「理事長及理事」と、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第六十條及び第六十一條中「理事」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

（運営委員会）

第二十九條　基金に運営委員会を置く。

2　運営委員会は、定款の定めるところにより、業務の運営に関する重要事項につき、理事長の諮問に応ずるものとする。

3　運営委員会は、委員十三人で組織する。

4　委員は、会員を代表する者八人及び基金の業務に関し学識経験を有する者五人をもつて充てる。

5　委員は、役員と相兼ねてはならない。

6　第二十一條第一項の規定は、委員の選任に準用する。

7　委員の任期及び退任については、定款の定めるところによる。

（総会の議決）

第三十條　左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失金処理案

2　定款変更の議決は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。

3　定款の変更及び剰余金処分案又は損失金処理案は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十一條　総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会で選任する。

3　議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（民法の準用）

第三十二條　民法第六十四條（総会の決議事項）及び第六十六條（表決権のない場合）の規定は、総会に準用する。

第五章　業務

（業務の範囲）

第三十三條　基金は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一　農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済に係る保険金の支拂に関して会員が負担する債務の保証

二　農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済に係る保険金の支拂に関して会員が負担する債務の保証

三　前二号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第三十四條　基金は、業務開始の際、業務方法書を定め、これを農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2　前項の業務方法書には、資金の貸付の方法、利率及び期限、元利金の回収の方法、業務の委託の要領、余裕金の運用の方法その他省令で定める事項を記載しなければならない。

（業務の委託）

第三十五條　基金は、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関に対し、省令の定めるところにより、その業務の一部を委託することができる。

2　農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、前項の規定により委託された業務を行うことができる。

3　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第一号及び第二号の業務をあわせ行う農業協同組合連合会は、同條第五項の規定にかかわらず、第一項の規定により委託された業務を行うことができる。

（貸付金等の使用）

第三十六條　会員は、基金から貸付を受けた資金又は基金の保証に係る借入金を農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済に係る保険金の支拂以外の目的に使用してはならない。

2　会員が前項の規定に違反して資金又は借入金を他の目的に使用したときは、基金は、定款の定めるところにより、当該会員に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他の措置をとるべきことを請求することができる。

第六章　会計

（予算の承認）

第三十七條　基金は、事業年度ごとに、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めて、当該事業年度の開始前にこれを農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これに変更を加えようとするときも、また同様とする。

（損失てん補準備金）

第三十八條　基金は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（特別積立金）

第三十九條　基金は、前條第一項の準備金を積み立ててなお剰余金があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならない。

2　前項の積立金の処分については、別に法律で定める。

（余裕金の運用）

第四十條　基金は、左の方法以外の方法によりその業務上の余裕金を運用してはならない。

一　農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二　国債証券、地方債証券又は農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関の発行する債券の保有

第七章　監督

（報告及び検査）

第四十一條　農林大臣は、必要があると認めるときは、基金若しくは第三十五條第一項の規定により委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対して報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。但し、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（法令等の違反に対する措置）

第四十二條　農林大臣は、前條第一項の規定による検査の結果、基金の業務又は会計が、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると

認めるときは、基金に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（議決の取消）

第四十三條　農林大臣は、総会の招集手続又は議決の方法が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、議決の日から一箇月以内にその議決を取り消すことができる。

（役員の改選命令）

第四十四條　農林大臣は、基金が第四十二條の命令に違反したとき又は基金の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款若しくは業務方法書に違反したときは、基金に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

2　農林大臣は、基金が前項の命令に違反したときは、同項の命令に係る役員を解任することができる。

第八章　補則

（連合会のきよ出金の徴収）

第四十五條　連合会は、その基金に対する出資金の額の範囲内で、定款で会員別に定める金額のきよ出金を、定款の定めるところにより、当該会員から徴収することができる。

2　前項の規定によるきよ出金の各会員への配分は、各会員の農作物共済、畜産共済及び家畜共済のうち省令で定める家畜に係るものについて、共済目的の種類別に省令の定めるところにより算出される推定総共済金額に、それぞれ昭和二十七事業年度に適用すべき基準共済掛金率（家畜共済にあつては、共済掛金標準率を乗じて得た金額を会員ごとに合計した額の会員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、きよ出金の一部は、各会員に平等に配分することができる。

3　農業災害補償法第九十條（共済掛金等の相殺の禁止）の規定は、第一項の規定によるきよ出金の徴収に準用する。

4　連合会は、前三項の規定によるきよ出をさせたときは、その詳細を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

（組合のきよ出金の徴収）

第四十六條　組合は、前條の規定によりきよ出すべき金額の範囲内で定款の定めるところにより決定される額のきよ出金を、省令の定めるところにより、組合員から徴収することができる。

2　前項の規定によるきよ出金の各組合員への配分は、各組合員の農作物共済、畜産共済及び家畜共済について共済目的の種類別に省令で定めるところにより算出される推定共済掛金額の合計額の組合員相互間の割合を基準としてしなければならない。但し、きよ出金の一部については、各組合員に平等に配分することができる。

3　農業災害補償法第九十條（共済掛金等の相殺の禁止）及び第百八條（共済掛金の滞納処分）並びに前條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

（特別きよ出金の徴収）

第四十七條　組合が前條第一項の規定による最初のきよ出金の額を決定した後に組合に加入した者は、省令の定めるところにより、その加入の時までに他の組合員が同項の規定によりきよ出すべきものと定められた金額に相応する額の特別きよ出金を組合に納付しなければならない。

2　組合は、前項の規定により納付された特別きよ出金を遅滞なく連合会に納付しなければならない。

3　前條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

（きよ出金拂いもどし準備金）

第四十八條　連合会は、前條第二項の規定により納付された特別きよ出金をきよ出金拂いもどし準備金として積み立てなければならない。

2　きよ出金拂いもどし準備金は、次條第三項の規定による交付金に充てる場合及び省令で定める場合を除いては、取りくずしてはならない。

（きよ出金の拂いもどし等）

第四十九條　組合員が脱退したときは、組合は、当該事業年度の終においてその組合員が納付したきよ出金又は特別きよ出金に相当する金額を拂いもどさなければならない。

2　組合は、前項の規定による拂いもどしに充てるため必要な額の資金を交付すべきことを連合会に請求することができる。

3　連合会は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る額の資金を当該組合に交付しなければならない。

4　連合会は、前項の規定により資金を交付する場合において、きよ出金拂いもどし準備金をこれに充ててなお不足するときは、基金に対しその不足する額の資金を交付すべきことを請求することができる。

5　基金は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る資金を当該連合会に交付しなければならない。

（基金の解散及び清算）

第五十條　基金の解散及び清算については、別に法律で定める。

第九章　罰則

第五十一條　基金又は受託者の役員又は職員が第四十一條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第五十二條　左の場合には、その違反行為をした基金の役員を三万円以下の過料に処する。

一　第三十四條第一項の規定による認可又は第三十七條の規定による承認を受けなかつたとき。

二　この法律又はこの法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三　第二十六條第一項若しくは第二十七條第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十六條第二項若しくは第二十七條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

四　第二十八條で準用する民法第六十條の規定に違反したとき。

五　基金の業務の範囲外の業務を行つたとき。

六　第三十八條又は第三十九條第一項の規定に違反したとき。

七　第四十條の規定に違反したとき。

第五十三條　左の場合には、組合又は連合会の役員を三万円以下の過料に処する。

一　第四十五條第四項（第四十六條第三項又は第四十七條第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第四十七條第二項の規定に違反したとき。

三　第四十八條の規定に違反したとき。

第五十四條　第三條の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「り　削除」を「り　農業共済基金法（昭和二十七年法律　号）に改める。

3　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ三　農業共済基金ノ発スル証書、帳簿

4　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「農業共済組合及び同連合会」の下に「、農業共済基金」を加える。

5　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「食糧営団、」の下に「農業共済基金、」を、「食糧管理法、」の下に「農業共済基金法、」を加える。

6　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「農業共済組合及び同連合会」の下に、「農業共済基金」を加える。

7　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「農業共済組合連合会、」の下に「農業共済基金、」を、第七百四十三條第五号中「農業共済組合連合会、」の下に「農業共済基金、」を加える。

8　経済関係調則ノ整備ニ関スル法律（昭和二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中「八　削除」を「八　農業共済基金及農業共済基金法（昭和二十七年法律第　号）第三十五條第一項ノ規定ニ依ル委託ヲ受ケ農業共済基金ノ業務ヲ行フ金融機関」に改める。

会社更生法案

会社更生法

目次

第一章　総則（第一條―第二十九條）
第二章　更生手続の開始（第三十條―第九十三條）
第三章　管財人（第九十四條―第百一條）
第四章　更生債権者、更生担保権者及び株主（第百二條―第百六十四條）
第五章　関係人集会（第百六十五條―第百七十四條）
第六章　更生手続開始後の手続（第百七十五條―第二百十八條）
第七章　更生計画の條項（第二百十九條―第二百三十九條）
第八章　更生計画の認否及び遂行（第二百四十條―第二百八十條）
第九章　更生手続の廃止（第二百八十一條―第二百九十二條）
第十章　報酬及び報償金（第二百九十三條―第二百九十七條）
第十一章　罰則（第二百九十八條―第三百三條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、窮境にあるが再建の見込のある株式会社（以下「会社」という。）について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。

（更生手続の効力発生の時）

第二條　更生手続は、その開始決定の時から、効力を生ずる。

（外国人の地位）

第三條　外国人又は外国法人は、会社の更生に関し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

（属地主義）

第四條　日本国内で開始した更生手続は、日本国内にある会社の財産についてのみ、効力を有する。

2　外国で開始した更生手続は、日本国内にある財産については、効力を有しない。

3　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

（時効の中断）

第五條　更生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。但し、更生債権者又は更生担保権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

（更生事件の管轄）

第六條　更生事件は、会社の本店の所在地、外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（更生事件の移送）

第七條　前條の裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を会社の他の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（民事訴訟法の準用）

第八條　更生手続に関しては、この法律に特別の規定がないときは、民事訴訟法を準用する。

（任意的口頭弁論及び職権調査）

第九條　更生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2　裁判所は、職権で、更生事件に関して必要な調査をすることができる。

（裁判の職権送達）

第十條　更生手続に関する裁判は、職権で送達しなければならない。

（抗告）

第十一條　更生手続に関する裁判については、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害関係を有する者は、即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して二週間とする。

（公告）

第十二條　この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2　公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

（掲示による公告）

第十三條　会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條第一項の規定にかかわらず、新聞紙上の掲載に代え、裁判所及び会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所）の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所若しくはこれに準ずべき公署の掲示場に掲示してすることができる。この場合には、掲示の日から三日を経過した日に、新聞紙上の掲載があつたものとみなす。

2　前項の規定は、会社が無記名式の株券又は社債券を発行している場合には、適用しない。

（社債権者等に対する送達）

第十四條　この法律の規定によつてする会社の社債権者又は株主に対する送達は、社債権者又は株主に対しては、この法律に特別の規定

らこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出がないときは、株主名簿若しくは社債原簿に記載した住所又はその者が会社に通知した住所にあてて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2　登記した担保権を有する更生担保権者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出がないときは、登記簿に記載した住所にあてて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3　前二項の規定によつて書類を郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

4　第一項及び第二項の場合においては、裁判所書記官は、書面を作り、これに送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日時を記載して署名押印しなければならない。

（公告及び送達をする場合）

第十五條　この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2　前項の場合には、公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

3　前條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

（送達に代える公告）

第十六條　この法律の規定によつて送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所を知ることが困難である場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達に代えることを命ずることができる。

（更生手続開始の登記の嘱託）

第十七條　更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合及び更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に会社又は新会社について登記すべき事項が生じた場合に準用する。

（登記所の職務）

第十八條　会社財産に属する権利で登記したものがあることを知つたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生手続開始決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の規定は、更正計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合に準用する。但し、会社、更生債権者、更生担保権者、株主及び新会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

（更生手続に関する他の登記への準用）

第十九條　第十七條第一項及び前條第一項の規定は、更生手続開始決定取消、更正手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合及び更生計画認可又は更生手続終結の決定があつた場合に準用する。

（登記所の職務）

第二十條　登記所は、前三條の規定による登記の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

2　登記所は、更生手続開始の登記をする場合において、会社について和議開始、整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記をまつ消しなければならない。

3　登記所は、更正手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつてまつ消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

4　前二項の規定は、更生計画認可又はその取消の登記をする場合に、破産の登記について準用する。

（否認の登記）

第二十一條　登記の原因である行為が否認されたときは、管財人、管財人がないときは会社は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、また同様である。

2　第十九條の規定は、前項の場合に準用する。

（登録への準用）

第二十二條　前四條の規定は、会社財産に属する権利で登録したものに準用する。

（破産手続への移行）

第二十三條　破産宣告前の会社について更生手続開始申立棄却、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合において、会社に破産の原因たる事実があると認めるときは、裁判所は、職権で、破産法（大正十一年法律第七十一号）に従い、破産の宣告をすることができる。

2　前項の場合においては、第十九條の規定による登記又は前條において準用する第十九條の規定による登録の嘱託は、破産の登記又は登録の嘱託とともにしなければならない。

第二十四條　前條第一項の規定により破産の宣告があつたときは、破産法第一編の適用については、更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令若しくは和議手続における和議開始の申立又は許可破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準ずべき者の行為は、その前に支拂の停止又は破産の申立がないときは、これを支拂の停止又は破産の申立とみなし、共益債権は、財団債権とする。

第二十五條　破産宣告後の会社について更生手続開始申立棄却、第二百八十一條若しくは第二百八十二條の規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定によつて破産手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

第二十六條　破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合においては、裁判所は、職権で破産の宣告をしなければならない。

2　前項の場合においては、破産法第一編の適用については、更生計画認可の決定によつて効力を失つ

た破産手続における破産の申立の時に破産の申立があつたものとみなし、共益債権は、財団債権とする。

3　第二十三條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（和議手続への移行）

第二十七條　第二十三條第一項に掲げる決定をした場合において、相当と認めるときは、裁判所は、その決定の確定前においても和議の申立をすることを認可することができる。

2　裁判所が前項の認可をしたときは、和議法（大正十一年法律第七十二号）に従つて和議手続をしなければならない。

第二十八條　更生手続開始の決定によつて和議手続が効力を失つた後、前條の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第十條（支拂停止等の擬制及び第三十三條（和議債権者の否認権）の規定の適用については、その効力を失つた和議手続における和議開始の申立の時に和議開始の申立があつたものとみなす。

2　前條の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第五十六條（和議のために生じた債権等の弁済）の規定の適用については、共益債権は、和議のために生じた債権とみなす。

（破産等の申立義務と更生手続開始の申立）

第二十九條　他の法律によつて会社の清算人が会社に対して破産又は特別清算開始の申立をしなければならない場合においても、更生手続開始の申立をすることを妨げない。

第二章　更生手続の開始

（手続の開始）

第三十條　事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に対し、更生手続開始の申立をすることができる。会社に破産の原因たる事実の生ずる虞があるときも、また同様である。

2　前項後段の場合においては、資本の十分の一に当る金額若しくは百万円以上の債権を有する債権者又は発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主も、また申立をすることができる。

（解散後の会社の申立）

第三十一條　清算若しくは特別清算中の会社又は破産宣告後の会社が更生手続開始の申立をするには、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條（定款変更の決議方法）に定める決議によらなければならない。

（申立書）

第三十二條　更生手続開始の申立は、書面でしなければならない。

2　申立書には、左の事項を記載しなければならない。

一　申立人及び法定代理人の氏名及び住所

二　会社の商号、本店の所在場所、代表者の氏名並びに外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在場所及び日本における代表者の氏名

三　申立の趣旨

四　更生手続開始の原因たる事実

五　会社の目的及び業務の状況

六　会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況

七　会社財産に関してされている他の手続又は処分で申立人に知れているもの

八　更生計画に関して申立人の意見があるときは、その意見

3　申立書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立をするときはその有する株式の数、債権者が申立をするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。

（疎明）

第三十三條　更生手続開始の申立をするときは、更生手続開始の原因たる事実を疎明しなければならない。

2　債権者又は株主が前項の申立をするときは、その有する債権の額又は株式の数をも疎明しなければならない。

（費用の予納）

第三十四條　更生手続開始の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2　前項の金額は、裁判所が事件の大小等を考慮して定める。会社以外の者が申立をしたときは、更生手続開始後の費用については、会社財産から支拂うことのできる金額をも考慮して定めなければならない。

3　費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（監督行政庁への通知等）

第三十五條　更生手続開始の申立があつたときは、裁判所は、会社の業務を監督する行政庁、会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本條中同じ。）の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準ずべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁及び第百二十二條に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見の陳述を求めることができる。

3　前項に掲げる者は、裁判所に対し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

（審尋）

第三十六條　債権者又は株主が更生手続開始の申立をしたときは、裁判所は、会社の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者。以下同じ。）を審尋しなければならない。

（他の手続の中止命令等）

第三十七條　更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生手続開始の申立につき決定があるまでの間、破産手続、和議手続、整理手続、特別清算手続又は更生担保権若しくは更生担保権に基き会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売手続の中止を命ずることができる。会社の財産関係の訴訟手続又は会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものについても、また同様である。

2　更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、国税徴収法

（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分又は租税債務担保のため提供された物件の処分の中止を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

3　前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたとき、又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4　第二項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、時効は、進行しない。

5　裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

（手続開始の條件）

第三十八條　左の場合においては、裁判所は、更生手続開始の申立を棄却しなければならない。

一　更生手続の費用の予納がないとき。

二　債権者又は株主が更生手続開始の申立をするためにその債権又は株式を取得したとき。

三　破産回避の目的で申立をしたとき。

四　裁判所に破産手続、和議手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

五　更生の見込がないとき。

六　租税債務の履行を回避し、その他租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七　その他申立が誠実にされたものでないとき。

（保全処分）

第三十九條　裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害関係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に関し仮差押、仮処分その他必要な保全処分を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

3　前二項の規定による裁判は、決定でする。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（調査委員）

第四十條　裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任し、期間を定めて更生手続開始の原因たる事実及び第三十八條第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況、管財人の選任並びに会社の業務及び財産に関する保全処分の要否その他更生手続の開始に必要な事項について調査をさせ、更生手続を開始することが適当であるかどうかにつき意見書を提出させることができる。

2　調査委員は、調査に必要な学識経験のある者で利害関係のないもののうちから、選任しなければならない。

（調査委員の調査）

第四十一條　調査委員は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類、金銭その他の物件を検査することができる。

2　調査委員は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3　調査委員は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行吏の援助を求めることができる。

（調査委員の資格証明書）

第四十二條　裁判所は、調査委員に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

2　調査委員は、その職務を行うにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

（調査委員の監督）

第四十三條　調査委員は、裁判所の監督に属する。

（調査委員の解任）

第四十四條　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、調査委員を解任することができる。この場合においては、その調査委員を審尋しなければならない。

（開始決定書）

第四十五條　更生手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

（開始と同時に定めるべき事項）

第四十六條　裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、十人又は数人の管財人を選任し、且つ、左の事項を定めなければならない。但し、会社の債務が二千万円以下である場合には、管財人を選任しないことができる。

一　更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間。但し、その期間は、決定の日から二週間以上四月以下でなければならない。

二　第一回の関係人集会の期日。但し、その期日は、決定の日から一月内でなければならない。

三　更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上一月以下の期間を存しなければならない。

（開始の公告及び送達）

第四十七條　裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の事項を公告しなければならない。

一　更生手続開始決定の主文

二　管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨

三　前條の規定により定めた期間及び期日

四　会社の債務者及び会社財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨の命令。但し、管財人を選任しないときは、この限りでない。

2　管財人、審査人、会社並びに知れている更生債権者、更生担保権者及び株主には、前項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知れている会社の債務者及び会社財産の所持者には、前項に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3　前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。但し、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。

4　第一項第四号の届出を怠つた者は、これによつて会社財産に生じた損害を賠償しなければならない。

（開始の通知）

第四十八條　前條第一項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

2　前項の規定は、前條第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。

（書類の縦覧）

第四十九條　更生手続開始の申立に関する書類並びに調査委員の調査書類及び意見書は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（抗告）

第五十條　更生手続開始の申立についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　第三十七條の規定は、更生手続開始申立棄却の決定に対して即時抗告があつた場合に準用する。

（開始決定の取消）

第五十一條　更生手続開始決定取消の決定が確定したときは、直ちにその主文を公告しなければならない。

2　第四十七條第二項及び第四十八條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の場合においては、管財人、管財人がないときは会社は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

（開始後の資本の減少等）

第五十二條　更生手続開始後その終了までの間は、更生手続によらなければ、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散、会社の組織の変更若しくは継続又は利益若しくは利息の配当をすることができない。

2　更生手続開始後その終了までの間において、更生手続によらないで会社の定款を変更するには、裁判所の許可を得なければならない。

（開始後の業務及び財産の管理）

第五十三條　更生手続開始の決定があつた場合において、管財人が置かれたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。

（裁判所の許可を要する行為）

第五十四條　管財人、管財人がないときは会社は、左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以上の価額を有しないものについては、この限りでない。

一　会社財産の処分

二　財産の譲受

三　借財

四　第百三條の規定による契約の解除

五　訴の提起

六　和解及び仲裁契約

七　権利の放棄

八　共益債権及び取戻権の承認

九　その他裁判所の指定する行為

第五十五條　前條の規定に反する行為は、無効とする。但し、善意の第三者に対抗することができない。

（開始後の会社の行為）

第五十六條　会社が更生手続開始後会社財産に関してした法律行為は、管財人がない場合を除き、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　会社が更生手続開始の日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。

（開始後の権利取得）

第五十七條　更生手続開始後、更生債権又は更生担保権につき会社財産に関し会社又は管財人の行為によらないで権利を取得しても、その取得は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

（開始後の登記及び登録）

第五十八條　不動産又は船舶に関し更生手続開始前に生じた登記原因に基き更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二條第一号（登記の申請に必要な手続上の条件が具備しないとき。）の規定による仮登記は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。但し、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利の設定、移転又は変更に関する登録又は仮登録に準用する。

（開始後の会社に対する弁済）

第五十九條　更生手続開始後その事実を知らないで会社にした弁済は、更生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2　更生手続開始後その事実を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合を除き、会社財産が受けた利益の限度においてのみ更生手続の関係においてその効力を主張することができる。

（善意、悪意の推定）

第六十條　前二條の規定の適用については、更生手続開始の公告前においてはその事実を知らなかつたものと推定し、公告後においてはその事実を知つていたものと推定する。

（共有関係）

第六十一條　会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続の開始があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、分割をしない定があるときでも分割の請求をすることができる。

2　前項の場合においては、他の共有者は、相当の償金を支拂つて会社の持分を取得することができる。

（取戻権）

第六十二條　更生手続の開始は、会社に属しない財産を会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

（売渡担保）

第六十三條　更生手続の開始前会社に財産を譲り渡した者は、担保の目的でしたことを理由としてその財産を取り戻すことができない。

（運送中の売渡物品の取戻）

第六十四條　売主が売買の目的たる物品を買主に発送した場合に、買主がまだ代金の全額を弁済せず、且つ、到達地でその物品を受け取らない間に更生手続の開始があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。但し、管財人、管財人がないときは会社が裁判所の許可を得て代金の全額を支拂つてその物品の引渡を請求することを妨げない。

2　前項の規定は、第百三條の規定

の適用を妨げない。

（問屋の取戻権）

第六十五條　前條第一項の規定は、物品買入の委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合に準用する。

（賠償的取戻権）

第六十六條　会社が更生手続開始前に取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合においては、取戻権者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。管財人、管財人がないときは会社が取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合も、また同様である。

2　前項の場合において、管財人、管財人がないときは会社が更生手続開始後に反対給付を受けたときは、取戻権者は、管財人又は会社が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

（他の手続の中止等）

第六十七條　更生手続開始の決定があつたときは、破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立並びに更生債権若しくは更生担保権に基く会社財産に対する強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売は、することができず、破産手続並びに更生債権若しくは更生担保権に基き会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、中止し、和議手続、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失う。

2　更生手続開始の決定があつたときは、決定の日から更生計画認可若しくは更生手続終了までの間又は決定の日から六月間は、更生債権又は更生担保権に基く会社財産に対する国税徴収法による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分及び租税債務担保のため提供された物件の処分は、することができず、既にされているこれらの処分は、中止する。

3　裁判所は、必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職権で、前項の六月の期間を伸長することができる。但し、その期間は、三月をこえることができない。

4　前項の期間の伸長をする場合においては、裁判所は、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

5　第二項及び第三項の規定により処分をすることができず、又は処分が中止されている期間中は、時効は、進行しない。

6　裁判所は、更生に支障をきたさないと認めるときは、管財人（管財人がないときは、会社）若しくは第百二十二條に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者の申立により又は職権で、中止した手続又は処分の続行を命ずることができ、更生のため必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職権で、担保を供させ、又は供させないで、中止した手続又は処分の取消を命ずることができる。但し、破産手続については、この限りでない。

7　第一項の規定によつて効力を失つた手続のために会社に対して生じた債権及びその手続に関する会社に対する費用請求権並びに前項の規定によつて続行された手続又は処分に関する会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

（訴訟手続の中断）

第六十八條　更生手続開始の決定があつたときは、会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

（受継）

第六十九條　前條の規定によつて中断した訴訟手続のうち更生債権又は更生担保権に関しないものは、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

2　管財人の選任がないとき、又は前項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、会社は、当然訴訟手続を受継する。

（行政庁に係属する事件）

第七十條　前二條の規定は、会社の財産関係の事件で更生手続開始当時行政庁に係属するものに準用する。

（移送）

第七十一條　更生裁判所は、更生手続開始当時会社の財産関係の訴訟が他の裁判所に係属するときは、決定でその移送を求めることができる。更生手続開始後他の裁判所に係属するに至つたものについても、同様である。

2　前項の決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、訴訟を更生裁判所に移送しなければならない。

3　前項の移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができる。

4　前三項の規定は、上級裁判所に係属する訴訟については、適用しない。

（裁判所の処分）

第七十二條　更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権で、第三十九條に定める処分の外、左の処分をすることができる。

一　発起人、取締役、監査役又は清算人に対する株金払込請求権又はその責任に基く損害賠償請求権の査定

二　前号の株金払込請求権又は損害賠償請求権につき発起人、取締役、監査役又は清算人の財産に対してする保全処分

2　緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、前項第二号の処分をすることができる。

3　第三十九條第二項及び第三項の規定は、第一項第二号及び前項の規定による処分に準用する。

（株金払込請求権等の査定手続の開始）

第七十三條　前條第一項第一号の規定による査定の申立をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならない。

2　裁判所が職権で査定手続を開始する場合においては、その旨の決定をしなければならない。

（査定に関する裁判）

第七十四條　査定の裁判及び査定の申立を棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

2　裁判所は、決定前利害関係人を審尋しなければならない。

（異議の訴）

第七十五條　査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日か

ら一月の不変期間内に、異議の訴を提起することができる。

2　査定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

3　第一項の訴は、更生裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

4　数個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（査定の効力）

第七十六条　前条第一項の期間内に訴の提起がないときは、査定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。訴が却下されたときも、また同様である。

（時効の中断）

第七十七条　査定の申立は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。職権による査定手続の開始も、また同様である。

（否認権）

第七十八条　左に掲げる行為は、更生手続開始後、会社財産のために否認することができる。

一　会社が更生債権者又は更生担保権者（以下本條中「更生債権者等」という。）を害することを知つてした行為。但し、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

二　会社が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立（以下本條中「支拂の停止等」という。）のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供與又は債務の消滅に関する行為。但し、これによつて利益を受けた者がその行為の当時支拂の停止等のあつたこと又は更生債権者等を害する事実を知つていたときに限る。

三　会社が支拂の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供與又は債務の消滅に関する行為であつて、会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に属しないもの。但し、債権者においてその行為の当時会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事実を知らなかつたとき、支拂の停止等があつた後の場合は、なお、その事実をも知らなかつたときは、この限りでない。

四　会社が支拂の停止等があつた後又はその前六月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2　前項の規定は、会社が第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條に掲げる請求権につき　その徴收の権限を有する者に対してした担保の供與又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

（手形債務支拂の場合の例外）

第七十九條　前條第一項の規定は、会社から手形の支拂を受けた者がその支拂を受けなければ債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2　前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出を委託した者が振出の当時支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立のあつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、これらの者に会社が支拂つた金額を償還させることができる。

（権利変動の対抗要件の否認）

第八十條　支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するために必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。但し、登記及び登録については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録に準用する。

（執行行為の否認）

第八十一條　否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるとき又はその行為が執行行為に基くものであるときでも、行うことを妨げない。

（否認権の行使）

第八十二條　否認権は、訴又は否認の請求によつて、管財人、管財人がないときは更生債権者又は更生担保権者が行う。

2　前項の訴及び否認の請求事件は、更生裁判所の管轄に専属する。

（否認の請求原因の疎明）

第八十三條　否認の請求をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならない。

（否認の請求についての裁判）

第八十四條　否認の請求を認容し又はこれを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

2　裁判所は、決定前相手方又は利得者を審尋しなければならない。

（異議の訴）

第八十五條　否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に異議の訴を提起することができる。

2　前項の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

第八十六條　否認の請求を認容する決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、また同様である。

（否認権行使の効果）

第八十七條　否認権の行使は、会社の財産を原状に復させる。

2　第七十八條第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方が行為の当時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

（相手方の地位）

第八十八條　会社の行為が否認された場合において、その受けた反対給付が会社の財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、反対給付によつて生じた利益が現存するときは、その利益の限度において、共益債権者としてその権利を行うことができる。

2　反対給付によつて生じた利益が現存しないときは、相手方は、その価額の償還につき、更生債権者

としてその権利を行うことができる。反対給付の価額が現存する利益より大である場合においては、その差額についても、また同様である。

（相手方の債権の復活）

第八十九條　会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

（転得者に対する否認権）

第九十條　左に掲げる場合においては、否認権は、転得者に対しても、また行使することができる。

一　転得者が転得の当時各その前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。

二　転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、各その前者に対して否認の原因があるとき。

2　第八十七條第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

（支拂停止を知つたことに基く否認の制限）

第九十一條　更生手続開始の申立の日から一年前にした行為は、支拂停止の事実を知つたことを理由として否認することができない。

（否認権行使の期間）

第九十二條　否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。行為の日から二十年を経過したときも、また同様である。

（詐害行為取消訴訟等）

第九十三條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四條（詐害行為取消権）の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、更生手続の終了に至るまで中止する。

第三章　管財人

（選任）

第九十四條　管財人は、その職務を行うに適した利害関係のない者のうちから選任しなければならない。但し、数人の管財人を選任する場合には、そのうちの一人を利害関係のある者のうちから選任することができる。

2　信託業法（大正十一年法律第六十五号）又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基く信託会社及び銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基く銀行は、管財人となることができる。

3　前項の信託会社又は銀行が管財人に選任された場合には、その信託会社又は銀行は、代表者のうち管財人の職務を行うべきものを指名し、裁判所に届け出なければならない。

（当事者適格）

第九十五條　管財人の選任があつたときは、会社の財産関係の訴については、管財人を原告又は被告とする。

（数人の管財人の職務執行）

第九十六條　管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

2　管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（注意義務）

第九十七條　管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2　管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

（管財人代理）

第九十八條　管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができる。

2　前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

（計算の報告義務）

第九十九條　管財人の任務が終了した場合においては、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならない。

（任務終了の場合の緊急処分）

第百條　管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができるまで必要な処分をしなければならない。

（調査委員に関する規定の準用）

第百一條　第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に準用する。

第四章　更生債権者、更生担保権者及び株主

（更生債権）

第百二條　会社に対し更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

（双務契約）

第百三條　双務契約について会社及びその相手方が更生手続開始当時まだともにその履行を完了しないときは、管財人（管財人がないときは会社。以下本條中同じ。）は、契約を解除し、又は会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2　前項の場合においては、相手方は、管財人に対し契約を解除するか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。管財人がその催告をうけた後三十日以内に確答をしないときは、管財人は、前項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3　裁判所は、管財人若しくは相手方の申立により又は職権で、前項の期間を伸長し、又は短縮することができる。

4　前三項の規定は、労働協約には適用がないものとする。

第百四條　前條の規定によつて契約の解除があつたときは、相手方は、損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2　会社の受けた反対給付が会社財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、現存しないときは、相手方は、その価額につき共益債権者としてその権利を行うことができる。

（開始後の手形の引受等）

第百五條　為替手形の振出人又は裏書人たる会社について更生手続が開始された場合において、支拂人又は予備支拂人がその事実を知らないで引受又は支拂をしたときは、その支拂人又は予備支拂人は、これによつて生じた債権につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2　前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券に準用する。

3　第六十条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

（賃貸借契約の対抗）

第百六條　賃貸人たる会社につき更生手続が開始された場合においては、借賃の前拂又は借賃の債権の処分は、更生手続開始の時における当期及び次期に関するものを除く外、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　前項の規定により更生手続の関係においてその効力を主張することができないために損害を受けた者は、その損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

3　前二項の規定は、地上権及び永小作権について準用する。

（交互計算）

第百七條　交互計算は、当事者の一方に更生手続の開始があつたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支拂を請求することができる。

2　前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権とする。

（会社が他の者とともに全部義務を負う場合）

第百八條　数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

（会社が保証債務を負う場合）

第百九條　保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

（将来の求償権）

第百十條　数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について更生手続が開始されたときは、その者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。但し、債権者がその債権の全額につき更生債権者としてその権利を行つたときは、この限りでない。

2　前項但書の場合において同項の求償権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者の権利を取得する。

3　前二項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行うことがある求償権について準用する。

（一部の保証の場合）

第百十一條　第百八條、第百九條及び前條第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について準用する。

（更生債権の弁済の禁止）

第百十二條　更生債権については、更生手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。但し、第百二十二條に掲げる請求権については、その滞納処分若しくは担保物件の処分又はその続行が許される滞納処分若しくは担保物件の処分又はその続行が許される会社の債務（差押の効力及び債権を含む。）につき当該滞納処分の中止中に第三債務者が徴収の権限を有する者に任意に給付をする場合及び管財人、管財人がないときは会社が裁判所の許可を得て弁済をする場合は、この限りでない。

（更生債権者の権利）

第百十三條　更生債権者は、その有する更生債権をもつて更生手続に参加することができる。

2　更生債権者は、次條から第百十八條までに掲げる債権については、これらの規定によつて算定した金額に応じ、その他の債権については、その債権額に応じて議決権を有する。

（期限附債権で無利息のもの）

第百十四條　期限附債権が無利息であつてその期限が更生手続開始後に到来すべき場合においては、更生手続開始の時から期限に至るまでの債権に対する法定利息を債権額から控除するものとする。

（定期金債権）

第百十五條　前條の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

（不確定期限債権）

第百十六條　第百十四條の場合において期限が不確定であるときは、更生手続開始の時における評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときも、また同様である。

（金銭を目的としない債権等）

第百十七條　債権の目的が金銭でないとき、又は金銭ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時における評価額による。

（条件附債権及び将来の請求権）

第百十八條　条件附債権は、更生手続開始の時における評価額による。

2　前項の規定は、会社に対して行うことがある将来の請求権に準用する。

（源泉徴収所得税等）

第百十九條　更生債権のうち、源泉徴収に係る所得税、通行税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税及び特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税で、更生手続開始当時まで納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前六月間の会社の使用人の給料並びに更生手続開始前の原因に基いて生じた会社の使用人の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

（優先権の期間の計算）

第百二十條　優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼつて計算する。

（劣後的更生債権）

第百二十一條　左に掲げる請求権は、更生債権とする。

一　更生手続開始後の利息

二　更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金
三　更生手続参加の費用
四　前号に掲げるものの外、更生手続開始後の原因に基いて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの
五　更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料
六　更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四條第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）（通告処分）の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2　前項の請求権は、他の更生債権に後れる。但し、国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権で、同項第六号に掲げるもの以外のものは、この限りでない。

3　第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

（租税等の請求権）

第百二十二條　国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権については、徴収の権限を有する者の同意がなければ、更生計画において減免、徴収の猶予、債務の承継その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

（更生担保権）

第百二十三條　更生債権又は更生手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担保された範囲のものは、更生担保権とする。

2　第百八條から第百十二條までの規定は、更生担保権に準用する。

（更生担保権者の権利）

第百二十四條　更生担保権者は、その有する更生担保権をもつて更生手続に参加することができる。

2　更生担保権者は、その債権額のうち担保権の目的の価額（先順位の担保権があるときは、この担保権によつて担保された債権額を担保権の目的の価額から控除した額。以下本條中同じ。）をこえる部分については、更生債権者として更生手続に参加することができる。

3　更生担保権者は、その担保権の目的の価額、被担保債権の額が担保権の目的の価額より少いときは、その被担保債権の額に応じて議決権を有する。

4　第百十三條第二項及び第百十四條から第百十八條までの規定は、更生担保権者の議決権に準用する。

（更生債権の届出）

第百二十五條　更生手続に参加しようとする更生債権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各債権の内容及び原因、議決権の額並びに一般の優先権のある債権又は第百二十一條第一項に掲げる債権（以下「劣後的債権」という。）であるときは、その旨を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2　前條第三項の規定は、更生担保権について準用する。

（届出の追完等）

第百二十七條　更生債権者又は更生担保権者がその責に帰することのできない事由によつて裁判所の定めた届出期間内に届出をすることができなかつた場合においては、その事由のやんだ後一月内に限り、その届出の追完をすることができる。この期間については、民事訴訟法第百五十八條第一項（期間の伸縮）の規定は、準用しない。

2　届出期間経過後に生じた更生債権及び更生担保権については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、届出をしなければならない。

3　前二項の届出は、更生計画案審理のための関係人集会が終つた後は、することができない。

4　第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その責に帰することのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に準用する。

（届出名義の変更）

第百二十八條　届出をした更生債権又は更生担保権を取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2　前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

（株主の権利）

第百二十九條　株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2　株主は、その株式の数に応じて議決権を有する。

3　会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有しない。

（株式の届出）

第百三十條　更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数を裁判所に届け出、且つ、株券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2　株主権について、更生手続開始当時訴訟が係属するときは、前項に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

（追加届出）

第百三十一條　裁判所は、相当と認めるときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この場合においては、その旨を公告し、且つ、管財人、審査人、会社及び知れている株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなければならない。

（更生債権者表、更生担保権者表及び株主表）

第百三十二條　裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作り、権利の性質に応じ適宜分類して、それぞれ左の事項を記載しなければならない。

一　更生債権者の氏名及び住所

二　更生債権の内容及び原因

三　議決権の額

四　優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その旨

更生担保権者表

一　更生担保権者の氏名及び住所

二　更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三　議決権の額

株主表

一　株主の氏名及び住所

二　株式の額面無額面の別、種類及び数

（謄本の交付）

第百三十三條　裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

（権利届出の書類等の備置）

第百三十四條　更生債権、更生担保権及び株式の届出に関する書類、更生債権者表、更生担保権者表並びに株主表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（更生債権及び更生担保権調査の期日）

第百三十五條　更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあつた各更生債権及び更生担保権について、第百三十二條に掲げる事項を調査する。

（関係人の出頭）

第百三十六條　会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2　届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主又はその代理人は、前項の調査の期日に出頭して他の更生債権又は更生担保権について異議を述べることができる。

3　代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（管財人、審査人等の出頭）

第百三十七條　更生債権及び更生担保権の調査は、管財人があるときは管財人、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人、その他のときは会社の代表者又はその代理人の出頭がなければすることができない。

（届出期間後に届出のあつた更生債権等の調査）

第百三十八條　第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、管財人（管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人）、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がないときに限り、更生債権及び更生担保権調査の一般期日においてその調査をすることができる。届出期間経過後に届出のあつたその他の更生債権及び更生担保権についても、また同様である。

2　前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、その調査をするため特別期日を定めなければならない。この場合においては、費用は、その更生債権者又は更生担保権者の負担とする。

（届出事項の変更）

第百三十九條　前條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が届け出た事項について届出期間経過後他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加えた場合に準用する。

（一般期日後に届出の追完をした更生債権等の調査）

第百四十條　第百三十八條第二項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定によつて、更生債権及び更生担保権調査の一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に準用する。

（更生債権及び更正担保権調査の特別期日）

第百四十一條　更生債権及び更生担保権調査の特別期日を定める決定は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

2　前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3　第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（期日の変更、延期及び続行）

第百四十二條　前條の規定は、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更並びに更生債権及び更生担保権調査の延期及び続行に準用する。但し、言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

（更生債権及び更生担保権等の確定）

第百四十三條　更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人（管財人がないときは、会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人）、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がなかつたときは、更生債権及び更生担保権の内容、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権について

は、債権のあること又は劣後的であることは、確定する。

（更生債権者表及び更生担保権者表への記載）

第百四十四條　裁判所は、更生債権及び更生担保権調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人がある場合合において会社の述べた異議も、また同様である。

2　裁判所書記官は、確定した更生債権及び更正担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならない。

（記載の効力）

第百四十五條　確定した更生債権及び更生担保権については、更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

（異議の通知）

第百四十六條　更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭しない場合において、その権利について異議があったときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならない。

（更生債権又は更生担保権確定の訴）

第百四十七條　異議（管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人がある場合における会社の異議を除く。）のある更生債権者又は更生担保権については、その権利者は、その異議に対し、訴をもってその権利の確定を求めることができる。

2　前項の訴は、その権利の調査のあった日から一月内に提起しなければならない。

3　異議者が数人あるときは、これを共同被告とする。

4　裁判所は、更生債権者又は更生担保権者の請求により、その権利に関する更生債権者表又は更生担保権者表の抄本を交付しなければならない。

（更生債権又は更生担保権確定訴訟の管轄）

第百四十八條　更生債権又は更生担保権確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

（異議のある更生債権又は更生担保権に関する訴訟の受継）

第百四十九條　第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権調査の期日に異議のあった更生債権又は更生担保権に関し更生手続開始決定当時訴訟が係属する場合において、更生債権者又は更生担保権者がその権利の確定を求めようとするときは、異議者を相手方として訴訟を受け継がなければならない。

2　第百四十七條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

（請求原因の制限）

第百五十條　更生債権者又は更生担保権者は、第百四十四條第一項の規定により更生債権者表又は更生担保権者表に記載した事項についてのみ、権利確定の訴を提起し、又は前條の規定により訴訟を受け継ぐことができる。

（更生債権者等のみの異議の主張）

第百五十一條　第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主のみに異議のあるものについては、異議者は、訴訟手続によってのみその異議を主張することができる。

2　第百四十七條第二項から第四項まで及び第百四十八條から前條までの規定は、前項の場合に準用する。

（有名義債権等に対する異議の主張）

第百五十二條　第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者は、会社がすることのできる訴訟手続によってのみその異議を主張することができる。

2　第百四十七條第二項から第四項まで、第百四十九條及び第百五十條の規定は、前項の場合に準用する。

（更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額）

第百五十三條　裁判所は管財人（管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人）、更生債権者、更生担保権者又は株主の申立により、更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

（更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の判決の効力）

第百五十四條　更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して、その効力を有する。

（訴訟費用の償還）

第百五十五條　会社財産が更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟によって利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者、更生担保権者又は株主は、その利益の限度において共益債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

（更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額）

第百五十六條　更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額は、更生計画によって受ける利益の予定額を標準として更生裁判所が定める。

（罰金、租税等の届出）

第百五十七條　第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條に掲げる請求権については、国又は公共団体は、遅滞なくその額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならない。

2　第百四十四條第一項の規定は、前項の規定によって届出のあった請求権に準用する。

（不服の申立の許される場合）

第百五十八條　管財人、管財人がないときは会社は、前條第一項の規定によって届出のあった請求権の原因が訴願、訴訟その他の不服の申立を許す処分であるときは、その請求権について、会社がすることのできる方法で不服を申し立てることができる。

2　第百四十九條、第百五十三條及び第百五十四條の規定は、前項の不服の申立に準用する。

（更生債権者等の分類）

第百五十九條　更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生計画案の作成及び決議のために、左の組に分類されるものとする。但し、第百二十一條第一項第五号及び第百

二十二條に掲げる請求権を有する者は、この限りでない。

一　更生担保権者

二　一般の先取特権その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三　前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者

四　劣後的債権を有する更生債権者

五　残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式を有する株主

六　前号に掲げる株主以外の株主

2　裁判所は、前項各号に掲げる者の有する権利の性質及び利害の関係を考慮して、二以上の組の者を一の組とし、又は一の組の者を二以上の組として分類することができる。但し、更生債権者、更生担保権者及び株主は、それぞれ別の組としなければならない。

3　管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、前項の分類につき意見を述べることができる。

4　裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも分類を変更することができる。

5　第百四十一條の規定は、第二項及び前項の規定による決定の送達に準用する。但し、関係人集会又は更生債権及び更生担保権調査の期日において言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

（更生計画から除外できる者）

第百六十條　会社の財産を事業が継続するものとして評価して清算したものと仮定した場合において、債権の弁済又は残余財産の分配を受けることができない更生債権者又は株主は、更生計画から除外することができる。

2　裁判所は、管財人、審査人、会社又は届出をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、前項に該当する者を指定しなければならない。

3　前條第三項から第五項までの規定は、前項の指定について準用する。

（代理委員の選任）

第百六十一條　更生債権者、更生担保権者又は株主は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2　代理委員の権限は、書面で証明しなければならない。

3　代理委員は、これを選任した更生債権者、更生担保権者又は株主のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。

4　代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。但し、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5　代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、裁判所は、第一項の許可を取り消すことができる。

6　更生債権者、更生担保権者又は株主は、代理委員を解任したときは、遅滞なく裁判所にその旨を届け出なければならない。

（社債権者）

第百六十二條　社債権者集会は、関係人集会における社債権者の議決権の行使その他更生手続における社債権者の権利の行使について決議することができない。

2　社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法の受託会社は、社債権者のために、更生債権又は更生担保権の届出、議決権の行使その他更生手続に属する一切の行為をすることができる。但し、自ら更生債権又は更生担保権の届出をした社債権者については、この限りでない。

3　前項の会社が社債権者のために更生手続に属する行為をする場合においては、各別にその社債権者を表示することを要しない。

4　自らその更生債権又は更生担保権の届出をしなかつた社債権者は、何時でも第二項の会社の権限を排除して自らその権利を行使することができる。この場合においては、社債権者は、あらかじめその旨、氏名、住所並びにその有する社債の数、番号及び発行の年月日を裁判所に届け出、且つ、債券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を裁判所に提出しなければならない。

5　自ら更生債権又は更生担保権の届出をし、又は前項の規定による届出をした社債権者は、遅滞なく第二項の会社にその届け出た事項を通知しなければならない。

（相殺権）

第百六十三條　更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始当時会社に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が更生債権及び更生担保権届出の期間の満了前に相殺に適するようになつたときは、更生債権者又は更生担保権者は、その期間内に限り更生手続によらないで相殺をすることができる。債務が期限附であるときも、また同様である。

2　前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の貸料債務については、当期及び次期のものに限り、これをすることができる。但し、敷金があるときは、その後の貸料債務についても、相殺をすることができる。

3　前項の規定は、地代及び小作料に準用する。

（相殺の禁止）

第百六十四條　左の場合においては、相殺をすることができない。

一　更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始後会社に対して債務を負担したとき。

二　会社の債務者が更生手続開始後他人の更生債権又は更生担保権を取得したとき。

三　会社の債務者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つて更生債権又は更生担保権を取得したとき。但し、その取得が法定の原因に基くとき、債務者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つた時より前に生じた原因に基くとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

第五章　関係人集会

（期日の呼出）

第百六十五條　関係人集会の期日には、管財人、審査人、社会、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。第一回の関係人集会については、第四十七條第二項の規定により送

達を受けた者も、また同様である。

（期日の通知）

第百六十六條　関係人集会の期日は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

（裁判所の指揮）

第百六十七條　関係人集会は、裁判所が指揮する。

（期日及び目的の公告）

第百六十八條　裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。

2　関係人集会の延期又は続行について言渡があつたときは、送達又は公告をすることを要しない。

（期日の併合）

第百六十九條　裁判所は、相当と認めるときは、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権で、関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することができる。

（議決権に対する異議）

第百七十條　管財人（管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人）並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権につき異議を述べることができる。但し、前章の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権者の議決権については、この限りでない。

（議決権の行使）

第百七十一條　確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その確定額又は届出の額若しくは数に応じて議決権を行使することができる。

2　異議のある権利については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権を行使させるかを定める。

3　裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも前項の規定による決定を変更することができる。

4　前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、送達することを要しない。

（不当な議決権者の排除）

第百七十二條　裁判所は、権利取得の時期、対価その他の事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が関係人集会の決議に関し賄ろを收受する等不当な利益を得る目的でその権利を取得したものと認めるときは、これらの者にその議決権を行使させないことができる。

2　裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審尋しなければならない。

（議決権を行使することができない者）

第百七十三條　前二條の規定により議決権を行使することができない者の外、左に掲げる者は、議決権を行使することができない。

一　更生計画によつてその権利に影響を受けない者

二　第百六十條の規定により計画から除外することのできる者

三　第二百四十二條第二項の規定によりその保護が定められている者。

（議決権の代理行使）

第百七十四條　更生債権者又は更生担保権者及び株主は、代理人をもつてその議決権を行うことができる。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第六章　更生手続開始後の手続

（会社の業務及び財産の管理）

第百七十五條　管財人は、就職の後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

（郵便物の管理）

第百七十六條　裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対し、会社にあてた郵便物又は電報を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2　管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

3　会社宛の前項の郵便物又は電報の閲覧を求め、且つ、会社財産に関しないものの交付を求めることができる。

第百七十七條　裁判所は、会社の申立により又は職権で、管財人の意見を聞き、前條第一項の嘱託を取り消し、又は変更することができる。

2　更生手続が終了したときは、裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

（財産の価額の評定）

第百七十八條　管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、裁判所書記官、執行吏又は公証人の立会のもとに、会社に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。管財人が評定する場合においては、遅滞の虞のある場合を除く外、会社の立会を求めなければならない。

（財産目録及び貸借対照表の作成）

第百七十九條　管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　前項の財産目録及び貸借対照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

（管財人の調査報告）

第百八十條　管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一　更生手続の開始に至つた事情

二　会社の業務及び財産に関する経過及び現状

三　第七十二條に定める処分を必要とする事情の有無

四　業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適当とする事情の有無

五　その他更生に関し必要な事項

（会社の報告）

第百八十一條　管財人がなく、且つ、第百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

（更生債権者等の調査）

第百八十二條　管財人は、裁判所の定める期間内に、左に掲げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一　更生債権者の氏名及び住所、更生債権の内容及び原因、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その事項

二　更生担保権者の氏名及び住所、更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三　株主の氏名及び住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数

2　管財人がなく、且つ、第百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、裁判所の定める期間内に、前項に掲げる事項を裁判所に報告しなければならない。

（その後の報告等）

第百八十三條　管財人、管財人がないときは審査人又は会社は、前五條の規定によるもの外、裁判所の定めるところに従い、会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告し、また、更生計画認可の時及び裁判所の定める時期における財産目録及び貸借対照表を作成してその謄本を裁判所に提出しなければならない。

（営業用の固定財産の評価）

第百八十四條　第百七十九條及び前條の規定に基いて作成する財産目録に記載する営業用の固定財産の評価並びに更生手続による会社の営業用の固定財産の評価換については、商法第三十四條第二項及び第二百八十五條（営業用の固定財産の評価）の規定は、適用しない。

（書類の備置）

第百八十五條　第百七十九條から第百八十三條までの規定によつて裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（会社の更生事務処理）

第百八十六條　管財人がない場合には、会社は、裁判所の監督のもとに、更生事務を処理する。

2　会社は、更生事務の処理につき、管財人と同一の注意義務を負う。

3　会社が前項の注意義務を怠つたときは、会社及び任務を怠つた取締役は、利害関係人に対し、連帯して損害賠償の責に任ずる。

（業務及び財産の管理の変更）

第百八十七條　会社の債務が二千万円以下である場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも管財人を置くことをやめて業務及び財産の管理を会社に回復させることができ、また、会社に業務及び財産の管理をさせることをやめて管財人を置くことができる。

（管理の変更に伴う訴訟手続の中断、受継）

第百八十八條　更生手続開始後会社が訴訟を受継した後に管財人が置かれたときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。

2　更生手続開始後管財人又は相手方が訴訟を受継した後に管財人を置くことがやめられたとき、又は更生手続が終了したときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、会社は、訴訟を受け継がなければならない。

3　前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐことができる。

4　前三項の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに準用する。

（営業の休止）

第百八十九條　営業継続中の会社につきその営業の継続を不適当とする特別の事情がある場合において、その営業を休止しようとするときは、管財人、管財人がないときは会社は、裁判所の許可を得なければならない。

（財産の保管方法等）

第百九十條　裁判所は、金銭その他の財産の保管方法及び金銭の收支について必要な定をすることができる。

（審査人）

第百九十一條　管財人がない場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも利害関係のない者を審査人に選任して、第百八十二條、第百八十二條第一項及び第百八十三條に掲げる事項の調査報告、更生計画案の作成、発起人、取締役、監査役又は清算人に対する責任追及並びに会社の業務及び財産に関する監督その他裁判所の命ずる事項を行わせることができる。但し、会社の業務及び財産の管理を行わせることはできない。

2　裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。

（法律顧問）

第百九十二條　管財人、管財人がないときは会社は、必要があるときは、裁判所の許可を得て法律顧問を選任することができる。

（第一回の関係人集会）

第百九十三條　第百八十條又は第百八十二條第一項に掲げる事項を裁判所に報告した管財人、審査人又は会社は、その事項の要旨を第一回の関係人集会に報告しなければならない。

第百九十四條　第一回の関係人集会においては、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から管財人又は審査人の設置又は選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならない。

（更生計画案の作成及び提出）

第百九十七條　管財人（管財人がないときは会社。但し、更生計画案の作成を命ぜられた審査人があるときは、その審査人）は、更生債権、更生担保権及び株式の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2　裁判所は、申立により又は職権で、前項の期間を伸長することができる。

3　計画案の作成ができないときは、第一項に定める者は、前二項の期間内に、その旨の報告書を裁判所に提出しなければならない。

第百九十八條　会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（清算を内容とする計画案）

第百九十九條　更生手続開始後会社の存続、合併、新会社の設立又は営業の譲渡による事業の継続を内容とする更生計画案の作成が困難なことが明かになつたときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。但し、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第百條の規定は、審査人に準用する。

2　審査人があるときは、発起人等に対する責任追及に関する訴については、審査人を原告又は被告とする。

（審査人の選任に伴う訴訟手続の中断、受継）

第百九十三條　審査人が置かれた場合において、発起人等に対する会社の責任追及に関する訴訟手続が係属するときは、その訴訟手続は、中断する。この場合においては、審査人は、訴訟を受け継がなければならない。

2　第百八十八條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

2　裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3　第百五十九條第三項の規定は、第一項の許可について準用する。

（更生計画案審理のための関係人集会）

第二百條　更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

第二百一條　前條の関係人集会においては、更生計画案の提出者から計画案につき説明を聞いた上、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならない。

（監督行政庁等の意見）

第二百二條　裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

2　行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画案については、裁判所は、その事項につき当該行政庁の意見を聞かなければならない。

3　会社の業務を監督する行政庁、法務総裁又は証券取引委員会は、何時でも裁判所に対し、計画案につき意見を述べることができる。

（会社の労働組合等の意見）

第二百三條　裁判所は、更生計画案について、会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聞かなければならない。

（更生計画案の修正）

第二百四條　更生計画案の提出者は、計画案審理のための関係人集会の期日までは、裁判所の許可を得て計画案を修正することができる。

（更生計画案の修正命令）

第二百五條　裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

（関係人集会の再開）

第二百六條　更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するため、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

2　第二百一條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

（更生計画案の排除）

第二百七條　更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。

（更生計画案決議のための関係人集会）

第二百八條　第二百條又は第二百六條の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案につき修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2　前項の場合においては、裁判所は、あらかじめ、その計画案の写又はその要旨を管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く。）、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁並びに証券取引委員会に送達しなければならない。

3　前項の送達については、第百四十一條第二項及び第三項の規定を準用する。

（更生のために債務を負担する者等の出頭）

第二百九條　更生のために債務を負担し、又は担保を供する者は、前條第一項の期日に出頭して、その旨の陳述をしなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2　代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（更生計画案の変更）

第二百十條　更生計画案の提出者は、更生債権者、更生担保権者及び株主に不利な影響を与えない場合に限り、第二百八條第一項の関係人集会において裁判所の許可を得て計画案を変更することができる。

（決議の時期）

第二百十一條　更生計画案は、一般の更生債権又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができない。

（決議の方法）

第二百十二條　第二百八條第一項の関係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第百五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。

（可決の要件）

第二百十三條　関係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の四分の三以上に当る議決権を有する者（第百九十九條に定める計画案を可決するには、その全員）の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当る議決権を有する者の同意を得なければならない。

（続行期日の指定）

第二百十四條　関係人集会において更生計画案が可決されるに至らなかつた場合においても、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の過半数に当る議決権を有する者、更生担保権者の組においては議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の三分の一以上に当る議決権を有する者がそれぞれ期日の続行に同意したときは、裁判所は、管財人、審査人、会社若しくは議決権を行使することができる更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。

（可決の時期）

第二百十五條　更生計画案の可決は、第二百八條第一項の関係人集会の期日から二月内にされなければならない。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立により又は職権で、前項の期間を伸長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができない。

（共益債権）

第二百十六條　左に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用

二　更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

三　更生計画の遂行に関する費用。但し、更生手続終了後に生じたものを除く。

四　第二百九十三條及び第二百九十五條の規定により支拂うべき報酬、費用及び報償金

五　会社の業務及び財産に関し管財人、会社又は整理委員が権限に基いて更生手続開始後にした行為によつて生じた請求権

六　事務管理又は不当利得により更生手続開始後会社に対して生じた請求権

七　第百三條第一項の規定により管財人又は会社が債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権

八　会社のために支出すべきやむを得ない費用で、前各号に掲げるもの以外のもの

（共益債権の弁済）

第二百十七條　共益債権は、更生手続によらないで、随時弁済する。

2　共益債権は、更生債権及び更生担保権に先だつて、弁済する。

（会社財産不足の場合の弁済方法）

第二百十八條　会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明かになつたときは、共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、まだ弁済しない債権額の割合に応じて弁済される。但し、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

第七章　更生計画の條項

（更生計画の條項）

第二百十九條　更生計画においては、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する條項及び共益債権の弁済に関する條項を定めなければならない。

2　計画においては、営業若しくは財産の譲渡、出資若しくは貸借、事業の経営の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する條項その他更生のために必要な條項を定めることができる。

（更生債権者等の権利）

第二百二十條　更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利の内容を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。

2　更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けないもの又は第百六十條の規定に基き計画から除外されるものがあるときは、その者の権利を明示しなければならない。

（債務の期限）

第二百二十一條　更生計画によつて期限が五年以上にわたる債務が負担され、又は五年以上にわたつて債務の期限が猶予されるときは、その債務の弁済資金の調達方法を明示しなければならず、且つ、その期限は、担保があるときはその担保物の耐用期間、担保がないときは又は担保物の耐用期間が判定できないときは二十年をこえてはならない。

（担保の提供及び債務の負担）

第二百二十二條　会社又は会社以外の者が更生のために担保を供するときは、担保を供する者を明示し、且つ、担保権の内容を定めなければならない。

2　会社以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等更生のために債務を負担するときは、その者を明示し、且つ、その債務の内容を定めなければならない。

（未確定の更生債権等）

第二百二十三條　異議のある更生債権又は更生担保権で、その確定手続の続行しないものがあるときは、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

（共益債権）

第二百二十四條　共益債権については、既に弁済したものを明示し、且つ、将来弁済すべきものについて合理的な定をしなければならない。

（営業又は財産の譲渡等）

第二百二十五條　会社の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは貸借し、会社の事業の経営の全部若しくは一部を委任し、他人と営業上の損益を共通にする契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けるときは、その目的物、対価、相手方その他の事項及びその対価を更生債権者、更生担保権者又は株主に分配するときは、その分配の方法を定めなければならない。

（争の続行しない権利）

第二百二十六條　会社に属する権利で、争の続行しないものがあるときは、和解若しくは調停の受諾に関する定をするか、又は管財人若しくは審査人による訴訟の遂行その他権利の実行に関する確実な方法を定めなければならない。

（定款の変更）

第二百二十七條　会社の定款を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

2　会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加すべき株式につき、株主に対し新株の引受権を與え、倒限し、又は排除する旨及び特定の第三者に対しこれを與えるときは、その旨を定めなければならない。

（取締役等の変更）

第二百二十八條　会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の代表取締役を選定するときは、選任若しくは選定されるべき者及び任期又は選任若しくは選定の方法及び任期を定めなければならない。

2　会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち解任させる者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

3　前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させるときは、その旨を定めなければならない。

4　第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

（資本の減少）

第二百二十九條　会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　減少すべき資本の額

二　資本減少の方法

（新株の発行）

第二百三十條　会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　新株の額面無額面の別、種類及び数

二　新株の割当に関する事項

三　新株の発行によつて増加すべき資本及び準備金の額

2　会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　前項第一号及び第三号に掲げる事項

二　拂込金額その他新株の割当に関する事項及び新株の拂込期日（この期日は、更生計画認可の決定の日から二月以上を経過した日でなければならない。）

三　あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して與える株式の額面無額面の別、種類及び数

3　前項第二号に定める場合を除き、会社が新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　第一項第一号に掲げる事項

二　前項第三号に掲げる事項

三　新株の発行価額及び拂込期日

（この期日は、計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。）

四　無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額

（社債の発行）

第二百三十一條　会社が社債を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　社債の総額

二　各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支拂の方法及び期限その他社債の内容

三　社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせ、又はさせないで社債を発行するときは、その割当に関する事項

四　担保附社債であるときは、その担保権の内容

（吸収合併）

第二百三十二條　会社が他の会社と合併してその一方が合併後存続するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　他の会社の商号

二　存続する会社が合併によつてその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び数、その株式についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項並びに特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

三　合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

四　存続する会社の増加すべき資本及び準備金の額

五　合併によつて消滅する会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六　他の会社における合併契約書承認決議のための株主総会の日時

七　合併すべき時期を定めたときは、その規定

（新設合併）

第二百三十三條　会社が他の会社と合併して新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　他の会社の商号

二　新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

三　新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数

四　新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五　更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六　新会社の資本及び準備金の額

七　各会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八　前條第六号及び第七号に掲げる事項

（新会社の設立）

第二百三十四條　更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二　新会社が発行する株式の総数

三　額面株式を発行するときは、一株の金額

四　新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五　更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六　その他新会社の定款に記載すべき事項

七　新会社の資本及び準備金の額

八　会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九　新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法並びに任期（但し、一年をこえることができない。）

十　新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項

2　前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二　新会社の設立に際して発行する株式の額面無額面の別、種類及び数、新会社の設立に際して無額面株式を発行するときは、その発行価額及びその価額中資本に組み入れない額並びに更生債権者、更生担保権者又は株主に対してあらたに拂込又は現物出資をさせ、又はさせないで株式を引き受けさせるときは、前項第五号に掲げる事項

三　あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して與える株式の額面無額面の別、種類及び数

（解散）

第二百三十五條　会社が合併によらないで解散するときは、その旨及び解散の時期を定めなければならない。

（條件の差等）

第二百三十六條　更生計画においては、左に掲げる権利の順位を考慮して、計画の條件に公正、衡平な差等を設けなければならない。

一　更生担保権

二　一般の先取特権その他一般の優先権のある更生債権

三　前号及び次号に掲げるもの以外の更生債権

四　劣後的更生債権

五　残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株主の権利

六　前号に掲げるもの以外の株主の権利

2　前項の規定は、第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條に掲げる請求権については、適用しない。

（平等の原則）

第二百三十七條　更生計画の條件は、同じ性質の権利を有する者の間では平等でなければならない。但し、更生債権者及び更生担保権者については、その債権の少額なものにつき別段の定をし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

（取締役等の選任等に関する規定）

第二百三十八條　会社又は新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）の取締役、代表取締役若しくは監査役の選任、選定若しくは解任又はその選任若しくは選定の方法に関する更生計画の定は、衡平で、且つ、更生債権者、更生担保権者及び株主の一般の利益に合致するものでなければならない。

（特別利益の供與の無効）

第二百三十九條　会社又は第三者が更生計画の條件によらないで、ある更生債権者、更生担保権者又は株主に特別の利益を與える行為は、無効とする。

第八章　更生計画の認可及び遂行

（更生計画の認否）

第二百四十條　関係人集会において

更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言い渡した期日において、計画の認否につき決定をしなければならない。

2　第百六十五條及び第百六十六條に掲げる者は、計画の認否につき意見を述べることができる。

3　計画認否の期日を定める決定は、言渡をしたときは、公告及び送達をすることを要しない。

(更生計画認可の要件)

第二百四十一條　裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができる。

一　更生手続又は計画が法律の規定に合致していること。

二　計画が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。

三　決議が誠実、公正な方法でされたこと。

四　合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合併契約書承認の決議があつたこと。

五　行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画については、第二百二條第二項の規定による行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

2　更生手続が法律の規定に違反している場合でも、その違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることができる。

(不同意の組のある場合の認可)

第二百四十二條　更生計画案につき関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を変更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する條項を定めて、計画認可の決定をすることができる。

一　更生担保権者について、その担保権の目的たる財産を、その権利を存続させたまま新会社に移転し、他に譲渡し、又は会社に留保すること。

二　更生担保権者についてはその権利の目的たる財産、更生債権者についてはその債権の弁済に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産を、裁判所が定める公正な取引価額(担保権の目的たる財産については、その権利による負担がないものとして評価するものとする。)以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを分配し、若しくは供託すること。

三　裁判所の定めるその権利の公正な取引価額を権利者に支拂うこと。

四　その他前各号に準じて公正、衡平に権利者を保護すること。

2　計画案につき、関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られないことが明らかな組があるときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、あらかじめその組の更正債権者、更正担保権者又は株主のために前項に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する條項を定めて、計画案を作成することを許可することができる。

3　前項の申立があつたときは、裁判所は、申立人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければならない。

(更生計画認否の決定の言渡等)

第二百四十三條　更生計画認否の決定は、言い渡し、且つ、その主文、理由の要旨及び計画又はその要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

2　第三十五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

(更生計画の効力発生の時)

第二百四十四條　更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(抗告)

第二百四十五條　更生計画認否の決定に対しては、即時抗告をすることができる。但し、届出をしなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主は、この限りでない。

2　議決権を有しなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主が前項の抗告をするには、更生債権者、更生担保権者又は株主であることを疎明しなければならない。

3　第一項の抗告は、計画の遂行に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があるとみえ、計画の遂行によつて生ずべき償うことができない損害を避けるため緊急の必要があり、且つ、事実上の点について疎明があつたときは、申立により、抗告につき決定があるまで、保証を立てさせ、又は立てさせないで、計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができる。

4　前三項の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について準用する。

(更生計画不認可の決定が確定した場合)

第二百四十六條　第二百九十條及び第二百九十一條の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

(更生債権者表等への記載)

第二百四十七條　更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、計画の條項を更生債権者表、更生担保権者表及び株主表に記載しなければならない。

(更生計画の効力範囲)

第二百四十八條　更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によつて設立される新会社を除く。)のために、且つ、それらの者に対して効力を有する。

2　計画は、更生債権者又は更生担保権者が会社の保証人その他会社とともに債務を負担する者に対して有する権利及び会社以外の者が更生債権者又は更生担保権者のために供した担保に影響を及ぼさない。

(更生債権等の免責等)

第二百四十九條　更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第百二十一條第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

(権利の変更)

第二百五十條　更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

2　商法第二百八條(質権の効力)及び第二百九條第四項(株券の引渡)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第二百五十一條　更生計画の定によつて更生債権者又は更生担保権者に対し権利が認められた場合には、その権利は、確定した更生債権又は更生担保権を有する者に対してのみ認められるものとする。

(届出をしない株主の権利)

第二百五十二條　更生計画の定によつて株主に対し権利が認められた場合には、その権利は、株式の届出をしなかつた者に対しても、認められるものとする。

（更生債権者表等の記載の効力）

第二百五十三條　更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権又は更生担保権に基き計画の定によつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社、新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）、更生債権者、更生担保権者、会社の株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者に対し、確定判決と同一の効力を有する。

2　前項に定める権利で金銭の支拂その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、更生手続終結の後、会社及び更生のために債務を負担した者に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることができる。但し、民法第四百五十二條（催告の抗弁権）及び第四百五十三條（検索の抗弁権）の規定の適用を妨げない。

3　民事訴訟法第五百十六條から第五百五十八條まで（判決に基く強制執行）の規定は、前項の場合に準用する。但し、同法第五百二十一條（執行文付與の訴）、第五百四十五條（請求異議の訴）及び第五百四十六條（執行文付與に対する異議の訴）の規定による訴は、更生裁判所の管轄に專属する。

（中止中の手続の失効）

第二百五十四條　更生計画認可の決定があつたときは、第六十七條第一項の規定によつて中止した破産手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、その効力を失う。但し、同條第六項の規定によつて続行された手続又は処分については、この限りでない。

2　前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財団債権（但し、破産法第四十七條第二号（国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権）及び第九号（破産者及びこれに扶養される者の扶助料）に掲げるものを除く。）は、共益債権とする。

（更生計画の遂行）

第二百五十五條　更生計画認可の決定があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならない。

2　裁判所は、管財人がない場合において、必要があると認めるときは、会社以外の者を整理委員に選任して計画を遂行させることができる。

3　計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、前二項に定める者が行う。

4　第四十一條から第四十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第百條の規定は、整理委員に準用する。

（更生計画遂行に関する裁判所の命令）

第二百五十六條　裁判所は、第二百四十八條第一項及び前條に掲げる者に対し、更生計画の遂行に関し必要な命令をすることができる。

2　裁判所は、計画の遂行を確実ならしめるため必要があると認めるときは、計画の定又はこの法律の規定により債権を有する者又は異議のある更生債権若しくは更生担保権でその確定手続の落着しないものを有する者のために、相当な損保を供させることができる。

3　民事訴訟法第百十二條（担保提供の方法）、第百十三條（担保物に対する被告の権利）、第百十五條（担保の取消）及び第百十六條（担保物の変換）の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除）

第二百五十七條　更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、会社の創立総会、株主総会（ある種類の株主の総会を含む。）又は取締役会の決議を要しない。

（営業の譲渡等に関する商法の規定の特例）

第二百五十八條　第二百二十五條の規定により更生計画において会社の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは貸貸し、会社の事業の経営の全部若しくは一部を委任し、他人と営業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けることを定めたときは、計画の定によつてこれらの行為をすることができる。

2　前項の場合においては、商法第二百四十五條ノ二から第二百四十五條ノ四まで（反対株主の株式買取請求）の規定は、適用しない。

（定款の変更に関する商法の規定の特例）

第二百五十九條　第二百二十七條の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、定款は、計画認可の決定の時に計画の定によつて変更される。

（取締役等の変更に関する商法の規定の特例）

第二百六十條　第二百二十八條の規定により更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任又は選定されるものとする。

2　第二百二十八條の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によつてすることができる。この場合においては、商法第二百五十四條第一項（同法第二百八十條において準用する場合を含む。）（取締役、監査役の選任）及び第二百六十一條第一項（代表取締役の選定）の規定は、適用しない。

3　会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任することを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4　第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定によつて留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、計画に定めるところによる。

（資本の減少に関する商法等の規定の特例）

第二百六十一條　第二百二十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2　前項の場合においては、商法第二百二十二條第二項（株式消却の手続）、第三百七十六條第二項、第三項（資本減少の手続）及び第三百八十條（資本減少無効の訴）の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書（競売以外の方法による端株の売却の許可）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3　第一項の場合においては、会社の資本減少による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

（新株の発行に関する商法等の規定の特例）

第二百六十二條　第二百三十條第一項の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に株主となる。

2　前項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されない。

3　商法第三百七十七條から第三百七十九條まで（株式併合）の規定は、株主に対し割り当てる株式に端

数を生ずる場合に準用する。この場合においては、同法第三百七十九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十二條ノ三（競売以外の方法による端株の売却の許可の申請）の規定を準用する。

2　第二百六十三條、第二百三十條第二項又は第三項の規定により、更生計画において会社が新株を発行することを定めたときは、計画の定によって新株を発行することができる。

3　前項の場合においては、商法第二百八十條ノ三（発行條件の均等）、第二百八十條ノ八（現物出資の検査）、第二百八十條ノ十（発行の差止）、第二百八十條ノ十一（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十條ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十條ノ十五から第二百八十條ノ十八まで（新株発行無効の訴）の規定は、適用しない。

4　第一項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されず、商法第二百八十條ノ十四（新株発行の場合における設立に関する規定の準用）において準用する同法第百七十八條（拂込取扱銀行等の変更）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

5　第一項の場合においては、商法第二百八十條ノ五（新株引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「株券」とあるのは、「株券又ハ社債券」と読み替えるものとする。

6　更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂い込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

7　前條第三項の規定は、株主に対しあらたに拂込又は現物出資をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。但し、この場合においては、従前の株主に交付すべき代金から、端株につき拂い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならない。

8　第一項の場合においては、会社の新株発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、株式の申込及び引受を証する書面並びに拂込を取り扱った銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する証明書を添附しなければならない。

（社債の発行に関する商法等の規定の特例）

第二百六十四條　第二百三十一條の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせないで社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者になる。

2　前項の場合においては、商法第二百九十八條（未拂込社債のある場合の社債募集の制限）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、計画の定によって更生債権者又は更生担保権者に対して発行する社債の額は、商法第二百九十七條（社債総額の制限）の規定の適用については、これを社債の総額に算入しない。

4　第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5　第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項（社債の総額を数回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

第二百六十五條　前條に定める場合を除き、第二百三十一條の規定により更生計画において会社が社債を発行することを定めたときは、計画の定によって社債を発行することができる。

2　更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせて社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂い込めば足りる。

3　第二百六十三條第四項並びに前條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4　第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、社債の申込及び引受を証する書面、各社債につき拂込のあったことを証する書面並びに社債募集の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5　第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書又は申請書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

（合併に関する商法等の規定の特例）

第二百六十六條　第二百三十二條又は第二百三十三條の規定により更生計画において会社が他の会社と合併することを定めたときは、計画の定によって合併をすることができる。

2　前項の場合においては、合併後存続する会社又は合併により設立される新会社の株式の割当を受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、合併の効力が生じた時に株主となる。

3　第一項の場合においては、商法第四百八條ノ二（反対株主の株式買取請求）及び第四百十五條（合併無効の訴の提起権者）の規定は、適用せず、同法第四百十六條第三項（合併の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第三百七十九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4　第一項の場合においては、商法第四百十六條第一項及び第二項（合名会社の合併等に関する規定の準用）の規定にかかわらず、同法第九十九條（財産目録及び貸借対照表の作成）、第百四條（債権者保護の手続）、第百四條第一項、第三項（合併無効の訴）、第百五條（合併無効の訴の手続）、第百八條から第百十一條まで（合併無効の登記、判決の効果の第三者に対する効力、判決の効果の不遡及、合併後の債務弁済の責任及び財産の帰属）及び第三百七十六條第三項（社債権者の異議）の規定は、準用しない。

5　前四項の規定は、合併の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

6　第二百六十四條の規定は、第二百三十二條第五号又は第二百三十三條第七号の規定により株主に社債を割り当てた場合に準用する。この場合においては、株主は、合併の効力を生じた時に社債権者となる。

7　第一項の場合においては、合併による会社の解散又は変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書及び非訟事件手続法第百九十三條ノ二第二項（合併による社債承継に関する登記）に掲げた書面を添附しなければならない。

8　第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書、定

款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第百九十三條ノ三第二項（合併による社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第百九十三條ノ二第二項に掲げた書面を添附しなければならない。

（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）

第二百六十七條　第二百三十四條の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2　前項の場合においては、新会社成立の時において、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。

3　第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第二項、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前二項の場合に準用する。

4　第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書面及び名簿書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

第二百六十八條　前條に定める場合を除き、第二百三十四條の規定により更生計画において合併によらないで新会社を設立することを定めたときは、計画の定によつて新会社を設立することができる。

2　前項の場合においては、商法第百六十五條（発起人の員数）、第百六十七條（定款の認証）、第百六十八條ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）、第百六十九條（発起人の株式引受）、第百七十條（発起設立における拂込及び役員の選任）、第百七十三條（検査役の調査及び裁判所の処分）、第百七十五條第二項第九号（発起人の株式引受に関する株式申込証の記載）、第百八十一條（検査役の調査）、第百八十三條（創立総会における取締役及び監査役の選任）、第百八十四條第二項、第三項（設立手続の調査及び報告）、第百八十五條（変態設立事項の変更）、第百八十六條（発起人に対する損害賠償の請求）、第百九十二條（発起人の株式引受及び拂込担保責任）、第百九十三條（発起人の損害賠償責任）、第百九十五條（取締役等の連帯責任）、第百九十六條（発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟）、第百九十八條（擬似発起人の責任）及び第四百二十八條（設立無効の訴）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、定款は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第百七十八條に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第百九十四條（会社不成立の場合の発起人の責任）に定める発起人の責任は、会社において負うものとする。

4　第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに拂込をさせないで社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5　第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせて株式を引き受けさせるときは、これらの者に対し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第百六十六條第二項の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の総数から控除することができる。

6　第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十三條第四項から第六項まで、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前五項の場合に準用する。

7　第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前條第四項に掲げる書類の外、株式の申込及び引受を証する書面、取締役及び監査役の調査報告書及びその附属書類、創立総会の議事録並びに拂込を取り扱つた銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する証明書を添附しなければならない。

（解散に関する商法等の規定の特例）

第二百六十九條　第二百三十五條の規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。

2　前項の場合においては、解散の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

（新株主等の失権）

第二百七十條　更生債権者、更生担保権者又は株主が第二百六十二條第一項、第二百六十六條第二項、第六項、第二百六十七條第二項又は第二百六十八條第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十二條第三項（第二百六十七條第三項及び第二百六十八條第六項において準用する場合を含む。）又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に対し、株券又は債券の交付を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後三年内にこれを請求しないときは、その権利を失うべき旨を公告し、且つ、知れたる権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2　株主又は社債権者であつた者が前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

3　従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効とすることができる。この場合においては、除権判決を得た者については、前項の規定を適用しない。

4　会社又は新会社が第一項の公告をしても同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定める株主又は社債権者は、その権利を失う。

5　前項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかわらず、その株式を取得することができる。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

第二百七十一條　株主又は社債権者であつた者が前條第一項の期間内に従前の株券又は債券を提出できない場合において、同期間内にその者の請求があり、且つ、その期間内に他にこれを請求する者がないときは、会社又は新会社は、同條の規定にかかわらず、その請求者に対し、株券又は債券を交付することができる。

（株式等の引受権の譲渡）

第二百七十二條　更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定によつて会社又は新会社の株式又は社債を引き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例）

第二百七十三條　更生債権者、更生担保権者又は株主が更生計画の定によつて会社又は新会社の株式を取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一條（金融会社の株式保有の制限）の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

（証券取引法の特例）

第二百七十四條　更生計画の定によつて更生債権者、更生担保権者又は株主に対して会社又は新会社の株式又は社債を発行する場合には、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四條第一項（有価証券の募集又は売出に関する届出）の規定は、適用しない。

（財団に関する処分の制限の特例）

第二百七十五條　更生計画の定によつて、会社の財産を処分する場合には、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分の制限に関する法令の規定は、適用しない。

（許可、認可等に基く権利の承継）

第二百七十六條　更生計画において会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基く権利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

（法人税法等の特例）

第二百七十七條　更生計画において新会社が会社の租税債務を承継することを定めたときは、新会社は、その租税を納める義務を負い、会社の租税債務は、消滅する。

2　更生手続開始の決定があつたときは、会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するものとする。但し、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七條第三項（事業年度の期間が一年をこえる場合）の規定の適用を妨げない。

3　更生手続による会社の財産の評価換及び債務の消滅による益金で、更生手続開始の時までの各事業年度の法人税額（利子税額を除く。）と更生手続開始前から繰りこされた損金（法人税法第九條第五項（青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入）の規定の適用を受ける損金を除く。）の額との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項（積立金額）に定める積立金額と法人税（利子税額及び延滞加算税額を除く。）の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

4　更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び附加価値税については、法人税法第十九條（中間申告）及び地方税法第三十六條（法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付）の規定は、適用しない。

5　第十七條第一項、第二項、第三項前段、第十八條第一項、第十九條、第二十條第二項から第四項まで及び第二十一條（第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による登記については、登録税を課さない。

6　計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を発行する部分の資本の金額についての登録税の額は、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第六條（営利法人の登記の税率）の規定にかかわらず、その金額の千分の一・五とし、計画において新会社が会社の不動産又は船舶に関する権利を取得することを定めた場合においては、その登録税の額は、同法第二條（不動産の登記の税率）及び第三條（船舶の登記の税率）の規定にかかわらず、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、同法の規定により計算した登録税の額がこれらの額より少いときは、その額による。

（退職手当）

第二百七十八條　更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、引き続き新会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつたものは、会社から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

2　前項に定める者の更生手続開始後の会社における在職期間は、退職手当の計算については、新会社における在職期間とみなす。

（更生計画の変更）

第二百七十九條　更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要が生じたときは、更生手続終了前に限り、裁判所は、管財人、審査人、整理委員、会社又は届出をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができる。

2　前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があつた場合には、更生計画案の提出があつた場合の手続に関する規定を準用する。但し、計画の変更によつて不利な影響を受けない権利者は、手続に参加させることを要せず、また、従前の計画に同意した者で変更計画案について決議をするための関係人集会に出席しないものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3　第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

（更生手続の終結）

第二百八十條　更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確実であると認めるに至つたときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更生手続終結の決定をし、且つ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。且し、送達をすることを要しない。

2　第三十五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

第九章　更生手続の廃止

（職権による廃止）

第二百八十一條　左の場合においては、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

一　裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に更生計画案の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集会の審理若しくは決議に付するに足りないものであるとき。

二　計画案が否決されたか、又は決議のための関係人集会の第一期日から二月内若しくはその伸長した期間内に可決されないとき。

（申立による廃止）

第二百八十二條　会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2　申立人は、前項に定める更生手続廃止の原因たる事実を疎明しなければならない。

第二百八十三條　前條の申立があつたときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を発し、且つ、利害関係人の閲覧に供するため、その申立に関する書類を備えて置かなければならない。

官報 号外

昭和二十七年五月二十九日

○第十三回国会 衆議院会議録第四十七号附録（その二）

第二百八十四條　裁判所は、前條の通知発送後一月以上を経過した後でなければ更生手続廃止の決定をすることができない。

（更生計画認可後の廃止）

第二百八十五條　更生計画認可の決定があつた後計画遂行の見込がないことが明かになつたときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百八十六條　裁判所は、前條の決定をする前に、期日を開いて利害関係人の意見を聞かなければならない。

2　前項の期日を定める決定は、公告し、且つ、確定した更生債権又は更生担保権に基き更生計画の定によつて認められた権利を有する者のうち知れているものに対し、送達しなければならない。

第二百八十七條　第二百八十五條の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

（廃止決定の公告）

第二百八十八條　裁判所は、更生手続廃止の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

（抗告）

第二百八十九條　第二百四十五條第一項及び第二項の規定は、更生手続廃止の決定に対する抗告及び第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二の規定による抗告について準用する。

2　第三十五條第一項の規定は、更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

（共益債権の弁済）

第二百九十條　更生手続廃止の決定が確定したときは、第二十三條第一項又は第二十七條の規定により破産の宣告又は和議申立の認可をすべき場合を除き、管財人、管財人がないときは会社又は整理委員は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

（更生債権者表等の記載の効力）

第二百九十一條　第二百八十一條又は第二百八十二條の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、確定した更生債権又は更生担保権については、更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。但し、管財人又は更生債権者又は更生担保権者、更生担保権者、株主若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に対し、会社財産から適当な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支拂うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

（代理委員等の報償金等）

第二百九十五條　更生債

人代理がその職務に関し賄ろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。更生債権者、更生担保権者、株主、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が関係人集会の決議に関し賄ろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2　管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄ろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。管財人が法人である場合において、その役員又は職員が管財人の職務に関し管財人に賄ろを収受させ、その供与を要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

3　犯人又は法人たる管財人の収受した賄ろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第三百一條　前條第一項若しくは第二項に規定する賄ろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（報告及び検査拒絶の罪）

第三百二條　第四十一條第一項に掲げる者が同條（第百一條、第百九十二條第一項及び第二百五十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（過料に処すべき場合）

第三百三條　更生手続の開始された会社又は新会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人は、左の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第百七十九條又は第百八十三條の規定によつて提出すべき財産目録及び貸借対照表の謄本を提出せず、又は虚偽の財産目録若しくは貸借対照表の謄本を提出したとき。

二　第百八十一條、第百八十二條第二項又は第百八十三條の規定によつてすべき報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二百五十六條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四　第二百七十條第五項の規定に違反して株式の処分をすることを怠つたとき。

2　更生債権者、更生担保権者、株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者が前項第三号に掲げる行為をしたときも、また同項と同様である。

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

会社更生法案（第十回国会内閣提出第十二回国会衆議院送付継続審査事件）

本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつてここに添付する。

昭和二十七年五月十九日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林讓治殿

（かな及び――は参議院修正）

会社更生法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第二十九條）

第二章　更生手続の開始（第三十條―第九十三條）

第三章　管財人（第九十四條―第百一條）

第四章　更生債権者、更生担保権者及び株主（第百二條―第百六十四條）

第五章　関係人集会（第百六十五條―第百七十四條）

第六章　更生手続開始後の手続（第百七十五條―第二百十八條）

第七章　更生計画の条項（第二百十九條―第二百三十九條）

第八章　更生計画の認可及び遂行（第二百四十條―第二百八十二條）

第九章　更生手続の廃止（第二百八十三條―第二百九十二條）

第十章　報酬及び費用（第二百九十三條―第二百九十七條）

第十一章　罰則（第二百九十八條―第三百三條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、窮境にあるが再建の見込のある株式会社（以下「会社」という。）について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。

（更生手続の効力発生の時）

第二條　更生手続は、その開始決定の時から、効力を生ずる。

（外国人の地位）

第三條　外国法人又は外国人は、会社の更生に関し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

（属地主義）

第四條　日本国内で開始した更生手続は、日本国内にある会社の財産についてのみ、効力を有する。

2　外国で開始した更生手続は、日本国内にある財産については、効力を有しない。

3　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

（時効の中断）

第五條　更生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。但し、更生債権者又は更生担保権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

（更生事件の管轄）

第六條　更生事件は、会社の本店の所在地、外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（更生事件の移送）

第七條　前條の裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を会社の他の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（民事訴訟法の準用）

第八條　更生手続に関しては、この法律に特別の規定がないときは、民事訴訟法を準用する。

（任意的口頭弁論及び職権調査）

第九條　更生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2　裁判所は、職権で、更生事件に関して必要な調査をすることができる。

（裁判の職権送達）

第十條　更生手続に関する裁判は、職権で送達しなければならない。

（抗告）

第十一條　更生手続に関する裁判に対しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害関係を有する者は、即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して二週間とする。

（公告）

第十二條　この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2　公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

（掲示による公告）

第十三條　会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前條

第一項の規定にかかわらず、新聞紙上の掲載に代え、裁判所及び会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所）の所在地を管轄する簡易裁判所又はその管轄区域内の市町村の事務所若しくはこれに準ずべき公署の掲示場に掲示してすることができる。この場合には、掲示の日から三日を経過した日に、新聞紙上の掲載があつたものとみなす。

2　前項の規定は、会社が無記名式の株券又は社債券を発行している場合には、適用しない。

（社債権者等に対する送達）

第十四条　この法律の規定によつてする会社の社債権者又は株主に対する送達は、社債権者又は株主からこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出がないときは、株主名簿若しくは社債原簿に記載した住所又はその者が会社に通知した住所にあてて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2　登記した担保権を有する更生担保権者に対する送達は、その更生担保権者からこの法律の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出がないときは、登記簿に記載した住所にあてて、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3　前二項の規定によつて書類を郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

4　第一項及び第二項の場合においては、裁判所書記官は、書面を作り、これに送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日時を記載して署名押印しなければならない。

（公告及び送達をする場合）

第十五条　この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2　前項の場合には、公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

3　前条第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

（送達に代る公告）

第十六条　この法律の規定によつて送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所を知ることが困難である場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達に代えることを命ずることができる。

（更生手続開始の登記の嘱託）

第十七条　更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の登記には、管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨をも登記しなければならない。

3　第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合及び更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に会社又は新会社について登記すべき事項が生じた場合に準用する。

第十八条　会社財産に属する権利で登記したものがあることを知つたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生手続開始決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　前項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合に準用する。但し、会社、更生債権者、更生担保権者、株主及び新会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

（更生手続に関する他の登記への準用）

第十九条　第十七条第一項及び前条第一項の規定は、更生手続開始決定取消、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合及び更生計画認可又は更生手続終結の決定があつた場合に準用する。

（登記所の職務）

第二十条　登記所は、前三条の規定による登記の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

2　登記所は、更生手続開始の登記をする場合において、会社について和議開始、整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記をまつ消しなければならない。

3　登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつてまつ消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

4　前二項の規定は、更生計画認可又はその取消の登記をする場合に、破産の登記について準用する。

（否認の登記）

第二十一条　登記の原因である行為が否認されたときは、管財人、管財人がないときは会社は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、また同様である。

2　第十九条の規定は、前項の場合に準用する。

（登録への準用）

第二十二条　前四条の規定は、会社財産に属する権利で登録したものに準用する。

（破産手続への移行）

第二十三条　破産宣告前の会社について更生手続開始申立棄却、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合において、会社に破産の原因たる事実があると認めるときは、裁判所は、職権で、破産法（大正十一年法律第七十一号）に従い、破産の宣告をすることができる。

2　前項の場合においては、第十九条の規定による登記又は前条において準用する第十九条の規定による登記の嘱託は、破産の登記又は登録の嘱託とともにしなければならない。

第二十四条　前条第一項の規定により破産の宣告があつたときは、破産法第一編の適用については、更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令若しくは和議手続における和議開始の申立又は詐欺破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準ずべき者の行為は、その前に支払の停止又は破産の申立がないときは、これを支払の停止又は破産の申立とみなし、共益債権は、財団債権とする。

第二十五条　破産宣告後の会社について更生手続開始申立棄却、第二百八十七条（第二百八十三条において準用する場合を含む。）若しくは第二百八十四条の規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定によつて破産手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

第二十六条　破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百八十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合においては、裁判所は、職権で、破産の宣告をしなければならない。

2　前項の場合においては、更生計画認可の決定によつて効力を失つた破産手続における破産の申立の時に破産の申立があつたものとみ

なし、共益債権は、財団債権とする。

3　第二十三條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（和議手続への移行）

第二十七條　第二十三條第一項に掲げる決定をした場合において、相当と認めるときは、裁判所は、その決定の確定前においても和議の申立をすることを認可することができる。

2　裁判所が前項の認可をしたときは、和議法（大正十一年法律第七十二号）に従つて和議手続をしなければならない。

第二十八條　更生手続開始の決定によつて和議手続が効力を失つた後、前條の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第十條（支拂停止等の擬制）及び第三十三條（和議債権者の否認権）の規定の適用については、その効力を失つた和議手続における和議開始の申立の時に和議開始の申立があつたものとみなす。

2　前條の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第五十六條（和議のために生じた債権等の弁済）の規定の適用については、共益債権は、和議のために生じた債権又は和議手続の費用とみなす。

（破産等の申立義務と更生手続開始の申立）

第二十九條　他の法律によつて会社の清算人が会社に対して破産又は特別清算開始の申立をしなければならない場合においても、更生手続開始の申立をすることを妨げない。

第二章　更生手続の開始

（手続の開始）

第三十條　事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に対し、更生手続開始の申立をすることができる。会社に破産の原因たる事実の生ずる虞があるときも、また同様である。

2　前項後段の場合においては、資本の十分の一〇以上に当る金額若しくは百万円以上の債権を有する債権者又は発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主も、また申立をすることができる。

（解散後の会社の申立）

第三十一條　清算若しくは特別清算中の会社又は破産宣告後の会社が更生手続開始の申立をするには、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條（定款変更の決議方法）に定める決議によらなければならない。

（申立書）

第三十二條　更生手続開始の申立は、書面でしなければならない。

2　申立書には、左の事項を記載しなければならない。

一　申立人及び法定代理人の氏名及び住所

二　会社の商号、本店の所在場所、代表者の氏名並びに外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在場所及び日本における代表者の氏名

三　申立の趣旨

四　更生手続開始の原因たる事実

五　会社の目的及び業務の状況

六　会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況

七　会社財産に関してされている他の手続又は処分で申立人に知れているもの

八　更生計画に関して申立人の意見

3　申立書には、前項に掲げる事項の外、〇債権者が申立をするときはその有する債権の額及び原因、〇株主が申立をするときはその有する株式の数、債権者が申立をするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。

（疎明）

第三十三條　更生手続開始の申立をするときは、更生手続開始の原因たる事実を疎明しなければならない。

2　債権者又は株主が前項の申立をするときは、その有する債権の額又は株式の数をも疎明しなければならない。

（費用の予納）

第三十四條　更生手続開始の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2　前項の金額は、裁判所が事件の大小等を考慮して定める。会社以外の者が申立をしたときは、更生手続開始後の費用については、会社財産から支拂うことのできる金額をも考慮して定めなければならない。

3　費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（監督行政庁への通知等）

第三十五條　更生手続開始の申立があつたときは、裁判所は、会社の業務を監督する行政庁、会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本條中同じ。）の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準ずべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁及び第百二十二條〇第一項に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見の陳述を求めることができる。

3　前項に掲げる者は、裁判所に対し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

（審尋）

第三十六條　債権者又は株主が更生手続開始の申立をしたときは、裁判所は、会社の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者。以下同じ。）を審尋しなければならない。

（他の手続の中止命令等）

第三十七條　更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生手続開始の申立につき決定があるまでの間、破産手続、和議手続、整理手続、特別清算手続又は更生債権若しくは更生担保権に基き会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売手続の中止を命ずることができる。会社の財産関係の訴訟手続又は会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続の中止を命ずることができる。但し、強制執行、仮差押、仮処分又は競売手続については、債権者又は競売申立人に不当の損害を及ぼす虞があるときは、この限りでない。

2　更正手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分又は租税債務担保のため提供された物件の処分の中止を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

3　前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたとき、又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4　第二項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、時効は、進行しない。

5　裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

（手続開始の條件）

第三十八條　左の場合においては、裁判所は、更生手続開始の申立を棄却しなければならない。

一　更生手続の費用の予納がないとき。

二　債権者又は株主が更生手続開始の申立をするためにその債権又は株式を取得したとき。

三　破産回避の目的で申立をしたとき。

四　裁判所に破産手続、和議手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。

五　更生の見込がないとき。

六　租税債務の履行を回避し、その他租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七　その他申立が誠実にされたものでないとき。

（保全処分）

第三十九條　裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、利害関係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に関し仮差押、仮処分その他必要な保全処分を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

3　前二項の規定による裁判は、決定でする。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（調査委員）

第四十條　裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任し、期間を定めて更生手続開始の原因たる事実及び第三十八條第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況、管財人の選任並びに会社の業務及び財産に関する保全処分の要否その他更生手続の開始に必要な事項について調査をさせ、更生手続を開始することが適当であるかどうかにつき意見書を提出させることができる。

2　調査委員は、調査に必要な学識経験のある者で利害関係のないもののうちから、選任しなければならない。

（調査委員の調査）

第四十一條　調査委員は、会社の取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類、金銭その他の物件を検査することができる。

2　調査委員は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3　調査委員は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行吏の援助を求めることができる。

（調査委員の資格証明書）

第四十二條　○調査委員は、裁判所の監督に属する。○裁判所は、調査委員に対しその選任を証する書面を交付しなければならない。

2　○

3　2　調査委員は、その職務を行うにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならない。

（調査委員の監督）

第四十三條　調査委員は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2　調査委員が前項の注意を怠つたときは、その調査委員は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

（調査委員の解任）

第四十四條　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、調査委員を解任することができる。この場合においては、その調査委員を審尋しなければならない。

（開始決定書）

第四十五條　更生手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

（開始と同時に定めるべき事項）

第四十六條　裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、且つ、左の事項を定めなければならない。但し、会社の債務が二千万円以下である場合には、管財人を選任しないことができる。

一　更生債権、更生担保権及び株式の届出の期間。但し、その期間は、決定の日から二週間以上四月以下でなければならない。

二　第一回の関係人集会の期日。但し、その期日は、決定の日から一月内でなければならない。

三　更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上一月以下の期間を存しなければならない。

（開始の公告及び送達）

第四十七條　裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の事項を公示しなければならない。

一　更生手続開始決定の主文

二　管財人の氏名又は商号、管財人を選任しないときは、その旨

三　前條の規定により定めた期間及び期日

四　会社の債務者及び会社財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨の命令。但し、管財人を選任しないときは、この限りでない。

2　管財人、査定人、会社並びに知れている更生債権者、更生担保権者及び株主には、前項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知れている会社の債務者及び会社財産の所持者には、前項に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3　前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。但し、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。

4　第一項第四号の届出を怠つた者は、これによつて会社財産に生じた損害を賠償しなければならない。

（開始の通知）

第四十八條　前條第一項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

2　前項の規定は、前條第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。

（書類の備置）

第四十九條　更生手続開始の申立に関する書類並びに調査委員の調査書類及び意見書は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（抗告）

第五十條　更生手続開始の申立についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　第三十七條の規定は、更生手続開始申立棄却の決定に対して即時抗告があつた場合に準用する。

（開始決定の取消）

第五十一條　更生手続開始決定取消の決定が確定したときは、直ちにその主文を公告しなければならない。

2　第四十七條第二項及び第四十八條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の場合においては、管財人、管財人がないときは会社は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

（開始後の資本の減少等）

第五十二條　更生手続開始後その終了までの間は、更生手続によらなければ、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散、会社の組織の変更若しくは継続又は利益若しくは利息の配当をすることができない。

2　更生手続開始後その終了までの間において、更生手続によらないで会社の定款を変更するには、裁判所の許可を得なければならない。

（開始後の業務及び財産の管理）

第五十三條　更生手続開始に決定があつた場合において、管財人が置かれたときは、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。

（裁判所の許可を要する行為）

第五十四條　○管財人、管財人がないときは会社は、左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。○ものとすることができる。但し、第一号から第八号までに掲げる行為で裁判所の定める金額以下の価額を有しないものについては、この限りでない。

一　会社財産の処分
二　財産の譲受
三　借財
四　第百三條の規定による契約の解除
五　訴の提起
六　和解及び仲裁契約
七　権利の放棄
八　共益債権及び取戻権の承認
九　その他裁判所の指定する行為

第五十五條　前條の規定に反する行為は、無効とする。但し、善意の第三者に対抗することができない。

（開始後の会社の行為）

第五十六條　会社が更生手続開始後会社財産に関してした法律行為は、管財人がない場合を除き、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　会社が更生手続開始の日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。

（開始後の権利取得）

第五十七條　更生手続開始後、更生債権又は更生担保権につき会社財産に関し会社又は管財人の行為によらないで権利を取得しても、その取得は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　前條第二項の規定は、前項の取得に準用する。

（開始後の登記及び登録）

第五十八條　不動産又は船舶に関し更生手続開始前に生じた登記原因に基き更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二條第一号（登記の申請に必要な手続上の條件が具備しないとき。）の規定によらる仮登記は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。但し、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2　前項の規定は、権利の設定、移転又は変更に関する登録又は仮登録に準用する。

（開始後の会社に対する弁済）

第五十九條　更生手続開始後その事実を知らないで会社にした弁済は、更生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2　更生手続開始後その事実を知つて会社にした弁済は、管財人がない場合を除き、会社財産が受けた利益の限度においてのみ更生手続の関係においてその効力を主張することができる。

（善意、悪意の推定）

第六十條　前二條の規定の適用については、更生手続開始の公告前においてはその事実を知らなかつたものと推定し、公告後においてはその事実を知つていたものと推定する。

（共有関係）

第六十一條　会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続の開始があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、分割を禁じない定があるときでも分割の請求をすることができる。

2　前項の場合においては、他の共有者は、相当の償金を支拂つて会社の持分を取得することができる。

（取戻権）

第六十二條　更生手続の開始は、会社に属しない財産を会社から取戻す権利に影響を及ぼさない。

（売渡担保）

第六十三條　更生手続の開始前会社に財産を譲り渡した者は、担保の目的でしたことを理由としてその財産を取り戻すことができない。

（運送中の売渡物品の取戻）

第六十四條　売主が売買の目的たる物品を買主に発送した場合に、買主がまだ代金の全額を弁済せず、且つ、到達地でその物品を受け取らない間に○買主について更生手続の開始があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。但し、管財人、管財人がないときは会社が裁判所の許可を得て代金の全額を支拂つてその物品の引渡を請求することを妨げない。

2　前項の規定は、第百三條の規定の適用を妨げない。

（問屋の取戻権）

第六十五條　前條第一項の規定は、物品買入の委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合に準用する。

（賠償的取戻権）

第六十六條　会社が更生手続開始前に取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合においては、取戻権者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。管財人、管財人がないときは会社が反対給付として受けた財産の給付を請求することができる。

（他の手続の中止等）

第六十七條　更生手続開始の決定があつたときは、破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立並びに更生債権若しくは更生担保権若しくは更正担保権に基く会社財産に対する強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売は、することができず、破産手続並びに更生債権若しくは更生担保権に基き会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、中止し、和議手続、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失う。

2　更生手続開始の決定があつたときは、決定の日から更生計画認可若しくは更生手続終了までの間又は決定の日から一年六月間は、更生債権又は更生担保権に基く会社財産に対する国税徴収法による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分及び租税債務担保のため提供された物件の処分は、することができず、既にされているこれらの処分は、中止する。

3　裁判所は、必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職権で、前項の一年六月の期間を伸長することができる。この場合においては、裁判所は、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。但し、その期間は、三月をこえることができない。

4　前項の期間の伸長をする場合においては、裁判所は、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

5　第二項及び第三項の規定により処分をすることができず、又は処分が中止されている期間中は、時効は、進行しない。

6　裁判所は、更生に支障をきたさないと認めるときは、管財人（管財人がないときは、会社）若しくは第百二十二条○○第一項に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者の申立により又は職権で、中止した手続又は処分の続行を命ずることができ、更生のため必要があると認めるときは、管財人、管財人がないときは会社の申立により又は職権で、担保を供させ、又は供させないで、中止した手続又は処分の取消を命ずることができる。但し、破産手続については、この限りでない。

7　第一項の規定によつて効力を失つた手続のために会社に対して生じた債権及びその手続に関する会社に対する費用請求権並びに前項の規定によつて続行された手続又は処分に関する会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

（訴訟手続の中断）

第六十八條　更生手続開始の決定があつたときは、会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

（受継）

第六十九條　前條の規定によつて中断した訴訟手続のうち更生債権又は更生担保権に関しないものは、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

2　管財人の選任がないとき、又は前項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、会社は、当然訴訟手続を受継する。

3　第一項の規定により受継があつた後に更生手続が終了したときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、会社は、訴訟手続を受け継がなければならない。

4　前項の場合においては、相手方においても、訴訟手続を受け継ぐことができる。

（行政庁に係属する事件）

第七十條　前二條の規定は、会社の財産関係の事件で更生手続開始当時行政庁に係属するものに準用する。

（移送）

第七十一條　更生裁判所は、更生手続開始当時会社の財産関係の訴訟が他の裁判所に係属するときは、決定でその移送を求めることができる。更生手続開始後他の裁判所に係属するに至つたものについても、また同様である。

2　前項の決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、訴訟を更生裁判所に移送しなければならない。

3　前項の移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができる。

4　前三項の規定は、上級裁判所に係属する訴訟については、適用しない。

（裁判所の処分）

第七十二條　更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは株主総会若しくは会社の申立により又は職権で、第三十九條に定める処分の外、左の処分をすることができる。

一　発起人、取締役、監査役又は清算人に対する株金拂込請求権又はその責任に基く損害賠償請求権の査定

二　前号の株金拂込請求権又は損害賠償請求権につき発起人、取締役、監査役又は清算人の財産に対してする保全処分

2　緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、前項第二号の処分をすることができる。

3　第三十九條第二項及び第三項の規定は、第一項第二号及び前項の規定による処分に準用する。

（株金拂込請求権等の査定手続の開始）

第七十三條　前條第一項第一号の規定による査定の申立をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならない。

2　裁判所が職権で査定手続を開始する場合においては、その旨の決定をしなければならない。

（査定に関する裁判）

第七十四條　査定の裁判及び査定の申立を棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

2　裁判所は、決定前利害関係人を審尋しなければならない。

（異議の訴）

第七十五條　査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴を提起することができる。

2　査定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

3　第一項の訴は、更生裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

4　数個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（査定の効力）

第七十六條　前條第一項の期間内に訴の提起がないときは、査定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。訴が却下されたときも、また同様である。

（時効の中断）

第七十七條　査定の申立は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。職権による査定手続の開始も、また同様である。

（否認権）

第七十八條　左に掲げる行為は、更生手続開始後、会社財産のために否認することができる。

一　会社が更生債権者又は更生担保権者等（以下本條中「更生債権者等」という。）を害することを知つてした行為。但し、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

二　会社が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立（以下本條中「支拂の停止等」という。）のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供與又は債務の消滅に関する行為。但し、これによつて利益を受けた者がその行為の当時支拂の停止等のあつたこと又は更生債権者等を害する事実を知つていたときに限る。

三　会社が支拂の停止等があつた後又はその前六月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2　前項の規定は、会社が第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條○○第二項に掲げる請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供與又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

四　会社が支拂の停止等があつた後又はその前六月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

（手形債務支拂の場合の例外）

第七十九條　前條第一項の規定は、会社から手形の支拂を受けた者がその支拂を受けなければ債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2　前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出を委託した者が振出の当時支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立のあつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、これらの者に会社が支拂つた金額を償還させることができる。

（権利変動の対抗要件の否認）

第八十條　支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するために必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過したときは、これを否認することができる。但し、登記及び登録については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録に準用する。

（執行行為の否認）

第八十一條　否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるとき又はその行為が執行行為に基くものであるときでも、その執行行為を妨げない。

（否認権の行使）

第八十二條　否認権は、訴又は否認の請求○○によつて、管財人、管財人がないときは更生債権者又は更生担保権者が行う。

2　前項の訴及び否認の請求事件は、更生裁判所の管轄に専属する。

（否認の請求原因の疎明）

第八十三條　否認の請求をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならない。

（否認の請求についての裁判）

第八十四條　否認の請求を認容し又はこれを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

2　裁判所は、決定前相手方又は転得者を審尋しなければならない。

（異議の訴）

第八十五條　否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に異議の訴を提起することができる。

2　前項の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

第八十六條　否認の請求を認容する決定を認可する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、また同様である。

（否認権行使の効果）

第八十七條　否認権の行使は、会社の財産を原状に復させる。

2　第七十八條○第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方が行為の当時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

（相手方の地位）

第八十八條　会社の行為が否認された場合において、その受けた反対給付が会社の財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、反対給付によつて生じた利益が現在するときは、その利益の限度において、共益債権者としてその権利を行うことができる。

2　反対給付によつて生じた利益が現存しないときは、相手方は、その価額の償還につき、更生債権者としてその権利を行うことができる。反対給付の価額が現存する利益より大である場合においては、その差額についても、また同様である。

（相手方の債権の復活）

第八十九條　会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

（転得者に対する否認権）

第九十條　左に掲げる場合においては、否認権は、転得者に対しても、また行使することができる。

一　転得者が転得の当時各その前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。

二　転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、各その前者に対して否認の原因があるとき。

2　第八十七條第二項の規定は、前項但書第一号の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

（支拂停止を知つたことに基く否認の制限）

第九十一條　更生手続開始の申立の日から一年前にした行為は、支拂停止の事実を知つたことを理由として否認することができない。

（否認権行使の期間）

第九十二條　否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。行為の日から二十年を経過したときも、また同様である。

（詐害行為取消訴訟等）

第九十三條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四條（詐害行為取消権）の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断更生手続の終了に至るまで中止する。

2　前六項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「会社」とあるのは「更生債権者又は破産管財人」と読み替えるものとする。

第三章　管財人

（選任）

第九十四條　管財人は、その職務を行うに適した利害関係のない者のうちから選任しなければならない。但し、数人の管財人を選任する場合には、そのうちの一人を利害関係のある者のうちから選任することができる。

2　信託業法（大正十一年法律第六十五号）又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基く信託会社及び銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基く銀行は、管財人となることができる。

3　前項の信託会社又は銀行が管財人に選任された場合には、その信託会社又は銀行は、代表者のうち管財人の職務を行うべきものを指名し、裁判所に届け出なければならない。

4　前項の信託会社又は銀行は、同項の規定による指名を変更したときは、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

5　第九十五條、第百条第一項、第百二条第一項及び第百三条第一項の規定は、前項の規定による指名の変更の場合に準用する。

6　信託会社又は銀行は、第三項の規定による指名をしたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

7　第三項の規定による指名の変更があつたときは、前項の規定を準用する。

8　信託会社又は銀行は、第三項の規定による指名をしたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

9　第三項の規定による指名の変更があつたときは、前項の規定を準用する。

10　第三項の規定による指名をしたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。

11　第三項の規定による指名の変更があつたときは、前項の規定を準用する。

12　信託業法（大正十一年法律第六十五号）又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）に基く信託会社及び銀行法（昭和二年法律第二十一号）に基く銀行は、管財人となることができる。

13　前項の信託会社又は銀行が管財人に選任された場合には、その信託会社又は銀行は、代表者のうち管財人の職務を行うべきものを指名し、裁判所に届け出なければならない。

14　前九項の規定は、信託会社又は銀行その他の法人は、管財人となることができる。

15　法人が管財人に選任された場合には、その法人は、代表者のうち管財人の職務を行うべき者を指名し、裁判所に届け出なければならない。

（当事者適格）

第九十五條　管財人の選任があつたときは、会社の財産関係の訴については、管財人を原告又は被告とする。

（数人の管財人の職務執行）

第九十六條　管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

2　管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（注意義務）

第九十七條　管財人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2　管財人が前項の注意を怠つたときは、その管財人は、利害関係人

に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

（管財人代理）

第九十八條　管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができる。

2　前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

（計算の報告義務）

第九十九條　管財人の任務が終了した場合においては、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならない。

（任務終了の場合の緊急処分）

第百條　管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができるまで必要な処分をしなければならない。

（調査委員に関する規定の準用）

第百一條　第四十一條から第四十四條までの規定は、管財人に準用する。

第四章　更生債権者、更生担保権者及び株主

（更生債権）

第百二條　会社に対して更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

（双務契約）

第百三條　双務契約について会社及びその相手方が更生手続開始当時まだともにその履行を完了しないときは、管財人（管財人がないときは会社。以下本條中同じ。）は、契約を解除し、又は会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2　前項の場合においては、相手方は、管財人に対し契約を解除するか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。管財人がその催告をうけた後三十日以内に確答をしないときは、管財人は、前項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3　裁判所は、管財人若しくは相手方の申立により又は職権で、前項の期間を伸長し、又は短縮することができる。

4　前三項の規定は、労働協約には適用がないものとする。

第百四條　前條の規定によって契約の解除があったときは、相手方は、損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2　会社の受けた反対給付が会社財産中に現在するときは、相手方は、その返還を請求し、現存しないときは、相手方は、その価額につき共益債権者としてその権利を行うことができる。

（開始後の手形の引受等）

第百五條　為替手形の振出人又は裏書人たる会社について更生手続が開始された場合において、支拂人又は予備支拂人がその事実を知らないで引受又は支拂をしたときは、その支拂人又は予備支拂人は、これによって生じた債権につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2　前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券に準用する。

3　第六十條の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

（賃貸借契約等）

第百六條　賃貸人たる会社につき更生手続が開始された場合においては、借賃の前拂又は借賃の債権の処分は、更生手続開始の時における当期及び次期に関するものを除く外、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2　前項の規定により更生手続の関係においてその効力を主張することができないために損害を受けた者は、その損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

3　前二項の規定は、地上権及び永小作権について準用する。

（交互計算）

第百七條　交互計算は、当事者の一方に更生手続の開始があったときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支拂を請求することができる。

2　前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権とする。

（会社が他の者とともに全部義務を負う場合）

第百八條　数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

（会社が保証債務を負う場合）

第百九條　保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

（将来の求償権）

第百十條　数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について更生手続が開始されたときは、その者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。但し、債権者がその債権の全額につき更生債権者としてその権利を行ったときは、この限りでない。

2　前項但書の場合において同項の求償権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者の権利を取得する。

3　前二項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行うことがある求償権について準用する。

（一部の保証の場合）

第百十一條　第百八條、第九條及び前條第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について準用する。

（更生債権の弁済の禁止）

第百十二條　更生債権については、更生手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。但し、第百二十二條の二第一項に掲げる請求権については、その滞納処分若しくは担保物件の処分又はその続行が許される場合、滞納処分による差押を受けた会社の債権（差押の効力の及ぶ債権を含む。）につき当該滞納処分の中止中に第三債務者が徴収の権限を有する者に任意に給付をする場合及び管財人（管財人がないときは会社）が裁判所の許可を得て弁済をする場合は、この限りでない。

（更生債権者の権利）

第百十三條　更生債権者は、その有する更生債権をもって更生手続に参加することができる。

2　更生債権者は、次條から第百十八條までに掲げる債権については、これらの規定によって算定した金額に応じ、その他の債権については、その債権額に応じて議決権を有する。

（期限附債権で無利息のもの）

第百十四條　期限附債権が無利息であってその期限が更生手続開始後に到来すべき場合においては、更生手続開始の時から期限に至るまでの債権に対する法定利息を債権額から控除するものとする。

（定期金債権）

第百十五條　前條の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

（不確定期限債権）

第百十六條　第百十四條の場合において期限が不確定であるときは、更生手続開始の時における評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときも、また同様である。

（金銭を目的としない債権等）

第百十七條　債権の目的が金銭でないとき、又は金銭ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時における評価額による。

（条件附債権及び将来の請求権）

第百十八條　條件附債権は、更生手続開始の時における評価額による。

2　前項の規定は、会社に対して行うことがある将来の請求権に準用する。

（源泉徴収所得税等）

第百十九條　更生債権のうち、源泉徴収に係る所得税、通行税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税及び特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前六月間の会社の使用人の給料並びに更生手続開始前の原因に基いて生じた会社の使用人の貸し金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

（優先権の期間の計算）

第百二十條　優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼつて計算する。

（劣後的更生債権）

第百二十一條　左に掲げる請求権は、更生債権とする。

一　更生手続開始後の利息

二　更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金

三　更生手続参加の費用

四　前号に掲げるもの外、更生手続開始後の原因に基いて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

五　更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

六　更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四條第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）通告処分の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2　前項の請求権は、他の更生債権に後れる。但し、国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権で、同項第六号に掲げるもの以外のものは、この限りでない。

3　第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

（租税等の請求権）

第百二十二條　○国税徴収の例によつて、国税徴収法又は○○○

利益を害すべき変更が加える場合に準用する。

（届出名義の変更）

第百二十八條　届出をした更生債権又は更生担保権を取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2　前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

（株主の権利）

第百二十九條　株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2　株主は、その株式の数に応じて議決権を有する。

3　会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有しない。

（株式の届出）

第百三十條　更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数を裁判所に届け出、且つ、株券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2　株主権について、更生手続開始当時訴訟が係属するときは、前項に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

（追加届出）

第百三十一條　裁判所は、相当と認めるときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この場合においては、その旨を公告し、且つ、管財人、審査人、会社及び知れている株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなければならない。

（更生債権者表、更生担保権者表及び株主表）

第百三十二條　裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作り、権利の性質に応じ適宜分類して、それぞれ左の事項を記載しなければならない。

一　更生債権者の氏名及び住所

二　更生債権の内容及び原因

三　議決権の額

四　優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その旨

更生担保権者表

一　更生担保権者の氏名及び住所

二　更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三　議決権の額

株主表

一　株主の氏名及び住所

二　株式の額面無額面の別、種類及び数

（謄本の交付）

第百三十三條　裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人、管財人がないときは会社に交付しなければならない。

（権利届出の書類等の備置）

第百三十四條　更生債権、更生担保権及び株式の届出に関する書類、更生債権者表、更生担保権者表並びに株主表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（更生債権及び更生担保権調査の期日）

第百三十五條　更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあつた各更生債権及び更生担保権について、第百三十二條に掲げる事項を調査する。

（関係人の出頭）

第百三十六條　会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2　届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主又はその代理人は、前項の調査の期日に出頭して他の更生債権又は更生担保権について異議を述べることができる。

3　代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（管財人、審査人等の出頭）

第百三十七條　更生債権及び更生担保権の調査は、管財人があるときは、管財人、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときはその審査人、その他のときは会社の代表者又はその代理人の出頭がなければすることができない。

（届出期間後に届出のあつた更生債権等の調査）

第百三十八條　第百二十七條の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、管財人（管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権調査の特別期日を定める決定には、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

2　前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3　第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（期日の変更、延期及び続行）

第百四十二條　前條の規定は、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更並びに更生債権及び更生担保権調査の延期及び続行に準用する。但し、急迫があつたときは、送達をすることを要しない。

（更生債権及び更生担保権等の確定）

第百四十三條　更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人（管財人がないときは、会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がなかつたときは、更生債権及び更生担保権の内容、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権については、優先権のあること又は劣後的であることは、確定する。

（更生債権者表及び更生担保権者表への記載）

計出た事項について変更を加えた場合に準用する。

（更生債権及び更生担保権調査の特別期日）

第百四十一條　更生債権及び更生担保権調査の期日を定める決定には、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

（届出期間後に届出のあつた更生債権等の調査）

第百三十九條　前條の規定は、更生債権者又は更生担保権者が届け出た事項について届出期間経過後他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加えた場合に準用する。

（一般期日後に届出の追完をした更生債権等の調査）

第百四十條　第百三十六條第二項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第百二十七條の規定によつて、更生債権及び更生担保権調査の一般期日後に、届け出、又は届

第百四十四條　裁判所は、更生債権及び更生担保権調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人がある場合において会社の述べた異議も、また同様である。

2　裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならない。

（記載の効力）

第百四十五條　確定した更生債権及び更生担保権については、更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

（異議の通知）

第百四十六條　更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭しない場合において、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならない。

（更生債権又は更生担保権確定の訴）

第百四十七條　異議（管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人がある場合における会社の異議を除く。）のある更生債権又は更生担保権については、その権利者は、その異議者に対し、訴をもつてその権利の確定を求めることができる。

2　前項の訴は、その権利の調査のあつた日から一月内に提起しなければならない。

3　異議者が数人あるときは、これを共同被告とする。

4　裁判所は、更生債権者又は更生担保権者の請求により、その権利に関する更生債権者表又は更生担保権者表の抄本を交付しなければならない。

（更生債権又は更生担保権確定訴訟の管轄）

第百四十八條　更生債権又は更生担保権確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

（異議のある更生債権又は更生担保権に関する訴訟の受継）

第百四十九條　第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権に関し更生手続開始決定当時訴訟が係属する場合において、更生債権者又は更生担保権者がその権利の確定を求めようとするときは、異議者を相手方として訴訟を受け継がなければならない。

2　第百四十七條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

（請求原因の制限）

第百五十條　更生債権者又は更生担保権者は、第百四十四條第一項の規定により更生債権者表又は更生担保権者表に記載した事項についてのみ、権利確定の訴を提起し、又は前條の規定により訴訟を受け継ぐことができる。

（更生債権者等のみの異議の主張）

第百五十一條　第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主のみに異議のあるものについては、異議者は、訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

2　第百四十七條第二項から第四項まで及び第百四十八條から前條までの規定は、前項の場合に準用する。

（有名義債権等に対する異議の主張）

第百五十二條　第百四十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者は、会社がすることのできる訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

2　第百四十七條第二項から第四項まで、第百四十九條及び第百五十條の規定は、前項の場合に準用する。

（更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果の記載）

第百五十三條　裁判所は、管財人（管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人）、更生債権者、更生担保権者又は株主の申立により、更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

（更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の判決の効力）

第百五十四條　更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟については、第百四十九條、第百五十三條及び第百五十四條の規定は、前項の不服の申立に準用する。

（更生債権者等の分類）

第百五十九條　更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生計画案の作成及び決議のために、左の組に分類されるものとする。但し、第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條○第二項に掲げる請求権を有する者は、この限りでない。

一　更生担保権者

二　一般の先取特権その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三　前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者

四　劣後的債権を有する更生債権者

五　残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式を有する株主

六　前号に掲げる株主以外の株主

2　裁判所は、前項各号に掲げる者の有する権利の性質及び利害の関係を考慮して、二以上の組の者を一の組とし、又は一の組の者を二以上の組として分類することができる。但し、更生債権者、更生担保権者及び株主は、それぞれ別の組としなければならない。

3　管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、前項の分類につき意見を述べることができる。

4　裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも分類を変更することができる。

5　第百四十一條の規定は、第二項及び前項の規定による決定の送達に準用する。但し、関係人集会又は更生債権及び更生担保権調査の期日において言渡があつたときは、送達することを要しない。

（更生計画から除外できる者）

第百六十條　会社の財産を事業が継続するものとして評価して清算したものと仮定した場合において、債権の弁済又は残余財産の分配を受けることができない更生債権者又は株主は、更生計画から除外することができる。

2　裁判所は、管財人、審査人、会社又は届出をした更生債権者、更生担保権者しくは株主の申立により、前項に該当する者を指定しなければならない。

3　前條第三項から第五項までの規定は、前項の指定について準用する。

（代理委員の選任）

第百六十一條　更生債権者、更生担保権者又は株主は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2　代理委員の権限は、書面で証明しなければならない。

3　代理委員は、これを選任した更生債権者、更生担保権者又は株主のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。

4　代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。但し、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5　代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、裁判所は、第一項の許可を取り消すことができる。

6　更生債権者、更生担保権者又は株主は、代理委員を解任したときは、遅滞なく裁判所にその旨を届け出なければならない。

（受託会社が社債権者）

第百六十二條　社債権者集会は、関係人集会における社債権者の議決権の行使その他更生手続における社債権者の権利の行使について決議することができない。

2　社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十三号）の受託会社は、社債権者のために、更生債権又は更生担保権の届出、議決権の行使その他更生手続に属する一切の行為をすることができる。但し、自ら更生債権又は更生担保権の届出をした社債権者については、この限りでない。

3　前項の○○会社が○○社債権者のために更生手続に属する行為をする場合においては、各別にその社債権者を表示することを要しない。

4　自らその更生債権又は更生担保権の届出をしなかつた社債権者は、何時でも第二項の会社の権限を排除して自らその権利を行使することができる。この場合においては、社債権者は、あらかじめその旨、氏名、住所並びにその有する社債の数、番号及び発行の年月日を裁判所に届け出、且つ、債券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を裁判所に提出しなければならない。

5　自ら更生債権又は更生担保権の届出をし、又は前項の規定による届出をした社債権者は、遅滞なく第二項の会社にその届け出た事項を通知しなければならない。

（相殺権）

第百六十三條　更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始当時会社に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が更生債権及び更生担保権の届出の期間の満了前に相殺に適するようになつたときは、更生債権者又は更生担保権者は、その期間内に限り更生手続によらないで相殺をすることができる。債務が期限附であるときも、また同様である。

2　前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の賃料債務については、当期及び次期のものに限り、これをすることができる。但し、敷金があるときは、その後の賃料債務についても、相殺をすることができる。

3　前項の規定は、地代及び小作料に準用する。

（相殺の禁止）

第百六十四條　左の場合においては、相殺をすることができない。

一　更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始後会社に対して債務を負担したとき。

二　会社の債務者が更生手続開始後他人の更生債権又は更生担保権を取得したとき。

三　会社の債務者が支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つて更生債権又は更生担保権を取得したとき。但し、その取得が法定の原因に基くとき、債務者が支拂の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つた時より前に生じた原因に基くとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

第五章　関係人集会

（期日の呼出）

第百六十五條　関係人集会の期日には、管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。第一回の関係人集会については、第四十七條第二項の規定による送達を受けた者も、また同様である。

（期日の通知）

第百六十六條　関係人集会の期日は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

（裁判所の指揮）

第百六十七條　関係人集会は、裁判所が指揮する。

（期日及び目的の公告）

第百六十八條　裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。

2　関係人集会の延期又は続行について言渡があつたときは、送達又は公告をすることを要しない。

（期日の併合）

第百六十九條　裁判所は、相当と認めるときは、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立により又は職権で、関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することができる。

（議決権に対する異議）

第百七十條　管財人（管財人がないときは会社。但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があるときは、その審査人）並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権について異議を述べることができる。但し、前項の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有

する更生債権者及び更生担保権者の議決権については、この限りでない。

（議決権の行使）

第百七十一條　確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その確定額又は届出の額若しくは数に応じて議決権を行使することができる。

2　異議のある権利については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権を行使させるかを定める。

3　裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも前項の規定による決定を変更することができる。

4　前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、送達することを要しない。

（不当な議決権者の排除）

第百七十二條　裁判所は、権利取得の時期、対価その他の事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が関係人集会の決議に関し賄ろを収受する等不当な利益を得る目的でその権利を取得したものと認めるときは、これらの者にその議決権を行使させないことができる。

2　裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審尋しなければならない。

（議決権を行使することができない者）

第百七十三條　前二條の規定により議決権を行使することができない者の外、左に掲げる者は、議決権を行使することができない。

一　更生計画によつてその権利に影響を受けない者

二　第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條第一項第五号並びに第百六十條の規定により計画から除外することのできる者

三　第二百四十二條第二項の規定によりその保護が定められている者

（議決権の代理行使）

第百七十四條　更生債権者、更生担保権者及び株主は、代理人をもつてその議決権を行うことができる。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第六章　更生手続開始後の手続

（会社の業務及び財産の管理）

第百七十五條　管財人は、就職の後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

（郵便物の管理）

第百七十六條　裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対し、会社にあてた郵便物又は電報を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2　管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

3　会社は、前項の郵便物又は電報の閲覧を求め、且つ、会社財産に関しないものの交付を求めることができる。

第百七十七條　裁判所は、会社の申立により又は職権で、管財人の意見を聞き、前條第一項の嘱託を取り消し、又は変更することができる。

2　更生手続が終了したときは、裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

（財産の価額の評定）

第百七十八條　管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、裁判所書記官、執行吏又は公証人の立会のもとに、会社に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。管財人が評定する場合においては、遅滞のおそのある場合を除く外、会社の立会を求めなければならない。

（財産目録及び貸借対照表の作成）

第百七十九條　管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2　○管財人は、○前項の財産目録及び貸借対照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

（管財人の調査報告）

第百八十條　管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一　更生手続の開始に至つた事情

二　会社の業務及び財産に関する経過及び現状

三　第七十二條に定める処分を必要とする事情の有無

四　業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適当とする事情の有無

五　その他更生に関し必要な事項

（会社の報告）

第百八十一條　管財人がなく、且つ、第百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

（更生債権者等の調査）

第百八十二條　管財人は、裁判所の定める期間内に、左に掲げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一　更生債権者の氏名及び住所、更生債権の内容及び原因、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その事項

二　更生担保権者の氏名及び住所、更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三　株主の氏名及び住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数

2　管財人がなく、且つ、第百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、会社は、裁判所の定める期間内に、前項に掲げる事項を裁判所に報告しなければならない。

（その後の報告等）

第百八十三條　管財人、管財人がないときは審査人又は会社は、前五條の規定によるもののほか、裁判所の定めるところに従い、会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告し、また、更生計画認可の時及び裁判所の定める時期における財産目録及び貸借対照表を作成してその謄本を裁判所に提出しなければならない。

（営業用の固定財産の評価）

第百八十四條　第百七十九條及び前條の規定に基いて作成する財産目録に記載する営業用の固定財産の評価並びに更生手続による会社の営業用の固定財産の評価換については、商法第三十四條第二項及び第二百八十五條（営業用の固定財産の評価）の規定は、適用しない。

（書類の備置）

第百八十五條　第百七十九條から第百八十三條までの規定によつて裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（会社の更生事務処理）

第百八十六條　管財人がない場合には、会社は、裁判所の監督のもとに、更正事務を処理する。

2　会社は、更生事務の処理につ

き、管財人と同一の注意義務を負う。

3　会社が前項の注意義務を怠つたときは、会社及び任務を怠つた取締役は、利害関係人に対し、連帯して損害賠償の責に任ずる。

（業務及び財産の管理の変更）

第百八十七條　会社の債務が二千万円以下である場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも管財人を置くことをやめて業務及び財産の管理を会社に回復させることができ、また、会社に業務及び財産の管理をさせることをやめて管財人を置くことができる。

（管理の変更に伴う訴訟手続の中断、受継）

第百八十八條　更生手続開始後会社が訴訟を受継した後に管財人が置かれたときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。

2　更生手続開始後管財人又は相手方が訴訟を受継した後に管財人を置くことをやめられたとき、又は更生手続が終了したときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、会社は、訴訟を受け継がなければならない。

3　前項の場合においては、相手方においても、訴訟を受け継ぐことができる。

4　前三項の規定は、会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものに準用する。

（営業の休止）

第百八十九條　営業継続中の会社につきその営業の継続を不適当とする特別の事情がある場合において、その営業を休止しようとするときは、管財人、管財人がないときは会社は、裁判所の許可を得なければならない。

（財産の保管方法等）

第百九十條　裁判所は、金銭その他の財産の保管方法及び金銭の收支について必要な定をすることができる。

（審査人）

第百九十一條　管財人がない場合には、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも利害関係のない者を審査人に選任して第百八十條、第百八十二條第一項及び第百八十三條に掲げる事項の調査報告、更生計画案の作成、発起人、取締役、監査役又は清算人に対する責任追及並びに会社の業務及び財産に関する監督その他裁判所の命ずる事項を行わせることができる。但し、会社の業務及び財産の管理を行わせることはできない。

2　裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも審査人を置くことをやめることができる。

（管財人等に関する規定の準用）

第百九十二條　第四十二條から第四十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第百條の規定は、審査人に準用する。

2　審査人があるときは、発起人等に対する責任追及に関する訴については、審査人を原告又は被告とする。

（審査人の選任に伴う訴訟手続の中断、受継）

第百九十三條　審査人が置かれた場合において、発起人等に対する会社の責任追及に関する訴訟手続が係属するときは、その訴訟手続は、中断する。この場合においては、審査人は、訴訟を受け継がなければならない。

2　第百八十八條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（法律顧問）

第百九十四條　管財人、管財人がないときは会社は、必要があるときは、裁判所の許可を得て法律顧問を選任することができる。

（第一回の関係人集会）

第百九十五條　○管財人は、前百七十九條又は第百八十二條第一項に掲げる事項を裁判所に報告した管財人、審査人又は会社は、その事項の要旨を第一回の関係人集会に報告しなければならない。

第百九十六條　第一回の関係人集会においては、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から管財人又は審査人の設置又は選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならない。

（更生計画案の作成及び提出）

第百九十七條　管財人（管財人がないときは会社。但し、更生計画案の作成を命ぜられた審査人があるときは、その審査人）は、更生債権、更生担保権及び株式の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、○更正計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2　裁判所は、申立により又は職権で、前項の期間を伸長することができる。

3　計画案の作成ができないときは、管財人、第一項に定める者は、前二項の期間内に、その旨の報告書を裁判所に提出しなければならない。

第百九十八條　会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（清算を内容とする計画案）

第百九十九條　更生手続開始後会社の存続、合併、新会社の設立又は営業の譲渡による事業の継続を内容とする更生計画案の作成が困難なことが明かになつたときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。但し、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2　裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3　第百五十九條第三項の規定は、第一項の許可について準用する。

（更生計画案審理のための関係人集会）

第二百條　更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

第二百一條　前條の関係人集会においては、更生計画案の提出者から計画案につき説明を聞いた上、裁判所は、管財人、審査人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならない。

（監督行政庁等の意見）

第二百二條　裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

2　行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画案については、裁判所は、その事項につき当該行政庁の意見を聞かなければならない。

3　会社の業務を監督する行政庁、法務総裁又は証券取引委員会は、何時でも裁判所に対し、計画案につき意見を述べることができる。

（会社の労働組合等の意見）

百九十五 第二百三條　裁判所は、更生計画案について、会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聞かなければならない。

（更生計画案の修正）

百九十六 第二百四條　更生計画案の提出者は、計画案審理のための関係人集会の期日までは、裁判所の許可を得て計画案を修正することができる。

（更生計画案の修正命令）

百九十七 第二百五條　裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

（関係人集会の再開）

百九十八 第二百六條　更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するため、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

百九十三 2　第二百一條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

（更生計画案の排除）

百九十九 第二百七條　更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。

（更生計画案決議のための関係人集会）

百九十二 第二百八條　第二百條又は第二百六條の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案につき修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2　前項の場合においては、裁判所は、あらかじめ、その計画案の写又はその要旨を管財人、調査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く。）、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁並びに証券取引委員会に送達しなければならない。

3　前項の送達については、第百四十一條第一項及び第三項の規定を準用する。

（更生のために債務を負担する者等の出頭）

第二百九條　更生のために債務を負担し、又は担保を供する者は、前條第一項の期日に出頭して、その旨の陳述をしなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2　代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（更生計画案の変更）

百九十一 第二百十條　更生計画案の提出者は、更生債権者、更生担保権者及び株主に不利な影響を与えない場合に限り、第二百八條第一項の関係人集会において裁判所の許可を得て計画案を変更することができる。

（決議の時期）

三 第二百十一條　更生計画案は、一般の更生債権又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができない。

（決議の方法）

四 第二百十二條　第二百八條第一項の関係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第百五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。

（可決の要件）

五 第二百十三條　関係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては○更生担保権の期限の猶予の定をする計画案については○議決権の総額の四分の三以上に当る議決権を有する者（第百九十九條に定める計画案については、その二分の一以上に当る議決権を有する者）の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総額の過半数に当る議決権を有する者の同意を得なければならない。

（続行期日の指定）

六 第二百十四條　関係人集会において更生計画案が可決されるに至らなかつた場合においても、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総額の三分の一以上に当る議決権を有する者がそれぞれ期日の続行に同意したときは、裁判所は、管財人、調査人、会社若しくは議決権を行使することができる更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。

（可決の時期）

七 第二百十五條　更生計画案の可決は、第二百八條第一項の関係人集会の第一期日から二月内にされなければならない。

2　裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立により又は職権で、前項の期間を伸長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができない。

（共益債権）

八 第二百十六條　左に掲げる請求権は、共益債権とする。

一　更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用

二　更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

三　更生計画の遂行に関する費用。但し、更生手続終了後に生じたものを除く。

四　第二百九十三條及び第二百九十五條の規定により支払うべき報酬、費用及び報償金

五　会社の業務及び財産に関し管財人、会社又は整理委員が権限に基いて更生手続開始後にした○資金の借入その他の○行為によつて生じた請求権

六　事務管理又は不当利得により更生手続開始後会社に対して生じた請求権

七　第百三條第一項の規定により管財人又は会社が債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権

八　会社のために支出すべきやむを得ない費用で、前各号に掲げるもの以外のもの

（共益債権の弁済）

九 第二百十七條　共益債権は、更生手続によらないで、随時弁済する。

2　共益債権は、更生債権及び更生担保権に先だつて、弁済する。

（会社財産不足の場合の弁済方法）

第二百十八條　会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明かになつたときは、共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、まだ弁済しない債権額の割合に応じて弁済する。但し、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

第七節　更生計画の條項

（更生計画の條項）

第二百十九條　更生計画においては、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する條項及び共益債権の弁済に関する條項を定めなければならない。債務の弁済資金の調達方法及び計画において予想される収益金の使途に関する條項についても、また同様である。

2　計画においては、営業若しくは財産の譲渡、出資若しくは貸借、事業の経営の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する條項その他更生のために必要な條項を定めることができる。

（更生債権者等の権利）

第二百二十條　更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。

2　更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けないもの又は第百六十條の規定に基き計画から除外されるものがあるときは、その者の権利を明示しなければならない。

（債務の期限）

第二百二十一條　更生計画によつて期限が五年以上にわたる債務が負担され、又は五年以上にわたつて債務の期限が猶予されるときは、その債務の弁済資金の調達方法を明示しなければならず、且つ、その期限は、担保があるときはその担保物の耐用期間、担保がないとき又は担保物の耐用期間が判定できないときは二十年をこえてはならない。

（担保の提供及び債務の負担）

第二百二十二條　会社又は会社以外の者が更生のために担保を供するときは、担保を供する者を明示し、且つ、担保権の内容を定めなければならない。

2　会社以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等更生のために債務を負担するときは、その者を明示し、且つ、その債務の内容を定めなければならない。

（未確定の更生債権等）

第二百二十三條　異議のある更生債権又は更生担保権で、その確定手続の終了しないものがあるときは、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

（共益債権）

第二百二十四條　共済債権については、既に弁済したものを明示し、且つ、将来弁済すべきものについて合理的な定をしなければならない。

（営業又は財産の譲渡等）

第二百二十五條　会社の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは貸借し、会社の事業の経営の全部若しくは一部を委任し、他人と営業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けるときは、その目的物、対価、相手方その他の事項及びその対価を更生債権者、更生担保権者又は株主に分配するときは、その分配の方法を定めなければならない。

（争の係属しない権利）

第二百二十六條　会社に属する権利で、争の係属しないものがあるときは、和解若しくは調停の条項に関する定をするか、又は管財人若しくは審査人による訴訟の遂行その他権利の実行に関する確実な方法を定めなければならない。

（定款の変更）

第二百二十七條　会社の定款を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

2　会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加すべき株式につき、株主に対し新株の引受権を與え、制限し、又は排除する旨及び特定の第三者に対しこれを與えるときは、その旨を定めなければならない。

（取締役等の変更）

第二百二十八條　会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の代表取締役を選定するときは、選任若しくは選定されるべき者及び任期又は選任若しくは選定の方法及び任期を定めなければならない。

2　会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任させる者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

3　前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させるときは、その旨を定めなければならない。

4　第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

（資本の減少）

第二百二十九條　会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　減少すべき資本の額

二　資本減少の方法

（新株の発行）

第二百三十條　会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　新株の額面無額面の別、種類及び数

二　新株の割当に関する事項

三　新株の発行によつて増加すべき資本及び準備金の額

2　会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　前項第一号及び第三号に掲げる事項

二　拂込金額、その他新株の割当に関する事項及び新株の拂込期日（この期日は、更正計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。）

三　あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して與える株式の額面無額面の別、種類及び数

3　前二項に定める場合を除き、会社が新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　第一項第一号に掲げる事項

二　前項第三号に掲げる事項

三　新株の発行価額及び拂込期日（この期日は、計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。）

四　無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額

（社債の発行）

第二百三十一條　会社が社債を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　社債の総額

二　各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支拂の方法及び期限その他社債の内容

三　社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせ、又は、させないで社債を発行するときは、その割当に関する事項

四　担保附社債であるときは、その担保権の内容

（設立合併）

第二百三十二条　会社が他の会社と合併してその一方が合併後存続するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　他の会社の商号

二　存続する会社が合併によつてその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び数、その株式についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項並びに特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

三　合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

四　存続する会社の増加すべき資本及び準備金の額

五　合併によつて消滅する会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

六　他の会社における合併契約書承認決議のための株主総会の日時

七　合併すべき時期を定めたときは、その規定

（新設合併）

第二百三十三条　会社が他の会社と合併して新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　他の会社の商号

二　新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

三　新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数

四　新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五　更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六　新会社の資本及び準備金の額

七　各会社の株主に金銭を支拂い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八　前條第六号及び第七号に掲げる事項

（新会社の設立）

第二百三十四条　更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二　新会社が発行する株式の総数

三　額面株式を発行するときは、一株の金額

四　新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に與えることを定めたときは、これに関する事項

五　更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項

六　その他新会社の定款に記載すべき事項

七　新会社の資本及び準備金の額

八　会社から新会社に移転すべき財産及びその価格

九　新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法並びに任期（但し、一年をこえることができない。）

十　新会社が社債を発行するときは、第二百三十一條に掲げる事項

2　前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項

二　新会社の設立に際して発行する株式の額面無額面の別、種類及び数、新会社の設立に際して無額面株式を発行するときは、その発行価額及びその価額中資本に組み入れない額並びに更生債権者、更生担保権者又は株主に対してあらたに拂込又は現物出資をさせ、又はさせないで株式を引き受けさせるときは、前項第五号に掲げる事項

三　あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して與える株式の額面無額面の別、種類及び数

（解散）

第二百三十五条　会社が合併によらないで解散することは、その旨及び解散の時期を定めなければならない。

（條件の差等）

第二百三十六条　更生計画においては、左に掲げる権利の順位を考慮して、計画の條件に公正、衡平な差等を設けなければならない。

一　更生担保権

二　一般の先取特権その他一般の優先権のある更生債権

三　前号及び次号に掲げるもの以外の更生債権

四　劣後的更生債権

五　残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株主の権利

六　前号に掲げるもの以外の株主の権利

2　前項の規定は、第百二十一條第一項第五号及び第百二十二條第一項に掲げる請求権については、適用しない。

（平等の原則）

第二百三十七条　更生計画の條件は、同じ性質の権利を有する者の間では平等でなければならない。但し、更生債権者及び更生担保権者については、その債権の少額なものにつき別段の定をし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

（取締役等の選任等に関する規定）

第二百三十八条　会社又は新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）の取締役、代表取締役若しくは監査役の選任、選定若しくは解任又はその選任若しくは選定の方法に関する更生計画の定は、衡平で、且つ、更生債権者、更生担保権者及び株主の一般の利益に合致するものでなければならない。

（特別利益の供與の無効）

第二百三十九条　会社又は第三者が更生計画の條件によらないで、ある更生債権者、更生担保権者又は株主に特別の利益を與える行為は、無効とする。

第八章　更生計画の認可及び遂行

（更生計画の認否）

第二百四十条　関係人集会において更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言渡した期日において、計画の認否につき決定をしなければならない。

2　第百六十五條及び第百六十六條に掲げる者は、計画の認否につき意見を述べることができる。

3　計画認否の期日を定める決定は、言渡をしたときは、公告及び送達をすることを要しない。

（更生計画認可の要件）

第二百四十一條　裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができる。

一　更生手続又は計画が法律の規定に合致していること。

二　計画が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。

三　決議が誠実、公正な方法でされたこと。

四　合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合併契約書承認の決議があつたこと。

五　行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画については、第二百一條第二項の規定による行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

2　更生手続が法律の規定に違反している場合でも、その違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることができる。

（不同意の組のある場合の認可）

第二百四十二條　更生計画案につき関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を変更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する條項を定めて、計画認可の決定をすることができる。

一　更生担保権者について、その担保権の目的たる財産を、その権利を存続させたまま新会社に移転し、他に譲渡し、又は会社に留保すること。

二　更生担保権者についてはその権利の目的たる財産、更生債権者については弁済に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産を、裁判所が定める公正な取引価額（担保権の目的たる財産については、その権利による負担がないものとして評価するものとする。）以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを分配し、若しくは供託すること。

三　裁判所の定めるその権利の公正な取引価額を権利者に交付すること。

四　その他前各号に準じて公正、衡平に権利者を保護すること。

2　計画案につき、関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られないことが明らかな組があるときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、あらかじめその組の更生債権者、更生担保権者又は株主のための同意に代わる裁判を裁判所に請求することを許可することができる。

3　前項の申立があつたときは、裁判所は、申立人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければならない。

（更生計画認否の決定の言渡等）

第二百四十三條　更生計画認否の決定は、言い渡し、且つ、その主文、理由の要旨及び計画又はその要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

2　第三十五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

（更生計画の効力発生の時）

第二百四十四條　更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

（抗告）

第二百四十五條　更生計画認否の決定に対しては、即時抗告をすることができる。但し、届出をしなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主は、この限りでない。

2　議決権を有しなかつた更生債権者、更生担保権者又は株主が前項の抗告をするには、更生債権者、更生担保権者又は株主であることを疎明しなければならない。

3　第一項の抗告は、計画の遂行に影響を及ぼさない。但し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由があるとみえ、計画の遂行によつて生ずべき償うことができない損害を避けるため緊急の必要があり、且つ、事実上の点について疎明があつたときは、申立により、抗告につき決定があるまで、保証を立てさせ、又は立てさせないで、計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができる。

4　前三項の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二（特別抗告）の規定による抗告について準用する。

（更生計画不認可の決定が確定した場合）

第二百四十六條　第二百八十二條及び第二百八十三條の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

（更生債権者表等への記載）

第二百四十七條　更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、計画の條項を更生債権者表、更生担保権者表及び株主表に記載しなければならない。

（更生計画の効力範囲）

第二百四十八條　更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）のために、且つ、それらの者に対して効力を有する。

2　計画は、更生債権者又は更生担保権者が会社の保証人その他会社とともに債務を負担する者に対して有する権利及び会社以外の者が更生債権者又は更生担保権者のために供した担保に影響を及ぼさない。

（更生債権等の免責等）

第二百四十九條　更生計画認可の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第百二十一條第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

（権利の変更）

第二百五十條　更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

2　商法第二百八條（質権の効力）及び第二百九條第四項（株券の引渡）の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

（更生債権者及び更生担保権者の権利）

第二百五十一條　更生計画の定によつて更生債権者又は更生担保権者に対し権利が認められた場合には、その権利は、確定した更生債権又は更生担保権を有する者に対してのみ認められるものとする。

（届出をしない株主の権利）

第二百五十二条四十四　更生計画の定によつて株主に対し権利が認められた場合には、その権利は、株式の届出をしなかつた者に対しても、認められるものとする。

（更生債権者表等の記載の効力）

第二百五十三条四十五　更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権又は更生担保権に基き計画の定によつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社、新会社（合併によつて設立される新会社を除く。）、更生債権者、更生担保権者、会社の株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者に対し、確定判決と同一の効力を有する。

2　前項に定める権利で金銭の支拂その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、更生手続終結の後、会社及び更生のために債務を負担した者に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることができる。但し、民訴第四百五十二條（催告の抗弁権）及び第四百五十三條（検索の抗弁権）の規定の適用を妨げない。

3　民事訴訟法第五百十六條から第五百五十八條まで（判決に基く強制執行）の規定は、前項の場合に準用する。但し、同法第五百二十一條（執行文付與の訴）、第五百四十五條（請求異議の訴）及び第五百四十六條（執行文付與に対する異議の訴）の規定による訴は、更生裁判所の管轄に專屬する。

（中止中の手続の失効）

第二百五十四條四十六　更生計画認可の決定があつたときは、第六十七條第一項の規定によつて中止した破産手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、その効力を失う。但し、同條第六項の規定によつて続行された手続又は処分については、この限りでない。

2　前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財団債権（但し、破産法第四十七條第二号（国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権）及び第九号（破産者及びこれに扶養される者の扶助料）に掲げるものを除く。）は、共益債権とする。

（更生計画の遂行）

第二百五十五條四十七　更生計画認可の決定があつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、すみやかに計画を遂行しなければならない。

2　裁判所は、管財人がない場合において、必要があると認めるときは、会社以外の者を整理委員に選任して計画を遂行させることができる。

3　計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、管財人前二項に定める者が行う。

4　第四十一條から第四十四條まで、第九十六條、第九十七條、第九十九條及び第百條の規定は、整理委員に準用する。

（更生計画遂行に関する裁判所の命令）

第二百五十六條四十八　裁判所は、第二百四十八條第一項及び前條に掲げる者○○及び管財人に対し、更生計画の遂行に関し必要な命令をすることができる。

2　裁判所は、計画の遂行を確実ならしめるため必要があると認めるときは、計画の定又はこの法律の規定により債権を有する者又は異議のある更生債権者若しくは更生担保権でその確定手続の落着しないものを有する者のために、相当な担保を供させることができる。

3　民事訴訟法第百十二條（担保提供の方法）、第百十三條（担保物に対する被告の権利）、第百十五條（担保の取消）及び第百十六條（担保物の変換）の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除）

第二百五十六條四十九　更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、会社の創立総会、株主総会（ある種類の株主の総会を含む。）又は取締役会の決議を要しない。

（営業の譲渡等に関する商法の規定の特例）

第二百五十八條五十　第二百二十五條の規定により更生計画において会社の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは貸借し、会社の事業の経営の全部若しくは一部を委任し、他人と営業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けることを定めたときは、計画の定によつてこれらの行為をすることができる。

2　前項の場合においては、商法第二百四十五條ノ二から第二百四十五條ノ四まで（反対株主の株式買取請求）の規定は、適用しない。

（定款の変更に関する商法の規定の特例）

第二百五十九條五十一　第二百二十七條の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、定款は、計画認可の決定の時に計画の定によつて変更される。

（取締役等の変更に関する商法の規定の特例）

第二百六十條五十二　第二百二十八條の規定により更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任又は選定されるものとする。

2　第二百二十八條の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によつてすることができる。この場合においては、商法第二百五十四條第一項（同法第二百八十條において準用する場合を含む。）（取締役、監査役の選任）及び第二百六十一條第一項（代表取締役の選定）の規定は、適用しない。

3　会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任することを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4　第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定によつて留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、計画に定めるところによる。

（資本の減少に関する商法等の規定の特例）

第二百六十一條五十三　第二百二十九條の規定により更生計画において資本の減少を定めたときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2　前項の場合においては、商法第二百二十二條第二項（株式消却の手続）、第三百七十六條第二項、第三項（資本減少の手続）及び第三百八十條（資本減少無効の訴）の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書（競売以外の方法による端株の売却の許可）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3　第一項の場合においては、会社の資本減少による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

（新株の発行に関する商法等の規定の特例）

第二百六十二條　第二百三十條第一項の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで新株を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に株主となる。

2　前項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されない。

3　商法第三百七十七條から第三百七十九條まで（株式併合）の規定は、株主に対し割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。この場合においては、同法第三百七十九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十二條ノ三（競売以外の方法による端株の売却の許可の申請）の規定を準用する。

第二百六十三條　第二百三十條第二項又は第三項の規定により、更生計画において会社が新株を発行することを定めたときは、計画の定によって新株を発行することができる。

2　前項の場合においては、商法第二百八十條ノ三（発行條件の均等）、第二百八十條ノ八（現物出資の検査）、第二百八十條ノ十（発行の差止）、第二百八十條ノ十一（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十條ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十條ノ十五から第二百八十條ノ十八まで（新株発行無効の訴）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されず、商法第二百八十條ノ十四（新株発行の場合における設立に関する規定の準用）において準用する同法第百七十八條（拂込取扱銀行等の変更）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4　第一項の場合においては、商法第二百八條ノ五（新株引受権の行使）の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「株券」とあるのは、「株券又ハ社債券」と読み替えるものとする。

5　更生債権者、更生損保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂い込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

6　前條第三項の規定は、株主に対しあらたに拂込又は現物出資をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。但し、この場合においては、従前の株主に交付すべき代金から、端株につき拂い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならない。

7　第一項の場合においては、会社の新株発行による変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、株式会社の拂込金の保管に関する証明書を添附しなければならない。

（社債の発行に関する商法等の規定の特例）

第二百六十四條　第二百三十一條第二項の規定により更生計画において会社が社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

2　前項の場合においては、商法第二百九十八條（未拂込社債のある場合の社債募集の制限）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、計画の定によって更生債権者又は更生担保権者に対して発行する社債の額は、商法第二百九十七條（社債総額の制限）の規定の適用については、これを社債の総額に算入しない。

4　第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5　第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項（社債の総額を数回に分けて発行する場合の信託契約の方式）の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

第二百六十五條　前條に定める場合を除き、第二百三十一條の規定により更生計画において会社が社債を発行することを定めたときは、計画の定によって社債を発行することができる。

2　更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込をさせて社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を拂い込めば足りる。

3　第二百六十三條第四項並びに前條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4　第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、社債の申込及び引受を証する書面、各社債につき拂込のあったことを証する書面並びに社債募集の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

5　第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書又は申請書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九條ノ四第一項の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

（合併に関する商法等の規定の特例）

第二百六十六條　第二百三十二條又は第二百三十三條の規定により更生計画において会社が他の会社と合併することを定めたときは、計画の定によって合併をすることができる。

2　前項の場合においては、合併後存続する会社又は合併により設立される新会社の株式の割当を受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、合併の効力が生じた時に株主となる。

3　第一項の場合においては、商法第四百八條ノ二（反対株主の株式買取請求）及び第四百十五條（合併無効の訴の提起権者）の規定は、適用せず、同法第四百十六條第三項（合併の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第三百七十九條第一項但書に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4　第一項の場合においては、商法第四百十六條第一項及び第二項（合資会社の合併等に関する規定の準用）の規定にかかわらず、同法第九十九條（財産目録及び貸借対照表の作成）、第百條（債権者保護の手続）、第百四條第一項、第三項（合併無効の訴）、第百五條（合併無効の訴の手続）、〇〇第百八條から第百十一條まで（合併無効の命令）の規定は、合併の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

5　前四項の規定は、合併の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

6　第二百六十四條の規定は、第二百三十二條第五号又は第二百三十三條第七号の規定により株主に社債を割り当てた場合に準用する。この場合においては、株主は、合併の効力を生じた時に社債権者となる。

7　第一項の場合においては、合併による会社の解散又は変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書及び非訟事件手続法第百九十三條ノ二第二項（合併による社債承継に関する登記）に掲げた書面を添附しなければならない。

8　第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書、定款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第百九十三條ノ三第二項（合併による社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第百九十三條ノ二第二項に掲げた書面を添附しなければならない。

（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）

第二百六十七條　第二百三十四條の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに払込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2　前項の場合においては、新会社成立の時において、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。

3　第二百六十一條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前二項の場合に準用する。

4　第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書類及び名義書換代理人又は登録機関を証する書面を添附しなければならない。

第二百六十八條　前條に定める場合を除き、第二百三十四條の規定により更生計画において合併によらないで新会社を設立することを定めたときは、計画の定によつて新会社を設立することができる。

2　前項の場合においては、商法第百六十五條（発起人の員数）、第百六十七條（定款の認証）、第百六十八條ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）、第百六十九條（発起人の株式引受）、第百七十條（発起設立における払込及び役員の選任）、第百七十三條（検査役の調査及び裁判所の処分）、第百七十五條第二項第九号（発起人の株式引受に関する株式申込証の記載）、第百八十一條（検査役の調査）、第百八十三條（創立総会における取締役及び監査役の選任）、第百八十四條第二項、第三項（設立手続の調査及び報告）、第百八十五條（変態設立事項の変更）、第百八十六條（発起人に対する損害賠償の請求）、第百九十二條（発起人の株式引受及び払込損保責任）、第百九十三條（発起人の損害賠償責任）、第百九十五條（取締役等の連帯責任）、第百九十六條（発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟）、第百九十八條（擬似発起人の責任）及び第四百二十八條（設立無効の訴）の規定は、適用しない。

3　第一項の場合においては、定款は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第百七十八條に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第百九十四條（会社不成立の場合の発起人の責任）に定める発起人の責任は、会社において負うものとする。

4　第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに払込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに払込をさせないで社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5　第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに払込若しくは現物出資をさせて株式を引き受けさせるときは、これらの者に対し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第百六十六條第二項○○（会社の設立に際して発行する株式の○○の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の総数から控除することができる。

6　第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十一條第三項、第二百六十三項第四項から第六項まで、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前五項の場合に準用する。

7　第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前條第四項に掲げる書類の外、株式の申込及び引受を証する書面、取締役及び監査役の調査報告書及びその附属書類、創立総会の議事録並びに払込を取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添附しなければならない。

（解散に関する商法等の規定の特例）

第二百六十九條　第二百三十七條の規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。

2　前項の場合においては、解散の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

（新株主等の失権）

第二百七十條　更生債権者、更生担保権者又は株主が第二百六十二條第一項、第二百六十四條第一項、第二百六十六條第二項、第六項、第二百六十七條第二項又は第二百六十八條第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十二條第三項（第二百六十七條第三項及び第二百六十八條第六項において準用する場合を含む。）又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に対し、株券又は債券の交付を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後三年内にこれを請求しないときは、その権利を失うべき旨を公告し、且つ、知れたる権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2　株主又は社債権者であつた者が前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

3　従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効とすることができる。この場合において

は、除権判決を得た者については、適用しない。

4　会社又は新会社が第一項の公告をしても同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定める株主又は社債権者は、その権利を失う。

5　前項の規定により株主がその権利を失ったときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかわらず、その株式を取得することができる。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

第二百七十一條　株主又は社債権者であった者が前條第一項の期間内に従前の株券又は債券を提出できない場合において、同期間内にその者の請求があり、且つ、その期間内に他にこれを請求する者がないときは、会社又は新会社は、同條の規定にかかわらず、その請求者に対し、株券又は債券を交付することができる。

（株式等の引受権の譲渡）

第二百七十二條　更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定によって会社又は新会社の株式又は社債を引き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例）

第二百七十三條　更生債権者、更生担保権者又は株主が更生計画の定によって会社又は新会社の株式を取得する場合には、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十一條（金融会社の株式保有の制限）の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

（証券取引法の特例）

第二百七十四條　更生計画の規定によって更生債権者、更生担保権者又は株主に対して会社又は新会社の株式又は社債を発行する場合には、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四條第一項（有価証券の募集又は売出に関する届出）の規定は、適用しない。

（財団に関する処分の制限の特例）

第二百七十五條　更生計画の定によって、会社の財産を処分する場合には、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分の制限に関する法令の規定は、適用しない。

（許可、認可等に基く権利の承継）

第二百七十六條　更生計画においては、会社が行政庁から得ていた許可、認可、免許その他の処分に基く権利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

（法人税法等の特例）

第二百七十七條　更生計画においては、新会社が会社の租税債務を承継することを定めたときは、新会社は、その租税を納める義務を負い、会社の租税債務は、消滅する。

2　更生手続開始の決定があったときは、会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、計画認可の時又は更生手続終了の日に始まるものとする。但し、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七條第三項（事業年度の期間が一年をこえる場合）の規定の適用を妨げない。

3　更生手続による会社の財産の評価換及び債務の消滅による益金で、更生手続開始の時までの各事業年度の法人税額（利子税額を除く。）と更生手続開始前から繰りこされた損金（法人税法第九條第五項（青色申告書を提出した場合の繰越損金の損金への算入）の規定の適用を受ける損金を除く。）の額との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六條第一項（積立金額）に定める積立金額と法人税（利子税額及び延滞加算税額を除く。）の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価換又は債務の消滅のあった各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

4　更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び附加価値税については、法人税法第十九條（中間申告）及び地方税法第三十六條（法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付）の規定は、適用しない。

5　第十七條第一項、第二項、第三項前段、第十八條第一項、第十九條、第二十條第二項から第四項まで及び第二十一條（第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による登記については、登録税を課さない。

6　計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に対しあらたに払込又は現物出資をさせないで株式を発行する部分の資本の金額についての登録税の額は、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第六條（営利法人の登記の税率）の規定にかかわらず、その金額の千分の一・五とし、計画において新会社が会社の不動産又は船舶に関する権利を取得することを定めた場合においては、その登録税の額は、同法第二條（不動産の登記の税率）及び第三條（船舶の登記の税率）の規定にかかわらず、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、同法の規定により計算した登録税の額がこれらの額より少いときは、その額による。

（退職手当）

第二百七十八條　更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であった者で、引き続き新会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となったものは、会社から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

2　前項に定める者の更生手続開始後の会社における在職期間は、退職手当の計算については、新会社における在職期間とみなす。

（更生計画の変更）

第二百七十九條　更生計画認可の決定があった後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要が生じたときは、更生手続終了前に限り、裁判所は、管財人、保存人、監理委員、会社又は留置をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができる。

2　前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があった場合には、更生計画案の提出があった場合の手続に関する規定を準用する。但し、計画の変更によって不利な影響を受けない権利者は、手続に参加させることを要せず、また、従前の計画に同意した者で変更計画案について決議をするための関係人集会に出席しないものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3　第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があった場合に準用する。

（更生手続の終結）

第二百八十條　更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは監理委員の申立により又は職権で、更生手続終結の決定をし、且つ、その主文及び理由の要旨を公示しなければならない。但し、遅滞をすることを要しない。

2　第三十五條第一項の規定は、前項の決定があった場合に準用する。

第九節　更生手続の廃止

（職権による廃止）

第二百八十三条　左の場合においては、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

一　裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に更生計画案の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集会の審理若しくは決議に付するに足りないものであるとき。

二　計画案が否決されたか、又は決議のための関係人集会の第一期日から二月内若しくはその伸長した期間内に可決されないとき。

（申立による廃止）

第二百八十四条　会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2　申立人は、前項に定める更生手続廃止の原因たる事実を疎明しなければならない。

第二百八十五条　前條の申立があつたときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を発し、且つ、利害関係人の閲覧に供するため、その申立に関する書類を備えて置かなければならない。

第二百八十六条　裁判所は、前條の通知発送後一月以上を経過した後でなければ更生手続廃止の決定をすることができない。

（更生計画認可後の廃止）

第二百八十七条　更生計画認可の決定があつた後計画遂行の見込がないことが明かになつたときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは整理委員の申立により又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百八十八条　裁判所は、前條の決定をする前に、期日を開いて利害関係人の意見を聞かなければならない。

2　前項の期日を定める決定は、公告し、且つ、確定した更生債権又は更生担保権に基き更生計画の定によつて認められた権利を有する者のうち知れているものに対し、送達しなければならない。

第二百八十九条　第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

（廃止決定の公告）

第二百九十条　裁判所は、更生手続廃止の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

（抗告）

第二百九十一条　第二百四十五條第一項及び第二項の規定は、更生手続廃止の決定に対する抗告及び第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二の規定による抗告について準用する。

2　第三十五條第一項の規定は、更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

（共益債権の弁済）

第二百九十二条　更生手続廃止の決定が確定したときは、第二十三條第一項又は第二十七條の規定により破産の宣告又は和議申立の認可をすべき場合を除き、管財人、管財人がないときは会社又は整理委員は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

（更生債権者表等の記載の効力）

第二百九十三条　第二百八十一條又は第二百八十二條の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、確定した更生債権又は更生担保権については、更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。但し、管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人があつた場合においては、会社が更生債権及び更生担保権調査の期日においてその権利に対して異議を述べなかつた場合に限る。

2　更生債権者又は更生担保権者は、更生手続終了の後、会社に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることができる。

3　第二百五十三條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二百九十四条　第二百五十三條第二項及び第三項の規定は、第二百八十五條の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

第十章　報酬及び報償金

（管財人等の報酬等）

第二百九十五条　調査委員、管財人、審査人及び整理委員には、費用の前拂及び裁判所が定める報酬を受けることができる。管財人又は会社が選任した法律顧問及び管財人代理も、また同様である。

2　前項に定める報酬の額は、その職務と責任にふさわしいものでなければならない。

第二百九十六条　前條に掲げる者がその資格を得た後、裁判所の許可を得ないで会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡したときは、これらの者は、費用及び報酬の支拂を受けることができない。

（代理委員等の報償金等）

第二百九十七条　更生債権者、更生担保権者、株主若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に対し、会社財産から適当な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支拂うことを許すことができる。

る。その額は、裁判所が定める。

第二百九十八条　更生債権者、更生担保権者又は株主が更生手続開始後会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときは、裁判所は、前條の許可をするにつき、その事実を考慮しなければならない。代理委員又は代理人がその資格を得た後、会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときも、また同様である。

（抗告）

第二百九十九条　第二百九十三條及び第二百九十五條の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第十一章　罰則

（詐欺更生罪）

第三百条　会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者（以下本條中「担保権者」という。）若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をなし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　会社の財産を隠匿し、き棄し、又は債権者、担保権者若しくは株主の不利益に処分すること。

二　会社の負担を虚偽に増加すること。

三　法律の規定により作るべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくは棄てること。

2　前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條がある場合には、適用しない。

（第三者の詐欺更生罪）

第二百九十九條　前條に規定する者でなくて同條に規定する行為をした者又は自己若しくは他人を利する目的で更生債権者、更生担保権者若しくは株主として虚偽の権利を行つた者は、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の規定は、刑法に正條がある場合には、適用しない。

（収賄罪）

第三百條　調査委員、管財人、審査人、整理委員、決算範囲又は管財人代理がその職務に関し賄ひを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。更生債権者、更生担保権者、株主、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が関係人集会の決議に関し賄ひを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2　管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄ひを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

3　犯人又は法人たる管財人の収受した賄ひは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄罪）

第三百一條　前條第一項若しくは第二項に規定する賄ひを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（報告及び検査拒絶の罪）

第三百二條　第四十一條第一項に掲げる者が同條（第百一條、第百九十二條第一項及び第二百五十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（過料に処すべき場合）

第三百三條　更生手続の開始された会社又は新会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人は、左の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第百七十九條又は第百八十三條の規定によつて提出すべき財産目録及び貸借対照表の謄本を提出せず、又は虚偽の財産目録若しくは貸借対照表の謄本を提出したとき。

二　第百八十一條、第百八十二條第二項又は第百八十三條の規定によつて述べるべき報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第二百五十六條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四　第二百七十條○第一項の規定に違反して株式の処分をすることを怠つたとき。

2　更生債権者、更生担保権者、株主及び更生のために債務を負担し、又は担保する者が前項第三号に掲げる行為をしたときも、また同様である。

附　則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

破産法及び和議法の一部を改正する法律

第一條　破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「同條第二項」を「同條第四項」に改める。

第十八條から第二十一條までを次のように改める。

第十八條乃至第二十一條　削除

第二十二條に次の後段を加える。

定期金債権ノ金額又ハ存続期間ガ不確定ナルトキ亦同ジ

第三十八條を次のように改める。

第三十八條　破産手続参加ノ費用ハ之ヲ破産債権トス

第四十六條を次のように改める。

第四十六條　左ニ掲グル請求権ハ他ノ破産債権ニ後ル

一　破産宣告後ノ利息

二　破産宣告後ノ不履行ニ因ル損害賠償及違約金

三　破産手続参加ノ費用

四　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

五　債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ破産宣告後ニ到来スベキ場合ニ於テハ破産宣告ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ法定利率ニ依ル元利ノ合計額ガ債権額トナルベキ計算ニ依リ算出セラルル利息ノ額ニ相当スル部分

六　債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ不確定ナル場合ニ於テハ其ノ債権額ト破産宣告ノ時ニ於ケル評価額トノ差額ニ相当スル部分

七　債権ガ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ナル場合ニ於テハ各定期金ニ付第五号ノ規定ニ準ジ算出セラルル利息ノ額ノ合計額ニ相当スル部分並各定期金ニ付同号ノ規定ニ準ジ算出セラルル元本ノ額ノ合計額ガ決定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル部分

第五十二條中「第十七條乃至第二十條」を「第十七條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ財団債権ガ無利息債権又ハ定期金債権ナルトキハ若シ破産債権ナリトセバ第四十六條第五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他ノ破産債権ニ後ルベキ部分ニ相当スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ額トス

第百二條　破産債権者ノ債権ガ無利息債権又ハ定期金債権ナルトキハ第四十六條第五号乃至第七号ニ掲グル部分ヲ控除シタル額ノ限度ニ於テノミ相殺ヲ為スコトヲ得

第二十二條及第二十三條ノ規定ハ破産債権者ノ債権ニ之ヲ準用ス

第百五條、第百六條及び第百七條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第百十三條を次のように改める。

第百十三條　削除

第百十六條中「出張所又ハ其ノ管轄内ノ官役所、町村役場」を「簡易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村、事務所」に改める。

第百三十三條第一項中「又ハ産業組合」を削り、「合名会社合資会社又ハ株式合資会社」を「合名会社

又ハ合資会社ニ」、「相互保険会社」を「相互会社ニ」に改める。

第百四十六條を次のように改める。

第百四十六條　前條ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第百四十九條第二項中「警察官署」を「警察署ノ警察官又ハ警察吏員」に改める。

第百五十一條第二項中「警察官署」を「警察官又ハ警察吏員」に改める。

第百八十二條に次の一項を加える。

破産債権者ハ第四十六條ニ掲グル請求権ヲ行フコトヲ得ズ

第百八十六條第一項中「裁判所書記、執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第百八十七條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第百六十八條中「裁判所書記、執達吏」を「裁判所書記官、執行吏」に改める。

第百九十七條中「千円」を「十万円」に改める。

第二百七條後段を削る。

第二百八條から第二百二十四條までを次のように改める。

第二百八條乃至第二百二十四條　削除

第二百二十八條第一項中「優先権アルトキハ其ノ権利」の下に「、第四十六條ニ掲グル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百五十八條第一項及び第三百六十條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百六十一條第二項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百八十三條第二号中「異議ノ訴、訴願又ハ行政訴訟」を「訴訟又ハ訴願」に改める。

第三百二十二條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百五十三條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百五十六條ノ三　破産者ハ免責ノ申立ト同時ニ知レタル破産債権者ノ氏名及住所並破産債権ノ額及原因、別除権アルトキハ其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコト能ハザル債権額ヲ記載シタル債権者名簿ヲ提出スルコトヲ要ス申立ト同時ニ提出スルコト能ハザルトキハ爾後遅滞ナク之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ四　免責ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ期日ヲ定メテ破産者ヲ審訊スルコトヲ要ス

前項ノ期日ヲ定ムル決定ハ之ヲ公告シ且検察官、破産管財人及免責ノ効力ヲ受クベキ知レタル破産債権者ニ之ヲ送達スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ第一項ノ期日ノ変更並審訊ノ延期及続行ニ之ヲ準用ス

第三百三十八條但書及第三百三十九條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第一項ノ期日ハ債権者集会又ハ債権調査ノ期日ト併合スルコトヲ妨ゲズ

第三百六十六條ノ五　裁判所ハ破産管財人ヲシテ免責不許可ノ事由ノ有無ニ付調査ヲ為サシメ前條ノ審訊期日ニ於テ其ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三百六十六條ノ六　裁判所ハ利害関係人ノ閲覧ニ供スル為免責ノ申立ニ関スル書類及前條ノ規定ニ依ル破産管財人ノ調査書類ヲ謄（謄写ニ限ル）シ又ハ之ニ認証ヲ与フルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ七　検察官、破産管財人又ハ免責ノ効力ヲ受クベキ破産債権者ハ第三百六十六條ノ四ノ審訊期日又ハ其ノ期日ニ於テ裁判所ノ定ムル一月以上ノ期間内ニ免責ノ申立ニ付裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ期間ヲ定ムル決定ニ付其ノ言渡アリタルトキハ送達ヲ為スコトヲ要セズ

第三百六十六條ノ八　異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ破産者及異議申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ九　裁判所ハ左ノ場合ニ限リ免責不許可ノ決定ヲ為スコトヲ得

一　破産者ニ第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十七條又ハ第三百八十二條ノ罪ヲニ該ルベキ行為アリト認ムルトキ

二　破産者ガ破産宣告前一年内ニ破産ノ原因タル事実アルニ拘ラズ其ノ事実ヲ知リタルニキコトヲ偽ゼシムル為詐術ヲ用ヒテ債用取引ニ因リ財産ヲ取得シタルコトアルトキ

三　破産者ガ虚偽ノ債権者名簿ヲ提出シ又ハ裁判所ニ対シ其ノ財産状態ニ付虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキ

四　破産者ガ免責ノ申立前十年内ニ免責ヲ得タルコトアルトキ

五　破産者ガ本法ニ定ムル破産者ノ義務ニ違反シタルトキ

第三百六十六條ノ十　破産者ガ免責ノ審理ヲ為スニキ期日ニ正当ノ事由ナクシテ出頭セズ又ハ出頭スルモ陳述ヲ拒ミタルトキハ裁判所ハ免責ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同一ノ破産ニ付再ビ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百六十六條ノ十一　免責ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十二　免責ヲ得タル破産者ハ破産手続ニ依リ配当ヲ除キ破産債権者ニ対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一　租税

二　破産者ガ悪意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償

三　雇人ノ給料但シ一般ノ先取特権ヲ有スル部分ニ限ル

四　雇人ノ預リ金及身元保証金

五　破産者ガ知リテ債権者名簿ニ記載セザリシ請求権但シ債権者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク

六　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

第三百六十六條ノ十三　免責ハ破産債権者ガ破産者ノ保証人其ノ他破産者ト共ニ債務ヲ負担スル者ニ対シテ有スル権利及破産債権者ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ

第三百六十六條ノ十四　免責ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表アルトキハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十五　詐欺破産ニ付破産者ニ対スル有罪ノ判決ガ確定シタルトキハ裁判所ハ破産債権者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ免責取消ノ決定ヲ為スコトヲ得免責ガ破産者ノ不正ノ方法ニ因リテ得ラレタル場合ニ於テ破産債権者ガ免責後一年内ニ免責ノ取消ノ申立ヲ為シタルトキ亦同ジ

第三百六十六條ノ十六　裁判所ハ免責取消ノ裁判ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十七　免責取消ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十八　免責ノ取消アリタルトキハ免責後其ノ取消迄ノ間ニ生ジタル原因ニ基キ破産者ニ対シ債権ヲ有スルニ至リタル者ハ他ノ債権者ニ先チテ弁済ヲ受クル権利ヲ有ス

第三百六十六條ノ十九　免責取消ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表アルトキハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ二十　第百八條乃至第百十二條及第百十四條乃至第百十八條ノ規定ハ免責及免責取消ノ手続ニ之ヲ準用ス

第二章　復権

第三百六十六條ノ二十一　破産者ハ左ノ場合ニ於テ復権ス

一　免責ノ決定ガ確定シタルトキ

二　強制和議認可ノ決定ガ確定シタルトキ

三　第三百四十七條ノ規定ニ依ル申立ニ基ク破産廃止ノ決定ガ確定シタルトキ

四　破産者ガ破産宣告後詐欺破産ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ

免責取消又ハ強制和議取消ノ決定ガ確定シタルトキハ前項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依ル復権ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第三百六十七條乃至第三百六十七條ノ十ヲ次ノように改める。

第三百六十七條　前條ノ規定ニ依リ復権ヲ得ザル破産者ガ弁済其ノ他ノ方法ニ因リ破産債権者ニ対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ破産者ノ申立ニ因リ復権ノ決定ヲ為スコトヲ要ス

申立人ハ其ノ責任ノ免レタルコトヲ証スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百七十四條第四号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十五條中「五千円」を「三十万円」に改め、同條第五号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十七條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

第三百八十條第一項及び第三百八十一條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第三百八十二條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

第二條（和議法（大正十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「第百十三條」を「第百十四條」に改める。

第四十四條の次に次の三條を加える。

第四十四條ノ二　債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ和議開始後ニ到来スベキ場合ニ於テハ和議債権ノ額ハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ和議債権ニ対スル法定利息ヲ債権額ヨリ控除スルモノトス

第四十四條ノ三　前條ノ規定ハ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ニ之ヲ準用ス但シ其ノ総額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ元本額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十四條ノ四　第四十四條ノ二ノ場合ニ於テ期限ガ不確定ナルトキハ和議開始ノ時ニ於ケル評価額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十五條中「第十七條乃至第二十條」を「第十七條」に改める。

第六十八條第一項及第六十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第七十條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に破産の宣告のあつた事件については、破産法第十八條から第二十二條まで、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第百二條、第百八十二條、第二百二十八條、第二百四十條、第二百五十四條及び第二百五十八條の改正規定（同法第二百二十九條の改正規定については「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める部分を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律施行前に破産手続の開止のあつた事件の破産者は、破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号及び第三号に掲げる場合を除き、同法第三百六十六條ノ二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年内は、免責の申立をすることができる。この法律施行の際裁判所に係属中の破産事件の破産者も、また同様である。

4　破産法第三百六十六條ノ二第五項の規定は、前項の破産者がその責に帰することのできない事由によつて同項の期間内に免責の申立をすることができなかつた場合に準用する。

5　この法律施行前に破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号から第四号までに掲げる事由のあつた破産者は、この法律施行の際に復権する。

6　前項の規定により強制和議認可の決定の確定に基く復権のあつた後強制和議取消の決定が確定したときは、復権は、将来に向つてその効力を失う。

7　第五項の規定は、身代限の処分を受けた者及び家資分散の宣告を受けた者に準用する。

破産法及び和議法の一部を改正する法律案（第十回国会衆議院送付継続審査事件）

本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつてここに送付する。

昭和二十七年五月十九日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林讓治殿

（小字及び――は参議院修正）

破産法及び和議法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條　破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「同條第二項」を「同條第四項」に改める。

第十八條から第二十一條までを次のように改める。

第十八條乃至第二十一條　削除

第二十二條に次の後段を加える。

定期金債権ノ金額又ハ存続期間ガ不確定ナルトキ亦同ジ

第三十八條を次のように改める。

第三十八條　破産手続参加ノ費用ハ之ヲ破産債権トス

第四十六條を次のように改める。

第四十六條　左ニ掲グル請求権ハ他ノ破産債権ニ後ル

一　破産宣告後ノ利息

二　破産宣告後ノ不履行ニ因ル損害賠償及違約金

三　破産手続参加ノ費用

四　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

五　債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ破産宣告後ニ到来スベキ場合ニ於テハ破産宣告ノ時ヨリ期限ニ至ル法定利率ニ依ル元利ノ合計額ガ債権額トナルベキ計算ニ依リ算出セラルル利息ノ額ニ相当スル部分

六　債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ不確定ナル場合ニ於テハ其ノ債権額ト破産宣告ノ時ニ於ケル評価額トノ差額ニ相当スル部分

七　債権ガ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ナル場合ニ於テハ各定期金ニ付第五号ノ規定ニ準ジ算出セラルル利息ノ額ノ合計額ニ相当スル部分並各定期金ニ付同号ノ規定ニ準ジ算出セラルル元本ノ額ノ合計額ヲ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当スル部分

第五十二條中「第十七條乃至第二十條」を「第十七條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ財団債権ガ無利息債権又ハ定期金債権ナルトキハ若シ破産債権ナリトセバ第四十六條第五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他ノ破産債権ニ後ルベキ部分ニ相当スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ額トス

第百二條を次のように改める。

第百二條　破産債権者ノ債権ガ無利息債権又ハ定期金債権ナルトキハ第四十六條第五号乃至第七号ニ掲グル部分ヲ控除シタル額ノ限度ニ於テノミ相殺ヲ為スコトヲ得

第百二十二條及第二十三條ノ規定ハ破産債権者ノ債権ニ之ヲ準用ス

第百五條、第百六條及び第百七條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第百十三條を次のように改める。

第百十三條　削除

第百十六條中「出張所又ハ其ノ管轄内ノ市役所、町村役場」を「簡易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村ノ事務所」に改める。

第百三十三條第一項中「又ハ産業組合」を削り、「合名会社合資会社又ハ株式合資会社」を「合名会社又ハ合資会社」に、「相互保険会社」を「相互会社」に改める。

第百四十六條を次のように改める。

第百四十六條　前條ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第百四十九條第二項中「警察官署」を「警察署ノ警察官又ハ警察吏員」に改める。

第百五十一條第二項中「警察官署」を「警察官又ハ警察吏員」に改める。

第二百八條乃至第二百二十四條　削除

第二百二十八條第一項中「優先権アルトキハ其ノ権利」の下に「、第四十六條ニ掲グル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百二十九條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同條第一項第三号中「其ノ権利」の下に「、第四十六條ニ掲グル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百四十一條第一項中「債権ノ額及優先権」を「債権ノ額、優先権及第四十六條ニ掲グル請求権ノ区分」に改める。

第二百四十一條第二項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百四十五條但書を削る。

第二百五十三條を次のように改める。

第二百五十三條　削除

第二百五十四條第一項中「第三十八條」を「第四十六條」に改める。

第二百五十五條第一項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百五十八條第二項中「其ノ順位ニ従ヒテ」を「其ノ順位ニ従ヒ優先権ナキモノニ付テハ第四十六條ノ規定ニ依リ他ノ債権ニ後ルルモノヲ其ノ他ノモノト区別シテ」に改める。

第二百七十一條第二号中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百八十條第二号中「異議ノ訴、訴願又ハ行政訴訟」を「訴訟又ハ訴願」に改める。

第三百二十二條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百五十三條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百五十八條第一項、第三百五十九條第一項及び第三百六十條中「一万円」を「百万円」に改める。

「第三編　復権」を「第三編　免責及復権」に改める。

第三百六十七條の前に次の章名及び二十條を加える。

第一章　免責

第三百六十六條ノ二　破産者ハ破産手続ノ解止ニ至ル迄ノ間何時ニテモ破産裁判所ニ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得破産宣告ト同時ニ破産廃止ノ決定アリタルトキハ其ノ決定確定ノ後ト雖一月内ハ仍免責ノ申立ヲ為スコトヲ得

免責ノ申立ヲ為シタルトキハ強制和議ノ提供又ハ第三百四十七條ノ規定ニ依ル破産廃止ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

強制和議ノ提供ヲ為シタルトキハ其ノ乗却若ハ不認可ノ決定ガ確定シ又ハ債権者集会ニ於テ強制和議ガ否決セラレタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百七十七條ノ規定ニ依ル破産廃止ノ申立ヲ為シタルトキハ其ノ乗却ノ決定ガ確定シタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

破産者ガ其ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依

ル免責ノ申立ヲ為スコト能ハザリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一月内ニ限リ免責ノ申立ノ追完ヲ為スコトヲ得

第三百六十六條ノ三　破産者ハ免責ノ申立ト同時ニ知レタル破産債権者ノ氏名及住所並破産債権ノ額及原因、別除権アルトキハ其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコト能ハザル債権額ヲ記載シタル債権者名簿ヲ提出スルコトヲ要ス申立ト同時ニ提出スルコト能ハザルトキハ爾後遅滞ナク之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ四　免責ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ期日ヲ定メテ破産者ヲ審訊スルコトヲ要ス

前項ノ期日ヲ定ムル決定ハ之ヲ公告シ且検察官、破産管財人及免責ノ効力ヲ受クベキ知レタル破産債権者ニ之ヲ送達スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ第一項ノ期日ノ変更並審訊ノ延期及続行ニ之ヲ準用ス

第二百三十八條但書及第二百三十九條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第一項ノ期日ハ債権者集会又ハ債権調査ノ期日ト併合スルコトヲ妨ゲズ

第三百六十六條ノ五　裁判所ハ破産管財人ヲシテ免責不許可ノ事由ノ有無ニ付調査ヲ為サシメ前條ノ審訊期日ニ於テ其ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三百六十六條ノ六　裁判所ハ利害関係人ノ閲覧ニ供スル為免責ノ申立ニ関スル書類及前條ノ規定ニ依ル破産管財人ノ調査書類ヲ備ヘ置クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ七　検察官、破産管財人又ハ免責ノ効力ヲ受クベキ破産債権者ハ第三百六十六條ノ四ノ審訊期日又ハ其ノ期日ニ於テ裁判所ガ定ムル一月以上ノ期間内ニ免責ノ申立ニ付裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ期間ヲ定ムル決定ニ付其ノ言渡アリタルトキハ送達ヲ為スコトヲ要セズ

第三百六十六條ノ八　異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ破産者及異議申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ九　裁判所ハ左ノ場合ニ限リ免責不許可ノ決定ヲ為スコトヲ得

一　破産者ニ第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十七條又ハ第三百八十二條ノ罪ニ該ルベキ行為アリト認ムルトキ

二　破産者ガ破産宣告前一年内ニ破産ノ原因タル事実アルニ拘ラズ其ノ事実ナキコトヲ信ゼシムル為詐術ヲ用ヒテ信用取引ニ因リ財産ヲ取得シタルコトアルトキ

三　破産者ガ虚偽ノ債権者名簿ヲ提出シ又ハ裁判所ニ対シ其ノ財産状態ニ付虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキ

四　破産者ガ免責ノ申立前十年内ニ免責ヲ得タルコトアルトキ

五　破産者ガ本法ニ定ムル破産者ノ義務ニ違反シタルトキ

第三百六十六條ノ十　破産者ガ免責ノ申立ヲ為シタル場合ニ於テハ裁判所ハ破産者ノ財産ニ付強制執行、仮差押、仮処分又ハ財産ノ処分ヲ禁ジ又ハ破産管財人ヲシテ其ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為サシムルコトヲ得

第三百六十六條ノ十一　免責ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十二　免責ヲ得タル破産者ハ破産手続ニ依ル配当ヲ除キ破産債権者ニ対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求権ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一　租税

二　破産者ガ悪意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償

三　雇人ノ給料但シ一般ノ先取特権ヲ有スル部分ニ限ル

四　雇人ノ預リ金及身元保証金

五　破産者ガ知リテ債権者名簿ニ記載セザリシ請求権但シ債権者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク

六　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

第三百六十六條ノ十三　免責ハ破産債権者ガ破産者ノ保証人其ノ他破産者ト共ニ債務ヲ負担スル者ニ対シテ有スル権利及破産債権者ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ

第三百六十六條ノ十四　免責ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表アルトキハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十五　詐欺破産ニ付破産者ニ対スル有罪ノ判決ガ確定シタルトキハ裁判所ハ破産債権者ノ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ免責取消ノ決定ヲ為スコトヲ得免責ガ破産者ノ不正ノ方法ニ因リテ得ラレタル場合ニ於テ破産債権者ガ免責後一年内ニ免責ノ取消ノ申立ヲ為シタルトキ亦同ジ

第三百六十六條ノ十六　裁判所ハ免責取消ノ裁判ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十七　免責取消ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十八　免責ノ取消アリタルトキハ免責後其ノ取消ノ間ニ生ジタル原因ニ基キ破産者ニ対シ債権ヲ有スル者ニ至リタル者ハ他ノ債権者ニ先チテ弁済ヲ受クル権利ヲ有ス

第三百六十六條ノ十九　免責取消ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表アルトキハ之ニ免責取消決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ二十　第百八條乃至第百十二條及第百十四條乃至第百十八條ノ規定ハ免責及免責取消ノ手続ニ之ヲ準用ス

第二章　復権

第三百六十六條ノ二十一　破産者ハ左ノ場合ニ於テハ復権ス

一　免責ノ決定ガ確定シタルトキ

二　強制和議認可ノ決定ガ確定シタルトキ

三　第三百四十七條ノ規定ニ依ル申立ニ基ク破産廃止ノ決定ガ確定シタルトキ

四　破産者ガ破産宣告後詐欺破産ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ

免責取消又ハ強制和議取消ノ決定ガ確定シタルトキハ前項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依ル復権ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第三百六十七條を次のように改める。

第三百六十七條　前條ノ規定ニ依リ復権ヲ得ザル破産者ガ弁済其ノ他ノ方法ニ因リ破産債権者ニ対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ破産者ノ申立ニ因リ復権ノ決定ヲ為スコトヲ要ス

申立人ハ其ノ責任ヲ免レタルコトヲ証スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百七十四條第四号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十五條中「五千円」を「三十万円」に改め、同條第五号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十七條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

第三百八十條第一項及び第三百八十一條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第三百八十二條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

第二條　和議法（大正十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「第百十三條」を「第百十四條」に改める。

第四十四條の次に次の三條を加える。

第四十四條ノ二　債権が無利息ニシテ其ノ期限ガ和議開始後ニ到来スベキ場合ニ於テハ和議債権ノ額ハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ和議債権ニ対スル法定利息ヲ債権額ヨリ控除スルモノトス

第四十四條ノ三　前條ノ規定ハ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ニ之ヲ準用ス但シ其ノ総額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ元本額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十四條ノ四　第四十四條ノ二ノ場合ニ於テ期限ガ不確定ナルトキハ和議開始ノ時ニ於ケル評価額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十五條中「第十七條乃至第二十條」を「第十七條」に改める。

第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第七十條第一項中「千円」を「五万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2　この法律施行前に破産の宣告のあつた事件については、破産法第十八條から第二十二條まで、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第百二條、第百八十二條、第二百二十九條、第二百四十條、第二百五十四條及び第二百五十八條の改正規定（同法第二百二十九條の改正規定については、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める部分を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律施行前に破産手続の解止のあつた事件の破産者は、破産法第三百六十六條の二十一第一項第二号及び第三号に掲げる場合を除き、同法第三百六十六條ノ二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年内は、免責の申立をすることができる。この法律施行の際裁判所に係属中の破産事件の破産者も、また同様である。

4　破産法第三百六十六條ノ二第五項の規定は、前項の破産者がその責に帰することのできない事由によつて同項の期間内に免責の申立をすることができなかつた場合に準用する。

5　この法律施行前に破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号から第四号までに掲げる事由のあつた破産者は、この法律施行の際に復権する。

6　前項の規定により強制和議認可の決定の確定に基く復権のあつた後強制和議取消の決定が確定したときは、復権は、将来に向つてその効力を失う。

7　第五項の規定は、身代限の処分を受けた者及び家資分散の宣告を受けた者に準用する。

経済審議庁設置法案

・経済審議庁設置法

（目的）

第一條　この法律は、経済審議庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、経済審議庁（以下「審議庁」という。）を設置する。

2　審議庁の長は、経済審議庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

（任務）

第三條　審議庁は、左に掲げる事務をつかさどる。

一　経済に関する基本的な政策の総合調整

二　他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案

三　長期経済計画の策定

四　総合国力の分析及び測定

五　内外の経済動向及び国民所得等に関する調査及び分析

（権限）

第四條　審議庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置を執ること。

十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　審議庁の公印を制定すること。

十三　経済に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

十四　国土総合開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十五　電源開発に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

十六　物価に関する基本的な政策を企画立案すること。

十七　国民生活の安定に関する基本的な政策を企画立案すること。

十八　前四号に掲げるもの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策を企画立案すること。

十九　左に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）

ロ　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

ハ　電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）

二十　前各号に掲げるもの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、審議庁に属せしめられた権限

（内部部局）

第五條　審議庁に、左の三部を置く。

総務部

計画部

調査部

（特別な職）

第六條　審議庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3　審議庁に、審議官十人以内を置く。

4　審議官は、命を受け、重要な庁務に参画する。

5　総務部、計画部及び調査部に、各部を通じ、調査官二十人以内を置く。

6　調査官は、命を受け、専門的事項の調査に参画する。

（総務部の事務）

第七條　総務部においては、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印を管守すること。

四　公文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　行政の考査を行うこと。

九　こう報に関すること。

十　法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一　貿易及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十二　産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十三　運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十四　財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十五　物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

十六　国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十七　国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

十八　前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十九　前各号に掲げるものの外、審議庁の所掌事務で、他部の所掌に属さない事務に関すること。

（計画部の事務）

第八條　計画部においては、左の事務をつかさどる。

一　長期経済計画の策定に関すること。

二　総合国力の分析及び測定に関すること。

三　電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

四　国土総合開発及び国土調査に関すること。

（調査部の事務）

第九條　調査部においては、左の事務をつかさどる。

一　内外の経済動向の調査及び分析に関すること。

二　経済統計の作成及び整備に関すること。

三　国民所得等の調査及び分析に関すること。

（附属機関）

第十條　審議庁の附属機関として、経済審議会を置く。

2　経済審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議する。

3　経済審議会の組織、所掌事務及び委員については、政令で定める。

（定員）

第十一條　審議庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に経済安定本部の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、法律に別段の定のない限り、同一の勤務条件をもつて、審議庁の職員となるものとする。

経済審議庁設置法案に対する修正案（西村榮一君外四名提出）

経済審議庁設置法案に対する修正

経済審議庁設置法案の一部を次のように修正する。

題名を「経済企画庁設置法」に改める。

第一條及び第二條第一項中「経済審議庁」を「経済企画庁」に、第二條から第四條まで、第六條第一項及び第三項、第十條第一項並びに第十一條中「審議庁」を「企画庁」に改める。

第二條第二項中「経済審議庁長官」を「経済企画庁長官」に、第三條第一号中「総合調整」を「企画立案及び総合調整」に改め、同條第二号を次のように改める。

二　国の予算編成方針の策定

同條に次の一号を加える。

六　関係各行政機関の事務の総合調整

第四條第十三号中「計画について」を「計画について企画立案し、及び」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條　企画庁に、長官官房及び左の四部を置く。

調整部

計画部

開発部

調査部

第六條第三項及び第四項中「審議官」を「企画官」に、同條第五項中「総務部、計画部及び調査部」を「調整部、計画部、開発部及び調査部」に改める。

第七條の見出し及び本文中「総務部」を「長官官房」に改め、同條第十号以下を削る。

第八條を第九條とし、第七條の次に次の一條を加える。

（調整部の事務）

第八條　調整部においては、左の事務をつかさどる。

一　国の予算編成方針の策定

二　法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

三　貿易及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

四　産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

五　運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

六　財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

七　物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

八　国民の合理的な生活水準の策定並びに雇用の増大、国民生活水準の改善その他国民生活の安定に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

九　国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び推進に関すること。

十　前七号に掲げるものの外、他の行政機関の所掌に属さない総合的経済政策の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十一　前各号に掲げるものの外、企画庁の所掌事務で他部の所掌に属さない事務に関すること。

改正前の第九條を第十條とし、以下二條ずつ繰り下げ、第九條の次に次の一條を加える。

（開発部の事務）

第十條　開発部においては、左の事務をつかさどる。

一　公共事業及びこれに要する資金に関する基本的な政策及び計画の企画立案並びに総合調整に関すること。
二　国土総合開発及び国土調査に関すること。

通商産業省設置法案

通商産業省設置法

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　本省
第一節　内部部局（第五條―第十五條）
第二節　附属機関（第十六條―第二十四條）
第三節　地方支分部局
第一款　通商産業局（第二十五條―第三十條）
第二款　鉱山保安監督部（第三十一條―第三十四條）
第三章　特許庁（第三十五條―第四十六條）
第一節　総則（第三十六條・第三十七條）
第二節　内部部局（第三十八條―第四十三條）
第三節　附属機関（第四十四條―第四十六條）
第四章　職員（第四十七條・第四十八條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この法律は、通商産業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、通商産業省を設置する。

2　通商産業省の長は、通商産業大臣とする。

（通商産業省の任務）

第三條　通商産業省は、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　通商の振興及び調整並びに通商に伴う外国為替の管理
二　輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに検査
三　商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あっ旋及び助成に関する事務
四　計量に関する事務
五　電気事業及びガス事業の運営の調整
六　石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整
七　鉱山の保安に関する事務
八　工業所有権に関する事務
九　中小企業の振興及び指導
十　鉱工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及
十一　工業標準の制定及び普及
十二　商鉱工業に関する調査及び統計その他商鉱工業に関する事務
十三　国営通商事業
十四　アルコール専売事業

（通商産業省の権限）

第四條　通商産業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
五　不用財産を処分すること。
六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。
九　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。
十二　通商産業省の公印を制定すること。
十三　所掌事務に係る物資（電力を含む。）の生産、配給及び消費並びに貿易等に関する基本的施策につき企画立案をすること。
十四　鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行うこと。
十五　工業標準を制定すること。
十六　輸出及び輸入を行うこと。
十七　輸出及び輸入を制限し、又は禁止すること。
十八　通商に関する協定又は取極の実施に関し、必要な措置をとること。
十九　貿易に係る外国為替予算案を作成すること。
二十　通商に伴う外国為替に関する取引等を禁止し、又は制限すること。
二十一　輸出及び輸入に関し税関長を指揮監督すること。
二十二　輸出品の等級、標準及び包装條件を定めること。
二十三　輸出信用保険（輸出信用保険の再保険を含む。）を行うこと。
二十四　所掌事務に係る事業に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し認可を與え、又は届出を受理すること。
二十五　所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。
二十六　所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人を登録し、及びこれを監督すること。
二十七　所掌事務に係る公益法人その他の団体につき許可又は認可を與えること。
二十八　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。
二十九　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡若しくは譲受又は引渡の制限又は禁止を命ずること。
三十　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。
三十一　所掌事務に係る物資の検査を行うこと。
三十二　計量器の製造の事業を許可すること。
三十三　計量士国家試験を行い、計量士を登録すること。
三十四　アルコールを製造し、収納し、及び販売すること。
三十五　火薬類の製造の営業を許可すること。
三十六　鉱業権の設定等に関する出願及び鉱業権者の土地使用等を許可すること。

官報 号外

昭和二十七年五月二十九日

○第十三回国会 衆議院会議録第四十七号附録（その三）

三十七　鉱業に関し保安上必要があるときは、鉱業を停止し、又は鉱業上使用する施設の使用の停止、改造、修理等を命ずること。

三十八　電気事業又はガス事業を許可すること。

三十九　電気及びガスの料金その他の供給條件の設定又は変更を認可すること。

四十　電気事業者間の電気の融通につき契約を認可し、及び必要な命令をし、並びに電気の供給が不足する場合において、電気の使用を制限すること。

四十一　電気及びガスに関する施設を認可し、又はその保安上必要な命令をすること。

四十二　電気工作物の検査を行い、又は電気用品の製造を免許すること。

四十三　中小企業の育成及び発展に関する基本的施策につき企画立案をすること。

四十四　中小企業に関係がある事項に関し、他の行政機関に対し、意見を述べること。

四十五　中小企業の指導をすること。

四十六　中小企業等協同組合につき定款の認証等をすること。

四十七　商工組合中央金庫の行う金融業務を監督すること。

四十八　中小企業の経営の状況につき調査及び診断を行い、経営の改善に関する勧告を行うこと。

四十九　中小企業信用保険を行うこと。

五十　弁理士試験を行い、弁理士を登録すること。

五十一　工業所有権の出願につき決定及び査定を行うこと。

五十二　工業所有権を登録すること。

五十三　工業所有権に関する審判及び抗告審判を行うこと。

五十四　前各号に掲げるもの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き通商産業省に属させられた権限

2　通商産業大臣は、たばこ、たばこ巻紙、塩、にがり、かん水、粗製しょう脳及びしょう脳油の輸出及び輸入の基本的事項については大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

3　行政庁は、中小企業に対する金融の基本となる方策その他中小企業に特に関係がある重要な方策を定めようとするときは、通商産業大臣にその旨を通知しなければならない。

第二章　本省

第一節　内部部局

（内部部局）

第五條　本省に、大臣官房及び左の八局を置く。

通商局
企業局
重工業局
軽工業局
鉱山局
石炭局
公益事業局
中小企業局

（特別な職）

第六條　大臣官房に官房長並びに統計調査監一人及び鉱山保安監一人を置く。

2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務（第七條第十四号から第二十号までに掲げる事務を除く。）を掌理する。

3　統計調査監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十四号に掲げる事務を掌理する。

4　鉱山保安監は、命を受けて大臣官房の事務のうち、次條第十五号から第二十号までに掲げる事務を掌理する。

5　通商局、重工業局、軽工業局及び公益事業局に次長各一人を置く。

6　次長は、局長を助け、局務を整理する。

（大臣官房の事務）

第七條　大臣官房においては、通商産業省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　大臣の官印及び省印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。（緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等特別会計、アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計に関することを除く。）

六　行政財産及び物品（緊要物資輸入基金特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計及びアルコール専売事業特別会計に属するものを除く。）を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　こう報に関すること。

九　行政の考査を行うこと。

十　法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。

十一　物資（電力を含む。）の需給に関する政策及び計画その他商鉱工業に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

十二　調査一般に関すること。

十三　図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。（次号に掲げるものを除く。）

十四　商鉱工業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行うこと。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

十五　鉱山における人に対する危害の防止（衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。）を図ること。

十六　鉱物資源の保護を図ること。

十七　鉱山の施設の保全を図ること。

十八　鉱害の防止を図ること。

十九　鉱山における保安技術の改善を図ること。

二十　鉱山保安に関する教育及び指導を行うこと。

二十一　前各号に掲げるもの外、通商産業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

（通商局の事務）

第八條　通商局においては、左の事務をつかさどる。

一　通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。

二　通商に関する協定又は取極の実施に関すること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　海外市場、内外通商事情その他通商に関し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。

四　貿易等に関する外国為替予算案を作成すること。

五　通商に伴う外国為替を管理すること。

六　輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

七　通商経済上の国際協力に関する事務を総括すること。

八　輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。

九　通商手続を監査し、及びその励行を図ること。

十　通商に関する団体の指導及び監督を行うこと。

十一　輸出信用保険に関すること。

十二　輸出信用保険特別会計の経理を行うこと。

十三　輸出検査に関すること。

十四　前各号に掲げるものの外、通商に関し他局及び他機関の所掌に属しない事務に関すること。

（企業局の事務）

第九條　企業局においては、左の事務をつかさどる。

一　通商産業省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

二　通商産業省の所掌に係る事業に要する資金の融通をあつ旋することその他事業の経理に関する事務を総括すること。

三　通商産業省の所掌に係る事業の労務に関する事務を総括すること。

四　前各号に掲げるものの外、通商産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務を総括すること。

五　通商産業省の所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

六　通商に関する参考品等の収集及び展示紹介に関すること。

七　通商産業省の所掌に係る物資の輸送、保管及び保険に関する事務を総括すること。

八　通商産業省の所掌に係る物資に関する価格等の統制に関すること。

九　通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行うこと。

十　通商産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の株式その他の財産の取得の審査を行うこと。

十一　商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること。

十二　緊要物資輸入基金特別会計に係る物資の取得及び売捌に関する事業を行うこと。

十三　緊要物資輸入基金特別会計の経理を行うこと。

十四　條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること。（調達庁の所掌に係ることを除く。）

十五　通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

十六　米国対日援助物資の引取、保管、荷卸及びこれらに附帯する業務を行うこと。

十七　米国対日援助物資等処理特別会計の経理を行うこと。

（重工業局の事務）

第十條　重工業局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる鉄鋼、機械器具等（鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。）の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林省水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除き、航空機の修理については航空機製造事業者の行うものに限る。）

銑鉄
鋼材及びその半製品
合金鉄
鉄鋼製品
鉄くず
工作機械器具
精密機械器具
産業機械器具
農水産機械器具
電気機械器具及び電気用品
電気通信機械器具及び電気通信用品
原動機
自動車
自転車
産業車両
陸用内燃機関
航空機
右に掲げるもの以外の機械器具

二　鋳造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

三　鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

四　計量に関すること。（大臣官房及び公益事業局の所掌に係ることを除く。）

五　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

六　兵器等の生産等の許可に関すること。（軽工業局の所掌に係ることを除く。）

七　重工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（軽工業局の事務）

第十一條　軽工業局においては、左の事務をつかさどる。

一　左に掲げる繊維工業品、化学工業品（化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。）、雑貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。

綿製品
生糸、繭繊維及び絹製品
化学繊維製品
羊毛製品
麻製品
パルプ、紙及び紙製品
ソーダ、火薬その他無機化学工業品
タール、タール系誘導品その他有機化学工業品
ゴム、ゴム製品、皮革及び原毛皮を除く。）、皮革製品及び油脂製品
陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品
土木建築材料（木材及び石材を除く。）
木竹製品、金属製日用品及び荷製材料
右に掲げるもの以外の繊維工業品、化学工業品及び雑貨工業品

二　化学肥料（炭酸カルシウム及びカリ塩を除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。

三　工業塩及び粗製しょう脳の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

四　アルコールの専売を行うこと。

五　アルコール専売事業特別会計の経理を行うこと。

六　火薬類及び高圧ガスの取締に関すること。

七　軽工業局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（鉱山局の事務）

第十二條　鉱山局においては、左の事務をつかさどる。

一　鉱業権の設定等に関する出願、登録その他鉱山に関すること。（大臣官房の所掌に係ることを除く。）

二　左に掲げる鉱物、金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林省水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

鉱物（石炭及び亜炭、石炭及び亜炭を除く。）及び重要土石

非金属鉱物製品

非鉄金属及び非鉄金属製品

石油製品

三　鉱物（石炭及び亜炭を除く。）の埋蔵量の調査に関すること。

四　鉱山局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

（石炭局の事務）

第十三條　石炭局においては、左の事務をつかさどる。

一　石炭の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

二　亜炭並びに石炭及び亜炭の乾り品及び加工品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

三　石炭局の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

四　新炭鉱及び新坑の開発、炭田開発並びに石炭及び亜炭の埋蔵量の調査に関すること。

五　石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に関すること。

六　特別鉱害復旧特別会計の経理を行うこと。

（公益事業局の事務）

第十四條　公益事業局においては、左の事務をつかさどる。

一　電気及びガスの料金その他の供給条件に関すること。

二　電気事業及びガス事業の経理及び会計の監督に関すること。

三　電気事業及びガス事業の運営を調整すること。

四　電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。

五　発電水力の調査及び調整を行い、並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設を推進すること。

六　電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

七　電気の計量に関すること。（大臣官房の所掌に係ることを除く。）

八　公益事業局の所掌に係る事業の発達及び改善を図ること。

（中小企業局の事務）

第十五條　中小企業局においては、左の事務をつかさどる。

一　中小企業等協同組合に関すること。

二　中小企業の診断及び指導に関すること。

三　中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

四　中小企業に対する資金の融通をあつ旋すること。

五　中小企業信用保険に関すること。

六　中小企業信用保険特別会計の経理を行うこと。

七　商工組合中央金庫に関すること。

八　中小企業に有益な技術、経営方法等を奨励すること。

九　中小企業に対する金融制度その他中小企業に関係がある経済問題に関し、調査研究すること。

十　中小企業に係る製品又はその製法等を展示紹介すること。

十一　前各号に掲げるもの外、中小企業の振興及び指導に関すること。

第二節　附属機関

（工業技術院）

第十六條　本省に附属機関として、工業技術院を置く。

第十七條　工業技術院は、鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行う機関とする。

2　工業技術院は、東京都に置く。

3　工業技術院の組織及び所掌事務は、工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の定めるところによる。

（その他の附属機関）

第十八條　前條及び第二十四條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

工業品検査所

繊維製品検査所

計量教習所

鉱務監督官研修所

保安技術講習所

（工業品検査所）

第十九條　工業品検査所は、鉄鉄、鋼材（その半製品を含む。）、鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品、通商産業省がその生産を所掌する機械器具、日用品及び化学工業品（国内向の肥料用のものを除く。）並びに試薬の検査を行う機関とする。

2　工業品検査所は、東京都に置く。

（繊維製品検査所）

第二十條　繊維製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する繊維製品の検査を行う機関とする。

2　繊維製品検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名称	位置
京都繊維製品検査所	京都市
横浜繊維製品検査所	横浜市
神戸繊維製品検査所	神戸市
名古屋繊維製品検査所	名古屋市
桐生繊維製品検査所	桐生市
福岡繊維製品検査所	福岡市
福井繊維製品検査所	福井市
金沢繊維製品検査所	金沢市

（検査所の支所、出張所等）

第二十一條　通商産業大臣は、検査所の事務を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設置することができる。

2　検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

（計量教習所）

第二十二條　計量教習所については、計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の定めるところによる。

（鉱物監督官研修所及び保安技術講習所）

第二十三條　鉱務監督官研修所及び保安技術講習所については、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の定めるところによる。

（その他の附属機関）

第二十四條　左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

機関	目的
通商産業関係重要事項調査審議会	通商産業に関する重要事項を調査審議すること。
物資需給調整審議会	関係各大臣の諮問に応じ、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関し、必要な報告及び建議をすること。
鉱山保安試験審査会	鉱山保安技術職員の国家試験を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
中央鉱山保安協議会	鉱山の保安に関する重要事項を調査審議すること。
輸出入協議会	輸出振興並びに輸入物資の買付及び配分に関する重要事項を調査審議すること。

輸出検査審議会	輸出品の等級、標準及び包装条件その他輸出検査に伴う重要事項を調査審議すること。
輸出信用保険審議会	輸出信用保険に関する重要事項を調査審議すること。
商品取引所審議会	関係各大臣の諮問に応じ、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。
産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
工業生産技術審議会	工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
電気自動車充電技術者資格検定審議会	電気自動車の充電技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。
高圧ガス保安審議会	高圧ガス作業主任者国家試験その他高圧ガスの保安に関する重要事項を調査審議すること。
計量行政審議会	計量に関する重要事項を調査審議すること。
地下資源開発審議会	地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。
電気事業主任技術者資格検定審議会	電気事業主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節　地方支分部局

第一款　通商産業局

（通商産業局）

第二十五條　本省に、地方支分部局として、通商産業局を置く。

（所掌事務）

第二十六條　通商産業局は、本省及び外局の事務（第七條第十五号から第二十号までに掲げる事務を除く。）のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一　輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。

二　輸入に関する事業を行うこと。

三　通商に伴う外国為替の管理に関すること。

四　輸出信用保険に関すること。

五　調査及び統計に関すること。

六　所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

七　所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

八　所掌に係る事業の賠償に関すること。

九　所掌に係る物資の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十　自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。

十一　アルコールの専売を行うこと。

十二　鉱業権の設定等に関する出願及び登録その他鉱山に関すること。

十三　電気事業及びガス事業の運営を調整し、並びにその発達及び改善を図ること。

十四　電気及びガスに関する施設、電気用品並びに電気工事業に関する監督その他電気及びガスの保安に関すること。

十五　発電水力の調査及び調整を行うこと。

十六　電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。

十七　中小企業の振興及び指導を行うこと。

十八　中小企業信用保険に関すること。

十九　鉱工業の科学技術に関する試験研究を振興し、及びその成果の普及を図ること。

二十　工業標準の普及を図ること。

二十一　発明、実用新案、意匠及び商標の指導奨励を行うこと。

（名称、位置及び管轄区域）

第二十七條　通商産業局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌通商産業局	札幌市	北海道
仙台通商産業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京通商産業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋通商産業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
大阪通商産業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
広島通商産業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国通商産業局	九亀市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡通商産業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2　通商に関しては、前項の規定にかかわらず、関門港は、福岡通商産業局の管轄区域とする。

3　石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更（試掘権の存続期間の延長を含む。）及び消滅並びに鉱業権並びにこれを目的とする租鉱権及び抵当権に関する登録については、この限りでない。

4　鉱業の区域が二以上の通商産業局の区域にわたるとき、又は通商産業局の管轄区域の境界が明確でないため鉱業の管轄について疑を生じたときは、通商産業大臣が管轄通商産業局を指定する。

5　前條第十三号から第十六号までに掲げる事務（電気に関するものに限る。）について特に必要があるときは、通商産業省令で第一項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

6　通商産業大臣は、必要があるときは、第一項に定める管轄区域を、臨時に変更することができる。

（内部部局）

第二十八條　通商産業局に、左の四

部を置く。但し、必要に応じて通商産業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

総務部
商工部
鉱山部
公益事業部

2　前項の部の外、札幌通商産業局に石炭部を、大阪通商産業局に通商部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉱害部を置く。

3　前二項に定めるものの外、通商産業局の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

（附属機関）

第二十九条　通商産業局に、附属機関として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2　地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

（支局等）

第三十条　通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局、通商事務所、アルコール事務所、石炭事務所及び工場を設置することができる。その名称、位置、管掌権域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二款　鉱山保安監督部

（鉱山保安監督部）

第三十一条　通商産業局に、鉱山保安監督部を附置する。

2　鉱山保安監督部は、大臣官房の事務のうち、第七条第十五号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十二条　鉱山保安監督部の位置及び管轄区域は、その附置された通商産業局の位置及び管轄区域とし、その名称は、通商産業大臣が定める。

（内部部局及び附属機関）

第三十三条　鉱山保安監督部の内部部局の組織の細目は、通商産業省令で定める。

2　鉱山保安監督部に、附属機関として、地方鉱山保安協議会を置く。

3　地方鉱山保安協議会については、鉱山保安法の定めるところによる。

（支部）

第三十四条　通商産業大臣は、鉱山保安監督部の部務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督部の支部を置くことができる。

その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第三章　特許庁

第三十五条　国家行政組織法第三条第二項の規定に基いて通商産業省に置かれる外局は、特許庁とする。

第一節　総則

（任務及び長）

第三十六条　特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを主たる任務とする。

2　特許庁の長は、特許庁長官とする。

（権限）

第三十七条　特許庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一号から第十二号まで及び第五十号から第五十三号までに掲げる権限を行使する。

第二節　内部部局

（内部部局）

第三十八条　特許庁に、長官官房及び左の四部を置く。

総務部
審査第一部
審査第二部
審判部

（長官官房の事務）

第三十九条　長官官房においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生、教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印を管守すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　会計及び会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　行政の考査を行うこと。

八　前各号に掲げるものの外、特許庁の所掌事務で他部及び万国工業所有権資料館の所掌に属しない事務に関すること。

（総務部の事務）

第四十条　総務部においては、特許庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　発明、実用新案、意匠及び商標に関する指導及び奨励を行うこと。

二　調査及び統計に関すること。

三　公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

四　弁理士に関すること。

五　特許権の存続期間の延長その他工業所有権に関すること。（他部の所掌に係ることを除く。）

六　工業所有権に関し、外国と連絡すること。

（審査第一部の事務）

第四十一条　審査第一部においては、左の事務をつかさどる。

一　工業所有権に関する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に関すること。

二　工業所有権の原簿登録、特許征及び登録証の下附、特許料及び登録料の収入その他登録に関すること。

三　意匠及び商標を審査すること。

（審査第二部の事務）

第四十二条　審査第二部においては、農林畜水産物、鉱物その他の資源の採取、加工、動力の利用、理綴、通信、建設、生活用品等に関する発明及び実用新案の審査に関する事務をつかさどる。

（審判部の事務）

第四十三条　審判部においては、工業所有権に関する審判及び抗告審判に関する事務をつかさどる。

第三節　附属機関

（万国工業所有権資料館）

第四十四条　第四十六条に規定するものの外、特許庁に、附属機関として、万国工業所有権資料館を置く。

第四十五条　万国工業所有権資料館は、左の事務をつかさどる機関とする。

一　発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、図書及びひな形を収集し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は縦覧させること。

二　審査、審判及び抗告審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。

2　万国工業所有権資料館は、東京都に置く。

3　万国工業所有権資料館の内部組織は、通商産業省令で定める。

（その他の附属機関）

第四十六条　左の表の上欄に掲げる機関は、特許庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
発明奨励審議会	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。
弁理士懲戒審議会	弁理士の懲戒に関し議決すること。
弁理士試験審査会	弁理士試験を行うこと。
特許補償等審査会	特許権の收用等による補償金等の額を議決し、及び特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。
工業所有権制度改正審議会	通商産業大臣の諮問に応じ、工業所有権制度の改正に関する重要事項を調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、庶業事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第四章　職員

（職員）

第四十七條　通商産業省に置かれる職員の任免、昇任、降減その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

（定員）

第四十八條　通商産業省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　左の法律は、廃止する。但し、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）

通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）

3　前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

通商産業省設置法案に対する修正案、竹山祐太郎君外五名提出）

通商産業省設置法案に対する修正

通商産業省設置法案を次のように修正する。

目次中「第三章　特許庁（第三十五條―第四十六條）」を

「第一節　総則（第三十六條・第三十七條）

第二節　内部部局（第三十八條―第四十三條）

第三節　附属機関（第四十四條―第四十六條）」に、

「第三章　外局（第三十四條―第四十六條）」を

「第一節　中小企業庁（第三十四條・第三十五條）

第二節　特許庁（第三十六條・第三十七條）

第一款　内部部局（第三十八條―第四十三條）

第二款　附属機関（第四十四條―第四十六條）」に

改める。

第五條中「中小企業局」を削る。

第十五條を削り、第十六條を第十五條とし、以下第三十四條までを一條ずつ繰り上げる。

「第三章　特許庁」を「第三章　外局」に改める。

第三十五條中「特許庁」を「中小企業庁及び特許庁」に改め、同條を第三十四條とする。

第三十六條の前に次の一節を加える。

第一節　中小企業庁

第三十五條　中小企業庁の組織、所管事務及び権限は、中小企業庁設置法の定めるところによる。

「第一節　総則」を「第二節　特許庁」に、「第二節　内部部局」を「第一節　内部部局」に、「第三節　附属機関」を「第三款　附属機関」に改める。

附則第二項中「この法律」を「通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）」に改め、「中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）」及び「通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）」を削る。

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法の一部を改正する法律案（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の二中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律案を衆議院に送付する。

昭和二十七年五月二十八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の二中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

第十七條第一項中「法務府、」を削る。

第十八條第一項中「法務府及び」を削る。

第二十二條を削り、第二十三條を第二十二條とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表

府又は省	委員会	庁
総理府	公正取引委員会	宮内庁
	国家公安委員会	調達庁
	土地調整委員会	行政管理庁
	国家人事委員会	北海道開発庁
		自治庁
		保安庁
		経済審議庁
法務省	司法試験管理委員会	
	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
大蔵省		
文部省	文化財保護委員会	
厚生省		
農林省		水産庁
通商産業省		特許庁
運輸省	船員労働委員会	海難審判庁
	捕獲審検再審査委員会	
郵政省		
労働省	中央労働委員会	
	公共企業体仲裁委員会	
	公共企業体中央調停委員会	
	公共企業体地方調停委員会	
建設省	首都建設委員会	

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、国家行政組織法第二十四條の二の改正規定は、公布の日から施行する。

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する修正

国家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則中「第二十四條の二中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。」を削る。

附則但書を削る。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條中「法務府」及び「経済安定本部」を削る。

第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
総理府		
本府	一、八一二人	
公正取引委員会	二四〇人	
国家公安委員会		
国家地方警察	四五、二八〇人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家消防本部	一、一一八人	
土地調整委員会	一八人	
国家人事委員会	九一六人	
宮内庁	九五二人	
調達庁	三、一八二人	
行政管理庁	一、三三一人	
北海道開発庁	三、二三三人	
自治庁	二二三人	
保安庁	八、五五七人	
経済審議庁	三七四人	
計	六六、二〇九人	
法務省		
本省	四三、一四一人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	一人	
公安審査委員会	一人	
公安調査庁	一、七一二人	
計	四四、八五三人	
外務省		
本省	一、五八七人	
大蔵省		
本省	七六、〇九五人	
本省	六二、六二〇人	うち六一、〇二一人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	四五〇人	
計	六三、〇七〇人	

厚生省	本省	四六、二七五人
農林省		
本省	七六、〇九一人	
水産庁	一、五〇〇人	
計	七七、五九一人	
通商産業省		
本省	一三、五七二人	
特許庁	六七二人	
計	一四、二四四人	
運輸省		
本省	一七、六三五人	
船員労働委員会	五四人	
捕獲審検再審査委員会	五人	
海難審判庁	一五一人	
計	一七、八四五人	
郵政省		
本省	二四九、六九四人	
労働省		
本省	一九、九八五人	
中央労働委員会	九〇人	
公共企業体仲裁委員会	一六人	
公共企業体中央調停委員会	二二人	
公共企業体地方調停委員会	七九人	
計	二〇、一九二人	
建設省		
本省	一〇、八〇五人	
首都建設委員会	一人	
計	一〇、八〇五人	
合計	六八八、四六〇人	

第二條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第三條中「法務府令、省令又は経済安定本部令」を「又は省令」に改める。

附則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　調達庁及び行政管理庁においては、この法律施行の際現に在職する者の定員は、第二條第一項の表の規定にかかわらず、昭和二十七年七月三十一日までの間は、それぞれ、調達庁にあつては一〇、八〇五人、行政管理庁にあつては六八八、四六〇人とする。

は、この法律施行の際現に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員をこえる員数の職員は、昭和二十八年三月三十一日までの間は、定員の外に置くことができる。

3　改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、一万四千三十一人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、一万三千九百十八人とする。

4　通商産業省の本省においては、昭和二十七年十二月三十一日までの間は、二百十五人以内の職員を前項の定員の外に置くことができる。

5　各行政機関（調達庁、行政管理庁及び通商産業省の本省を除く。）においては、この法律施行の際現に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年十二月三十一日までの間は、定員の外に置くことができる。

6　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

自治庁設置法案
自治庁設置法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、自治庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として自治庁を設置する。

2　自治庁の長は、自治庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

（自治庁の任務）

第三條　自治庁は、民主政治の基盤をなす地方自治及び公職選挙等に関する各種の制度の企画及び立案並びにその運営の指導に当るとともに、国と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図り、もつて、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とする。

（自治庁の権限）

第四條　自治庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなさなければならない。

一　予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　收入金を徴收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する統計及び調査資料を收集し、頒布し、又は刊行すること。

十　自治庁の公印を制定すること。

十一　地方自治及び民主政治の普及徹底その他所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　地方公共団体の財務に関係のある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言すること。

十三　内閣が国会に対して行う地方財政の状況に関する報告の原案を作成すること。

十四　都道府県に関する直接請求の結果、都道府県の議会の会議の結果、都道府県の予算及び決算並びに條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

十五　地方公共団体の人事行政が地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすること。

十六　町村職員恩給組合の模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すこと。

十七　公職の候補者が選挙に関してする政見放送に関し、その回数、日時等放送に必要な事項を定めること。

十八　選挙関係の訴訟の提起等について裁判所の長より通知を受け、及び判決が確定したとき判決書謄本の送付を受けること。

十九　政党、協会その他の団体がその代表者又は主幹者及び会計責任者を選出した場合において、その届出を受理すること。

二十　選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝をすること。

二十一　地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書について、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して意見を申し出ること。

二十二　地方財政平衡交付金の総額を見積ること。

二十三　地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額を決定し、及びこれを交付すること。

二十四　地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

二十五　内閣が国会に提出する地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案を作成すること。

二十六　地方債の発行を許可すること。

二十七　当せん金附証票を発売することができる市を指定し、及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売を許可すること。

二十八　地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

二十九　地方公共団体の課税権の制限その他地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決すること。

三十　附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対して指示すること。

三十一　市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所得及び所得税額の変更について許可すること。

三十二　固定資産税の課税標準とすべき固定資産の評価について技術的援助及び助言を與えること。

三十三　地方公共団体の法定外普通税の新設又は変更を許可すること。

三十四　内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項について内閣総理大臣を補佐すること。

イ　国家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共団体の長の申出を受理し、これに関する調査を行い、関係各大臣に対して必要な指示をし、

その他適当な措置を講ずること。

ロ　地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに関する都道府県知事の処分の届出を受理すること。

ハ　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百四十六條の規定による手続を採ること。

ニ　地方自治法第二百四十七條の規定による手続を採ること。

ホ　一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を採ること。

ヘ　都道府県及び特別市の加入する地方公共団体の組合の設立、加入団体の増減、共同処理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

ト　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により法人の設立を許可すること。

チ　イからトまでに掲げるもの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、内閣総理大臣の権限に属する公職選挙並びに地方公共団体の行政及び財政に関する事項

三十五　前各号に掲げるもの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、自治庁に属せしめられた権限

（内部部局）

第五條　自治庁に、長官官房及び左の四部を置く。

行政部
選挙部
財政部
税務部

（特別な職）

第六條　自治庁に、次長一人及び参与十人以内を置く。

（次長）

第七條　次長は、自治庁長官を助け、庁務を整理する。

（参与）

第八條　参与は、重要な庁務に関して、自治庁長官に対し意見を申し述べる。

2　参与は、地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　参与は、非常勤とする。

（長官官房の所掌事務）

第九條　長官官房においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び庁印を管守すること。

三　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四　自治庁の機構、定員及び運営に関して調査し、企画し、及び立案すること。

五　所管行政の考査を行うこと。

六　所管行政の総合調整を行うこと。

七　法令案その他公文書類の審査を行うこと。

八　[illegible]類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

九　国と地方公共団体との一般的連絡に関すること。

十　広報に関すること。

十一　経費及び収入の予算及び決算を作成し、会計事務を行い、並びに会計を監査すること。

十二　国有財産及び物品を管理すること。

十三　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四　所管行政に関する調査、統計の作成及び資料の収集について部内の調整を図ること。

十五　地方公共団体の財務に関係のある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言すること。

十六　地方公共団体の求めに応じ、当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

十七　前各号に掲げるもの外、自治庁の所掌事務のうち他部の所掌に属しないものに関すること。

（行政部の所掌事務）

第十條　行政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　国家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

二　地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画、立案及び運営に関し、必要な意見を関係行政機関に申し出ること。

三　地方自治法に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

四　地方公共団体の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案すること。

五　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の施行に関すること。

六　地方公務員に関する制度を企画し、及び立案すること。

七　地方公共団体の人事行政に対して協力し、及び技術的助言を行うこと。

八　町村職員恩給組合及び町村職員恩給組合連合会に関する事務を処理すること。

九　地方職員共済組合に関する事務を処理すること。

十　前各号に掲げるもの外、地方自治法及びその他の法律に基く自治庁長官の地方行政に関する権限の行使に関すること。

（選挙部の所掌事務）

第十一條　選挙部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基く選挙に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

二　最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。

三　地方公共団体の住民による各種の直接請求に基く投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

四　一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。

五　前各号に掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に関すること。

六　第一号から第四号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝に関すること。

七　政党その他政治団体に関すること。

八　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の施行に関すること。

九　第五号に定めるもの外、中央選挙管理委員会に関する予算の要求及び配付に関すること。

十　前各号に掲げるもの外、公職選挙法及びその他の法律に基く自治庁長官の選挙等に関する権限の行使に関すること。

（財政部の所掌事務）

第十二條　財政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　地方公共団体の財政に関する制度（地方税に関するものを除く。）を企画し、及び立案すること。

二　地方財政平衡交付金の総額の見積に関すること。

三　地方財政平衡交付金の配分に関すること。

四　地方財政平衡交付金の減額又は返還に関すること。
五　地方債の発行を許可すること。
六　地方公共団体の財政資金の調達に関してあつ旋すること。
七　当せん金附証票を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売の許可に関すること。
八　地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。
九　前各号に掲げるものの外、地方財政平衡交付金法、地方財政法及び地方自治法並びにその他の法律に基く自治庁長官の地方財政に関する権限の行使に関すること。

（税務部の所掌事務）
第十三條　税務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
一　地方税に関する制度を企画し、及び立案すること。
二　地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決し、及び市町村民税のうち法人税割の分割に関して裁定し、又は裁決すること。
三　附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対して指示すること。
四　固定資産の評価について、技術的援助及び助言を与えること。
五　国又は都道府県知事が評価する固定資産の指定その他の事務に関すること。
六　法定外普通税の新設又は変更の許可に関すること。
七　前各号に掲げるものの外、地方税法及びその他の法律に基く自治庁長官の地方税に関する権限の行使に関すること。

（地方財政審議会）
第十四條　自治庁に、地方財政審議会を置く。

（地方財政審議会の組織）
第十五條　地方財政審議会は、委員五人をもつて組織する。
2　委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3　前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。
一　全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人
二　全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人
三　全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者　一人
4　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
5　委員は、再任されることができる。
6　委員は、非常勤とする。

（地方財政審議会の委員の罷免）
第十六條　委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。
一　心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。
二　職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。
2　委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、内閣総理大臣は、当該委員を罷免することができる。但し、前條第三項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聞かなければならない。

（地方財政審議会の付議事項）
第十七條　自治庁長官は、自治庁の所掌事務のうち、左に掲げる事項については、地方財政審議会の議に付し、その意見を尊重しなければならない。
一　地方財政平衡交付金の配分に関する命令の立案に関すること。
二　各地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額の決定又は変更に関すること。
三　地方財政平衡交付金の交付額の減額又は返還並びにこれに関する異議申立についての決定に関すること。
四　地方財政平衡交付金の額の算出の基礎についての地方公共団体の審査の請求の審査並びに交付金の額の減額等の聴聞に基く処分に関すること。
五　地方財政の状況報告案及び地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案の作成に関すること。
六　地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合における決定又は裁決に関すること。
七　市町村民税のうち法人税割の分割に関する裁定又は裁決に関すること。
八　固定資産の評価基準並びに国が評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に関すること。
九　固定資産の価格の配分の調整又は固定資産の価格の決定若しくは配分に関する異議の申立の決定に関すること。
十　法定外普通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に関すること。
十一　都道府県の行う事業について市町村が負担すべき金額の更正に関すること。
十二　地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書のうち重要なものについての意見に関すること。
十三　当せん金附証票を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売の許可に関すること。
十四　地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村を指定すること。
十五　前各号に掲げるものの外、自治庁長官が地方財政審議会の議に付することを適当と認めた事項。

（意見の申出）
第十八條　地方財政審議会は、毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に関して、自治庁長官に意見を申し出ることができる。
2　地方財政審議会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政並びにこれに影響を及ぼす諸関係の調整について、自治庁長官及び関係機関に対して意見を申し出ることができる。

（地方財政審議会の会長）
第十九條　地方財政審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、会務を掌理する。
3　地方財政審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

（地方財政審議会の議事等）
第二十條　地方財政審議会の議事は、委員三人以上の同意をもつて決する。
2　前項に定めるものの外、地方財政審議会の議事に関して必要な事項は、地方財政審議会が定める。
3　地方財政審議会の運営に関する事務は、自治庁長官の定めるところにより、自治庁の職員をして行わせることができる。

（中央選挙管理委員）
第二十一條　自治庁に、中央選挙管理委員を置く。
2　中央選挙管理委員の権限、組織、任命その他の事項については、公職選挙法第五條の二の定めるところによる。

（自治紛争調停委員）
第二十二條　自治庁に、自治紛争調停委員を置く。
2　自治紛争調停委員の権限、組織、任命その他の事項については、地方自治法第二百五十一條の定めるところによる。
（職員）
第二十三條　自治庁に置かれる職員の任免、昇給、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。
（定員）
第二十四條　自治庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第二十二條の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）施行の日から施行する。
2　左に掲げる法律は、廃止する。
全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第百五十四号）
地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）
地方財政委員会設置法（昭和二十五年法律第二百十号）
3　第十五條第二項の規定による地方財政審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。
4　この法律施行の際、現に地方自治庁、地方財政委員会事務局及び全国選挙管理委員会事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務條件をもつて自治庁の職員となるものとする。

自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

第一條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第七十七條、第八十二條、第八十六條第三項及び第百二十三條第三項中「内閣総理大臣」を「自治庁長官」に改め、第二百三十八條第二項、第二百四十二條第三項、第二百四十六條及び第二百五十條中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。
第二條　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
第五條中「最高裁判所裁判官国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。
第九條を次のように改める。
第九條（審査に関する事務の管理）
審査に関する事務は、中央選挙管理委員会が管理する。
第十條第一項、第十一條第二項、第十四條第一項、第三十條第二項及び第三十一條第二項中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。
第三十三條中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「内閣総理大臣」を「自治庁長官」を通じ内閣総理大臣」に改める。
第三十六條及び第三十八條中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。
第四十條中、全国選挙管理委員会及び国民審査管理委員会」を「及び自治庁長官を通じ中央選挙管理委員会」に改める。
第四十二條及び第四十三條第二項中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。
第四十四條第二項中「国民審査管理委員、選挙管理委員会の委員、国民審査管理委員会若しくは選挙管理委員会の職員」を「中央選挙管理委員若しくは選挙管理委員会の委員、中央選挙管理委員の職務に従事する自治庁の職員若しくは選挙管理委員会の職員」に改める。
第五十條の見出しを「（中央選挙管理委員会の委員等の失職）」に改め、同條中「国民審査管理委員」を「中央選挙管理委員会の委員」に改める。
第三條　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第二十一條及び第二十二條中「地方財政委員会の意見」を「自治庁長官の意見」に改める。
第二十七條第三項及び第四項並びに第二十八條第二項及び第三項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。
本則中第三十條の次に次の一條を加える。
（地方財政の状況に関する報告）
第三十條の二　内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。
第三十二條中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。
第四條。当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第四條中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。
第五條　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。
第一條第一項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。
第六條　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。
第九條第二項を次のように改める。
前項の会計報告の種類及び様式は、総理府令でこれを定める。
第十二條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。
第一項の報告書の様式は、総理府令でこれを定める。
第十三條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙の場合にあつては中央選挙管理委員会）」に改める。
第十七條中「当該選挙管理委員会」を「当該選挙管理委員会又は自治庁長官」に改める。
第十九條各号列記以外の部分中「選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改める。
第二十條第一項中「当該選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会」を「自治庁長官又は中央選挙管理委員会の場合にあつては総理府令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の場合にあつてはそれぞれの選挙管理委員会」に改める。
第二十一條第一項各号列記以外の部分中「選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官及び中央選挙管理委員会」に改める。
第二十二條第一項中「選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員会又は選挙管理委員会」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会」を「自治庁長官又は中央選挙管理委員会の場合にあつては総理府令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の場合にあつてはそれぞれの選挙管理委員会」に改める。
第二十三條中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官（参議院全国選出議員の選挙に関しては中央選挙管理委員会）」に改める。
第三十一條中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第七條　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第八條　警察電話等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項第四号を次のように改める。

四　自治庁の職員　二人

第九條　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十五條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十條　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「（選挙事務の管理及び監督）」に改め、同條中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員」に改め、同條に次の二項を加える。

2　自治庁長官は、参議院全国選出議員の選挙以外の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

3　中央選挙管理委員は、参議院全国選出議員の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。

第五條の二　中央選挙管理委員は、（中央選挙管理委員）

第五條の二　中央選挙管理委員は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する。

3　前項の指名に当つては、同一の政党その他の団体に属する者が、三人以上とならないようにしなければならない。

4　内閣総理大臣は、委員が左の各号の一に該当するに至つた場合は、その委員を罷免するものとする。但し、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。

一　参議院議員の被選挙権を有しなくなつた場合又は地方自治法の宣告を受けた場合

二　心身の故障のため、職務を執行することができない場合

三　職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合

5　委員のうち同一の政党その他の団体に属する者が三人以上となつた場合においては、内閣総理大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。

6　国会は、第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に委員と同数の予備委員の指名を行わなければならない。予備委員が欠けた場合においては、同時に委員の指名を行うときに限り、予備委員の指名を行う。

7　予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、その職務を行う。

8　第二項から第五項までの規定は、予備委員について準用する。

9　委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

10　前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、あらたに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基いて任命されるまでの間、なお、在任するものとする。

11　委員は、非常勤とする。

12　委員長は、委員の中から互選しなければならない。

13　委員長は、中央選挙管理委員を代表し、その事務を総理する。

14　中央選挙管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

15　中央選挙管理委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

16　中央選挙管理委員の庶務は、自治庁選挙部において行う。

17　前各項に定めるもの外、中央選挙管理委員の運営に関し必要な事項は、中央選挙管理委員が定める。

第六條第一項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官、中央選挙管理委員」に改める。

第三十四條第四項及び第五項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第八十三條第二項中「選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）」を「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第八十三條第二項中「選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）」を「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第七十五條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第八十三條第二項中「選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）」を「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。同條第五項中「又は国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百十條（議員の欠員の場合の通知）の規定による通知（参議院全国選出議員の場合に限る。）」を削る。

第四十九條第四号中「全国選挙管理委員会が指定する」を「命令で定める」に改める。

第七十五條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第八十三條第二項中「選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）」を「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。同條第五項中「又は国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百十條（議員の欠員の場合の通知）の規定による通知（参議院全国選出議員の場合に限る。）」を削る。

第四十九條第四号中「全国選挙管理委員会が指定する」を「命令で定める」に改める。

第七十五條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第八十三條第二項中「選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）」を「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第百一條第一項各号列記以外の部分中「参議院（地方選出）議員」を「参議院議員」に改め、同項第一号中「全国選挙管理委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項第二号を同項第三号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第二項を次のように改める。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により衆議院議員又は参議院議員の選挙につき第百五條（当選証書の附与及び告示）の規定により当選証書を附与した旨の報告を受けたときは、直ちにその旨並びに当選人の住所及び氏名をそれぞれ衆議院議長又は参議院議長に報告しなければならない。

第百十條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員）」を加える。

第百一條第一項各号列記以外の部分中「参議院（地方選出）議員」を「参議院議員」に改め、同項第一号中「全国選挙管理委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項第二号を同項第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　参議院（全国選出）議員については、国会法第百十條の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、内閣総理大臣から中央選挙管理委員に

第百十一條第二項中「前項の通知を受けた選挙管理委員会」の下に「又は中央選挙管理委員」を加え、同條第三項を削る。

第百十二條第六項中「又は第三項」を削る。

第百十三條第一項各号列記以外の部分中「衆議院議員、参議院（地方選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十條（議員の欠員の場合の通知）第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は参議院（全国選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の欠員につき、国会法第百十條（議員の欠員の場合の通知）の規定による通知を受けた場合において、」を「衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一條（議員の欠員の場合の通知）第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、」に改め、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加え、同條第二項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加え、「第百十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は国会法第百十條の規定による通知（参議院全国選出議員の場合に限る。）」を「第百十一條第一項第一号から第三号までの規定による通知」に改め、同條第四項中「第四号」を「第五号」に改める。

第百十四條中「第三号」を「第四号」に改める。

第百十五條第七項中「第四号」を「第五号」に改める。

第百十九條第二項中「第四号、第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百二十條第一項中「第四号、第五号又は第七号」を「第三号、第四号又は第六号」に改め、同條第二項中「第四号、第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百三十條第二項及び第百三十四條第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百三十六條第一号を次のように改める。

一　中央選挙管理委員会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する自治庁の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

第百四十一條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百四十四條第二項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加え、「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百四十八條第二項中「選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加え、「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百五十一條第二項及び第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百七十二條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百七十七條第一項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第百八十條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第百八十五條第二項を次のように改める。

2　前項の会計帳簿の種類及び様式は、命令で定める。

第百八十九條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加え、「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百九十二條第一項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百九十五條第二項及び第百九十六條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会）」を加える。

第二百四條第十項及び第二百八條第一項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第二百十七條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については東京高等裁判所）」を加える。

第二百二十條第一項中「全国選挙管理委員会に通知し、且つ、」を「自治庁長官に通知し、且つ、参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会に通知し、且つ、」に改め、同條第三項中「全国選挙管理委員会に送付し、且つ、」を「自治庁長官に送付し、且つ、参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会に送付し、且つ、」に改める。

第二百二十一條第二項、第二百二十三條第二項、第二百二十六條、第二百二十七條及び第二百三十七條第四項中「選挙管理委員会の委員」を「中央選挙管理委員会の委員若しくは中央選挙管理委員会の庶務に従事する自治庁の職員、選挙管理委員会の委員」に改める。

第二百五十四條中「全国選挙管理委員会に通知し、且つ、」を「自治庁長官に通知し、且つ、参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会に通知し、且つ、」に改める。

第二百六十三條第五号中「で全国選挙管理委員会の定めるもの」を削る。

第二百七十三條を次のように改める。

（選挙事務の委嘱）

第二百七十三條　都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は忠実にその事務を執行しなければならない。

第十一條　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第八項中「地方財政

委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十二條　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第四項、第十一條、第十三條第一項、第十四條第二項、第十八條及び第十九條中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十三條　地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

本則（第七條、第十二條第三項及び第十七條を除く。）中「委員会」を「自治庁長官」に、「規則」を「総理府令」に改める。

第三條第三項中「地方財政委員会（以下「委員会」という。）」を「自治庁長官」に改める。

第四條第九号を削り、同條第十号を同條第九号とする。

第六條中第四項から第六項までを削る。

第七條各号列記以外の部分中「委員会」を「内閣」に改め、「内閣及び内閣を通じて」を削る。

第十二條第三項及び第十七條中「規則」を「政令」に改める。

第十四條　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

本則（第二百九十二條第七号、第三百十一條第三項、第三百五十條、第三百九十條、第三百九十二條、第三百九十四條第三項及び第四項、第四百十一條並びに第七百三十七條から第七百三十九條までを除く。）中「地方財政委員会」及び「地方財政委員会委員長」を「自治庁長官」に、「地方財政委員会規則」を「総理府令」に、「地方財政委員会事務局」を「自治庁」に改める。

第二百九十一條、第二百九十二條第七号、第三百十一條第三項、第七百一條及び第七百三十七條から第七百三十九條までの規定中「地方財政委員会規則」を「政令」に改める。

第十五條　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十九條中「地方自治庁」を「自治庁」に改める。

第十六條　農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十七條　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「地方財政委員会委員長」を「自治庁次長」に改める。

第十八條　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十九條　町村職員給料組合法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方自治庁」を「自治庁」に改める。

第二十條　地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「規則」を「総理府令」に改める。

第二十一條　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五條中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

附　則

1　この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第　号）施行の日から施行する。

2　この法律施行の際国民審査管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理委員会において引き続き保存するものとする。

3　改正後の公職選挙法第五條の二の規定による中央選挙管理委員の任命のために必要な行為は、この法律施行前においても行うことができる。

4　この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5　この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令で、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

保安庁法案

保安庁法

目次

第一章　総則（第一條―第八條）

第二章　組織

第一節　内部部局

第一款　通則（第九條）

第二款　長官官房及び各局（第十條―第十七條）

第三款　幕僚監部（第十八條―第二十二條）

第二節　附属機関（第二十三條）

第三節　部隊その他の機関（第二十四條―第二十六條）

第四節　海上公安局（第二十七條）

第三章　職員

第一節　通則（第二十八條―第三十一條）

第二節　任免（第三十二條―第三十七條）

第三節　分限、懲戒及び保障（第三十八條―第四十七條）

第四節　服務（第四十八條―第五十六條）

第四章　行動及び権限

第一節　行動（第六十一條―第六十七條）

第二節　権限（第六十八條―第七十七條）

第五章　雑則（第七十八條―第十條）

第六章　罰則（第九十一條―第十三條）

附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、保安庁の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、その任務を能率的に遂行するに足る組織及びその職員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　総理府の外局として、保安庁を置く。

（長官）

第三條　保安庁の長は、保安庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。

2　保安庁長官（以下「長官」という。）は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、庁務を統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務について これを統督する。但し、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関（以下「部隊等」という。）に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。

3　前項の任命権の一部は、部内の上級の職員に委任することができる。

（保安庁の任務）

第四條　保安庁は、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保

遠するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、あわせて海上における警備救難の事務を行うことを任務とする。

（保安隊及び警備隊）

第五條　この法律において「保安隊」という場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第一幕僚監部並びに第一幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

2　この法律において「警備隊」という場合は、長官、次長、長官官房及び各局、第二幕僚監部並びに第二幕僚長の監督を受ける部隊その他の機関を含むものとする。

3　保安隊は主として陸上において、警備隊は主として海上において、それぞれ行動することを任務とする。

（保安庁の権限）

第六條　保安庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、この権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　收入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な庁舎、営舎、演習場等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機、食糧、需品等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八　職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務に関する文書、統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い必要な措置をとること。

十一　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二　保安庁の訓令を制定すること。

十三　海上における法令の違反の防止、犯罪の予防及び鎮圧、犯人の捜査及び逮捕並びに海難、天災事変その他救済を必要とする場合において人命及び財産の保護のため必要な措置をとること。

十四　前号に規定するものの外、わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動すること。

十五　海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理を行うこと。

十六　保安隊の訓練の目的に適合する場合において、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施すること。

十七　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き保安庁に属させられた権限

（定員）

第七條　保安庁の職員（海上公安局に勤務する職員を除く。以下同じ。）の定員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）は、十一万九千九百四十七人とし、うち十一万人を保安官、七千五百九十人を警備官とする。

（次長）

第八條　保安庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

第二章　組織

第一節　内部部局

第一款　通則

（内部部局）

第九條　保安庁に、長官官房の外、左の四局並びに第一幕僚監部及び第二幕僚監部を置く。

保安局
人事局
経理局
装備局

第二款　長官官房及び各局

（長官官房及び各局の任務）

第十條　長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う第一幕僚長又は第二幕僚長に対する指示、保安隊又は警備隊に関する事項に関して第一幕僚長又は第二幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認並びに保安隊又は警備隊の隊務（長官官房及び各局の所掌事務を除く保安隊又は警備隊の事務をいう。以下同じ。）に関して長官の行う一般的監督についての、長官を補佐する。

（長官官房の事務）

第十一條　長官官房においては、保安庁の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び庁印の管守に関すること。

三　公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

四　調査及び統計に関すること。

五　各部局及び機関との連絡調整に関すること。

六　長官官房及び各局の分課及び定員に関すること。

七　長官官房及び各局の職員の人事に関すること。

八　法令案の審査に関すること。

九　文書の審査及び逓達に関すること。

十　こう報に関すること。

十一　前各号に掲げるものの外、他の部局又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

（保安局の事務）

第十二條　保安局においては、左の事務をつかさどる。

一　警備に関する計画の基本及び調整に関すること。

二　保安隊及び警備隊の行動の基本に関すること。

三　第一幕僚監部及び第二幕僚監部並びに部隊等の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に関すること。

四　警備に必要な資料及び情報の收集整理に関すること。

五　職員の訓練及び教育の基本に関すること。

六　保安研修所に関すること。

七　保安大学校に関すること。

（人事局の事務）

第十三條　人事局においては、左の事務をつかさどる。

一　職員の任免、分限、懲戒、服務、規律、監察その他の人事に関すること。

二　礼式、表彰及び職員の服制に関すること。

三　職員の補充の基本に関すること。

四　職員の勤務條件及び給與に関する制度に関すること。

五　職員の福利厚生の基本に関すること。

六　職員の保健衛生の基本に関すること。

七　公正審査会に関すること。

（経理局の事務）

第十四條　経理局においては、左の事務をつかさどる。

一　経費及び收入の予算及び決算並びに会計に関すること。

二　会計監査に関すること。

三　行政財産及び物品の会計に関する制度に関すること。

四　施設の取得、維持及び管理の基本に関すること。

五　事務能率の改善の基本に関すること。

（装備局の事務）
第十五條　装備局においては、左の事務をつかさどる。
一　装備品、船舶、航空機、食糧及び需品（以下「装備品等」という。）並びに役務の調達の基本に関すること。
二　装備品等の補給、維持及び管理の基本に関すること。
三　装備品等の規格統一及び研究改善の基本に関すること。
四　技術研究所に関すること。
（長官官房及び各局の職員）
第十六條　長官官房に官房長を、各局に局長を置く。
2　長官官房及び各局に、課長、部員、事務官、技官その他の所要の職員を置く。
3　官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。
4　局長又は課長は、命を受け、局務又は課務を掌理する。
5　部員は、命を受け、課務に参画する。
6　長官、次長、官房長、局長及び課長は、旧正規陸海軍将校又は三等保安士以上の保安官（以下「幹部保安官」という。）若しくは三等警備士以上の警備官（以下「幹部警備官」という。）の経験のない者のうちから任用するものとする。
（長官官房及び各局における保安官又は警備官の勤務）
第十七條　長官は、必要があると認めるときは、第一幕僚監部若しくは第二幕僚監部又は保安隊若しくは警備隊の部隊に所属する保安官又は警備官を長官官房及び各局において勤務させることができる。
2　前項の保安官又は警備官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する部局又は部隊の長の監督を受けるものとする。

第三款　幕僚監部

（幕僚監部）
第十八條　第一幕僚監部は保安隊の隊務に関する長官の幕僚機関とし、第二幕僚監部は警備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。
2　第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、部及び課を置く。
3　前項に定めるものの外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部の内部組織は、総理府令で定める。
（幕僚長）
第十九條　第一幕僚監部の長を第一幕僚長とし、第二幕僚監部の長を第二幕僚長とする。
2　第一幕僚長は保安官をもつて、第二幕僚長は警備官をもつて充てる。
3　第一幕僚長又は第二幕僚長は、長官の指揮監督を受け、それぞれ第一幕僚監部又は第二幕僚監部の事務を掌理し、保安隊又は警備隊の隊務及び所部の職員の服務を監督する。
4　第一幕僚長は保安隊の隊務に関し、第二幕僚長は警備隊の隊務に関し、それぞれ最高の専門的助言者として長官を補佐する。
5　第一幕僚長又は第二幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。
（幕僚監部の事務）
第二十條　第一幕僚監部は保安隊について、第二幕僚監部は警備隊について、それぞれ左の事務をつかさどる。
一　教育、訓練、行動、編成、装備、配置、情報、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び綱紀の計画の立案に関すること。
二　隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。
三　部隊等の管理及び運営の調整に関すること。
四　長官が定めた方針又は計画の執行に関すること。
五　その他長官の命じた事項に関すること。
（幕僚監部の職員）
第二十一條　第一幕僚監部に第一幕僚長の外所要の保安官を、第二幕僚監部に第二幕僚長の外所要の警備官を置く。
2　第一幕僚監部又は第二幕僚監部に、幕僚副長を置くことができる。幕僚副長は、保安官又は警備官をもつて充てる。
3　幕僚副長は、第一幕僚長又は第二幕僚長を助ける。
4　第一項及び第二項の職員の外、第一幕僚監部及び第二幕僚監部に、事務官、技官その他の所要の職員を置く。
（幕僚監部間の連絡）
第二十二條　第一幕僚監部及び第二幕僚監部は、その所掌事務を行うについては、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節　附属機関

（附属機関）
第二十三條　左の表の上欄に掲げる機関は、保安庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
保安研修所	保安隊及び警備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をするとともに、幕僚保安官、幹部警備官その他の幹部職員を訓練すること。
保安大学校	幹部保安官又は幹部警備官となるべき者を訓練すること。
技術研究所	保安隊及び警備隊の装備品等について技術的研究を行うこと。

2　前項の附属機関の所掌事務、位置及び内部組織は、政令で定める。
3　第一項の附属機関に、その所掌事務を行わせるため保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。
4　保安大学校の学生（以下「学生」という。）の員数は、第七條に規定する職員の定員外とする。

第三節　部隊その他の機関

（部隊）
第二十四條　保安庁に、保安隊及び警備隊の部隊を置く。
2　前項の部隊の組織及び編成は、政令で定める。
（その他の機関）
第二十五條　保安庁に、第一幕僚長又は第二幕僚長の監督を受ける訓練機関その他の所要の機関を置く。
2　前項の機関の組織及び所掌事務は、政令で定める。
（部隊その他の機関の職員）
第二十六條　部隊及び前條の機関に、保安官又は警備官を置く外、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

第四節　海上公安局

（海上公安局）
第二十七條　保安庁に、海上公安局を置く。
2　海上公安局の組織、所掌事務及び権限等については、海上公安局法（昭和二十七年法律第　号）の定めるところによる。

第三章　職員

第一節　通則

（任命権者）
第二十八條　職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び降格処分は、長官又はその委任を受けた職員が行う。
（事務官、技官及び教官）
第二十九條　事務官は、命を受け、事務に従事する。
2　技官は、命を受け、技術（教育に関するものを除く。）に従事する。

3　教官は、命を受け、教育に従事する。

（保安官及び警備官）

第三十條　保安官又は警備官は、命を受け、それぞれ保安隊又は警備隊の隊務を行う。

2　保安官の階級は、保安監、保安監補、一等保安正、二等保安正、三等保安正、一等保安士、二等保安士、三等保安士、一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補、保査長、一等保査及び二等保査とする。

3　警備官の階級は、警備監、警備監補、一等警備正、二等警備正、三等警備正、一等警備士、二等警備士、三等警備士、一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警査長、一等警査、二等警査及び三等警査とする。

（服制）

第三十一條　保安官、警備官、学生その他その勤務の性質上制服を必要とする職員の服制は、総理府令で定める。

第二節　任免

（職員の採用）

第三十二條　職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、競争試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2　前項の競争試験及び選考その他職員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（保査長等の任用期間及びその延長）

第三十三條　保査長、一等保査及び二等保査（以下「保査長等」という。）は、二年を期間として任用されるものとする。

2　長官は、保査長等が第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられている場合その他前項の期間が経過したことに因り保査長等が退職することが保安隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める場合には、六月以内の期間を限つて、同項の期間を延長することができる。

3　第一項の期間が経過した場合において、保査長等が志願をしたときは、長官の定めるところにより、任用期間を定めて、引き続いて任用されることができる。

（職員の昇任）

第三十四條　職員の昇任は、勤務実績に基く選考又は競争試験によるものとする。

2　前項の選考及び競争試験その他職員の昇任の方法及び手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（欠格條項）

第三十五條　左の各号の一に該当する者は、職員となることができない。

一　禁治産者及び準禁治産者

二　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2　職員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。

（人事に関する不正行為の禁止）

第三十六條　何人も、職員の任用、休職、復職、退職、免職、補職、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて、金銭その他の利益を授受し、提供し、若しくはその授受を要求し、若しくは約束し、勧誘、強制その他これに類する方法を用い、又は公の地位を利用し、若しくはその利用を提供し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

（條件附任用）

第三十七條　職員の採用及び昇任は、すべて條件附のものとし、その職員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2　條件附任用に関し必要な事項及び條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、総理府令で定める。

第三節　分限、懲戒及び保障

（身分保障）

第三十八條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一　勤務成績がよくない場合

二　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三　前二号に規定する場合の外、その職務に必要な適格性を欠く場合

四　組織若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

第三十九條　職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一　心身の故障のため長期の休養を要する場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

（休職の効果）

第四十條　休職の期間は、三年をこえない範囲内において、長官又はその委任を受けた職員が定める。但し、前條第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

2　休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3　休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

4　長官又はその委任を受けた職員は、休職者について休職の事由が消滅したときは、すみやかに、その者を復職させなければならない。

（停年）

第四十一條　保安官及び警備官（保査長等を除く。）は、その階級ごとに政令で定める年齢に達したときに、退職するものとする。

（懲戒処分）

第四十二條　職員が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二　職員たるにふさわしくない行為のあつた場合

三　その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

（懲戒の効果）

第四十三條　停職の期間は、一年以内とする。停職者は、職員としての身分を保有するが、特に命ぜられた場合を除き、職務に従事しない。

2　停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

3　減給は、一年以内の期間、俸給の三分の一以下を減ずるものとする。

（学生の分限及び懲戒の特例）

第四十四條　保安大学校の長（以下本條中「学校長」という。）は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、退校又は休学を命ずることができる。

一　成績不良で修学の見込がない場合

二　心身の故障のために修学に堪えない場合

三　刑事事件に関し起訴された場合

2　学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対して懲戒処分として、退校、休学又は戒告の処分をすることができる。

一　学生としての義務に違反し、又は学業を怠つた場合

二　学生たるにふさわしくない行為があつた場合

三　その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

3　学生が前二項の規定により退校にされた場合には、当然退職するものとする。

4　前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の効果に関し必要な事項は、政令で定める。

（委任規定）

第四十五條　第四十二條及び前條第二項の規定による懲戒の手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（審査の請求及び公正審査会）

第四十六條　職員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することができる。

2　長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査会に付議しなければならない。

3　長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査会の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。

4　公正審査会は、保安庁に置く。

5　審査の請求の手続並びに公正審査会の組織及び運営は、政令で定める。

（適用除外）

第四十七條　第三十八條から第四十條までの規定は、非常勤職員、臨時的職員及び学生については、適用しない。

第四節　服務

（服務の宣誓）

第四十八條　職員は、総理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（勤務態勢及び勤務時間等）

第四十九條　職員は、何時でも職務に従事することのできる態勢になければならない。

2　職員の勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、総理府令で定める。

（指定場所に居住する義務）

第五十條　保安官及び警備官は、総理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。

（職務遂行の義務）

第五十一條　職員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上司の許可を受けないで職務を離れてはならない。

（上司の命令に服従する義務）

第五十二條　職員は、その職務の遂行に当つては、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（品位を保つ義務）

第五十三條　職員は、常に品位を重んじ、いやしくも職員としての信用を傷つけ、又は保安隊若しくは警備隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2　保安官、警備官及び学生は、長官の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

（秘密を守る義務）

第五十四條　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2　職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、長官の許可を受けなければならない。

3　前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

（職務に専念する義務）

第五十五條　職員は、法令に別段の定がある場合を除き、その職務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2　職員は、法令に別段の定がある場合を除き、保安庁以外の国家機関の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職につくことができない。

3　職員は、自己の職務以外の保安庁の職務を行い、又は保安庁以外の国家機関の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職につく場合においても、これに関し給与を受けることができない。

（政治的行為の制限）

第五十六條　職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2　職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3　職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

（私企業からの隔離）

第五十七條　職員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。

2　職員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない。但し、総理府令で定める基準に従い行う長官の許可を受けた場合には、この限りでない。

（他の職又は事業の関与制限）

第五十八條　職員は、報酬を受けて、第五十五條第二項に規定する国家機関及び地方公共団体の機関の職並びに前條第一項の地位以外の職又は地位につき、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、総理府令で定める基準に従い行う長官の許可を受けなければならない。

（職員の団体の結成等の禁止）

第五十九條　職員は、勤務條件等に関し使用者たる国の利益を代表する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2　職員は、団体企業、営業その他の企業の役員となり、又は政府の活動能率を低下させる営業的行為をしてはならない。

3　何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

4　前三項の規定に違反する行為をした職員は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

（委任規定）

第六十條　本節に定めるもの外、職員の服務に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第四章　行動及び権限

第一節　行動

（命令出動）

第六十一條　内閣総理大臣は、非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める場合には、保安隊又は警備隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の場合において、不承認の議決があつたとき又は出動の必要がなくなつた場合には、すみやかに保安隊又は警

備隊の撤収を命じなければならない。

（海上公安局の統制）

第六十二條　長官は、前條第一項の規定による警備隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上公安局の全部又は一部を警備隊の統制下に入れることができる。

（出動待機命令）

第六十三條　長官は、事態が緊迫し、第六十一條第一項に規定する出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、保安隊又は警備隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

（要請出動）

第六十四條　都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し保安隊又は警備隊の部隊（「部隊」という。以下同じ。）の出動を要請することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊の出動を命ずることができる。

3　都道府県知事は、事態が收まり、部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対しすみやかに部隊の撤收を要請しなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに部隊の撤收を命じなければならない。

5　都道府県知事は、第一項に規定する要請をした場合には、事態が收まつた後、すみやかにその旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6　第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

（海上における緊急行動）

第六十五條　長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、警備隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

（災害派遣）

第六十六條　都道府県知事その他政令で定める者は、天災、地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2　長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる。但し、庁舎、営舎その他の保安庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、同項の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

3　第一項の要請の手続は、政令で定める。

（関係機関との連絡及び協力）

第六十七條　第六十一條第一項、第六十四條第二項、第六十五條又は前條第二項の規定により部隊が行動する場合には、当該部隊及びその行動する区域に関係のある都道府県知事、市町村長、警察機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第二節　権限

（武器の保有及び所持）

第六十八條　保安隊及び警備隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有することができる。

2　保安官及び警備官は、その任務の遂行に必要な武器を所持することができる。

（命令出動時の権限）

第六十九條　警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の規定は、第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する警察官等職務執行法第七條の規定により保安官又は警備官が武器を使用するには、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第七十條　第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、前條の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

一　職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危險があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合

二　多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危險があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2　前條第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十一條　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の警備官の職務の執行について準用する。

第七十二條　第六十一條第一項の規定により出動を命ぜられた保安隊の保安官又は警備隊の警備官は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察職員として、現行犯人の外、同法第二百十條の規定により被疑者を逮捕することができる。この場合においては、当該現行犯人又は被疑者を予みやかに被疑者については、刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに）権限を有する国家地方警察若しくは自治体警察の警察官若しくは警察吏員又は海上公安官若しくは海上公安官補に引き渡さなければならない。但し、これを引き渡すことのできないやむを得ない事情がある場合には、なお引き続き当該現行犯人又は被疑者に係る当該事件の継続処理に必要な限度において、司法警察職員として職務を行うことができる。

2　前項の規定により司法警察職員として職務を行う保安官又は警備官のうち、三等保安士補又は三等警備士補以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

（要請出動時の権限）

第七十三條　前條及び警察官等職務執行法の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた保安隊又は警備隊の部隊の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官等職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3　第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（海上における警備行動時の権限）

第七十四條　第七十二條及び警察官

警職務執行法第七條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の警備官の職務の執行について準用する。

2　海上公安局法第十一條、第十二條第一項、第二項及び第三項並びに第十三條の規定は、第六十五條の規定により行動を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

3　第六十九條第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

（海上における災害派遣時の権限）

第七十五條　海上公安局法第十一條の規定により派遣を命ぜられた警備隊の部隊の三等警備士補以上の警備官の職務の執行について準用する。

（武器庫等の防護のための武器の使用）

第七十六條　保安官又は警備官は、保安隊又は警備隊の武器庫、弾薬庫又は火薬庫を職務上警護するに当り、人又は武器庫、弾薬庫若しくは火薬庫を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合の外、人に危害を與えてはならない。

（部内の秩序維持に従事する者の権限）

第七十七條　保安官又は警備官のうち、部内の秩序維持の職務に従事する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪について、第七十二條第二項の例により、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

一　保安官、警備官並びに第一幕僚監部、第二幕僚監部及び部隊等に所属する保安官及び警備官以外の職員並びに学生（以下本條中「職員」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の職員に対する犯罪その他職員の職務に関し職員以外の者の犯した犯罪

二　保安庁（海上公安局を除く。以下本條中同じ。）の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三　保安庁の所有し、又は使用する物件に対する犯罪

2　警察官等職務執行法第七條の規定は、前項の保安官又は警備官の職務の執行について準用する。

第五章　雑則

（募集事務の一部委任）

第七十八條　都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部を行う。

2　都道府県知事は、前項の事務について、市町村長を指揮監督する。

3　内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に対し、保安官又は警備官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

4　第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

（礼式及び表彰）

第七十九條　保安庁の礼式及び表彰に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（機雷等の除去）

第八十條　警備隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

（土木工事の引受）

第八十一條　長官は、保安隊の訓練の目的に適合する場合には、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施することができる。

2　前項の土木工事の引受に関し必要な事項は、政令で定める。

（水路官署及び航路標識官署との関係）

第八十二條　警備隊と水路官署及び航路標識官署は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。

2　長官は、警備隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、水路官署又は航路標識官署に対し、協力を求めることができる。この場合においては、水路官署又は航路標識官署は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

（保安庁の船舶及び航空機の標識等）

第八十三條　保安庁の使用する船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を付し、国旗及び長官の定める旗を掲げなければならない。

2　保安庁の使用する船舶以外の船舶は、前項に規定する標識若しくは旗又はこれらにまぎらわしい標識若しくは旗を付し、又は掲げてはならない。

3　前二項の規定は、保安庁の使用する航空機の標識について準用する。

4　保安庁の使用する船舶及び航空機の標識及び旗の制式は、官報で告示する。

（火薬類取締法の適用除外及び特例）

第八十四條　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定は、第三條、第四條、第七條、第九條第一項及び第二項、第十條から第十三條まで、第十四條第一項、第十五條、第十九條第二項、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三項及び第四項、第三十二條、第三十三條第一項及び第三項、第三十五條、第三十九條第一項並びに第四十六條第二項の規定を除き、保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2　保安隊及び警備隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法（前項の規定により適用を除外される規定を除く。）の適用については、政令で特例を定めることができる。

3　長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊及び警備隊が取り扱う火薬類について、火薬類取締法及びこれに基く命令の規定に準拠して製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱に関する技術上の基準を定め、その他火薬類に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（航空法の適用除外及び特例）

第八十五條　航空法（昭和二十七年法律第　号）中第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第六十五條、第六十六條、第九十條、第九十五條、第百三十二條第一項及び第二項並びに第百三十四條第一項及び第二項の規定は、保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2　航空法第四十九條から第五十一條までの規定は、保安隊又は警備隊が設置する飛行場について準用する。この場合において、同法第四十九條第一項中「第四十條（第四十三條第二項において準用する場合を含む。）の告示」とあるのは「保安庁長官の告示」と、同法第五十條中「当該飛行場の設置又は第四十三條第一項の施設の変更」とあるのは「当該飛行場の設置又は変更」と読み替えるものとする。

3　保安隊又は警備隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の

規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4　長官は、第一項の規定にかかわらず、保安隊又は警備隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに保安隊又は警備隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機に因る災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

5　長官は、前項の規定による基準を定めようとする場合には、あらかじめ運輸大臣と協議するものとする。

（労働組合法等の適用除外）

第八十六條　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一條、第二條、第七條から第十八條まで、第二十條、第二十五條から第二十七條まで、第百二十二條から第百二十五條まで、第百二十六條（第六号及び第七号を除く。）、第百二十七條、第百二十八條（第三号を除く。）及び第百三十四條並びにこれらに関する第百二十條の規定を除く。）並びにこれらに基く命令の規定は、特別職である保安庁の職員については、適用しない。

（船舶安全法の適用除外）

第八十七條　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定は、警備隊の使用する船舶については、適用しない。

（船舶職員法の適用除外）

第八十八條　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、警備隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する職員については、適用しない。

（電波法の適用除外）

第八十九條　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、保安隊及び警備隊の使用する移動無線局については、適用しない。

2　長官は、保安隊及び警備隊の移動無線局の使用しようとする周波数については、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3　保安隊及び警備隊の移動無線局は、前項に規定する周波数の使用について、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため郵政大臣が定めるところに従うものとする。

（銃砲刀剣類等所持取締令の適用除外）

第九十條　銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百二十四号）第二十五條の規定は、保安隊及び警備隊が保有し、並びに保安官及び警備官が所持する銃砲については、適用しない。

第六章　罰則

第九十一條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第五十四條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第五十七條の規定に違反した者

三　正当な理由がなくて武器を使用した者

2　前項第一号に掲げる行為を企て、そそのかし、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第九十二條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁こに処する。

一　第五十六條第一項の規定に違反した者

二　第五十九條第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三　第五十九條第二項の規定に違反した者

四　第六十一條第二項の規定による出動命令を受けた者で、上司の職務上の命令に服従しなかつたもの

五　第六十三條の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ七日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて七日を過ぎてなおその場所につかないもの

六　上司の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

七　正当な権限がなくて又は上司の職務上の命令に違反して部隊を指揮した者

2　前項第二号に規定する行為の遂行をそそのかし、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号、第三号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、若しくはこれらの行為を企てた者は、それぞれ同項の刑に処する。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、本則（第七條、第十八條から第二十三條まで及び第七十八條の規定を除く。）中保安隊及び保安官に係る部分、附則第十二項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項の規定並びに附則第十四項の規定中保安官に係る部分は、昭和二十七年十月十五日から施行する。

2　警察予備隊は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間、保安庁の機関として置かれるものとする。

3　前項の場合において、長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の長としてこれを統括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統督する。但し、長官は、警察予備隊の部隊その他の機関を指揮監督するに当つては、第一幕僚長を通じて行うものとする。

4　次長は、前項の規定により長官の行う職務に関し、長官を補佐する。

5　保安庁の長官官房及び各局は、長官の定めるところにより、附則第三項の規定により長官の行う職務を分掌する。

6　第一幕僚監部は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の隊務に関する長官の幕僚機関とする。

7　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、第一幕僚監部並びに保安研修所、保安大学校及び技術研究所に保安官に代えて警察予備隊の警察官を置き、保安研修所は警察予備隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をし、技術研究所は警察予備隊の装備品等について技術的研究

を行うことができるものとする。

8　この法律（附則第一項但書に規定する部分を除く。）施行の際警察予備隊の警察官以外の職員である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

9　この法律施行の際、海上警備隊の海上警備官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の警備官となり、海上警備隊のその他の職員である者は、この法律に基く保安庁の相当の職員となるものとする。

10　第七條中「保安官」とあるのは、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、「警察予備隊の警察官」と読み替えるものとする。

11　警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「総理府」を「保安庁」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條　警察予備隊の警察官の定員（休職者を除く。）は、十二万人とする。

第五條中「本部及び」を削る。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條　削除

第九條を次のように改める。

第九條　削除

附則第八項中「警察予備隊本部長官」を「保安庁長官」に改める。

附則に次の一項を加える。

10　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間の警察予備隊については、この政令に定めるもの外、保安庁法（昭和二十七年法律第　号）附則第二項から第七項までの規定によるものとする。

警察予備隊令は、廃止する。

12　警察予備隊令廃止の際、警察予備隊の警察官である者は、別に辞令を発せられない場合には、この法律に基く相当の階級の保安官となるものとする。

13　附則第八項、第九項及び前項の規定により警備官、保安官その他の保安庁の職員となつた者に対し、従前の規定に基いてなされた任用上の決定その他の手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

14　昭和二十五年十二月において警察予備隊の警察官に採用され、附則第十三項の規定により引き続いて一等保安士補以下の保安官となる者についての第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察官として採用された日から起算するものとする。

15　前項の者の任用條件、身分及び服務並びにこれらの者に関する罰則の適用については、その任用期間が経過するまでの間は、なお、従前の警察予備隊の警察官に関する規定の例による。

16　昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間において、警察予備隊の警査長以下の警察官に採用される者又はその任用期間が経過し、引き続いて警査長以下の警察官に任用される者で附則第十三項の規定により保査長等となるものについての第三十三條第一項の任用期間は、その者が警察予備隊の警察官として採用された日又は引き続いて任用された日から起算するものとする。

17　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十五号中「海上保安庁（海上公安局を除く。）の職員」を「保安庁（海上公安局を除く。）の職員」に改める。

18　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「警察機関」の下に「保安庁の機関」を加える。

19　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條中第十三号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三　保安官及び警備官

20　この附則に定めるものを除く外、この法律施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

保安庁法案に対する修正案

保安庁法案の一部を次のように修正する。

第十六條第六項中「旧正規陸海軍将校又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

海上公安局法案

海上公安局法

（所掌事務）

第一條　海上公安局は、左に掲げる事務を行う機関とする。

一　海上（別に法律で定める港の区域を含む。以下同じ。）における法令の違反の防止

二　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

三　天災事変その他救済を必要とする場合における船舶又は航空機による人命及び財産の保護

四　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の施行に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

五　海上の航路障害物及び危険物の除去及び処理に関すること（機雷その他の爆発性の危険物の除去及び処理を除く。）。

六　前二号に掲げるものの外、船舶交通の安全に関すること（運輸省の所掌に属するものを除く。）。

七　海上における犯罪を捜査し、及びこれに係る犯人又は被疑者を逮捕すること並びに海上において犯人又は被疑者を逮捕すること。

八　前各号に掲げるものの外、海上における公共の秩序の維持

（位置及び内部組織）

第二條　海上公安局は、東京都に置く。

2　海上公安局の内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安局の長）

第三條　海上公安局の長は、第七條第一項の海上公安官のうちから、保安庁長官が命ずる。

2　海上公安局の長は、保安庁長官の指揮監督を受け、部務を掌理する。但し、第一條第一号の事務については、その事務を管理する主任の大臣の指揮監督を受ける。

（海上公安大学校等）

第四條　海上公安局に、海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所を置く。

2　海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安局の職員の訓練を行うための機関とする。

3　海上公安大学校、海上公安学校及び海上公安訓練所の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安審議会）

第五條　海上公安局の長の諮問に応じ、第一條各号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議するため、海上公安局に、海上公安審議会を置く。

2　海上公安審議会の組織及び運営の方法は、政令で定める。

（地方機関）

第六條　海上公安局に、その事務を分掌させるため、地方海上公安局、地方海上公安部、港長事務所その他の事務所を置く。

2　地方海上公安局の名称及び位置は、別表の通りとする。

3　地方海上公安局の所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

4　地方海上公安部、港長事務所その他の事務所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、総理府令で定める。

（海上公安局に置かれる職員）

第七條　海上公安局に、海上公安官、海上公安官補その他の職員を置く。

2　海上公安官及び海上公安官補は、第一條各号に掲げる事務を行う。

3　海上公安局の職員（海上公安局の長を除く。）の任用、免職その他の人事に関する事項は、海上公安局の長が行う。

（海上公安官及び海上公安官補の階級）

第八條　海上公安官の階級は、左の通りとする。

海上公安監
海上公安監補
一等海上公安正
二等海上公安正
三等海上公安正
一等海上公安士
二等海上公安士
三等海上公安士
一等海上公安士補
二等海上公安士補
三等海上公安士補

2　海上公安官補の階級は、左の通りとする。

海上公安員長
一等海上公安員
二等海上公安員
三等海上公安員

（船舶）

第九條　海上公安局の船舶は、海上公安局の事務を遂行するために必要な限度内において、武器を装備することができる。

（共助）

第十條　海上公安局と国家地方警察、自治体警察、税関、水産庁その他の関係行政庁とは、情報の交換その他の方法により、緊密な連絡を保たなければならず、また、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は犯人若しくは被疑者の逮捕並びに人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、相互に、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2　前項の規定により協力を求められた海上公安局その他の関係行政庁は、できるだけその求めに応じなければならない。

3　第一項の規定により派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

（協力の請求）

第十一條　海上公安官は、人命又は財産の保護のための措置をとるに際し緊急の必要があるときは、現場の附近にある人又は船舶に対し、労務の提供その他必要な協力を求めることができる。

（立入等）

第十二條　海上公安官は、法令の違反を防止し、又は人命若しくは財産を保護するため特に必要があるときは、船舶に立ち入り、船舶、書類、積荷その他の物件を検査し、且つ、乗組員に対し、その業務に関し必要な質問をすることができる。

2　海上公安官は、前項の場合において真にやむを得ないときは、船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、一時、船舶の進行を停止し、又はその出発を中止すべきことを命ずることができる。

（共助）

第十三條　海上公安官は、人命又は財産の保護のため緊急の必要があるときは、現場の附近にある人又は船舶に対し、労務の提供その他必要な協力を求めることができる。

2　海上公安官は、前項の場合において真にやむを得ないときは、船長又は船長に代つてその職務を行う者に対し、積荷の陸揚を制限し、又は積荷の陸揚を命じ、又は積荷の陸揚を制限することができる。

（司法警察権）

第十四條　海上公安官及び海上公安官補は、海上において、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）に規定する司法警察職員として職務を行う。

2　海上公安官及び海上公安官補は、陸上においても、海上における犯罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察職員として職務を行う。

3　前項の権限は、海上において捜査（刑事訴訟法第二百十二條に規定する犯人の追跡を含む。）に着手した犯罪に限り行使することができる。

4　前項の場合において、令状による逮捕、差押、捜索及び検証は、できるだけ、警察官又は警察吏員に嘱託して行わなければならない。但し、これらの令状の請求は、この限りでない。

5　前四項の規定により司法警察職員として職務を行う者のうち、海上公安局の長が指定する海上公安官は、司法警察員とし、その他の海上公安官及び海上公安官補は、司法巡査とする。

（武器の所持）

第十五條　海上公安官及び海上公安官補は、その職務を行うために必要な武器を所持することができる。

（武器の使用）

第十六條　海上公安官及び海上公安官補の第九條及び前條の武器の使用については、警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七條を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用）

第十七條　海上公安局の職員についての国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の適用については、同法第二條第二項の規定にかかわらず、海上公安局に属する職員を単位として、総理府に一組合を設ける。

（解釈規定）

第十八條　この法律の規定は、警察官又は警察吏員が海上において、犯罪の予防、鎮圧及び捜査並びに犯人又は被疑者の逮捕の権限を行使することを排除するものと解釈してはならない。

附　則

1　この法律は、保安庁法（昭和二十七年法律第　号）施行の日から施行する。

2　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）は、廃止する。

3　関税法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百一條の三中「海上保安官」を「海上公安官」に、「海上保安庁法」を「海上公安局法」に改める。

4　航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四條の三中「海上保安庁長官」を「海上公安局ノ長」に改め、同條第一項中「部分品（以下爆発物件等ト謂フ）ハ」の下に「保安庁ノ行フモノヲ除ク外」を加える。

5　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第四項中「海上保安庁」を「海上公安局」に改める。

6　港則法の一部を次のように改正する。

第二十五條中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所」を「地方海上公安局その他の海上公安局の事務所」に改める。

第三十七條の二中「当該港の所在地を管轄する海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所」を「総理府令で定める海上公安局の事務所」に改める。

7　港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二項中「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第一條第二項の港と河川との境界」を「海上公安局法（昭和二十七年法律第　号）第一條第一号の港の区域」に改める。

8　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第三項第二号を次のように改める。

二　海上公安官

9　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号及び別表第三中「海上保安庁職員」を「海上公安局職員」に改める。

10　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項及び第四十六條第一項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

第五十條第一項及び第五十二條第一項中「海上保安庁長官」を「海上公安局の長」に改める。

11　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條の見出し及び同條第一項中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

12　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項、第二十三條第二項並びに第五十二條第二項及び第三項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

13　外国人登録法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「海上保安官」を「海上公安官」に改める。

14　気象業務法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十五條中「海上保安庁」を「海上公安局」に改める。

15　海上保安庁の職員は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、同一條給をもつて、総理府令で定めるところにより海上公安局の相当の職員になるものとする。

別表

名称	位置
第一地方海上公安局	小樽市
第二地方海上公安局	塩釜市
第三地方海上公安局	横浜市
第四地方海上公安局	名古屋市
第五地方海上公安局	神戸市
第六地方海上公安局	広島市
第七地方海上公安局	門司市
第八地方海上公安局	舞鶴市
第九地方海上公安局	新潟市

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案

経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律

（経済安定本部設置法等の廃止）

第一條　左に掲げる法律は、廃止する。

一　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）

二　価格調整公団法（昭和二十二年法律第六十二号）

三　通貨発行審議会法（昭和二十二年法律第百九十七号）

（恩給法の一部改正）

第二條　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第三号中「経済安定本部」を「農林大臣」に改める。

第一條第一項第二号中「経済安定本部」を「農林大臣」に改める。

（食糧管理法の一部改正）

第三條　食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八條ノ二第一項中「経済安定本部総裁ガ定ムル方策ニ基キ」を削る。

第九條第三項から第六項まで中「経済安定本部総裁」を「農林大臣」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第四條　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條ノ四第二項第三号中「経済安定本部」を「経済審議庁」に改める。

（物価統制令の一部改正）

第五條　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済安定本部令」を「政令」に改める。

本則（第二十條第二項、第二十一條及び第三十一條を除く。）中「経済安定本部総務長官及び「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第二十條第二項及び第二十一條中「経済安定本部総裁」を「大蔵大臣」に改める。

第三十條中「管区経済局其ノ他ノ」を削る。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條　主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル主務大臣ノ職権ノ一部ヲ地方行政機関ノ長又ハ都道府県知事ヲシテ行ハシムルコトヲ得

（物価統制令の一部を改正する勅令の一部改正）

第六條　物価統制令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削る。

（地代家賃統制令の一部改正）

第七條　地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

「経済安定本部総務長官」を「建設大臣」に、「経済安定本部令」を「建設省令」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第八條　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第五項及び第六項中「中央職業安定審議会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める」を「中央職業安定審議会に諮問のうえ定める」に改める。

（郵便法の一部改正）

第九條　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「及び経済安定本部総裁」を削り、「命令」を「省令」に改める。

（臨時金利調整法の一部改正）

第十條　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号を次のように改める。

二　経済審議庁総務部長

（郵便為替法の一部改正）

第十一條　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。」を「省令で定める。」に改める。

（郵便振替貯金法の一部改正）

第十二條　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。」を「省令で定める。」に改める。

（輸出品取締法の一部改正）

第十三條　輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「、経済安定本部総裁の同意を得」を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第十四條　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「九人」を「八人」に改め、同條第三項第一号を次のように改める。

一　大蔵省銀行局を代表する者　一人

（緊急失業対策法の一部改正）

第十五條　緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項を次のように改める。

2　この法律で「公共事業」とは、国自ら又は国の負担金の交付を受け若しくは国庫の補助により地方公共団体等が実施する公共的な建設及び復旧の事業をいう。

第七條を次のように改める。

第七條　労働大臣は、前條の計画を樹立した場合には、失業対策事業の事業主体、種目及び規模等を定めておかなければならない。

第十二條中「経済安定本部総務長官と協議の上」を削る。

第二十條第一項中「経済安定本部総務長官」を「当該事業の主務大臣」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　主務大臣は、前項の請求を受けた場合には、違反事項を審査し、その請求に正当な理由があると認めるときは、違反事項を是正し、又は当該事業主体に対し違反事項を是正し、若しくは必要により当該事業の全部若しくは一部を停止するよう命じなければならない。

（国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第十六條　国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一條中

国立国会図書館支部経済安定本部図書館
国立国会図書館支部物価庁図書館

を

国立国会図書館支部経済審議庁図書館

に改める。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）

第十七條　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号の一部を次のように改正する。

第四條第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同條第二項中「及び第七号」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

第十八條　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「経済安定本部総裁、」を削る。

（国土総合開発法の一部改正）

第十九條　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三條中「第一條を「この法律及び国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）」に改める。

第四條に次の一項を加える。

5　国土調査に関し国土総合開発審議会がつかさどる事務については、国土調査法の定めるところによる。

第七條の二第四項中「経済安定本部総裁」を「経済審議庁長官」に改める。

第十條、第十一條の四、第十二條及び第十三條の三中「経済安定本部総務長官」を「経済審議庁長官」に改める。

（旧軍港市転換法の一部改正）

第二十條　旧軍港市転換法（昭和二十五年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「二十人」を「十九人」に改め、同條第三項第五号中、建設省及び経済安定本部」を「及び建設省」に改める。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第二十一條　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「経済安定本部総裁、」を削る。

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正）

第二十二條　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十三号を次のように改める。

十三　経済審議庁次長

（資金運用部資金法の一部改正）

第二十三條　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項第五号を次のように改める。

五　経済審議庁次長

（国土調査法の一部改正）

第二十四條　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会（第十一條―第十六條）」を「第三章　国土総合開発審議会及び都府県総合開発審議会の調査審議（第十一條―第十六條）」に改める。

「総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第三條第一項中「経済安定本部総裁（以下「総裁」という。）が定める。」を「総理府令で定める。」に改め、同條第二項中「経済安定本部令」を「総理府令」に改め、同條第三項中「国土調査審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第六條から第八條まで中「都道府県国土調査委員会」を「都道府県知事」に改める。

「第三章　国土調査審議会及び都道府県国土調査委員会」を「第三章　国土総合開発審議会及び都道府県総合開発審議会の調査審議」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條　削除

第十二條の見出しを「（国土総合開発審議会の調査審議）」に改め、同條中「審議会」を「国土総合開発審議会」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

第十三條及び第十四條　削除

第十五條を次のように改める。

（都府県総合開発審議会の調査審議）

第十五條　都府県知事は、その管轄区域内において国土調査が実施される場合においては、国土総合開発法第六條の六の規定により條例で設置された都府県総合開発審議会に対し、左に掲げる事項について調査審議を求めることができる。

一　第六條第三項の規定による指定又は勧告若しくは助言

二　第十九條第二項の規定による国土調査の成果の認証

第十六條を次のように改める。

第十六條　削除

第十八條から第二十三條まで中「委員会」を「都道府県知事」に改める。

（旅券法の一部改正）

第二十五條　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「、各省及び経済安定本部」を「及び各省」に、「、各省大臣及び経済安定本部総裁」を「及び各省大臣」に改める。

（国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第二十六條　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「経済安定本部総裁を定める方策に基き、」を「政令で定めるところにより、」に改め、同條第二項中「経済安定本部総裁の同意を得て、」を削り、同條第六項及び第七項中「経済安定本部総裁」を「主務大臣」に改める。

第三條中「経済安定本部」を「通商産業省」に改める。

第四條第一項を次のように改める。

審議会には、関係各大臣の諮問に応じ、第二條第一項各号に掲げる物資の需給の調整に関する重要事項に関して審議し、その結果を報告する。

第四條第二項中「経済安定本部総裁」を「関係各大臣」に改める。

第五條第二項中「経済安定本部総務長官」を「通商産業大臣」に改め、同條第三項中「経済安定本部総裁」を「通商産業大臣」に改める。

（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正）

第二十七條　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号を次のように改める。

六、経済審議庁次長

（急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正）

第二十八條　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第四号を次のように改める。

四　経済審議庁次長

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二十九條　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三條、第四條及び第九條中「経済安定本部総裁」を「内閣総理大臣」に改める。

第七條中「経済安定本部」を「総理府」に改める。

第九條第三項第五号を次のように改める。

五　経済審議庁長官

（経済安定本部の残務整理）

第三十一條　左に掲げる事項でこの法律施行の際現に経済安定本部の所管に係るものの残務整理については、経済審議庁においてつかさどる。

一　昭和二十七年度予算の執行及び予備費の支出に関する事項

二　昭和二十四年度から昭和二十七年度までの決算に関する事項

三　昭和二十六年度及び昭和二十七年度の国有財産に関する事項

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用及び価格調整公団の清算に関しては、旧価格調整公団法は、この法律施行後もなおその効力を有する。

法務府設置法等の一部を改正する法律案

法務府設置法等の一部を改正する法律

目次

第一條　法務府設置法の一部改正
第二條　犯罪者予防更生法の一部改正
第三條　更生緊急保護法の一部改正
第四條　保護司法の一部改正
第五條　恩赦法の一部改正
第六條　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正
第七條　少年法の一部改正
第八條　少年院法の一部改正
第九條　外国人登録法の一部改正
第十條　出入国管理令の一部改正
第十一條　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正
第十二條　外務省設置法の一部改正
第十三條　裁判所法の一部改正

第十四條　判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正

第十五條　検察庁法の一部改正

第十六條　司法試験法の一部改正

第十七條　弁護士法の一部改正

第十八條　検察審査会法の一部改正

第十九條　人権擁護委員法の一部改正

第二十條　公安審査委員会設置法の一部改正

第二十一條　公安調査庁設置法の一部改正

第二十二條　国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正

第二十三條　沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正

第二十四條　司法書士法の一部改正

第二十五條　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第二十六條　国家公務員共済組合法の一部改正

第二十七條　恩給法の一部改正

第二十八條　警察法の一部改正

第二十九條　土地調整委員会設置法の一部改正

第三十條　旅券法の一部改正

第三十一條　租税特別措置法の一部改正

第三十二條　国税徴収法の一部改正

第三十三條　精神衛生法の一部改正

第三十四條　結核予防法の一部改正

第三十五條　統計法の一部改正

第三十六條　連合国財産の返還等に関する政令の一部改正

第三十七條　他の法令の一部改正

附則

（法務府設置法の一部改正）

第一條　法務府設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

法務省設置法

「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。

第一條から第十一條までを次のように改める。

第一條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、法務省を設置する。

法務省の長は、法務大臣とする。

第二條　法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　検察に関する事項

二　行刑に関する事項

三　恩赦及び更生保護に関する事項

四　国の利害に関係のある争訟に関する事項

五　国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項

六　人権の擁護に関する事項

七　出入国の管理及び外国人の登録に関する事項

八　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第　号）の規定による破壊的団体の規制に関する事項

九　司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項

十　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三号）の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項

十一　前各号に掲げるもののほか、他の機関に属しない法務に関する事項

第三條　法務省に、大臣官房及び左の六局を置く。

民事局

刑事局

矯正局

保護局

訟務局

入国管理局

第四條　大臣官房に、官房長を置く。

官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

訟務局及び入国管理局に、次長各一人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

第五條　大臣官房においては、左の事務を掌る。

一　皇統譜副本の保管に関する事項

二　機密に関する事項

三　大臣の官印及び省印の管守に関する事項

四　各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項

五　所管行政の考査に関する事項

六　最高裁判所との連絡交渉に関する事項

七　公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

八　法務に関する法令の周知徹底に関する事項

九　法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

十　渉外事務に関する事項

十一　公安審査委員会の庶務に関する事項

十二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項

十三　司法試験に関する事項

十四　経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

十五　法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項

十六　職員共済組合その他職員の厚生に関する事項

十七　営繕に関する事項

十八　他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項

十九　内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編さんに関する事項

二十　法務に関する統計に関する事項

第六條　民事局においては、左の事務を掌る。

一　国籍に関する事項

二　戸籍に関する事項

三　住民登録に関する事項

四　登記に関する事項

五　土地台帳及び家屋台帳に関する事項

六　供託に関する事項

七　公証に関する事項

八　司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
九　人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
十　民間における人権擁護運動の助長に関する事項
十一　人権擁護委員に関する事項
十二　人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項
十三　民事に関する法令案の作成に関する事項
十四　民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第七條　刑事局においては、左の事務を掌る。
一　検察事務及び検察庁に関する事項
二　犯罪人の引渡に関する事項
三　犯罪捜査の科学的研究に関する事項
四　司法警察職員の教養訓練に関する事項
五　刑事に関する法令案の作成に関する事項
六　犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第八條　矯正局においては、左の事務を掌る。
一　犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所に関する事項
三　矯正職員の教養訓練に関する事項
四　犯罪人の指紋に関する事項
五　矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
六　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第九條　保護局においては、左の事務を掌る。
一　恩赦に関する事項
二　仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
三　不定期刑の終了及び退院に関する事項
四　保護観察に関する事項
五　中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
六　保護司及び更生保護事業に関する事項
七　民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
八　犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
九　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

第十條　訟務局においては、左の事務を掌る。
一　民事に関する争訟に関する事項
二　行政に関する争訟に関する事項

第十一條　入国管理局においては、左の事務を掌る。
一　出入国の管理に関する事項
二　本邦における外国人の在留に関する事項
三　外国人の登録に関する事項
四　入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

第十一條の二　第五條乃至前條の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

第十一條の三　法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。

法務研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三條　中「中央矯正保護研修所」を「中央矯正研修所」に、「地方矯正保護研修所」を「地方矯正研修所」に、同條第一項中「矯正保護」を「矯正」に改める。

第十三條の二第一項中「第八條第一項、第二項、第三項第一号乃至第八号及び第四項」を「第六條第一号乃至第十二号及び第十條」に改める。

第十三條の四中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第十三條の五中「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に、同條第一項中「矯正保護局」を「矯正局」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同條第二項中「名称及び位置並びに管区の区域」を「名称、位置及び管轄区域」に改める。

第十三條の八及び第十三條の十二を削り、第十三條の十三及び第十三條の十四中「法務府」を「法務省」に改め、第十三條の十四を第十三條の十六とし、第十三條の十三を第十三條の十五とし、第十三條の十一を第十三條の十四とし、第十三條の十を第十三條の十三とし、第十三條の九を第十三條の十二とし、第十三條の七を第十三條の十一とし、第十三條の六の次に次の四條を加える。

第十三條の七　法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）第三條の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第十三條の八　法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十二條の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表七の通りとする。

前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第十八條の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表八の通りとする。

法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三條の九　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

入国者収容所の名称及び位置は、別表九の通りとする。

入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十三條の十　法務大臣の管理の下に、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表十の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十一の通りとする。

入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第十七條中「第十三條の十四」を「第十三條の十六」に改める。

別表一中「関東矯正保護研修所」を「関東矯正研修所」に、「近畿矯正保護研修所」を「近畿矯正研修所」に、「中部矯正保護研修所」を「中部矯正研修所」に、「中国矯正保護研修所」を「中国矯正研修所」に、「九州矯正保護研修所」を「九州矯正研修所」に、「東北矯正保護研修所」を「東北矯正研修所」に、「北海矯正保護研修所」を「北海道矯正研修所」に、「四国矯正保護研修所」を「四国矯正研修所」に改める。

別表二矯正保護審議会の項中「矯正保護審議会」を「矯正審議会」に、「矯正保護」を「矯正」に、「矯正保護施設」を「矯正施設」に改め、同項の次に次の二項を加える。

更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保護司選考会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。

別表三札幌法務局の項中「岩見沢市」を「岩見沢市　美唄市」に改め、「美唄町」を削り、「奈井江村」を「奈井江町」に改め、同表旭川地方法務局の項中「上富良野村」を「上富良野町」に、「興部村」を「興部町」に改める。

別表四北方医療刑務所の項中「北方医療刑務所」を「城野医療刑務所」に改める。

別表五東京少年保護鑑別所の項から松山少年保護鑑別所の項までの各項中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

別表六中「管区本部の名称」を「名称」に、「管区本部の位置」を「位置」に、「管区本部の区域」を「管轄区域」に、「矯正保護管区本部」を「矯正管区」に改める。

別表六の次に次の五表を加える。

（別表）七

名称	位置	管轄区域
関東地方更生保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広島市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

（別表）八

名称	位置	管轄区域
東京保護観察所	東京都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜保護観察所	横浜市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和保護観察所	浦和市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉保護観察所	千葉市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸保護観察所	水戸市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮保護観察所	宇都宮市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋保護観察所	前橋市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静岡市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府保護観察所	甲府市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長野市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新潟市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大阪市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京都市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神戸市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良保護観察所	奈良市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大津市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和歌山市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名古屋市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津保護観察所	津市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐阜市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福井市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金沢市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富山市	富山地方裁判所の管轄区域

広島保護観察所	広島市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山口市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡山市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥取市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松江市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福岡市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐賀市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長崎市	長崎地方裁判所の管轄区域
大分保護観察所	大分市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊本市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿児島市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮崎市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙台市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福島市	福島地方裁判所の管轄区域
山形保護観察所	山形市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛岡市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋田市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青森市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札幌市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函館市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭川市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧路市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高松市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳島市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高知市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松山市	松山地方裁判所の管轄区域

（別表）九

名称	位置
大村入国者収容所	大村市
横浜入国者収容所	横浜市

（別表）十

名称	位置	管轄区域
札幌入国管理事務所	札幌市	北海道
仙台入国管理事務所	仙台市	宮城県、福島県、岩手県、青森県、山形県、秋田県
東京入国管理事務所	東京都	東京都、新潟県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、長野県
横浜入国管理事務所	横浜市	神奈川県、静岡県
名古屋入国管理事務所	名古屋市	愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県
神戸入国管理事務所	神戸市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
高松入国管理事務所	高松市	香川県、愛媛県、徳島県、高知県、岡山県
松江入国管理事務所	松江市	鳥取県、島根県
下関入国管理事務所	下関市	山口県、福岡県の内門司市を除く。）、佐賀県、熊本県、大分県、長崎県の内上県郡、下県郡及び壱岐郡（壱岐郡を除く。）
福岡入国管理事務所	福岡市	福岡県の内門司市
大村入国管理事務所	大村市	長崎県（上県郡、下県郡及び壱岐郡を除く。）
鹿児島入国管理事務所	鹿児島市	宮崎県、鹿児島県

（別表）十一

名称	位置
札幌入国管理事務所釧路港出張所	釧路市
札幌入国管理事務所小樽港出張所	小樽市
札幌入国管理事務所室蘭港出張所	室蘭市
札幌入国管理事務所函館港出張所	函館市
仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	釜石市

仙台入国管理事務所塩釜港出張所	塩釜市	
東京入国管理事務所東京港出張所	東京都	
東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都	
横浜入国管理事務所横浜港出張所	横浜市	
横浜入国管理事務所横須賀港出張所	横須賀市	
横浜入国管理事務所川崎港出張所	川崎市	
横浜入国管理事務所清水港出張所	清水市	
名古屋入国管理事務所名古屋港出張所	名古屋市	
名古屋入国管理事務所四日市港出張所	四日市市	
名古屋入国管理事務所敦賀港出張所	敦賀市	
神戸入国管理事務所神戸港出張所	神戸市	
神戸入国管理事務所大阪港出張所	大阪市	
神戸入国管理事務所下津港出張所	和歌山県海草郡下津町	
神戸入国管理事務所舞鶴港出張所	舞鶴市	
神戸入国管理事務所広畑港出張所	姫路市	
高松入国管理事務所宇野港出張所	玉野市	
高松入国管理事務所新居浜港出張所	新居浜市	
下関入国管理事務所下関港出張所	下関市	
下関入国管理事務所広島港出張所	広島市	
下関入国管理事務所呉港出張所	呉市	
下関入国管理事務所岩国空港出張所	岩国市	
下関入国管理事務所徳山港出張所	徳山市	
下関入国管理事務所門司港出張所	門司市	
福岡入国管理事務所博多港出張所	福岡市	
福岡入国管理事務所三池港出張所	大牟田市	
福岡入国管理事務所八幡港出張所	八幡市	
福岡入国管理事務所津久見港出張所	津久見市	
福岡入国管理事務所若松港出張所	若松市	
福岡入国管理事務所唐津港出張所	唐津市	
大村入国管理事務所長崎港出張所	長崎市	
大村入国管理事務所佐世保港出張所	佐世保市	
鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所	鹿児島市	

第二條を次のように改める。

（運用の基準）

第二條　この法律による更生の措置は、本人の改善及び更生のために必要且つ相当な限度において行うものとし、その実施に当つては、本人の年齢、経歴、心身の状況、家庭、交友その他の環境等を充分に考慮して、その者にもつともふさわしい方法を採らなければならない。

第二章を次のように改める。

第二章　更生保護の機関

第一節　中央更生保護審査会

（審査会の権限及び所掌事務）

第三條　中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一　法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をすること。

二　地方更生保護委員会がした決定につき、この法律の定めるところにより審査を行い、決定をすること。

三　その他この法律又は他の法律により審査会に属せしめられた権限

（審査会の組織）

第四條　審査会は、委員三人で組織する。

（委員の任命）

第五條　委員は、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、その委員を罷免しなければならない。

4　委員の任命については、そのうち二人以上が同一政党に属す

昭和二十七年五月二十九日　衆議院会議録第四十七号附録（その三）

機関

保護審査会（第三條―第十一條）
保護委員会（第十二條―第十七條）
所等（第十八條―第二十七條）」に改める。

目次中

「第二章　更生保護委員会
第一節　委員会の設置及び組織（第三條―第十五條）
第二節　委員会の権限（第十六條―第十九條）
第三節　事務部局及びその職員（第二十條―第二十七條）」

を

「第二章　更生保護の
第一節　中央更生
第二節　地方更生
第三節　保護観察

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第二條　犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

る者となることとなつてはならない。

（委員の任期）

第六條　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の服務）

第七條　委員は、非常勤とする。

（委員の罷免）

第八條　法務大臣は、委員が破産宣告を受け、又は禁こ以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

2　法務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

3　法務大臣は、委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が一人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

4　前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員の地位に影響を及ぼすものではない。

（委員長）

第九條　審査会に、委員長を置く。委員長は、委員の互選により、法務大臣が命ずる。

2　委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が行う。

（議決その他）

第十條　審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2　審査会の議決は、委員の過半数の意見による。

3　審査会がその権能として行う調査又は審理は、審査会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。

（庶務）

第十一條　審査会の庶務は、法務省保護局において処理する。

第二節　地方更生保護委員会

（地方委員会の権限及び所掌事務）

第十二條　地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、左に掲げる権限を有し、その権限に関する事務をつかさどる。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十八條及び第三十條第一項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取り消すこと。

二　長期と短期を定めて言い渡された刑につき、その刑の執行を受け終つたものとする処分を行うこと。

三　仮退院及び退院を許すこと。

四　その他この法律又は他の法律により地方委員会に属せしめられた権限

2　地方委員会は、前項に掲げるもの外、保護観察所の事務の監督に関する事務及びこの法律又は他の法律により地方委員会の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。

（地方委員会の組織）

第十三條　地方委員会は、三人以上九人以下の委員で組織する。

（地方委員の任期）

第十四條　地方委員の任期は、三年とする。

（委員長）

第十五條　地方委員会に、委員長を置く。委員長は、地方委員のうちから法務大臣が命ずる。

2　委員長は、会務を総理し、その地方委員会を代表する。

3　委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員があらかじめ定めておいた順序により、地方委員が行う。

（決定その他の議決）

第十六條　地方委員会は、この法律の規定により決定をもつてなすべき処分（第四十三條の規定による申請を含む。）に関しては、地方委員三人で構成する合議体で、その権限を行う。

2　合議体の評決は、その合議体を構成する地方委員の過半数の意見による。

3　合議体の決定は、決定書を作成して行わなければならない。

4　第一項の処分に関するものを除く外、地方委員会の所掌に属せしめられた事務の処理は、地方委員会の議決によるものとする。

5　第十條第一項及び第二項の規定は、地方委員会の議決に、同條第三項の規定は、第一項の合議体に、それぞれ準用する。

（事務局）

第十七條　地方委員会に、事務局を置く。

2　地方委員のうち法務大臣の指名する者は、事務局長として、地方委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

3　事務局の内部組織は、法務省令で定める。

第三節　保護観察所等

（保護観察所）

第十八條　保護観察所は、左の事務をつかさどる。

一　この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。

二　犯罪の予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め、及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長すること。

三　その他この法律又は他の法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

（調査官、保護観察官）

第十九條　法務省保護局に調査官を置き、地方委員会の事務局及び保護観察所に保護観察官を置く。

2　調査官は、犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究に従事し、保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他更生保護に関する専門的知識に基き、保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に関する事務に従事する。

（保護司）

第二十條　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司は、保護観察官で充分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するものとする。

第二十一條から第二十七條まで　削除

第二十八條中「中央委員会の定める規則に従い、」を削り、「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第二十九條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第三十條第二項及び第三項中「委員」を「地方委員」に、同條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第三十一條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同條第三項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改め、同項但書を削る。

第三十二條第一項に次の但書を加え、同條第二項を削る。

但し、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

第三十三條第一項中「中央委員会の監督の下で、」を削る。

官報 号外

昭和二十七年五月二十九日

○第十三回国会 衆議院会議録第四十七号附録（その四）

第三十四條第二項中「第三十一條第三項若しくは第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項」を「第三十一條第三項又は第三十八條第一項の規定により定められた特別の遵守事項」に改める。

第三十六條第二項を次のように改める。

2　前項第五号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ、行つてはならない。

第三十七條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所」に改め、同條第二項を削る。

第三十八條第一項中「地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、」を「保護観察所の長は、その処分をした裁判所の意見を聞き、法務省令の定める範囲内で、」に、同條第二項中「地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、」を「保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めたときは、」に、同條第三項中「第三十一條第三項但書」を「第三十二條但書」に、「前二項」を「前項」に改める。

第四十條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」及び同條第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十一條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会又は保護観察所の長」に、同條第二項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」及び同條第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十一條の二第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会及び保護観察所の長」に改める。

第四十二條第一項及び第二項中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十二條の二第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「決定をもつて、」を「保護観察所の長の申請により、決定をもつて、」に、同條第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」並びに同條第五項及び第六項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第四十三條第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、及び同條第二項中「その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申出により、」に改める。

第四十四條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「保護観察所の所在地を管轄する地方委員会」に改め、同條第二項中「決定は、」の下に「保護観察所の長の申請により、且つ、」を加える。

第四十五條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、同條第二項中「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に、同條第五項中「地方少年委員会又は地方成人委員会の一人の委員で」を「地方委員会の指名により、いずれか一人の地方委員で」に改める。

第四十六條の見出しを「（検察官への通告）」に、同條中「地方少年委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第四十七條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「地方委員会」に、「少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者については、いつでも、」を「少年院の長から、仮退院中の者については保護観察所の長から、退院の申請があつた場合において、」に改める。

第四十八條第一項中「その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に、「地方少年委員会又は地方成人委員会は、」を「地方委員会は、保護観察所の長の申出により、」に、同條第二項中「青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会は、」及び同條第三項中「地方少年委員会及び地方成人委員会は、」を「地方委員会は、」に改める。

第四十九條第一項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に、「中央委員会」を「審査会」に、同條第二項中「中央委員会の規則で」を「法務省令の」に改める。

第五十條中「中央委員会」を「審査会」に、同條第三項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第五十一條第一項及び第二項中「中央委員会」を「審査会」に、同條第二項中「地方少年委員会又は地方成人委員会」を「地方委員会」に改める。

第五十二條中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第五十三條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に、同條第二項中「第三十七條第一項」を「第三十七條」に改める。

第五十四條第一項中「中央委員会は、法務総裁に対し、」を「審査会は、法務大臣に対し、」に改める。

第五十五條第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会及び地方委員会」に改める。

第五十五條の二第一項中「中央委員会、地方少年委員会又は地方成人委員会」を「審査会又は地方委員会」に改める。

第五十七條を次のように改める。

（協力の要請等）

第五十七條　審査会、地方委員会及び保護観察所の長は、それぞれ、その権限又は所掌に属する事務を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

2　審査会及び地方委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

第五十八條第一項中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に関してした申出」を「審査会及び地方委員会は、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権に関してなした申出」に改める。

第五十九條中「中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会」を「審査会、地方委員会及び保護観察所」に改める。

明治二十五年五月三十一日　第三種郵便物認可

第六十條第一項中「地方少年委員会及び地方成人委員会」を「保護観察所の長」に改める。

別表を削る。

（更生緊急保護法の一部改正）

第三條　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「二十三歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、二十三歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、」を「保護観察所の長が地方更生保護委員会の監督のもとに、」に改める。

第四條第一項、第三項及び第四項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改め、同條第四項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、」を削る。

第五條第一項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同條第二項及び第三項中「中央委員会は、」を「法務大臣は、」に、同條第二項第四号から第六号までの各号中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第六條第一項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」及び同條第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第七條第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第八條第一項、第三項及び第四項中「中央委員会」を「法務大臣」に、同條第一項中「二月末日迄に前年度の事業の成績を、会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理状況を、」を「会計年度の終了後六十日以内に前会計年度の経理の状況及び事業の成績を、」に、同條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に、同條第三項中「地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員」を「所部の職員」に改める。

第九條第一項、第三項、第四項及び第六項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十條第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に改める。

第十一條第二項中「中央委員会」を「法務大臣」に「審議会（以下「審議会」という。）」に、同項第二号中「規則」を「法務省令」に、同條第三項中「法務総裁」を「法務大臣」に改め、同條中第一項及び第四項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十二條第一項及び第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十三條第一項中「少年保護観察所長又は成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改める。

第十四條第一項及び第三項中「中央委員会」を「法務大臣」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第十五條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十九條中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

（保護司法の一部改正）

第四條　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

（保護司の使命）

第一條　保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄與することを、その使命とする。

第二條第一項中「中央更生保護委員会（以下「中央委員会」という。）」を「法務大臣」に、同條第三項中「中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて」を「法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して」に改め、同條第四項を削る。

第三條第一項及び第二項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に、同條第二項中「地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会」を「地方更生保護委員会」に、同條第三項中「少年保護観察所長及び成人保護観察所長」を「保護観察所の長」に改める。

第五條第一項を次のように改め、同條第四項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

保護司選考会は、各保護観察所の所在地に置く。

第六條を次のように改める。

第六條　削除

第八條中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」に改める。

第九條第一項を次のように改める。

保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

第十條を次のように改める。

第十條　削除

第十一條第二項中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第十二條第一項及び第二項中「中央委員会の委員長」を「法務大臣」に改める。

第十三條中「法務総裁は、中央委員会の意見を聞き、」を「法務大臣は、」に改める。

第十四條中「中央委員会の規則」を「法務省令」に改める。

（恩赦法の一部改正）

第五條　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「中央更生保護委員会」を「中央更生保護審査会」に改める。

第十三條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正）

第六條　平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第二條第六号を次のように改める。

六　審査会　法務大臣の所轄の下に置かれている中央更生保護審査会をいう。

第三條中「委員会」を「審査会」に改める。

第十七條第一項及び第四項中「委員会」を「審査会」に、同條第一項中「その規則」及び同條第三項中「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第十八條中「委員会」を「審査会」に、同條第一項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第十九條中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十條中「委員会は、」を「審査会は、」に、「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第二十一條第一項中「委員会」を「法務大臣」に改める。

第二十二條第二項、第三項及び第五項、第二十三條第一項から第三項まで及び第五項並びに第二十四條第一項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十五條第一項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第二十六條並びに第二十七條第一項及び第二項中「委員会」を「審査会」に改める。

第二十九條第一項及び第二項中「委員会」を「審査会」に、「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十條第一項、第二項及び第四項中「委員会」を「審査会」に改める。

第三十一條中「委員会は、」を「審査会は、」に、「委員会の規則」を「法務省令」に改める。

第三十二條中「委員会」を「審査会」に改める。

第三十三條第一項、第二項及び第四項から第六項までの各項中「委員会」を「審査会」に、同條第三項中「法務府令」及び第四項中「その規則」を「法務省令」に改める。

第三十六條の見出しを「（法務省令等）」に改め、同條第一項を次のように改める。

この法律及び前條の規定に基く政令で定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な事項は、法務省令で定める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條　削除

（少年法の一部改正）

第七條　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第二十四條第一項第一号中「地方少年保護委員会」を「保護観察所」に、同條第二項中「地方少年保護委員会」を「保護観察所の長」に改める。

第二十六條第一項中「法務府事務官、法務府教官」を「法務事務官、法務教官」に改める。

第二十七條の二第二項中「地方少年保護委員会又は教護院、養護施設若しくは少年院」を「保護観察所、教護院、養護施設又は少年院」に改める。

第二十八條中「地方少年保護委員会」を「保護観察所」に改める。

（少年院法の一部改正）

第八條　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第十條第一項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に、同條第三項中「その少年院所在地の地方少年保護委員会」を「その少年院所在地を管轄する地方更生保護委員会」に改め、同項但書を削る。

第十二條第一項及び第二項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会」に改め、同條第三項を削る。

第十三條第一項中「地方少年保護委員会、保護観察所の長」を「地方更生保護委員会、保護観察所の長」に、同條第三項中「その少年院所在地の矯正保護管区長」を「その少年院所在地を管轄する矯正管区の長」に改める。

第十六條の二第一項中「少年院の長及び地方少年保護委員会」を「少年院の長、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」に、同條第二項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

（外国人登録法の一部改正）

第九條　外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

「外務省令」を「法務省令」に、「入国管理庁長官」を「法務大臣」に改める。

第十二條第一項中「入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）」を「出入国管理令」に改める。

第十三條第二項中「入国管理庁設置令」を「出入国管理令」に改める。

（出入国管理令の一部改正）

第十條　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

「外務省令」を「法務省令」に、「外務大臣」及び「長官」を「法務大臣」に改める。

目次中「第八章　補則（第六十二條）」を「第八章　補則（第六十二條―第六十九條）」に改める。

第二條第十号中「入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）第九條」を「第六十一條の二」に、同條第十三号中「入国管理庁設置令第十條」を「第六十一條の三」に、同條第十五号中「入国管理庁設置令第十五條」を「法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第十三條の九」に、同條第十六号中「入国管理庁設置令第十六條第三項」を「第六十一條の六」に改める。

第四條第五項中「入国管理庁長官（以下「長官」という。）」を「法務大臣」に改める。

第五條第一項第九号中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に、同條第十号中「第二十四條第一項第四号」を「第二十四條第四号」に改める。

第二十條第一項中「第五項」を「第三項」に改め、同條中第三項を次のように改め、第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

3　前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があり、且つ、第四條第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての在留資格への変更の申請については、当該在留資格に属する者の行うべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外国人がその在留資格に該当すると認めたときに限り、これを許可することができる。

第二十二條の二第三項中「第二十條第三項から第七項まで」を「第二十條第三項から第五項まで」に改め、「同條第五項中」を削り、「同條第六項」を「同條第四項」に、「同條第七項」を「同條第五項」に改める。

第二十四條第一項第七号中「第二十條第六項」を「第二十條第四項」に改め、同條第二項を削る。

第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項及び第四十五條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第四十六條中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第四十七條第一項及び第二項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第五十九條第一項第二号中「第二十四條第一項第五号」を「第二十四條第五号」に、同項第三号中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第八章中第六十二條の前に次の七條を加える。

（入国審査官）

第六十一條の二　入国者収容所及び入国管理事務所に、入国審査官を置く。

2　入国審査官は、左の事務を行う。

一　上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理を行うこと。

二　収容令書又は退去強制令書を発付すること。

三　収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

3　入国管理事務所に置かれた入国審査官は、必要があるときは、その入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行うことができる。

（入国警備官）

第六十一條の三　入国者収容所及び入国管理事務所に、入国警備官を置く。

2　入国警備官は、左の事務を行う。

一　入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。

二　収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。

三　入国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。

3　前條第三項の規定は、入国警備官に準用する。

4　入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用については、警察職員とする。

5　入国警備官の階級は、国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）に基く職務の分類が定められるまでは、政令で定める。

（武器の携帯及び使用）

第六十一條の四　入国審査官及び入国警備官は、その職務を行うに当り、武器を携帯することができる。

2　入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一　刑法第三十六條又は第三十七條に該当するとき。

二　収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

（制服及び証票）

第六十一條の五　入国審査官及び入国警備官がその職務を執行する場合においては、この政令又は外国人登録法に特別の規定がある場合の外、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

2　前項の証票は、職務の執行を受ける者の要求があるときは、その者にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の制服及び証票の様式は、法務省令で定める。

（収容場）

第六十一條の六　入国管理事務所に、収容令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

（被収容者の処遇）

第六十一條の七　入国者収容所又は収容場に収容されている者（以下「被収容者」という。）には、入国者収容所又は収容場の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が與えられなければならない。

2　被収容者には、一定の寝具を貸與し、及び一定の規食を給與するものとする。

3　被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所又は収容場の設備は、衛生的でなければならない。

4　入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。

5　入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上必要があると認めるときは、被収容者の発受する通信を検閲し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。

6　前各項に規定するものを除く外、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（関係行政機関の協力）

第六十一條の八　法務省入国管理局、入国者収容所又は入国管理事務所の長は、国家地方警察、自治体警察、海上公安局、税関その他の関係行政機関に対し、この政令の規定による事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができる。

2　前項の規定による協力を求められた関係行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求に応じなければならない。

第六十二條第一項中「第二十四條各号」を「第二十四條各号」に、同條第三項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、同條第四項中「地方少年保護委員会」を「地方更生保護委員会」に改め、同項中「その委員会が」を削る。

第六十三條第一項中「第二十四條第一項各号」を「第二十四條各号」に改める。

第六十四條第二項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

第六十七條及び第七十條第八号中「第二十條第六項」を「第二十條第四項」に改める。

附則第四項中「同條第一項第一号」を「同條第一号」に改める。

（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十一條　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「入国管理庁長官」を「法務大臣」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第十二條　外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　外局（第二十條・第二十一條）」を「第三章　削除」に改める。

第四條第二十号を次のように改める。

二十　削除

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第二十條及び第二十一條　削除

（裁判所法の一部改正）

第十三條　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官又は法務府教官」を「法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「法務府事務官又は法務府教官」を「法務事務官又は法務教官」に改める。

第十四條　判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第三條の二及び第五條第一項中「法務教官」に改める。

第二條第四項中「法務府教官」を「法務教官」に改める。

第三條の二及び第五條第一項中「衆議院若しくは参議院の法制局参事」の下に、「法制局参事官」を加える。

（検察庁法の一部改正）

第十五條　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務府の各長官、法務総裁官房長」を「法務省の事務次官」に、「法務府事務官、法務府教官」を「法務事務官、法務教官」に改める。

第二十三條第四項中「法務府」を「法務省」に改める。

（司法試験法の一部改正）

第十六條　司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十三條第二項中「法務総裁官房長」を「法務事務次官」に改める。

第十六條中「法務総裁官房」を「法務大臣官房」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十七條　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務府事務官」を「法務事務官」に、「法務府研修所」を「法務府研修所」に、「又は衆議院若しくは参議院の法制局参事」を「、衆議院若しくは参議院の法制局参事又は法制局参事官」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第十八條　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第七号中「中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会」を「中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所」に、同條第八号中「法務府」を「法務省」に改める。

（人権擁護委員法の一部改正）

第十九條　人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十一條第三号中「法務府人権擁護局」を「法務大臣」に改める。

（公安審査委員会設置法の一部改正）

第二十條　公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第一條中「法務府」を「法務省」に改める。

第十四條中「法務総裁官房」を「法務大臣官房」に改める。

（公安調査庁設置法の一部改正）

第二十一條　公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二條中「法務府」を「法務省」に改める。

第十條第三項及び第十三條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正）

第二十二條　国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正）

第二十三條　沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「法務府令」を「法務省令」に、同項及び同條第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に、同條第一項及び第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第二十四條　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

第五條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

第十五條の二第一項及び第二項並びに第十五條の三中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

第十八條中「法務府令」を「法務省令」に改める。

附則第三項中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（一般職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第二十五條　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。

第七條中、「法務総裁」を削る。

別表第三中「矯正保護職員」を「矯正職員」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十六條　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中、「法務府」を削り、同條第二項第三号を次のように改める。

三　矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、中央矯正研修所及び地方矯正研修所に属する職員　法務省

第三條第二項中、「法務総裁」を削る。

（恩給法の一部改正）

第二十七條　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第三号中「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

（警察法の一部改正）

第二十八條　警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七号中「及び法務庁」を削る。

第九條中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第二十九條　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の見出し中「法務総裁」を「法務大臣」に、同條中「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

（旅券法の一部改正）

第三十條　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「、法務府」及び「、法務総裁」を削る。

第十三條第二項中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十一條　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第九條の三中「中央更生保護委員会」を「法務大臣」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十二條　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一條ノ四第五項中「昭和二十二年法律第百九十四号（国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務総裁ノ権限等ニ関スル法律）」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

第三十三條　精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六條（矯正保護施設の長の通報）」を「第二十六條（矯正施設の長の通報）」に改める。

第二十六條中「矯正保護施設」を「矯正施設」に、「少年保護鑑別所」を「少年鑑別所」に改める。

第五十條中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第三十四條　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「矯正保護施設」を「矯正施設」に改める。

（統計法の一部改正）

第三十五條　統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「、法務府」を削る。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第三十六條　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「、法務総裁」を削る。

第三十一條第十項中「法務府令」を「法務省令」に改める。

（他の法令の一部改正）

第三十七條　左の法令中「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府令」を「法務省令」に改める。

一　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

二　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第　号）

三　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）

2　左の法律中「法務総裁」を「法務大臣」に、「法務府事務官」を「法務事務官」に改める。

一　供託法（明治三十二年法律第十五号）

二　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）

三　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）

四　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）

3　左の法令中「法務総裁」を「法務大臣」に改める。

一　会社更生法（昭和二十七年法律第　号）

二　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

三　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

四　小切手法（昭和八年法律第五十七号）

五　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）

六　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）

七　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

八　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）

九　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

十　住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）

十一　商法（明治三十二年法律第四十八号）

十二　手形法（昭和七年法律第二十号）

十三　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）

十四　連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）

十五　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

十六　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）

4　左の法令中「法務府令」を「法務省令」に改める。

一　土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）

二　家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）

三　国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）

四　ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）

5　左の法律中「、法務府」及び「、法務総裁」を削る。

一　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

二　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

6　左の法律中「、法務総裁」を削る。

一　官庁営繕法（昭和二十六年法律第百八十一号）

二　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

三　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）

四　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

五　内閣法（昭和二十二年法律第五号）

7　左の法律中「国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律」を「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」に改める。

一　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）

二　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）

三　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）

四　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）

五　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）

六　富裕税法（昭和二十五年法律第百七十四号）

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）は、廃止する。

3　従前の機関及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條（判事補の職権の特例等に関する法律第一條第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四條、検察庁法第十九條、弁護士法第五條並びに司法書士法第二條の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

5　他の法令中「法務府」とあるのは「法務省」と、「法務総裁」とあるのは「法務大臣」と、「法務府令」とあるのは「法務省令」と、「法務府事務官」とあるのは「法務事務官」と、「法務府教官」とあるのは「法務教官」と、「法務府技官」とあるのは、「法務技官」と読み替えるものとする。

6　従前の入国管理庁設置令の規定に基き制定された命令でこの法律の施行の際現に効力を有するもののうち、この法律による改正後の出入国管理令にその規定に相当する規定があるものは、この法律による改正後の出入国管理令の規定に基き制定されたものとみなす。

7　この法律による改正後の犯罪者予防更生法第五條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる中央更生保護審査会の委員の任命について準用する。

8　この法律の施行後最初に任命される中央更生保護審査会の委員の任期は、この法律による改正後の犯罪者予防更生法第六條の規定にかかわらず、法務大臣の定めるところにより、それぞれ、一年、二年及び三年とする。

法務府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

法務府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正

法務府設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條中法務府設置法第五條第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第二十條中「、法務総裁」を「、法務大臣」に改める。『及び『第十四條中「法務総裁官房」を「法務大臣官房」に改める。』を削る。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　本省
第一節　内部部局（第五條―第十四條）
第二節　附属機関（第十五條―第十九條）
第三節　地方支分部局（第二十條―第三十四條）
第一款　財務局（第二十一條―第二十四條）
第二款　税関（第二十五條―第二十八條）
第三款　国税局（第二十九條―第三十四條）
第三章　職員（第三十五條―第三十八條）
附則

第三條第四号を同條第五号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第三号の次に次の一号を加える。

四　外国為替

第四條第十七号を削り、同條第十八号を同條第十七号とし、以下同條第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同條第二十三号を次のように改める。

二十二　法令の定めるところに従い、税務職員（徴税局、国税局及び税務署の職員、国税局協議団以外の国税局の附属機関の職員を除く。）をいう。以下同じ。）の職務に関係のある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

二十三　酒類の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

第四條第三十一号を次のように改める。

三十一　賠償、外貨債その他の渉外負債及び在外資金その他の在外資産に関する財務を管理すること。

第四條第三十六号を次のように改める。

三十六　貨幣及び紙幣を発行し、日本銀行券の発行を監督すること。

第四條第五十号を同條第五十七号とし、同條第四十一号中「株式又は社債」を「有価証券」に改め、同号を同條第五十号とし、同條第四十二号を削り、同條第四十三号を同條第五十一号とし、同條第四十四号を削り、同條第四十五号を同條第五十二号とし、同條第四十六号中「貴金属の精製、配給」を「金地金の配給、貴金属の精製」に改め、同号を同條第五十三号とし、同條第四十七号中「証券類」の下に「及び印刷物」を加え、同号を同條第五十四号とし、同條第四十八号中「その他の印刷物」を「、広報宣伝資料等の政府刊行物」に改め、同号を同條第五十五号とし、同條第四十九号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同号を同條第五十六号とし、同條第三十八号から第四十号までを次のように改める。

三十八　特別の法律により設立された金融機関を監督すること。

三十九　金融機関の融資及び金利を規制すること。

四十　大蔵省の所管に属する物資の価格の統制を行うこと。

四十一　外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

四十二　外国為替相場を決定し、維持すること。

四十三　対外取引の決済條件を定めること。

四十四　所掌事務に係る外国為替の管理をすること。

四十五　外国為替予算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替予算案の準備に関する総合調整を行うこと。

四十六　外国投資家の投資及び事業活動を調整すること。

四十七　証券取引所を登録し、これを監督すること。

四十八　証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

四十九　証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

第五條第一項中「五局」を「七局」に、「主税局」を「主税局（徴税局）」に、「銀行局」を「銀行局（為替局）」に改め、同條第二項から第四項までを削る。

第六條を次のように改める。

（特別な機関）

第六條　本省に財務参事官一人を置く。

2　財務参事官は、命を受け、大蔵省の所掌事務のうち第四條第三十一号に掲げる権限に属する事項その他国際的に処理を要する事項に係るものの総合調整を行う。

3　大臣官房に官房長を置く。

4　官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

5　大臣官房に日本専売公社監理官一人を置く。

6　日本専売公社監理官は、命を受け、専売制度を調査、企画及び立案し、日本専売公社を監督する。

7　主計局及び徴税局に次長各二人を、主税局、理財局及び銀行局に次長各一人を置く。

8　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第七條第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　専売品（アルコールを除く。）の価格の決定に関すること。

第七條第二項を削る。

第八條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第九條第一項第五号中「保税倉庫」を「指定保税地域、特許上屋、保税倉庫」に改め、同号を同項第七号とし、以下二号ずつ繰り下げ、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　租税収入の見積及び決算の調査を行うこと。

三　酒類の価格を決定すること。

第九條第二項を削る。

第十條中「第一項第三号から第八号」を「第一号及び第二号に掲げるもの（関税及びとん税に関するものに限る。）並びに同條第四号から第九号」に改め、同條第三号中「外国為替及び外国貿易管理法」の下に「（昭和二十四年法律第二百二十八号）」を加え、同條を第二十五條とする。

第二十一條を第二十六條とし、第二十二條を第二十七條とし、第二十三條を第二十八條とし、第二章第三節中同條の次に次の一款を加える。

第三款　国税局

（所掌事務）

第二十九條　国税局は、本省の所掌事務のうち第九條第一号及び第二号に掲げるもの（内国税に関するものに限る。）並びに同條第三号及び第四号並びに第十條各号に掲げるもののうち一部を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十條　国税局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東京国税局	東京都	東京都　神奈川県　千葉県　山梨県
関東信越国税局	東京都	埼玉県　茨城県　栃木県　群馬県　長野県　新潟県
大阪国税局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫県　奈良県　和歌山県　滋賀県
札幌国税局	札幌市	北海道
仙台国税局	仙台市	宮城県　岩手県　福島県　秋田県　青森県　山形県

昭和二十七年五月二十九日　衆議院会議録第四十七号附録（その四）

名古屋国税局	名古屋市	愛知県	静岡県　三重県　岐阜県
金沢国税局	金沢市	石川県	福井県　富山県
広島国税局	広島市	広島県	山口県　岡山県　鳥取県　島根県
高松国税局	高松市	香川県	愛媛県　徳島県　高知県
福岡国税局	福岡市	福岡県	佐賀県　長崎県
熊本国税局	熊本市	熊本県	大分県　鹿児島県　宮崎県

（内部部局）

第三十一條　国税局に、左の五部を置く。

総務部
直税部
間税部
徴収部
調査査察部

2　前項の規定にかかわらず、大蔵省令で定める国税局には、調査査察部を置かないことができる。

3　前二項に定めるものの外、国税局の組織の細目は、大蔵省令で定める。

（国税局協議団）

第三十二條　国税局に、附属機関として、国税局協議団を置く。

2　国税局協議団は、国税局長に対する内国税に関する審査の請求について、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の法律（法律に基く命令を含む。）に規定する協議を行う機関とする。

3　国税局協議団の所掌事務の細目及び組織は、政令で定める。

（その他の附属機関）

第三十三條　前條に規定するものの外、左の表の上欄に掲げる機関は、国税局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
地方酒類審議会	国税局長の諮問に応じて、酒類の生産及び配給に関する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
地方資産再評価調査会	国税局長の諮問に応じて、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要事項について調査審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

（税務署）

第三十四條　国税局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署を置く。

2　税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置く。

3　税務署及び税務署の支署の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第十四條中「税関」を「税関、国税局」に改め、同條を第二十條とする。

第十五條中、証券取引委員会及び公認会計士管理委員会」を削り、「第一号から第三号まで」を「第一号から第八号まで」及び「第十條各号」に改め、同條を第二十一條とする。

第十六條を第二十二條とし、第十七條を第二十三條とし、第十八條及び第十九條を次のように改める。

（財務部及び財務局又は財務部の出張所）

第二十四條　財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務部を置く。

2　財務局又は財務部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局又は財務部の出張所を置く。

3　財務部及び財務局又は財務部の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第十三條の見出しを「（その他の附属機関）」に改め、同條第一項中「左の表」を「第十五條に規定するものの外、左の表」に改め、同項の表金利調整審議会の項中「（貸金業者の貸付の利率及び媒介の手数料を含む。）」を削り、同表中

在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。

を

在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。

に改め、同表中

税理士試験委員	税理士試験を行うこと。

の次に次のように加える。

公認会計士審査会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による公認会計士等に対する懲戒処分に関し調査審議を行うこと。
外資審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し、調査審議すること。
外国為替審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、外国為替の管理に関する重要事項に関し、調査審議すること。
証券取引審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し、調査審議すること。
企業会計審議会	企業会計の基準の設定及び原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善に関し、大蔵大臣の諮問に応じて調査審議し、又は大蔵大臣に対して必要な勧告及び報告を行うこと。
中央酒類審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、酒類の生産、配給及び価格に関する重要事項並びに酒類の級別及び類別について調査審議すること。
在外公館等借入金評価審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、在外公館等借入金の返済の準備に資するために必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議すること。

（附属機関）

第十五條　本省に、附属機関として、左の機関を置く。

造幣局
印刷局
税務講習所

（造幣局）

第十六條　造幣局は、造幣事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

一　貨幣を製造し、旧貨幣等を鑑つぶすこと。

二　貨幣、貨幣地金及び貴金属の地金を出納保管すること。

三　金地金を配給すること。

四　章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品を製造すること。

五　貴金属の地金及び陶たかすを精製すること。

六　貴金属及び製品の品位を証明すること。

七　貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。

八　重要金属の地金及び鉱物を分析及び試験すること。

2　造幣局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる権限を行使する。

3　造幣局の長は、造幣局長とする。

4　造幣局は、大阪市に置く。

5　造幣局に、左の二部を置く。

総務部

作業部

6　造幣局に、その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を、造幣局部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

7　造幣局の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島県佐伯郡五日市町に造幣局の支局を、熊本市に造幣局の出張所を置く。

8　造幣局の研究所及び病院の名称、位置及び内部組織並びに造幣局の支局及び出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（印刷局）

第十七條　印刷局は、印刷事業を行う機関とし、左の事務をつかさどる。

一　日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物を製造すること。

二　官報、法令全書、広報宣伝資料等の政府刊行物を編集、製造及び発行すること。

三　印刷局の業務上必要な用紙を製造すること。

四　すき入紙の製造の取締を行うこと。

2　印刷局は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第五十四号から第五十六号までに掲げる権限を行使する。

3　印刷局の長は、印刷局長とする。

4　印刷局は、東京都に置く。

5　印刷局に、局長官房及び左の二部を置く。

業務部

製造部

6　印刷局に、左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に関する研究、講習及び指導を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷局部内職員の診療を行うこと。

7　印刷局の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に印刷局の出張所を置く。

8　第六項に掲げる機関の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

（税務講習所）

第十八條　税務講習所は、大蔵省の職員に対して、税務行政（関税及びとん税に関するものを除く。）に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。

2　税務講習所に支所を置く。

3　税務講習所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。

第十二條第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、以下同項第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号を同項第十三号とし、同項第十七号を同項第十四号とし、同項第十八号及び同條第二項を削り、同條を第十三條とし、第二章第一節中同條の次に次の一條を加える。

（為替局の事務）

第十四條　為替局においては、左の事務をつかさどる。

一　国際金融及び外国為替に関する制度を調査、企画及び立案すること。

二　国際収支の調整を図ること。

三　外国為替資金を管理及び運営し、その他外貨資金を管理すること。

四　外国為替相場の決定及び対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。

五　所掌事務に係る外国為替の取引を管理すること。

六　外国為替予算案（貿易に係る部分を除く。）を作成し、外国為替予算案の準備に関する事務を総括し、その他関係審議会の事務を処理すること。

七　外国為替の損失補償に関すること。

八　外国為替銀行及び両替商に関する事務を処理すること。

九　国際通貨基金及び国際復興開発銀行に関すること。

十　外国投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得を管理及び調整すること。

十一　外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。

十二　本邦からの海外投資に関する事務を管理すること。

十三　外国為替及び国際収支に関する統計を作製すること。

第十一條第八号を削り、同條第九号を同條第八号とし、以下同條第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同條第十二号中「の取得又は賃借」を「に関する権利の取得」に改め、同号を同條第十一号とし、同條を第十二條とする。

第十條を第十一條とし、第九條の次に次の一條を加える。

（徴税局の事務）

第十條　徴税局においては、左の事務をつかさどる。

一　内国税の賦課徴収に関すること。

二　税理士の登録及び監督を行うこと。

三　内国税に関する統計を作製すること。

四　税務職員についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、第三十八條第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。

五　税務職員の訓練を行うこと。

六　酒類等の生産及び販売を管理すること。

七　酒類等の製造業及び販売業を免許し、これらを営む者を監督すること。

八　酒類その他間接国税課税物件の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行うこと。

九　価格差益及び物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十條に規定する物品税の徴収に関すること。

第十條第五号中「（国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。）」を削り、同條第十号から第二十二号までを次のように改める。

十　紙幣類似証券の取締を行うこと。

十一　金の買取及び売渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十二　金地金（歯科用金地金を除く。）の価格を決定すること。

十三　資金運用部資金を管理及び運用すること。

十四　米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十五　産業資金の需給を調整すること。

十六　企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他企業の経理に関すること。

十七　商品券の取締を行うこと。

十八　社債等の登録を行うこと。

十九　証券取引制度を調査、企画及び立案すること。

二十　証券取引所を登録し、これを監督すること。

二十一　証券業者及び証券業協会を登録し、これらを監督すること。

二十二　証券投資信託の委託会社を登録し、これを監督すること。

二十三　有価証券の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。

二十四　公認会計士（会計士補を含む。）及び計理士の登録及び監督を行うこと。

二十五　政府契約に基く支払の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十六　平和回復に伴い処理を要する賠償、外資債その他の渉外負債に関する財務を管理すること。

二十七　平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。

二十八　在外公館等借入金の返済に関すること。

二十九　外国に居住する本邦人（外国に本店を有する本邦法人を含む。）が本邦内に有する財産を管理すること。

「第四章」を「第三章」に改め、第五十七條を次のように改める。

（国税監察官）

第三十五條　第十條第四号に掲げる事務を行わせるため、徴税局に国税監察官百二十人以内を置く。

2　国税監察官は、大蔵省の職員のうちから大蔵大臣が命ずる。

3　国税監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

（国税監察官の行う捜査）

第三十六條　国税監察官は、左に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一　税務職員がしたその職務に関する犯罪

二　税務職員がその職務を行う際にした犯罪

三　前二号に掲げる犯罪の共犯

四　税務職員に対する刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八條の犯罪

2　前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。但し、逮捕、差押、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四條第二項及び第二百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。

3　前項但書の規定は、刑事訴訟法第二百十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4　第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三條、第百九十四條、第百九十六條、第百九十八條、第一項、第二百二十一條、第二百二十二條第一項（第二百二十一條に関する部分に限る。）、第二百二十三條第一項、第二百二十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十條第二項（領置に関する部分に限る。）及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」又は同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察職員」とあるのは、それぞれ「国税監察官」と読み替えるものとする。

5　検察官、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員と国税監察官とは、第一項各号に掲げる犯罪の捜査に関し、互に協力しなければならない。

6　第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7　国税監察官は、その職務を行うに当つては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

（人事管理に関する事項）

第三十七條　造幣局及び印刷局の職員（造幣局長及び印刷局長を除く。）の任免は、それぞれ造幣局長及び印刷局長が行う。

2　前項に定めるものの外、大蔵省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第五十八條を第三十八條とする。

附則第五項以下を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

一　外国為替管理委員会設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）

二　外資委員会設置法（昭和二十五年法律第百六十四号）

3　従前の大蔵省の機関及び職員（証券取引委員会の委員長及び委員並びに公認会計士管理委員会の委員を除く。）は、この法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、改正後の大蔵省設置法による相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　この法律施行の際現に外国為替管理委員会及び外資委員会の職員（特別職の職員を除く。）である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて大蔵省の本省の相当の職員となるものとする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律

（印刷庁特別会計法の一部改正）

第一條　印刷庁特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

印刷局特別会計法

第一條中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第二條中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第四條中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

第九條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び」を「歳入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを」に改める。

（印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の一部改正）

第二條　印刷庁特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に改める。

第一條中「印刷庁特別会計」を「印刷局特別会計」に、「印刷庁特別会計法」を「印刷局特別会計法」に改める。

（造幣庁特別会計法の一部改正）

第三條　造幣庁特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

造幣局特別会計法

第一條、第二條、第四條第一項及び第六條中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

第二十一條中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第二十七條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び」を「歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第二十九條中「造幣庁長官」を「造幣局長」に改める。

第三十七條中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計

等から生ずる一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第四條　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「造幣庁特別会計、印刷庁特別会計」を「造幣局特別会計、印刷局特別会計」に改める。

（外国為替資金特別会計法の一部改正）

第五條　外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（管理）

第二條　この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第五條第二項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、「て大蔵大臣の指定するもの」を削り、同條第三項及び第四項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十條の見出し中「及び送付」を削り、同條第一項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣に送付し」を削り、同條第二項を削る。

第十一條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び」を「歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて」に改める。

第十二條第二項を次のように改める。

2　前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出予定計算書

二　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

三　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

第十五條の見出し中「及び送付」を削り、同條第一項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣に送付し」を削り、同條第二項を削る。

第十六條第二項を次のように改める。

2　前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一　歳入歳出決定計算書

二　当該年度の貸借対照表及び損益計算書

第十九條を次のように改める。

第十九條　削除

第二十一條第一項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に「書類を作製して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならない。」を「書類を作製しなければならない。」に改め、同條第二項中「前項の規定による資金支出負担行為計画及び資金支払計画の承認をしたときは、」を「前項の規定により資金支出負担行為計画又は資金支払計画に関する書類を作製したときは、」に改め、「外国為替管理委員会及び」及び「外国為替管理委員会、」を削り、同條第三項中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に、「第一項の規定による大蔵大臣の承認を経た」を「第一項の規定により作製した」に改める。

第二十二條第二項中「内閣総理大臣」を「大蔵大臣」に改め、「、大蔵大臣及び」を削る。

第二十四條中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

（一般職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第六條　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項第一号中「造幣庁」を「造幣局」に改め、同項第二号中「印刷庁」を「印刷局」に改める。

（特別職の職員の給與に関する法律の一部改正）

第七條　特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号を次のように改める。

三　検査官

三の二　国家人事委員長及び国家人事委員

第一條第二十三号の二を同條第二十八号とし、同條第二十三号の三を同條第二十九号とし、同條第二十四号を削り、同條第二十五号を同條第三十号とし、同條第十号の二から同條第二十三号までを次のように改める。

十一　土地調整委員会の委員長及び委員

十二　文化財保護委員会の委員長及び委員

十三　運輸審議会委員

十四　宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長

十五　大使及び公使

十六　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二條第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）

十七　日本学術会議会員

十八　中央選挙管理委員会の委員

十九　公安審査委員会の委員長及び委員

二十　中央更生保護審査会委員

二十一　旧軍港市国有財産処理審議会委員

二十二　日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員

二十三　漁港審議会委員

二十四　商品取引所審議会の会長及び委員

二十五　電波監理審議会委員

二十六　首都建設委員会委員

二十七　侍従、女官長、東宮侍従長、女官、東宮侍従及び皇子ふ育官

第二條中「第十八号」を「第十六号」に改める。

第三條第三項中「内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、経済安定本部総裁、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長」を「内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官又は会計検査院長（以下「各省各庁の長」という。）」に改める。

第九條を次のように改める。

（日本学術会議会員等の給與）

第九條　第一條第十七号から第二十六号までに掲げる特別職の職員（以下「日本学術会議会員等」という。）は、勤務一日につき二千二百円をこえない範囲内において、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

第十條中「第二十三号」を「第二十七号」に改める。

第十一條を削り、第十條の二中「第二十三号の二」を「第二十八号」に改め、同條を第十一條とする。

第十二條を削り、第十條の三中「第二十三号の三」を「第二十九号」に改め、同條を第十二條とする。

第十三條を次のように改める。

（失業対策事業労務者等の給與）

第十三條　第一條第三十号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大蔵大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十五年法律第百九十号）の規定によりなおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十一号）第十一條の規定の適用を妨げない。

第十四條第一項第二号中「首都建設委員会委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

別表第一中

「人事官及び検査官	
国立国会図書館長	
国家公安委員会委員	
全国選挙管理委員会委員長	」

を

「検査官	
国家人事委員長及び国家人事委員	
国立国会図書館長	
国家公安委員会委員	」

に、

「地方財政委員会委員長
公益事業委員会委員長
外国為替管理委員会委員長
統計委員会委員長
電波監理委員会委員長
土地調整委員会委員長
証券取引委員会委員長」

を「土地調整委員会委員」に改め、「中央更生保護委員会委員」及び「皇太后大夫」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

第八條　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「第十五号」を「第十三号」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九條　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号中「印刷庁」を「印刷局」に改め、同項第五号中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十條　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中「、第二十六條の三第九項（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五條第四項」を「又は第二十六條の三第九項（第二十九條第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同條第四十九條第一項及び第六項中「国税庁長官又は」を削り、同條第八項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第五十二條第一項中「国税庁長官、」を削る。

第五十一條第五項中「国税庁又は」を削る。

（法人税法の一部改正）

第十一條　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第四項中「、第二十五條第八項又は第四十六條の三第四項」を「又は第二十五條第八項」に改める。

第三十五條第一項及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第三十七條第五項中「国税庁又は」を削る。

第三十八條第一項中「国税庁長官、」を削る。

第四十五條及び第四十六條中「国税庁又は」を削る。

第四十六條の二中「国税庁の収税官吏又は納税地の所轄税務署若しくは」を「法人の納税地の所轄税務署又は」に改める。

第四十八條第一項中「国税庁又は」を削り、同條第三項中「、第四十二條第三項」を「又は第四十二條第二項」に改める。

第四十五條第一項及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第四十七條第五項中「国税庁又は」を削る。

第四十八條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條第一項及び第五項中「国税庁長官又は」を削り、同條第七項中「国税庁長官又は」及び「国税庁又は」を削る。

第三十八條第一項中「国税庁、」を削る。

第四十五條及び第四十六條

十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「国税庁長官、」を削る。

第十一條第一項中「国税庁収税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局若ハ」を「事件発見地ヲ所轄スル国税局又ハ」に改め、同條第二項を削る。

第十二條第一項中「国税庁長官又ハ国税局長ヨリ他ノ国税局又ハ」を「他ノ国税局長ノ要求ニ基キ所属国税局長ヨリ他ノ国税局ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキ又ハ所属国税局長ヨリ他ノ」に改める。

第十三條第二項を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八條　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「国税庁長官、」を削る。

（税理士法の一部改正）

第十九條　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改める。

第十六條中「国税庁長官官房」を「大蔵省徴税局」に改める。

第十九條第一項中「国税庁」を「大蔵省」に改め、同條第二項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第二十一條第一項、第二十二條、第二十三條、第二十五條第一項及び第三項並びに第二十六條から第二十八條まで中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第三十五條中「国税庁協議団又は」を削る。

第三十九條、第四十條第二項、第四十五條第一項、第二項及び第四項、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十五條第一項中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

第五十六條を次のように改める。

第五十六條　削除

第五十七條中「国税庁長官」を「大蔵大臣」に改める。

（たばこ専売法の一部改正）

第二十條　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第七十九條第五項を削り、同條第六項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

（塩専売法の一部改正）

第二十一條　塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「、第六項及び第八項から第十一項まで」を「及び第七項から第十項まで」に改める。

（しょう脳専売法の一部改正）

第二十二條　しょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第三項中「、第六項及び第八項から第十一項まで」を「及び第七項から第十項まで」に改める。

（金管理法の一部改正）

第二十三條　金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第三項中「造幣庁」を「造幣局」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第二十四條　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「証券取引委員会」を「証券取引審議会」に改める。

本則（第二十五條第一項、第二十八條第一項、第六十七條第一項、第七十九條第一項、第八十一條第二項及び第百三十八條第二項第四号を除く。）中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第二條第一項第九号を次のように改める。

九　その他政令で定める証券又は証書

第二條第八項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三條第二項を次のように改める。

前條第一項第八号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの並びに同号に掲げる有価証券のうち前項に規定する有価証券の性質を有するもの及び同項に規定する有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについても、また、同項と同様とする。

第四條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定の適用を除外される有価証券の募集又は売出が行われる場合においては、当該有価証券の発行者は、大蔵省令で定めるところにより、当該有価証券の募集又は売出に関する通知書を大蔵大臣に提出しなければならない。但し、募集又は売出券面額の総額が百万円以下である有価証券については、この限りでない。

第五條（第二項を除く。）中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十三條第三項及び第四項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第二十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「二箇月」を「三箇月」に改める。

第二十五條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第二十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十七條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第二十八條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改め、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十一條第九号及び第十号を次のように改める。

九　会社のうち、その資本の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

十　個人のうち、政令で定める方法によつて計算したその資産の額が、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たないもの

第三十四條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第四項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第三十五條、第四十條第一項、第四十一條第二項、第四十二條及び第四十八條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第四十九條第一項中「証券取引委員会の申出により」を削り、同條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十一條第一項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第五十三條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十四條第一項第五号の二中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同項第六号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第五十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十五條の二中「証券取引委員会規則で定めるところにより、」を削る。

第六十五條第一項及び第六十六條中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第六十七條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第七十三條第二項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第七十六條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第七十九條第一項及び第八十一條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第九十七條第三項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百五條第三号及び第百十一條第二項から第五項まで中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百十八條中「二箇月」を「三箇月」に改める。

第百十九條中「、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百二十條中「別に証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百二十五條第三項中「証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改める。

第百二十七條及び第百三十二條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百三十三條中「証券取引委員会」を「大蔵省令」に改める。

第百三十八條第二項第四号中「証券取引委員会の」を「大蔵省に」に改める。

第百五十四條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百五十五條第一号中「若しくは証券取引委員会規則」を削る。

第百五十七條を次のように改める。

第百五十七條　証券業者のなす有価証券の売買その他の取引又は会員のなす有価証券市場における売買取引につき争がある場合においては、当事者は、その争の解決を図るため、大蔵大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

第百五十九條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、第百五十七條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、当該職員をしてその意見を聴取させ、仲介を行うことを適当と認めたときは、当該職員をしてその申立に係る争の解決に必要な協定案を作成させる。

第百六十條を次のように改める。

第百六十條　大蔵大臣は、前條第一項の協定案を争の当事者に示し、その受諾を勧告する。

第百六十一條中「前條」を「第百五十九條第一項」に改める。

第百六十二條及び第百六十三條中「仲介に基く」を「第百五十九條第一項の」に改める。

第百六十四條中「第百六十條の規定による」を「第百五十九條第一項の」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章　証券取引審議会

第百六十五條　有価証券の発行及び売買その他の取引に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、証券取引審議会（以下審議会という。）を置く。

第百六十六條　審議会は、委員九人を以て、これを組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣がこれを任命する。

第百六十七條　委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第百六十八條　審議会の会長は、委員のうちからその互選によつて、これを決定する。

会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、予めその指名する委員がその職務を代理する。

第百六十九條　委員は、非常勤とする。

第百七十條　第百六十八條に定めるものを除く外、審議会の議事手続その他その運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十一條乃至第百八十一條　削除

第百八十二條第一項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に、「審問を行わないで」を「審問を行わせないで」に改め、同條第二項中「審問しよう」を「当該職員をして審問を行わせよう」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「規定による審問を行つた」を「規定により当該職員をして審問を行わせた」に改める。

第百八十三條第一号中「その意見を聴取し」を「当該職員をしてその意見を聴取させ」に、「意見書若しくは報告書」を「意見書若しくは報告」に改め、同條第四号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十四條第一項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改め、同條第二項中「当該官吏」を「当該職員」に、「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十五條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第百八十七條第一項中、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則」を「又はこの法律に基く命令」に改める。

第百八十八條第五項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百八十九條第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は証券取引委員会規則で定めるところにより前三項の規定の適用が除外された場合」を削る。

第百九十三條中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十三條の二第一項中「証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條第二項及び第三項中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第百九十四條中「証券取引委員会が公益及び投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則」を「政令」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百九十四條の二　大蔵大臣は、この法律の施行に関する事務の一部を地方支分部局の長をして行わせることができる。

第二百五條第十三号中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

（証券投資信託法の一部改正）

第二十五條　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

本則（第四條第一項を除く。）中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

本則中「証券取引委員会規則」を「大蔵省令」に、「審問を行つた後」を「当該職員をして審問を行わせた後」に改める。

第四條第一項中「証券取引委員会」を「大蔵省」に改める。

第五條第六項中「署名し」の下に「又は記名なつ印し」を加える。

第十一條第一項中「審問を行わなければならない。」を「当該職員をして審問を行わせなければならない。」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第二十六條　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　公認会計士管理委員会（第七条）」を「第六章　公認会計士試験委員会（第七条）」に、「第六章　公認会計士審査会」に、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第七條及び第十一條中「公認会計士管理委員会」を「政令」に改める。

第十二條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十五條第一項中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（合格の取消等）

第十五條の二　公認会計士審査会は、不正の手段によつて公認会計士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2　公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて公認会計士試験を受けることができないものとすることができる。

第十六條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十六條の二第一項中「公認会計士管理委員会による資格の承認を受け、且つ、公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣による資格の承認を受け、且つ、大蔵省」に改め、同條第二項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第三項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十八條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第十九條第一項及び第三項並びに第二十一條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第二十二條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三十條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十一條中「公認会計士管理委員会規則」を「この法律に基く命令」に、「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第三十二條第一項から第四項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改め、同條第五項本文中「場合において」の下に「、公認会計士審査会の意見を聞いて、」を加える。

第三十三條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に、「左の各号に掲げる処分をする」を「当該職員をして左の各号に掲げる処分をさせる」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第三十四條中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　公認会計士審査会

（設置）

第三十五條　公認会計士制度の運営に関する重要事項並びに公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び計理士に対する懲戒処分に関し調査審議させるため並びに公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行わせるため、大蔵省の附属機関として、公認会計士審査会を置く。

（組織）

第三十六條　公認会計士審査会は、委員十人以内をもつて組織する。

2　委員は、関係行政機関の職員及び公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3　委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第三十七條　公認会計士審査会の会長は、公認会計士審査会の委員のうちから、その互選によつて決定する。

2　会長は、公認会計士審査会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（試験委員）

第三十八條　公認会計士審査会に、公認会計士試験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員十五人以内を置く。

2　試験委員は、前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士審査会の推薦に基き、大蔵大臣が任命し、その試験が終つたときは退任する。

（委員等の勤務）

第三十九條　委員及び試験委員は、非常勤とする。

（議事及び議決の方法）

第四十條　公認会計士審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2　公認会計士審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。

3　委員は、公認会計士制度の運営に関する議事を除く外、自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。

（庶務）

第四十一條　公認会計士審査会の庶務は、大蔵省理財局においてつかさどる。

（議事手続等）

第四十二條　この法律に定めるもの外、公認会計士審査会の議事手続その他その運営に関し必要な事項は、公認会計士審査会が定める。

第四十三條から第四十六條まで削除

第七章を削る。

「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第五十五條各号中「又は同條第二項」を削る。

第五十七條第一項から第三項まで中「公認会計士管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五十七條の二第二項中「公認会計士管理委員会規則」を「政令」に改める。

第五十八條中「公認会計士試験審査会」を「公認会計士審査会」に改める。

第五十九條中「公認会計士管理委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第六十三條第一項中「公認会計士管理委員会」を「大蔵省」に改め、同條第十項各号中「又は第二項」を削る。

第六十四條後段を削る。

第六十四條の二及び第六十四條の三を削る。

第六十五條第二項中「会計士補が」を「会計士補又は会計士補となる資格を有する者が」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第二十七條　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十一條第二項を削る。

第三十一條ノ二但書を削る。

第三十二條第六項中「通貨発行審議会ノ議決ニ基キ」を削る。

第三十六條ノ二を削る。

（国民金融公庫法の一部改正）

第二十八條　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「通貨発行審議会の推薦に基き、」を削り、同条第八項中「通貨発行審議会の議を経て、」を削る。

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）

第二十九条　外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　不服の申立及び訴訟（第五十六条―第六十四条）」を「第七章　不服の申立及び第七章の二　外国為替審議会（第五十六条―第六十四条）訴訟（第六十四条の二・第六十四条の三）」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第七条第三項を次のように改める。

3　大蔵大臣は、外国為替資金の運用による外国為替の売買の相場を定めなければならない。

第七条第四項中「外国為替管理委員会は、大蔵大臣の承認を得て、」を「大蔵大臣は、」に改め、同条第六項中「又は外国為替管理委員会」を削る。

第十一条中「外国為替管理委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十五条及び第二十条中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第四十四条中「主務の政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

第五十六条中「政府機関」を「主務大臣」に、「当該政府機関」を「当該主務大臣」に改める。

第五十七条第一項中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第五十八条中「第七条第一項又は第五十六条第一項」を「第七条第一項」に、「第五十六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第五十九条第一項中「この法律の規定による当該政府機関」を「第五十八条の規定による主務大臣」に改め、同条第三項中「当該政府機関」を「被告である政府機関」を「被告である主務大臣」に改め、同条第四項中「政府機関」を「第五十八条の規定による主務大臣」に改め、同条第五項中「当該政府機関」を「その訴に係る第五十八条の規定による決定をした主務大臣」に改める。

第六十二条中「当該政府機関」を「前条第三項に規定する主務大臣」に、「及び政府機関」を「及び当該主務大臣」に改める。

第六十三条中「当該政府機関」を「主務大臣」に改める。

第六十四条中「当該政府機関の決定」を「第五十八条の規定による主務大臣の決定」に、「政府機関に」を「当該主務大臣に」に改め、同条第二号中「政府機関」を「主務大臣」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　外国為替審議会

（設置）

第六十四条の二　外国為替の管理に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外国為替審議会を置く。

（組織及び運営）

第六十四条の三　外国為替審議会は、大蔵大臣及び委員七人以内で組織する。

2　大蔵大臣は、外国為替審議会の会長として会務を統理する。

3　外国為替審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4　外国為替審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　外国為替審議会の委員は、再任されることができる。

6　外国為替審議会の委員は、非常勤とする。

7　前項に定めるものの外、外国為替審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条中「政府機関又は外国為替銀行」を「主務大臣、日本銀行又は外国為替銀行」に改める。

第六十七条、第六十八条第一項及び第六十九条第一項中「主務の政府機関」を「主務大臣」に改める。

第三十条　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第三十条　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、」を「大蔵大臣は、」に改める。

（外資に関する法律の一部改正）

第三十一条　外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条・第十六条」を「第十五条―第十六条」に、「第五章　外国投資家の投資及び事業活動の調整（第十八条・第十九条）」を「第五章　外国投資家の投資及び第五章の二　外資審議会（第十九条の二・第十九条の三）事業活動の調整（第十八条―第十九条）」に、「第二十五条」を「第二十五条の三」に改める。

第三条第一項第一号ロ中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同項第三号中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第五条第二項から第四項まで中「外資委員会又は」を削る。

第七条第一項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令、通商産業省令」に改め、同条第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣及び通商産業大臣」に改める。

第八条の見出し中「又は勧告」を「等」に改め、同条第一項及び第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「外資委員会が指定をする」を「大蔵大臣が指定をする」に、「外資委員会が許可」を「外資審議会が許可」に、「勧告をする」を「意見を述べる」に改める。

第九条第二項中「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十条並びに第十一条第一項及び第二項中「外資委員会規則」を「主務省令」に、「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十二条第一項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十三条第一項中「外資委員会規則」を「主務省令」に、「外資委員会」を「主務大臣」に改める。

第十三条の二及び第十三条の三中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

第十四条第一項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同条第二項中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に、「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、同条第三項を削る。

第十五条及び第十五条の二第一項中「外国為替の認可」を「主務大臣の認可」に、「外資委員会の指定」を「大蔵大臣の指定」に、「外資委員会が」を「主務大臣又は大蔵大臣が」に改める。

第十五条の二第二項中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改める。

第十六条を削り、第十五条の四中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第一項中「外資委員会の」を削り、「大蔵大臣に依頼して、外資審議会の意見を求めなければならな

い。」に改め、同條第二項中「外資委員会」を「大蔵大臣」に改め、「当該事項についての」の下に「外資審議会の」を加え、同條の次に次の二條を加える。

（外資審議会の意見）

第十八條の二　大蔵大臣は、この法律の規定による認可、指定又は確認をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

2　主務大臣は、この法律の規定による認可をする場合には、前項の外資審議会の意見を尊重しなければならない。

第十八條の三　大蔵大臣は、他の法令の規定により居住者の本邦における適法な事業活動により生ずる利潤の外国へ向けた支拂の許可をしようとするときは、あらかじめ外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

第十九條の見出しを削り、同條第一項中「国の行政機関は、」を「前條に規定する場合を除く外、国の行政機関は、他の法令の規定により」に、「外資委員会に付議して、その勧告」を「大蔵大臣に依頼して、外資審議会の意見」に改め、「その他外資委員会規則で定めるもの」を削り、同條第二項中「外資委員会の勧告」を「外資審議会の意見」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　外資審議会

（設置）

第十九條の二　本邦に対する外国資本の投下に関する重要事項に関し調査審議させるため、大蔵省の附属機関として、外資審議会を置く。

（組織及び運営）

第十九條の三　外資審議会は、大蔵大臣及び委員九人以内で組織する。

2　大蔵大臣は、外資審議会の会長として会務を総理する。

3　外資審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

4　外資審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　外資審議会の委員は、再任されることができる。

6　外資審議会の委員は、非常勤とする。

7　前六項に定めるものの外、外資審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章中「外資委員会」を「主務大臣又は大蔵大臣」に改め、第二十四條中「外資委員会規則」を「主務省令又は大蔵省令」に改める。

第六章中第二十五條の次に次の二條を加える。

（日本銀行による事務の取扱）

第二十五條の二　主務大臣又は大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

（主務大臣及び主務省令）

第二十五條の三　この法律に規定する主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

（外資に関する法律の一部改正）

第三十二條　外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

附則第五項中「外資委員会規則」を「大蔵省令」に、「外資委員会」を「大蔵大臣」に改める。

（外国人の財産取得に関する政令の一部改正）

第三十三條　外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「主務大臣」に、「外資委員会規則」を「主務省令」に改める。

第十條中、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）又はジェー・アンド・ピー・コウソ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号）」を「又は連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）」に改める。

第十一條から第十六條までを次のように改める。

第十一條から第十六條まで　削除

第十七條を次のように改める。

（日本銀行による事務の取扱）

第十七條　主務大臣は、政令で定めるところにより、この政令の施行に関する事務の一部を、日本銀行をして取り扱わせることができる。

2　前項の規定により日本銀行をして事務の一部を取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とする。

第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、同條の次に次の一條を加える。

（主務大臣及び主務省令）

第十九條　この政令において主務大臣又は主務省令は、鉱業権及びこれに関する権利並びに第三條第一項第三号に掲げる財産に関する事項については、大蔵大臣及び通商産業大臣又は大蔵省令、通商産業省令とし、その他の事項については、大蔵大臣又は大蔵省令とする。

第二十一條第二号中「第十九條」を「第十八條」に改める。

（外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正）

第三十四條　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「外資委員会」を「大蔵大臣」に、「外資委員会規則」を「大蔵省令」に改める。

第三條に次の一項を加える。

3　大蔵大臣は、第一項の承認をしようとするときは、外資審議会の意見を聞かなければならない。但し、事案の軽微なものについては、この限りでない。

第七條第三項を削る。

第八條の二第一項中「第七條第三項の規定により同條第一項の書類の移送を受けたときは、」を「第三條第一項の承認をしたときは、」に、同條第二項中「第七條第三項の規定により同條第一項の書類の移送を受けたときは、」を「第三條第一項の承認をしたときは、」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第七條による特別職の職員の給与に関する法律の改正規定中改正後の同法第一條第二十二号に係る部分は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　この法律施行の際、改正前の所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法、資産再評価法又は国税徴収法の規定により国税庁長官に対してされている審査の請求については、当該審査の請求をした者の納税地を所轄する国税局長が審査の決定をするものとする。

3　この法律施行の際現に効力を有する改正前の証券取引法に基く証券取引委員会規則は、この法律施行後は、改正後の証券取引法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

4　この法律施行の際現に効力を有する改正前の公認会計士法（同法第六十三條第一項及び第二項を除く。）に基く公認会計士管理委員会規則は、この法律施行後は、改正後の公認会計士法に基く相当の政令又は大蔵省令としての効力を有するものとする。

5　改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

6　この法律施行前にされた改正前の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の規定による外国為替管理委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国為替及び外国貿易管理法及びこれに基く命令の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

7　改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分（同法附則第四項の規定による指定を除く。）は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分とみなす。

8　この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の規定による外資委員会の処分（同法附則第四項の規定による指定を除く。）の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の相当規定による主務大臣又は大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

9　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律に基く相当の主務省令若しくは大蔵省令としての効力を有するものとする。

10　改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。）の規定による外資委員会の処分は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）又は外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（以下「改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等」という。）の相当規定による大蔵大臣の処分とみなす。

11　この法律施行前にされた改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外資に関する法律の一部を改正する法律等の相当規定による大蔵大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

12　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外資に関する法律の一部を改正する法律等に基く主務省令としての効力を有するものとする。

13　改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分とみなす。

14　この法律施行前にされた改正前の外国人の財産取得に関する政令の規定による外資委員会の処分の申請及びその受理は、改正後の外国人の財産取得に関する政令の相当規定による主務大臣の処分の申請及びその受理とみなす。

15　この法律施行の際現に効力を有する改正前の外国人の財産取得に関する政令に基く外資委員会規則は、この法律施行後は、改正後の外国人の財産取得に関する政令に基く主務省令としての効力を有するものとする。

16　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17　ユネスコ活動に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正

大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三十四條の次に次の一條を加える。

（会社更生法の一部改正）

第三十五條　会社更生法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項、第百六十五條、第百九十四條第一項及び第三項並びに第二百條第二項中「証券取引委員会」を「大蔵大臣」に改める。

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案

工業技術庁設置法の一部を改正する法律

工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工業技術院設置法

「工業技術庁」を「工業技術院」に、「工業技術庁長官」を「工業技術院長」に、「長官官房」を「官房」に改める。

第二條第一項中「通商産業省の外局として、」を「通商産業省」に改め、同條に次の一項を加える。

3　工業技術院の職員（工業技術院長を除く。）の任免は、工業技術院長がこれを行う。

第三條第五号中「他の外局」を「外局」に改める。

第四條中「工業技術協議会並びに」を削り、「試験研究所」の下に「並びに第九條に掲げる附属機関」を加える。

第五條及び第六條を削り、第六條の二を第五條とし、第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第八條の二を第八條とする。

第十條を削り、第九條を第十條とし、同條の前に次の一條を加える。

（附属機関）

第九條　左の表の上欄に掲げる機関は、工業技術院の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
工業技術協議会	鉱業及び工業の科学技術に関する重要事項を審議すること。
日本工業標準調査会	関係各大臣の諮問に応じ、工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。
熱管理士試験委員	熱管理士試験に関する事務をつかさどること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　政府は、昭和二十七年九月三十日までに、この法律の施行前に廃止した工業技術庁の試験研究所又はその支所の用に供していた国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産をいう。以下同じ。）及び物品（物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第一條に規定する物品をいう。以下同じ。）を、時価から国有財産にあつてはその七割以内、物品にあつてはその五割以内を減額した対価で、地方公共

団体に譲渡することができる。但し、当該地方公共団体がその国有財産又は物品を引き続き同種の施設の用に供する場合に限る。

3　政府は、前項の規定により国有財産又は物品を譲渡する場合においては、売払代金の納付前においても、当該国有財産又は物品を引き渡すことができる。

4　第二項の規定により譲渡した国有財産又は物品の売払代金は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体が発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

5　従前の工業技術庁の機関及び職員は、工業技術院の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

6　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「工業技術庁」を「工業技術院」に改める。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（鉱山保安法の改正）

第一條　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十二條の見出しを「（鉱山保安監督及び鉱山保安監督部）」に改め、同條中「通商産業省資源庁に内部部局として鉱山保安局」を「通商産業大臣官房に鉱山保安監」に改める。

第三十四條、第四十三條及び第四十九條中「鉱山保安局」を「通商産業大臣官房」に改める。

第三十九條、第四十五條、第五十二條第一項及び第五十三條第一項中「通商産業省資源庁」を「通商産業省」に改める。

第五十四條第二項中「鉱山保安局長」を「鉱山保安監」に改める。

（中小企業等協同組合法の改正）

第二條　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二　公正取引委員会は、組合が私的独占禁止法第二十四條各号の要件を備える組合でないと認める場合において、勧告し、又は審判開始決定書を発送したときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

第百七條に次の一項を加える。

2　前項の場合については、第六條の二の規定を準用する。

（輸出信用保険法の改正）

第三條　輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條中「通商振興局」を「通商局」に改める。

（電気事業再編成令の改正）

第四條　電気事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十六項中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に改める。

（公益事業令の改正）

第五條　公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　公益事業委員会（第三條―第二十五條）」を「第二章　削除」に、「第八章　異議の申立、聴聞及び訴訟（第六十條―第七十三條）」を「第八章　異議の申立及び聴聞（第六十條―第七十三條）」に改める。

第二章、第五十七條、第七十一條から第七十三條まで及び附則を除き、「公益事業委員会」及び「委員会」を「通商産業大臣」に、「委員会規則」を「通商産業省令」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章　削除

第三條から第二十五條まで　削除

第五十七條を次のように改める。

（発電水力の調査）

第五十七條　通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行わなければならない。

「第八章　異議の申立、聴聞及び訴訟」を「第八章　異議の申立及び聴聞」に改める。

（電気事業再編成令の改正）

第七十一條から第七十三條までを次のように改める。

削除

第七十一條から第七十三條まで

削除

第八十八條を次のように改める。

第八十八條　削除

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　従前の公益事業委員会の機関及び職員は、通商産業省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律の施行の際現に効力を有する公益事業委員会規則は、この法律の施行後も、通商産業省令としての効力を有するものとする。

4　この法律の施行前に公益事業令第六十一條の規定による異議の申立に対し同令第六十二條第一項又は第六十九條第一項の規定による決定があつた同令又は同令に基く命令の規定による公益事業委員会の処分に対する訴については、改正前の同令第七十一條から第七十三條までの規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、第七十二條中「委員会」とあるのは「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七條）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　本省

第一節　運輸審議会（第五條―第十八條）

第二節　内部部局（第十九條―第二十八條の二）

第三節　附属機関（第二十九條―第三十八條）

第四節　地方支分部局（第三十九條―第五十四條）

第一款　海運局（第四十條―第四十四條）

第二款　港湾建設部（第四十五條―第四十九條）

第三款　陸運局（第五十條―第五十四條）

第三章　外局（第五十五條―第五十七條）

第一節　船員労働委員会及び船舶検査機械審査委員会（第五十六條・第五十六條の二）

第二節　海難審判庁（第五十七條）

第四章　職員（第五十八條・第五十九條）

附則

第三條第七号中「気象」を「気象業務」に改め、第九号を次のように改める。

九　交通に関する保安

第四條第一項第十四号の次に次の十三号を加える。

十四の二　運輸に関する基本的な政策及び計画につき企画立案すること。

十四の三　所掌事務に係る物資の生産、流通及び消費に関する基本的施策につき企画立案すること。

十四の四　所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

十四の五　所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。

十四の六　所掌事務に係る輸出品の等級、標準及び包装条件を定めて、これらの検査を行うこと。

十四の七　所掌事務に関し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に関し、許可を与え、又は届出を受理すること。

十四の八　所掌事務に係る中小企業等の振興を図り、及び経営に関する指導を行うこと。

十四の九　所掌事務に係る中小企業等協同組合の定款の認証等をすること。

十四の十　所掌事務に係る工業品等についての工業標準を制定し、及び普及すること。

十四の十一　国際観光事業を助成すること。

十四の十二　通訳案内業の試験を行うこと。

十四の十三　外客宿泊施設の整備を図るため、ホテル及び旅館を登録すること。

十四の十四　旅行あつ旋業を登録すること。

第四條第一項第十五号中「航路、就航区域又は船舶」を「航路又は区域」に改め、同項第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　航法及び船舶交通に関する個号方法に関し、調査し、及び企画立案すること。

第四條第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　船舶の安全に関する検査をすること。

第四條第一項第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二　海技従事者の免許をすること。

二十四の三　水先人の免許をすること。

第四條第一項第二十七号及び第二十七号の二を次のように改める。

二十七　港湾運送事業の登録をすること。

二十七の二　港湾運送事業者に対し、運賃及び料金並びに運送約款の実施の延期又は変更を命ずること。

第四條第一項第二十九号中「又は保管料率の変更を命ずること。」を「又は料金表の変更に関する命令をすること。」に改める。

第四條第一項第三十一号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体調停委員会」に改める。

第四條第一項第四十四号の二から第四十四号の五までを次のように改める。

四十四の二　航空機の登録をすること。

四十四の三　航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

四十四の四　航空従事者に関する証明及び航空機乗組員の免許をすること。

四十四の五　航空機の操縦の練習の許可をすること。

第四條第一項第四十四号の五の次に次の四号を加える。

四十四の六　航空路を指定すること。

四十四の七　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

四十四の八　航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を与えること。

四十四の九　航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四條第一項第四十五号から第四十八号までを次のように改める。

四十五　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究を行うこと。

四十六　気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び地面のふく射に関する観測、調査及び研究の成果並びにこれらに関する統計及び資料を発表すること。

四十七　気象の観測を行う者に対し、その成果の報告を求めること。

四十八　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象を予報し、及び警報すること。

第四條第一項第四十八号の次に次の四号を加える。

四十八の二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮及び波浪の予報業務に関し、許可すること。

四十八の三　気象電報を集め、気象無線報を受信すること。

四十八の四　気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関し、許可すること。

四十八の五　気象測器の検定及び型式証明を行うこと。

第四條第一項第四十九号の二の次に次の四号を加える。

四十九の三　水路測量及び海象観測を行うこと。

四十九の四　水路測量及び海象観測の成果を公表すること。

四十九の五　水路図誌及び航空図誌を調製し、及び供給すること。

四十九の六　航路標識の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

第四條第一項中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第六十号までを削り、第六十一号を第五十二号とする。

第四條第二項第六号及び第七号を次のように改める。

六　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の割当を行い、又は配給を規制すること。

七　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止を命ずること。

第四條第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。

第六條第一項第二号中「軌道、」の下に「無軌條電車、」を加え、第三号を次のように改める。

三　旅客定期航路事業（対外定期航路事業を除く。）における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六條第一項第四号を次のように改める。

四　倉庫業における料金に関する基準の設定

第六條第一項第五号中「及び軌道の特許」を「並びに軌道及び無軌條電車の特許」に改め、第六号を次のように改める。

六　地方鉄道の免許の取消、軌道若しくは無軌條電車の特許の取消又は地方鉄道、軌道若しくは無軌條電車の営業の停止

第六條第一項第十号中「及び軌道」を、「軌道及び無軌條電車」に、第十一号中「軌道」を「軌道、無軌條電車」に、第十一号の三中「海上運送法」を「第三号に規定するものを除く外、海上運送法」に改める。

第六條第一項第十一号の五の次に次の一号を加える。

十一の六　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第十九條第一項中「六局」を「七局」に、「自動車局」を「自動車局、航空局」に改め、第二十一條第一項中「官房長一人」の下に「及び観光監一人」を、第二項中「大臣官房の事務」の下に「（第二十一條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を除く。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　観光監は、命を受けて第二十一條第一項第二十一号から第二十四号までに掲げる事務を管理する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二　鉄道監督局、自動車局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

2　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十二條第一項第九号中「気象」を「気象業務」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九の二　水路業務に関すること。

九の三　航路標識の業務に関すること。

第二十二條第一項第十六号の次に次の四号を加える。

十六の二　運輸に関する基本的政策及び計画を樹立すること。

十六の三　運輸省の所掌事務に係る物資に関する基本的な政策及び計画に関すること。

十六の四　運輸省の所掌事務に係る価格等の統制に関すること。

十六の五　運輸省の所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備に関すること。

第二十二條第一項第十七号を次のように改める。

十七　都市における交通調整に関すること。

第二十二條第一項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　通訳案内業に関すること。

第二十二條第三項を削る。

第二十三條第一項を次のように改める。

一　旅客定期航路事業の免許、許可又は認可に関すること。

二　定期航路事業における運賃及び料金に関すること。

三　船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。

四　水上運送事業における補償に関すること。

五　木船相互保険組合の認可に関すること。

六　日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。

七　水上運送の用に供する物資の需給の調査に関すること。

八　海難救助の制度の調査及び企画立案に関すること。

九　海難の調査（海難審判庁の行うものを除く。）に関すること。

十　水先に関すること（船員局の所掌に属するものを除く。）。

十一　航法及び船舶交通に関する信号方法に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

十二　港則に関する制度の調査及び企画立案に関すること。

十三　海事代理士に関すること。

十四　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

十五　前各号に掲げるもの外、水上運送事業及び水上運送一般の発達、改善及び調整に関すること。

第二十三條第二項中第三号及び第五号を削り、第二号の二を第三号とし、第六号を第五号とし、同号中「及び石油製品」を削る。

第二十三條第三項を削る。

第二十四條第一項第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一　船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。

一の二　満載きつ水線の指定に関すること。

第二十四條第一項第五号の次に次の三号を加える。

五の二　船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに船舶の製造及び修繕の用に供する施設に関するものについての工業標準に関すること。

五の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装條件並びに検査に関すること。

五の四　造船に関する事業並びに船舶の引揚及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査に関すること。

第二十四條第二項第四号中「及び石油製品」を削る。

第二十五條第二項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二　海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関すること。

十一の三　水先人の試験に関すること。

第二十六條第一項第十号中「保管料率」を「料金表」に改める。

第二十六條第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十二　港湾施設に関するものについての工業標準に関すること。

十三　港湾、倉庫等の用に供する物資等の需給の調査に関すること。

第二十六條第二項中「及び石油製品」を削る。

第二十七條第一項第三号中「国有鉄道調停委員会」を「公共企業体調停委員会」に改める。

第二十七條第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の運転事故の調査に関すること。

第二十七條第一項第十四号の次に次の三号を加える。

十四の二　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する車両、鉄道信号保安装置その他の陸運機器並びに鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の施設に関するものについての工業標準に関すること。

十四の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装條件並びに検査に関すること。

十四の四　鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する物資の需給の調査に関すること。

第二十七條第三項を削る。

第二十八條第一項第八号中「及び通運計算事業」を「、通運計算事業及び道路運送車両による輸送」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二　道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。

第二十八條第一項第十三号の次に次の三号を加える。

十三の二　自動車用代燃装置及び運輸省が生産を所掌する軽車両並びに自動車用に関するものについての工業標準に関すること。

十三の三　輸出に係る所掌事務に係る物資の等級、標準及び包装條件並びに検査に関すること。

十三の四　道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、チューブ等の物資の需給の調査に関すること。

第二十八條第二項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とする。

第二十八條第三項を削る。

第二十八條の次に次の一條を加える。

（航空局）

第二十八條の二　航空局においては、左の事務をつかさどる。

一　航空機の登録に関すること。

二　航空機の安全性に関すること。

三　航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

四　航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

六　航空機の操縦の練習の許可に関すること。

七　航空従事者の教育及び養成に関すること。

八　航空路の指定に関すること。

九　航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。

十　飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。

十一　飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。

十二　航空交通の安全に関すること。

十三　航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

十四　前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。
十五　航空機の事故調査に関すること。
十六　所掌事務に係る工業品等についての工業標準に関すること。
十七　所掌事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

第二十九條中「運輸技術研究所」を「運輸技術研究所（水路部、燈台局、航空保安事務所、航空標識所及び海員学校を除く。）」に改める。

第三十條第一項を次のように改める。

中央気象台は、気象業務法（昭和二十七年法律第　号）第二條第四項各号の気象業務等を行う機関とする。

第三十條第二項中「海況、地震」を「地象、地動、地球磁気、地球電気、水象」に改め、「測器」の下に「並びに験潮儀及び経緯儀」を加える。

第三十一條第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　航空機、航空原動機、及び航空機装備品並びに飛行場及び航空保安施設に関すること。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

（水路部）

第三十二條　水路部は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一　水路測量及び海象観測並びにその成果の公表

二　水路及び海象に関する調査及び研究並びにその成果並びにこれらに関する統計及び資料の公表

三　水路図誌及び航空図誌の調製及び供給

四　水路及び海象並びに水中における沈没物その他の航海の障害となる虞がある物件に関する情報の公表

五　一般の委託により行う水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の調製

2　水路部は、東京都に置く。

3　水路部の内部組織は、運輸省令で定める。

4　水路部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方水路部その他の出張所及び技術者の駐在施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

（燈台局）

第三十三條　燈台局は、左に掲げる業務を行う機関とする。

一　航路標識の設置及び管理

二　運輸省以外の者で航路標識の設置及び管理を行うものの監督

三　航路標識の附属の装置による気象の観測並びにその成果の公表

2　燈台局は、東京都に置く。

3　燈台局の内部組織は、運輸省令で定める。

4　燈台局の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、燈台管理部その他の出張所及び技術者の駐在施設を置く。その名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第三十六條第一項中「海員養成所」を「海員学校」に改める。

第三十七條中「海員養成所」を「海員学校」に改める。

「兒島海員養成所
小樽海員養成所
唐津海員養成所
宮古海員養成所
七尾海員養成所　を
宮崎海員養成所
粟島海員養成所
門司海員養成所
高浜海員養成所」

「兒島海員学校
小樽海員学校
唐津海員学校
宮古海員学校
七尾海員学校　に改める。
宮崎海員学校
粟島海員学校
門司海員学校
高浜海員学校」

第三十七條の次に次の二條を加える。

（航空保安事務所）

第三十七條の二　航空保安事務所は、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行う機関とする。

2　航空保安事務所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、航空保安事務所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空保安事務所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

（航空標識所）

第三十七條の三　航空標識所は、航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行う機関とする。

2　航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、航空標識所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に航空標識所の出張所を置くことができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、運輸省令で定める。

第三十八條第一項の表を次のように改める。

種類	目的
海上安全審議会	運輸大臣の諮問に応じて船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に定める事項その他海上における交通に関する保安に関する重要事項を調査審議すること。
中央船員職業安定審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）に定める船員の職業の安定に関する重要事項を調査審議すること。
造船技術審議会	運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。
海運造船合理化審議会	運輸大臣の諮問に応じて海運及び造船に関する事業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。
船員教育審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。
水先審議会	運輸大臣の諮問に応じて水先法（昭和二十五年法律第百二十一号）第二十五條及び第三十二條に規定するものの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議すること。
鉄道建設審議会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）に定める日本国有鉄道の鉄道新線の敷設に関する事項を調査審議すること。
航空審議会	運輸大臣の諮問に応じて航空に関する重要事項を調査審議すること。

第三十九條中「公共船員職業安定所」を削る。

第四十條第一項中第一号から第四号までを次のように改める。

一　旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

二　定期航路事業における運賃及び料金に関すること。
三　船舶の譲受、譲渡、借受及び貸渡の許可に関すること。
四　水上運送事業における補償に関すること。
第四十條第一項第四号の次に次の六号を加える。
四の二　日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
四の三　水先に関すること。
四の四　海難の調査に関すること。
四の五　前各号に掲げるものの外、水上運送事業及び水上における輸送の発達、改善及び調整に関すること。
四の六　船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。
四の七　満載きつ水線の指定に関すること。
第四十條第一項第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二　海技従事者の免許に関すること。
第四十條第二項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号中「及び石油製品」を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。
第四十二條第一項中「五部」を「四部」に改め、「港湾連絡調整部」を削る。
第二章第四節中第二款を削り、第三款を第二款とし、第四十六條を第四十五條とし、以下第五十條まで一條ずつ繰り上げる。
第二章第四節中第四款を第三款とする。
第五十一條第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二　地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌條電車の運転事故の調査に関すること。
第五十一條第一項第十号の次に次の一号を加える。
十の二　道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。
第五十一條第二項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同條を第五十條とする。
第五十二條を第五十一條とし、以下第五十五條まで一條ずつ繰り上げる。
第五十六條中「海上保安庁」及び「航空庁」を削り、同條を第五十五條とし、第五十七條を第五十六條とする。
第三章第二節を削り、第三節を第二節とし、第五十九條を第五十七條とする。
第三章第四節を削る。
第六十條を第五十八條とし、第六十一條を第五十九條とする。
附　則
1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第三十三條ノ四第一項中「其ノ居住地ヲ管轄スル公共船員職業安定所」を「ソノ居住地ヲ管轄スル海運局（厚生大臣ガ運輸大臣ニ協議シテ指定スル海運局ノ支局及港湾管理事務所並ニ之等ノ出張所ヲ含ム以下同ジ）」に、「当該公共船員職業安定所」を「当該海運局」に、同條第二項中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
第三十三條ノ五中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
第三十三條ノ六中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。
第三十三條ノ七中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。
第三十三條ノ八中「公共船員職業安定所長」を「海運局ノ長」に改める。
第三十三條ノ九第三項、第三十三條ノ十一、第三十三條ノ十三、第三十三條ノ十四第一項、第五十二條ノ二、第五十二條ノ三及び第六十五條ノ八中「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第百五十六條第五項中「海上保安庁の基地施設、通信施設、航路標識」を「航路標識」に改める。
4　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。
第九條の二第二項中「海難審判庁審判官」の下に「又は海難審判庁理事官」を加える。
第十條第一項中「海難審判庁審判官」の下に「海難審判庁理事官」を加え、第三項中「海難審判庁審判官」の下に「及び理事官」を加え、第四項を削り、第一項の次に次の一項を加える。
海難審判庁理事官（以下「理事官」という。）は、審判の請求及びこれに係る海難の調査並びに裁決の執行に関することを掌る。
第十三條中「各海難審判庁」の下に「（高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいう。以下同じ。）」を加える。
第十四條の次に次の一條を加える。
第十四條の二　海難審判庁に、海難審判理事所を置く。
海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄するための機関とする。
海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
第二十九條及び第五十八條中「海上保安庁海難審判理事所」を「海難審判理事所」に改める。
5　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。
第十條の見出中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、同條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。
第十六條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで及び第二十九條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第四十三條、第四十四條、第四十六條及び第五十八條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。
第六十一條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。
第六十七條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第十六條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで及び第二十九條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第四十三條、第四十四條、第四十六條及び第五十八條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。
第六十一條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に改める。
第六十七條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第十五條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。
第十五條中「公共船員職業安定所」を「海運局」に、「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に改める。
第十四條の二　海難審判庁に、海難審判理事所を置く。
海難審判理事所は、理事官の行う事務を統轄するための機関とする。
海難審判理事所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
第二十九條及び第五十八條中「海上保安庁海難審判理事所」を「海難審判理事所」に改める。
6　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。
第七條中「海運局長」の下に「（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。）」を加え、「公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、」を削る。
第八條及び第九條を次のように改める。
第八條及び第九條　削除
第十條中「公共船員職業安定所の業務」を「海運局長の行う船員の職業の安定に関する業務」に、「公共船員職業安定所において」を「海運局において」に改める。
第十一條及び第十三條中「公共船員職業安定所」を「海運局長」に改める。
第十五條中「公共船員職業安定所長」を「海運局長」に、「公共船員職業安定所」を「海運局」に改める。
7　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。
第二條から第五條まで中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。
第七條中「海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはそ

の事務所」を「燈台局又はその出張所」に改める。

第八條第二項中「海上保安官」を「運輸大臣」に改める。

第十三條第四号中「運輸大臣に」を削る。

第十四條中「又は海上保安官」を削る。

第十五條前段中「運輸大臣に」を削り、同條後段を削る。

8　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第七條第二項中「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第十三條中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。

第二十五條第三項を削る。

第二十六條中「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所（以下「管区海上保安本部の事務所」という。）」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「管区海上保安本部の事務所」を「海運局若しくはその支局又はこれらの出張所」に改める。

9　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に改める。

第四條の二中「その他の航空に関する図誌」の下に「（航空路誌を除く。）」を加える。

第二十七條中「運輸大臣に」を削る。

10　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「海上保安庁長官」を「運輸大臣」に、「海上保安庁」を「運輸省」に、「海上保安審議会」を「海上安全審議会」に改める。

第二十五條中「運輸大臣に」を削る。

11　航空法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。

「航空庁長官」を「運輸大臣」に改める。

第百三十五條の表の下欄中「航空庁」を「運輸省」に改める。

第百三十七條中「行政官庁」を「運輸大臣」に改め、「運輸大臣に」を削る。

12　気象業務法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「航空庁長官を経て」を削る。

第十五條第一項及び第五項中「航空庁」を「運輸省」に改める。

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する修正

運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條第一項の改正に関する部分中「次の十三号」を「次の十二号」に改め、「十四の十四　旅行あっ旋業を登録すること。」を削る。

第二十三條第一項の改正に関する部分中第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船運漕料の設定に関すること。

第四十條第一項の改正に関する部分中「第一号から第四号まで」を「第一号から第四号の二まで」に改め、第二号の次に次の一号を加える。

二の二　木船運送事業の登録に関すること。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條を次のように改める。

（この法律の目的）

第一條　この法律は、建設省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二條　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三條第二項の規定に基いて、建設省を設置する。

2　建設省の長は、建設大臣とする。

第三條第一号中「立案」の下に「に関する事務」を加え、同條第八号及び第十三号中「維持及び管理」を「維持、修繕その他の管理」に改め、同條第二十四号を次のように改める。

二十四　地代及び家賃に関する事務を処理すること。

第三條第二十六号中「、電気通信事業特別会計」を削り、「学校の復旧整備のための措置」の下に「、保安庁の特殊な建物の営繕」を加え、同條第二十六号の二中「又は日本専売公社」を「、日本専売公社又は日本電信電話公社」に改め、「建設工事用資材の加工及び」を削り、同條第二十七号を削り、同條第二十六号の三を同條第二十七号とし、同條第二十六号の二の次に次の三号を加える。

二十六の三　公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の委託に基き、建設工事に関する調査、試験、検定及び研究を行い、並びに建設省の所管行政に係る事項に関する技術者の養成及び訓練を行うこと。

二十六の四　第二十六号の二に掲げるものの外、委託に基き、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事を行うこと。

二十六の五　第二十六号の三に掲げるものの外、委託に基き、重要な河川工作物について、調査、試験及び研究を行うこと。

第三條第二十九号中「試験、」の下に「検定、」を、「事務を処理し、」の下に「建設技術に関する指導並びに建設技術に関する試験及び研究の助成を行い、」を加える。

第四條第一項中

「管理局	
河川局	を
道路局	
都市局	
住宅局」	

「計画局
河川局
道路局　」に改める。
住宅局
営繕局」

第四條第二項から第五項までを次のように改める。

2　大臣官房においては、前條第二十五号、第二十八号及び第三十号に規定する事務、同條第二十六号の二及び第二十六号の三に規定する事務（他の局及び附属機関の所掌に属するものを除く。）並びに他の局の所掌に属しない事務をつかさどる。

3　計画局においては、前條第一号、第四項から第七号まで及び第十七号に規定する事務、同條第三号に規定する事務の総括に関する事務、同條第二十号に規定する事務のうち建築基準法による地域及び地区の指定に関するもの並びに同條第二十九号に規定する事務（附属機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第四條第六項及び第七項中「第二十六号の二」を「第二十六号の二から第二十六号の四まで」に改め、同條第六項を同條第四項とし、同條第七項を同條第五項とし、同條第八項を削り、同條第九項を同條第六項とし、同條に次の一項を加える。

7　営繕局においては、前條第二十六号及び第二十七号に規定する事

務並びに同條第二十六号の二に規定する事務で建物の営繕に関するものをつかさどる。

第五條第一項を次のように改める。

大臣官房に官房長を置く。

第五條第二項を次のように改める。

2　官房長は、命を受け、大臣官房の事務を掌理する。

第二章中第五條の次に次の一條を加える。

（監察官）

第五條の二　第三條第二十八号に規定する事務を行わせるため、建設省に監察官十人以内を置く。

2　監察官は、建設省の職員のうちから、建設大臣が命ずる。

3　建設大臣は、必要があると認めるときは、監察官をして建設省の助成に係る事業の実況の検査を行わせることができる。

第七條第一項中「同條第二十九号」を「同條第二十六号の二及び第二十九号」に改め、「養成及び訓練」の下に「に関するもの」を加える。

第八條第一項を次のように改める。

土木研究所は、第三條第八号、第九号、第十一号、第十三号、第十四号、第二十六号の二及び第二十六号の四に規定する事務のうち建設省の施行する建設工事に係る特殊な工作物の設計に関するもの、第二十六号の五に規定する事務の三及び第二十九号に規定する事務のうち土木に関する調査、試験、検定、研究及び技術の指導並びに技術者の養成及び訓練に関するものをつかさどる機関とする。

第九條第一項を次のように改める。

建築研究所は、第三條第二十六号、第二十六号の二及び第二十六号の四に規定する事務のうち建築及び都市計画に関する調査、試験、検定、研究及び技術の指導に関するものをつかさどる機関とする。

第十條第一項の表中

官庁営繕審議会	建設大臣の諮問に応じて官庁営繕に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に勧告し、その他官庁営繕法に関する権限を行うこと。

を

官庁営繕審議会	建設大臣の諮問に応じて官庁営繕に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に勧告し、その他官庁営繕法に関する権限を行うこと。

に改める。

第十四條を削り、第十三條を第十四條とし、第十二條を第十三條とし、第十一條の見出しを「（所掌事務）」に改め、同條第一号中「建設工事」の下に「及びその施行に伴い必要を生じた工事（これらに関する調査を含む。）」を加え、同條第二号中「又は日本專売公社」を「、日本專売公社又は日本電信電話公社」に改め、「、建設工事用資材の加工」を削り、同條を第十二條とし、第四章中同條の前に次の一條を加える。

（地方建設局）

第十一條　本省に地方支分部局として地方建設局を置く。

「第五章」を「第六章」に改め、第二十條中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改め、同條を第二十一條とし、第十六條を第十八條とし、以下第十九條まで二條ずつ繰り下げ、第十五條の次に次の一章を加える。

第五章　外局

（首都建設委員会）

第十六條　国家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、建設省に外局として首都建設委員会を置く。

（組織、所掌事務及び権限）

第十七條　首都建設委員会の組織、所掌事務及び権限は、首都建設法（昭和二十五年法律第二百十九号）の定めるところによる。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、附則第四項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に総理府の外局として置かれている首都建設委員会は、この法律に基く相当の機関となり、同一性をもつて存続するものとし、その事務局の職員は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、この法律に基く相当の機関の職員となるものとする。

3　首都建設法の一部を次のように改正する。

第三條中「総理府」を「建設省」に改める。

第八條第二項後段を削り、同條第三項を次のように改める。

3　事務局の職員は、委員長が建設省計画局の職員のうちから兼ねて任命する。

4　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　測量審議会（第五十五條―第五十九條）」を「第六章　削除」に改め、第五條中「測量審議会にはかつて」を削り、第十二條中「測量審議会にはかつて、」を削り、第二十七條第二項中「及び測量審議会にはかつて」を「その他」に改め、第三十四條中「測量審議会にはかつて、」を削り、第三十五條第二項を削り、第四十六條第一項中「測量審議会にはかつて」を削り、第四十七條第二項中、「、測量審議会にはかつて、」を削り、第六章を次のように改める。

第六章　削除

第五十五條から第五十九條まで削除

附則第六項中「測量審議会にはかつて」を削る。

5　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号中「、電気通信事業特別会計」を削り、「学校の復旧禁備のための営繕」の下に「、保安庁の特殊な建物の営繕」を加え、「又は日本專売公社」を「、日本專売公社又は日本電信電話公社」に改め、「、建設工事用資材の加工」を削り、同項に次の一号を加える。

三　前号に掲げるものの外、委託に基き、第一号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。

総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を削る。

第五條の次に次の一條を加える。

（特別な職）

第五條の二　大臣官房に、賞勲監一人を置く。

2　賞勲監は、命を受け、第六條第一項第十六号から第十九号までに掲げる事務を掌理する。

3　統計局に、次長二人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第六條第一項第十五号を削り、同項第十六号を同項第十五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第八條第二項を削る。

第十五條の表中

国土総合開発審議会	国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

を

国土総合開発審議会	国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）及び国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
資源調査会	資源調査会設置法（昭和二十七年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

に改める。

第十六條の二及び第十六條の三を削る。

第十七條中

「統計委員会
公正取引委員会
全国選挙管理委員会
公益事業委員会
国家公安委員会
地方財政委員会
外国為替管理委員会
首都建設委員会
電波監理委員会
土地調整委員会
宮内庁
特別調達庁
賠償庁
行政管理庁
北海道開発庁
地方自治庁」

を

「公正取引委員会
国家公安委員会
土地調整委員会
国家人事委員会
宮内庁
調達庁
行政管理庁
北海道開発庁
自治庁
保安庁
経済審議庁、」

に改める。

第十八條中「又は政令」を削り、同條の表を次のように改める。

公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
国家公安委員会	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）
土地調整委員会	土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）
国家人事委員会	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

宮内庁	宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）
調達庁	調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）
行政管理庁	行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）
北海道開発庁	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）
自治庁	自治庁設置法（昭和二十七年法律第　号）
保安庁	保安庁法（昭和二十七年法律第　号）
経済審議庁	経済審議庁設置法（昭和二十七年法律第　号）

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

法制局設置法案

法制局設置法

（設置）

第一條　内閣に法制局を置く。

（法制局長官）

第二條　法制局の長は、法制局長官とし、内閣が任命する。

2　長官は、法制局の事務を統括し、部内の職員の任免、進退を行い、且つ、その服務につき、これを統督する。

（所掌事務）

第三條　法制局は、左に掲げる事務をつかさどる。

一　閣議に附される法律案、政令案及び條約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。

二　法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること。

三　法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。

四　内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うこと。

五　その他法制一般に関すること。

（内部部局）

第四條　法制局の事務を分掌させるため、法制局に左の三部及び長官総務室を置く。

第一部
意見部

第二部

2　部及び長官総務室の所掌事務及び内部組織は、政令で定める。

（職員）

第五條　法制局に法制局次長一人及び法制局参事官、法制局事務官その他所要の職員を置く。

2　次長は、長官を助け、局務を整理する。

3　参事官は、命を受け、第三條各号に掲げる事務をつかさどる。

4　事務官は、命を受け、事務を整理する。

5　部の長は部長とし、参事官をもつて充てる。

（定員）

第六條　長官及び次長を除く外、法制局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、五十九人とする。

（主任の大臣）

第七條　法制局に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（実施細則）

第八條　この法律の施行に関し必要な細則は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法制局長官

3　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法制局長官

別表第一中「政務次官」を「法制局長官」に改める。

4　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第二号中「内閣官房副長官」の下に「法制局長官、法制局次長、」を加え、同項第三号中「府、省」を「法制局参事官若八

法制局事務官又ハ府、省」に、「又ハ」を「若ハ」に改める。

5　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　法制局長官

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

目次及び本則（第十六條を除く。）中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院総裁」及び「総裁」を「国家人事委員長」に、「人事官」を「国家人事委員」に、「事務総局」を「事務局」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に、「人事院指令」を「国家人事委員会指令」に改める。

第三條第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四條の見出しを「（国家人事委員会の組織）」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第十一條中「院務」を「会務」に改める。

第十二條中「人事院会議」を「国家人事委員会会議」に改め、同條第六項第二号を次のように改める。

二　削除

第十三條の見出しを「（事務局）」に改め、同條第一項から第五項までを次のように改める。

国家人事委員会の事務を処理させるため、国家人事委員会に事務局を置く。

事務局の長は、事務総長とする。

事務局に左の五部を置く。

管理部

任用部

給與部

公平部

職員部

前三項に定めるもの外、部の所掌事務その他国家人事委員会の内部組織については、国家人事委員会規則で定める。

第十三條に次の二項を加える。

国家人事委員会に置かれる職員の定数は、国家人事委員会規則で定める。事務局の各部及び地方事務所に置かれる職員の定数は、国家人事委員会規則で定める。

第十四條の第二項中「次官」を「事務次官」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（国家人事委員長秘書官）

第十四條の二　国家人事委員会に、国家人事委員長秘書官一人を置く。

国家人事委員長秘書官は、国家人事委員長の命を受けて、機密に関する事務をつかさどる。

第十五條の見出しを「（国家人事委員の兼職禁止）」に改め、同條中「及び事務総長」を削る。

第十六條を次のように改める。

（国家人事委員会規則及び国家人事委員会指令）

第十六條　国家人事委員会は、この法律の執行に関し必要な事項について、内閣総理大臣の承認を経て、国家人事委員会規則を制定することができる。

国家人事委員会規則は、官報で公布する。

国家人事委員会は、国家人事委員会規則を実施し、又はその他の措置を行うため、国家人事委員会指令を発することができる。

第二十三條及び第二十八條第二項中「同時に」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　人事院並びに人事院事務総局及びその地方事務所は、それぞれこの法律による改正後の国家公務員法に基く国家人事委員会並びに国家人事委員会事務局及びその地方事務所となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律施行の際現に在職する人事官は、引き続き国家人事委員として在職するものとし、人事院総裁として命ぜられている者は、引き続き国家人事委員長として命ぜられたものとする。

4　前項の規定により引き続き在職する国家人事委員の任期は、人事官としての任期の残任期間に相当する期間とする。

5　この法律施行の際現に人事院事務総局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務條件をもつて、国家人事委員会事務局の職員となるものとする。

6　国家公務員法附則第一條第二項中「人事院規則又は人事院指令」とあるのは「国家人事委員会規則又は国家人事委員会指令」と、同法附則第十條中「人事院」とあるのは「国家人事委員会」と、同條並びに同法附則第十三條及び第十四條中「人事院規則」とあるのは「国家人事委員会規則」と読み替えるものとする。

7　国家公務員法第一次改正法律附則第三條中「人事院規則」とあるのは、「国家人事委員会規則」と読み替えるものとする。

8　国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「人事委員会規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

附則第二項を削る。

9　一般職の職員の給與に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に、「人事院指令」を「国家人事委員会指令」に改める。

第二條第三号、第五号及び第六号並びに第十條第三項中「同時に」を削る。

第七條中、会計検査院長若しくは人事院総裁」を「若しくは会計検査院長」に改める。

10　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「人事院総裁」を削る。

11　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第三号中「、会計検査院又ハ人事院」を「又ハ会計検査院」に改める。

第八十二條ノ二中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

12　国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。

第四條第一項第八号を次のように改める。

八　国家人事委員会事務総長

第十條第六号を次のように改める。

六　国家人事委員長

13　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

14　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「、会計検査院長又は人事院総裁」を「又は会計検査院長」に改める。

15　国家公務員法並びに第九項及び第十一項から第十三項までに掲げる法律を除く外、他の法令中「人事院」とあるのは「国家人事委員会」と、「人事官」とあるのは「国家人事委員」と、「人事院総裁」とあるのは「国家人事委員長」と、「人事院規則」とあるのは「国家人事委員会規則」と、「人事院指令」とあるのは「国家人事委員会指令」と読み替えるものとする。

調達庁設置法の一部を改正する法律案

調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五條―第十二條）」を「（第五條―第十條）」に、「（第十二條の二―第十二條の六）」を「（第十一條・第十二條）」に改める。

第五條を次のように改める。

（内部部局）

第五條　調達庁に、左の三部を置く。

総務部

不動産部

労務部

第六條を次のように改める。

（特別な職）

第六條　総務部に、監察官一人を置く。監察官は、命を受けて、庁務の監査に関する事務を掌理する。

第七條の見出しを「（総務部）」に改め、同條各号列記以外の部分中「長官官房」を「総務部」に改め、同條第五号中「調達庁の常用の経費（以下「庁費」という。）及びこれに伴う収入」を「経費及び収入」に改め、同條第十五号を同條第十九号とし、同條第十四号の次に次の四号を加える。

十五　特別調達資金の経理に関すること。

十六　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八條に基く請求の処理に関すること。

十七　工事並びに役務（労務を除く。）及び需品の調達に関すること。

十八　駐留軍の需要を解除された物件の管理、出納、輸送及び売却に関すること。

第八條及び第九條を削る。

第十條の見出しを「（不動産部）」に改め、同條各号列記以外の部分中「管理部」を「不動産部」に改め、同條第一号中「庁費以外の経費による」を「駐留軍の需要する」に改め、同條第五号から第七号までを削り、同條を第八條とし、第十一條及び第十二條を次のように改める。

（労務部）

第九條　労務部においては、左の事務をつかさどる。

一　駐留軍のため労務に従事する者（以下「駐留軍労務者」という。）の雇入、提供、解雇及び労務管理に関すること。

二　駐留軍労務者の給與に関すること。

三　駐留軍労務者の福利厚生に関すること。

（事務の委任）

第十條　調達庁長官は、政令で定めるところにより、第七條第十六号及び前條に掲げる事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

第十三條の二を第十一條とし、第十二條の三を第十二條とする。

第十五條中

大阪調達局	大阪市	福井県	滋賀県　京都府　大阪府
		兵庫県	奈良県　和歌山県
		鳥取県	島根県　岡山県　広島県
呉調達局	呉市	山口県	徳島県　香川県　愛媛県
		高知県	

を

大阪調達局	大阪市	福井県	滋賀県　京都府　大阪府
		兵庫県	奈良県　和歌山県
		鳥取県	島根県　岡山県　広島県
呉調達局	呉市	山口県	徳島県　香川県　愛媛県
		高知県	

に改める。

第十六條第二項を次のように改める。

調達局に、左の三部を置く。

総務部

事業部

不動産部

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五　統計及び統計制度の改善発達に関する基本的事項を企画すること。

六　統計調査の審査、基準の設定及び総合調整を行うこと。

七　統計報告の徴集について調整を行うこと。

八　統計機関の機構、定員及び運営に関し、地方公共団体の長又は教育委員会に対し、連絡及び勧奨を行うこと。

九　統計職員の養成の企画及び検定を行うこと。

十　統計知識の普及及び宣伝並びに国際統計事務の統轄その他統計の改善発達に関する事務を行うこと。

十一　各行政機関の業務の実施状況を監察し、必要な勧告を行うこと。

十二　前号の監察に関連して、公共企業体（公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第一項に規定する公共企業体をいう。）の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に関し、関係各行政機関と協力して、必要な調査を行うこと。

十三　所掌事務に関し必要な資料の収集を行うこと。

第二條第二項を削る。

第三條を次のように改める。

（内部部局）

第三條　行政管理庁に、長官官房及び左の三部を置く。

管理部

統計基準部

監察部

長官官房においては、人事、会計及び庶務に関する事務をつかさどる。但し、人事に関しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に従つて処理しなければならない。

3　管理部においては、第二條第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

4　統計基準部においては、第二條第五号から第十号まで及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

5　監察部においては、第二條第十一号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。

6　前各項に定めるものを除く外、内部部局の組織の細目は、長官が定める。

（地方支分部局）

第三條の二　行政管理庁に、地方支分部局として、地方監察局を置く。

2　地方監察局は、監察部の事務を分掌する。

3　地方監察局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
札幌監察局	札幌市	北海道
仙台監察局	仙台市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
東京監察局	東京都	東京都　茨城県　群馬県　埼玉県　千葉県　神奈川県　山梨県　長野県　新潟県　栃木県
名古屋監察局	名古屋市	静岡県　石川県　鼓草県　愛知県　三重県　富山県
大阪監察局	大阪市	京都府　大阪府　和歌山県　福井県　滋賀県　兵庫県　奈良県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
広島監察局	広島市	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
高松監察局	高松市	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県
福岡監察局	福岡市	

4　地方監察局に、左の二部を置く。
　第一部
　第二部
5　前項に定めるものを除く外、地方監察局の組織の細目は、長官が定める。
第四條の見出しを「（長官）」に改め、同條第三項を次のように改める。
3　長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、資料の提出に関し、協力を求めることができる。
4　長官は、所掌事務に関し、随時、内閣総理大臣又は関係各行政機関の長に対し、意見を述べることができる。
第七條を第十條とし、第六條を次のように改める。
（附属機関）
第六條　行政管理庁に、左の附属機関を置く。
　行政審議会
　統計審議会
（行政審議会）
第七條　行政審議会は、長官の諮問に応じ、国の行政の改善を図ることを目的として、行政制度及び行政運営に関する重要事項並びに監察の結果に基く重要な勧告事項を調査審議する。
2　行政審議会は、委員十五人以内で組織する。
3　委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
4　委員は、長官の委嘱に基き、第二條第十一号の監察を行うことができる。
（統計審議会）
第八條　統計審議会は、長官の諮問に応じ、統計調査の審査、基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関し長官に建議する。
2　統計審議会は、委員十七人で組織する。
3　委員は、左に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。
一　統計に関し学識経験のある者　七人
二　行政機関及び都道府県の統計主管部局を代表する者　六人
三　統計の利用者を代表する者　四人
4　統計審議会に、部会を置くことができる。
第九條　前二條に定めるものを除く外、行政審議会及び統計審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
　附　則
1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2　経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）は、廃止する。
3　この法律施行前にした旧経済調査庁法の規定による経済調査官、警察官又は警察吏員の行為については、同法は、その廃止後もなおその効力を有するものとする。
4　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5　この法律施行の際、現に設置されている地方経済調査局は、昭和二十八年三月三十一日までの間、残務処理のため、当該地方監察局に附置することができる。但し、同日以前に残務処理が終了した場合においては、政令で定めるところにより、廃止するものとする。
6　統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。
「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。
第二條及び第四條第二項中「で指定し、」を「が指定し、」に改める。
第六條から第六條の四までを次のように改める。
第六條　削除
第七條第三項及び第八條第三項中「各行政機関、」を「各行政機関若しくは」に改める。
第十條第一項中「法務府、」を削る。
第十六條の次に次の一條を加える。
（資料等の提出及び説明の要求）
第十六條の二　行政管理庁長官は、この法律の実施に関し必要があると認めるときは、各行政機関の長又はその他のものに対し、資料及び報告の提出並びに説明を求めることができる。
第十八條の次に次の一條を加える。
（権限の委任）
第十八條の二　行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第二條及び第七條に定める権限の一部を統計基準部長に委任することができる。
第十九條の二第一項中「統計委員会委員、」を削る。
7　統計報告調整法（昭和二十七年法律第　号）の一部を次のように改正する。
本則（第十三條を除く。）中「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。
第十三條中「統計委員会」を「行政管理庁」に改める。
第十四條を第十五條とし、第十三條の次に次の一條を加える。
（権限の委任）
第十四條　行政管理庁長官は、政令で定めるところにより、第五條第二項、第九條及び第十條に定める権限について、統計基準部長に委任することができる。
附則第二項中「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。
8　この法律施行の際現に統計委員会及び経済調査庁の職員（統計委員会委員を除く。）である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務条件をもつて、行政管理庁の職員となるものとする。

資源調査会設置法案

資源調査会設置法

（設置）
第一條　総理府に、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條第一項に規定する機関として、資源調査会を置く。
（所掌事務）
第二條　資源調査会は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。
一　資源の総合的利用のための方策に関し調査審議すること。
二　関係各行政機関が樹立する資源の利用計画の総合調整に関し調査審議すること。
三　資源調査の計画に関し調査審議すること。
四　前各号に規定する事項に関し、調査審議の結果を内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各行政機関の長に対し、勧告し、又は報告すること。
五　関係各行政機関が行う各般の経済計画の作成及び国の予算の編成に必要な資源の利用に関する資料を収集整理すること。
六　資源の利用に関する内外の資料を収集し、並びに資源の利用に関し周知させ、及び啓発を行うこと。
七　その他資源の総合的利用に関することを。
2　資源調査会は、前項に規定するもの外、内閣総理大臣の諮問に応じ、同項第一号から第三号までに規定する事項に関し調査審議し、その結果を内閣総理大臣に答申する。
3　関係各行政機関の長は、その所掌事務を遂行するにあたつて必要があると認めるときは、第一項第一号から第三号までに規定する事項に関し、資源調査会の調査審議を求めることができる。
（資料の提出等の要求）
第三條　資源調査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第四條　資源調査会は、会長、副会長及び委員二十人以内で組織する。

（会長）

第五條　会長は、経済審議庁長官をもつて充てる。

2　会長は、会務を総理する。

（副会長）

第六條　副会長は、一人とし、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　副会長は、常勤とする。但し、関係行政機関の職員のうちから任命された場合又はやむを得ない場合には、非常勤とすることができる。

（委員）

第七條　委員は、学識経験がある者又は関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　関係各行政機関の職員（教職にある者及び試験研究に従事する者を除く。）のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。

3　委員は、非常勤とする。

4　学識経験がある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　前項の委員は、再任されることができる。

（会議）

第八條　資源調査会は、会長、副会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。会長に事故がある場合には、副会長が、会長、副会長ともに事故がある場合には、会長があらかじめ指名する委員が、会議の議長となる。

3　資源調査会の議事は、会長、副会長及び委員のうち出席した者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第九條　資源調査会の事務を処理させるため、資源調査会に、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理する。

（連絡会議）

第十條　資源の利用に関し、資源調査会及び関係各行政機関相互の間の連絡を図るため、資源調査会に、連絡会議を置く。

（政令への委任）

第十一條　この法律に定めるものを除く外、資源調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）第十五條に規定する資源調査会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない場合においては、同一の勤務條件をもつて、資源調査会事務局の職員となるものとする。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一條―第五條）

第二章　本省

第一節　内部部局（第六條―第十三條）

第二節　国立の学校その他の機関（第十四條―第二十七條）

第三章　外局（第二十八條・第二十九條）

第四章　職員（第三十條・第三十一條）

附則

第二條第一項第一号を同項第七号とし、同項第二号を同項第八号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に定める学校及び同法第八十三條に定める各種学校をいい、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。

第二條第一項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　「大学教育」とは、大学における教育をいう。

第二條第二項及び第三項を削る。

第四條を次のように改める。

（文部省の任務）

第四條　文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

第五條第一項第十二号から第二十七号までを次のように改める。

十二　教育（学校教育及び社会教育をいう。以下同じ。）、学術及び文化の振興に関し、調査し、及び企画すること。

十三　地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に関する制度並びに地方公務員たる教育職員に関する制度に関し、調査し、及び企画すること。

十四　教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。

十五　国立自然教育園、史料館及び国民体育館を管理し、及び運営すること。

十六　国立学校（これに附置する機関を含む。）の施設を復旧整備すること。

十七　大学の設置及び教育、学術又は文化に関する法人の設立につき認可を行うこと。

十八　大学、研究機関その他の教育、学術又は文化に関する機関（他の行政機関に属するものを除く。）に対し、その運営に関して指導と助言を与えること。

十九　地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。

二十　教育、学術及び文化に関する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

二十一　教育、学術又は文化に関する重要な題目について、会議、研究会、討論会その他の催しを主催すること。

二十二　教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。

二十三　大学及び研究機関の研究活動について連絡し、及び援助すること。

二十四　国内における教育、学術又は文化に関する国際的な諸活動について連絡調整すること。

二十五　教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、国際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、條約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

二十六　教育、学術又は文化に関する国際会議の政府代表の候補者を選考し、関係行政機関に意見を述べること。

二十七　国費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八　所掌事務に関する調査研究を行い、その結果を利用に供し、及び関係調査研究機関に対し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十九　所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。

三十　宗教に関する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

三十一　教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関及び大学に対し、報告書、資料等の提出を求めること。

三十二　前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に属させられた権限

第六條第一項中「調査普及局」を「調査局」に改め、同條第二項を削る。

第七條から第十二條までを次のように改める。

（大臣官房の事務）

第七條　大臣官房においては、文部省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

一　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　内部部局の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

三　教育、学術又は文化に功績のある者の顕彰に関すること。

四　機密に関すること。

五　大臣の官印及び省印を管守すること。

六　機構及び定員に関し、調査し、企画し、及び立案すること。

七　所管行政の総合調整を行うこと。

八　教育、学術、文化又は宗教に関する法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に関する事務について連絡調整すること。

九　法令案その他の公文書類の審査を行うこと。

十　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

十一　監察に関すること。

十二　部局の準備した予算案に基いて文部省所管の予算案を作成する等予算に関すること。

十三　経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。

十四　行政財産及び物品を管理すること。

十五　前各号に掲げるもの外、文部省の所掌事務で他部局及び他の機関の所掌に属しない事項

（初等中等教育局の事務）

第八條　初等中等教育局においては、左の事務をつかさどる。

一　地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び勧告を與えること。

二　地方教育費に関し、資料を収集し、及び企画すること。

三　地方公務員たる教育関係職員の任免、給與その他の身分取扱に関する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に関し、指導、助言及び勧告を與えること。

四　国立高等学校（国立大学附属のものを除く。）に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

五　初等教育、中等教育及び特殊教育（以下「初等中等教育」という。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

六　初等中等教育のための補助に関すること。

七　初等中等教育の基準の設定に関すること。

八　学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

九　高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

十　初等中等教育における職業指導に関し、援助と助言を與えること。

十一　初等中等教育に関する教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料を作成し、及び利用に供すること。

十二　学校における保健に関し、指導、助言及び援助を與えること。

十三　左のような方法によつて、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　初等中等教育に関係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十四　初等中等教育用教科書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行に関すること。

十五　文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

（大学学術局の事務）

第九條　大学学術局においては、左の事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。

二　国立大学及びこれに附置する学校その他の機関に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

三　大学教育及び学術の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

四　大学教育のための補助に関すること。

五　大学教育の基準の設定に関すること。

六　大学の行う通信教育に関し、援助と助言を與えること。

七　教育職員の免許、養成及び大学において行う現職教育並びに研究者の養成に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

八　学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び補導に関し、援助と助言を與えること。

九　国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

十　日本学術会議その他の学術団体との連絡に関すること。

十一　研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関すること。

十二　国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

十三　外国人留学生の教育に関し、援助と助言を與えること。

十四　研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五　学術に関する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これらの情報を提供する等の便宜を與えること。

十六　大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十七　国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

十八　左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ　大学教育及び学術に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

（社会教育局の事務）

第十條　社会教育局においては、左の事務をつかさどる。

一　国立科学博物館、国立近代美術館及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

二　社会教育（国民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この條において同じ。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を與えること。

三　社会教育のための補助に関すること。

四　社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

五　社会教育としての通信教育に関し、援助と助言を與えること。

六　左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

イ　情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

ロ　社会教育に関する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

七　視聴覚教育に関し、連絡調整すること。

八　芸術及び国民娯楽の向上及び普及に関し、援助と助言を與えること。

九　国際的又は全国的な規模において行われる運動競技に関し、連絡し、及び援助すること。

十　国民体育館を管理し、及び運営すること。

十一　著作権の登録等著作権に関する事務及び予約出版の届出の受理に関する事務を行うこと。

（調査局の事務）

第十一條　調査局においては、左の事務をつかさどる。

一　文部省の所掌事務に関する一般的調査統計を行い、必要な資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果を利用に供すること。

二　文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。

三　外国の教育事情について、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。

四　文部省の所掌事務に関する年次報告、要覧、時報等を編集し、及び頒布すること。

五　基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。

六　教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、団体的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し、條約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること。

七　教育、学術又は文化に関する国際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に関すること。

八　日本ユネスコ国内委員会及び国立国語研究所に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行うこと。

九　国内におけるユネスコ活動に関し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

十　公費又は私費による在外研究を援助すること。

十一　外国人留学生の受入の連絡及び海外への留学生の派遣に関すること。

十二　大学教授の国際交換に関し、連絡調整すること。

十三　外国出版物の購入、交換等に関する事務を処理すること。

十四　広報に関すること。

十五　国立国会図書館支部文部省図書館に関すること。

十六　国語の改良及びその普及に関すること。

十七　宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

十八　宗教法人の規則等の認証を行うこと。

（管理局の事務）

第十二條　管理局においては、左の事務をつかさどる。

一　文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。

二　私立学校に関する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び勧告を與えること。

三　文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に関し、調査し、及び指導と助言を與えること。

四　私立学校教育振興のための学校法人等の助成に関すること。

五　学校給食に関し、指導、助言及び援助を與えること。

六　文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。

六　職員（内部部局の職員を除く。）の衛生、医療その他福利厚生に関し、援助と助言を與えること。

八　地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を與えること。

九　教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつ旋すること。

十　教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。

十一　学校施設の基準の設定に関すること。

十二　学校環境の整備、学校施設の確保等に関し、連絡調整すること。

十三　公私立の文教施設の復旧整備に関し、指導と助言を與えること。

十四　公立の文教施設の復旧整備のための補助に関すること。

十五　国立の文教施設の復旧整備に関する予算案を準備し、及び国立学校（これに附置する機関を含む。）の施設を復旧整備すること。

第二十四條第二項及び第三項中「教育に」を「教育、学術又は文化に」に改め、同條を第二十六條とし、第二十四條の二を第二十七條とし、以下三條ずつ繰り下げる。

第十八條を第十九條とし、第十八條の二を第二十條とし、以下第二十三條まで二條ずつ繰り下げる。

第十七條を削り、第十三條を第十四條とし、以下第十五條まで一條ずつ繰り下げ、第十五條の二を第十七條とし、第十六條を第十八條とし、第一節中第十二條の次に次の一條を加える。

（内部部局の共通事務）

第十三條　第六條に掲げる大臣官房及び各局（以下この條において「各局」という。）においては、第七條から前條までに定めるもの外、それぞれ左の事務をつかさどる。

一　各局の所掌事務に関し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等に対

し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

二　各局の所掌事務に関する国際的諸活動について連絡調整すること。

三　各局の所掌事務に関する法人の設立の認可を行うこと。

四　各局の所掌事務に関し、第二十六條及び第二十七條に掲げる審議会等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。

五　各局の所掌事務に関し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

六　各局の所掌事務に関し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。

七　法律（これに基く命令を含む。）により各局の所掌に属させられた事項を処理すること。

附則第四項を次のように改める。

4　当分の間、この法律中「学校」には、学校教育法第九十八條第一項に定める学校を、「大学」には、同項の従前の規定による大学及び専門学校を含むものとする。

附則第五項中「第十号」を「第九号」に改める。

附則第六項中但書を削る。

附則第九項及び第十項を削り、附則第八項の次に次の一項を加える。

9　大学学術局においては、当分の間、学校教育法第百八條の規定による学位の授與について認可を行うものとする。

附則第十一項中「管理局」を「初等中等教育局」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「第十三條」を「第十四條」に改め、同項を附則第十二項とする。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六條中「文部大臣官房」を「文部省調査局」に改める。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　内部部局（第六條―第十四條）」を「第一節　内部部局（第六條―第十四條の二）」に、「第三節　地方支分部局（第三十條―第三十九條）」を「第三節　地方支分部局（第三十條―第三十九條の十）」に、「第一款　駐在防疫官事務所（第三十一條―第三十三條）」を「第一款　削除」に、「第三款　地区麻薬取締官事務所（第三十七條―第三十九條）」を「第三款　地区麻薬取締官事務所（第三十七條―第三十九條の八）」に、「第四款　舞鶴地方引揚援護局（第三十九條の二―第三十九條の四）」を「第四款　削除」に、「第五款　復員連絡局及び復員連絡局支部（第三十九條の五―第三十九條の七）」を「第五款　削除」に、「第六款　地方復員部（第三十九條の八―第三十九條の十）」を「第三章　外局（第四十條―第四十一條）」を「第三章　削除」に改める。

第四條に次の一項を加える。

2　厚生省は、前項の外、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負うものとする。

一　引揚援護

二　戰傷病者、戰没者遺族等の援護

三　旧陸海軍に属していた者の復員その他旧陸海軍の残務の整理

第五條第二十八号を次のように改める。

二十八　地方公共団体に対して、結核療養所の設置及び拡張を勧告し、国が開設した病院又は診療所を、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四條及び第三十五條に規定する医療を担当する機関に指定し、又はその指定を取り消すこと。

第五條第三十八号を次のように改める。

三十八　保健婦、助産婦及び看護婦の養成所を指定し、並びに保健婦、助産婦及び看護婦の試験、免許及び登録を行い、免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

第五條第四十七号を次のように改める。

四十七　歯科用金地金加工業の経営を認可し、その認可を取り消し、及び事業の停止を命じ、並びに歯科用金地金の割当を行うこと。

第五條第五十二号の次に次の二号を加える。

五十二の二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の定めるところにより、保護の基準を定め、都道府県知事及び市町村長の行う保護の事務を監査し、保護施設の最低基準を定め、医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに保護処分に対する不服の申立につき裁決をすること。

五十二の三　身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定め、都道府県に対して身体障害者更生援護施設等の設置を認可し、又はその認可を取り消すこと。

第五條中第六十三号を第六十六号とし、第六十二号の次に次の三号を加える。

六十三　戰傷病者戰没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第　号）の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、障害年金の額を改定し、及び不服申立について裁決をすること。

六十四　未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）及び特別未帰還者給與法（昭和二十三年法律第二百七十九号）の定めるところにより、療養の必要の有無を認定し、療養の基準を定め、及び障害の程度を認定すること。

六十五　所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

第六條第一項中「六局」を「七局」に、「保険局」を「保険局　引揚援護局」に改め、同條第二項を削る。

第七條を次のように改める。

（特別な職）

第七條　大臣官房に統計調査監一人及び国立公園監一人を置く。

2　統計調査監は、命を受けて、大臣第十三号及び第十四号に掲げる事務を掌理する。

3　国立公園監は、命を受けて、大臣第十五号から第二十号までに掲げる事務を掌理する。

4　引揚援護局に次長二人を置く。

5　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第八條第二項及び第三項を削る。

第九條第一項に次の一号を加え、同條第二項を削る。

二十一　前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第十一條に次の二号を加える。

十一　歯科用金地金加工業者及び歯科用金地金の割当に関すること。

昭和二十七年五月二十九日　衆議院会議録第四十七号附録（その四）

十二　前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第十四條の次に次の一條を加える。

（引揚援護局の事務）

第十四條の二　引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一　内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行うこと。

二　内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行うこと。

三　引揚者の引揚先における更生補導を行うこと。

四　戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五　旧軍人軍属の復員手続に関すること。

六　旧軍人軍属中の状況不明者の調査及び死亡者の処理に関すること。

七　未復員者給與法及び特別未帰還者給與法に基く給與の実施に関すること。

八　前三号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関すること。

第二十九條第一項の表保健婦助産婦看護婦審議会の項中「甲種看護婦国家試験」を「看護婦国家試験」に、「乙種看護婦試験」を「准看護婦試験」に改め、「社会保険審査会」の次に「健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。」を加える。

同表中

第十五條中「国立教護院」を	「国立教護院」に改める。
第二十八條を次のように改める。	
（援護所）	
第二十八條　援護所は、引揚者及び送還者に対し応急援護を行う機関とする。	
2　援護所は、神奈川県に置く。	
3　援護所の内部組織は、厚生省令で定める。	
（留守業務部）	
第二十八條の二　留守業務部は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。	
一　旧陸軍関係の状況不明者の調査を行うこと。	
二　旧陸軍関係の死亡者並びにその遺骨及び遺留品の処理を行うこと。	
三　旧陸軍船舶部隊の残務を整理すること。	
2　留守業務部は、千葉県に置く。	
3　留守業務部の内部組織は、厚生省令で定める。	

「社会保険審査会」の次に「健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。」を加える。

援護審査会	に改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、裁決し、及び厚生大臣に対して意見を述べること。」

第三十條中「駐在防疫官事務所」を削り、「地区厳粛取締官事務所」を「舞鶴地方引揚援護局復員連絡局及び復員連絡局支部」に改める。

第二章第三節第一款を次のように改める。

第一款　削除

第三十一條から第三十三條まで　削除

第三十五條の表中「国民医務出張所の項中「広島県佐伯郡大竹町」を「広島市」に改める。

第二章第三節第三款の次に次の三款を加える。

第四款　舞鶴地方引揚援護局

（所掌事務）

第三十九條の二　舞鶴地方引揚援護局は、本省の所掌事務のうち引揚援護及び旧軍人軍属の復員に関する事務を分掌する。

（位置）

第三十九條の三　舞鶴地方引揚援護局は、舞鶴市に置く。

（内部組織）

第三十九條の四　舞鶴地方引揚援護局の内部組織は、厚生省令で定める。

第五款　復員連絡局及び復員連絡局支部

（復員連絡局）

第三十九條の五　復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に関する第十四條の二第五号、第六号及び第八号に掲げる事務を分掌する。

2　復員連絡局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局	東京都	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
中部復員連絡局	大阪市	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
西部復員連絡局	福岡市	

（復員連絡局支部）

第三十九條の六　復員連絡局支部は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。

2　復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
東部復員連絡局仙台支部	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
中部復員連絡局名古屋支部	名古屋市	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県
中部復員連絡局広島支部	広島県船越町	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中部復員連絡局善通寺支部	香川県善通寺町	徳島県、香川県、愛媛県、高知県

（内部組織）

第三十九條の七　復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生省令で定める。

（所掌事務）

第三十九條の八　地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧海軍に関する第十四條の二第五号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第三十九條の九　地方復員部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
横須賀地方復員部	横須賀市	北海道　青森県　岩手県　宮城県　秋田県　福島県　茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　山梨県　長野県　静岡県　愛知県　岐阜県　三重県　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県　福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　山形県　新潟県　富山県　石川県　福井県　滋賀県　京都府
呉地方復員部	呉市	
佐世保地方復員部	佐世保市	
舞鶴地方復員部	舞鶴市	

（内部組織）

第三十九條の十　地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章を次のように改める。

第三章　削除

第四十條及び第四十一條　削除

附　則

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2　引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第二百二十四号）は、廃止する。

3　この法律施行の際引揚援護庁に勤務する職員は、別に辞令が発せられない限り、厚生省の本省の相当の職員となるものとする。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第一條中「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営する」を「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営し、且つ、その所掌する行政事務を能率的に遂行する」に改める。

第三條を次のように改める。

（郵政省の任務）

第三條　郵政省は、左に掲げる国の事業及び行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一　郵便事業

二　郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業

三　簡易生命保険事業及び郵便年金事業

四　電気通信に関する事務

2　郵政省は、前項の事業及び事務の外、左に掲げる業務をつかさどる。

一　前項の事業に附帯する業務

二　日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務

三　印紙の売りさばきに関する業務

四　年金及び恩給の支給その他国庫金の受入払渡に関する業務

第四條第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二　所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を与えること。

十四の三　法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

第四條第二十二号の次に次の十五号を加える。

二十二の二　法令の定めるところに従い、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

二十二の三　法令の定めるところに従い、有線電気通信を規律し、及び監督すること。

二十二の四　法令により委任された範囲において、電気通信に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

二十二の五　法令の定めるところに従い、無線局の開設の根本的基準を定めること及び無線局（高周波利用設備を含む。以下同じ。）について免許（許可及び承認を含む。以下同じ。）をすること。

二十二の六　法令の定めるところに従い、無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。

二十二の七　法令の定めるところに従い、無線局について、その無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検査すること。

二十二の八　法令の定めるところに従い、電波を監視し、及び規律すること。

二十二の九　周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

二十二の十　電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を発し、並びにその他の通報をすること。

二十二の十一　法令の定めるところに従い、無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を与えること。

二十二の十二　委託により、無線設備の性能試験並びにその機器の型式検定及び較正を行うこと。

二十二の十三　委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十二の十四　電波の利用を助成し、及び促進すること。

二十二の十五　法令の定めるところに従い、日本放送協会を監督すること。

二十二の十六　法令の定めるところに従い、有線放送業務の運用を規正すること。

「第二章　内部部局及び地方機関」を「第二章　内部部局及び地方支分部局」に改める。

第五條第一項中「簡易保険局」を「簡易保険局電波監理局」に改める。

第六條第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二　聴聞に関すること。

五の三　電波監理審議会に関すること。

第六條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二　公益法人その他の団体に対する許可又は認可に関すること。

六の三　図書及び資料に関すること。

第六條第一項第十一号の(一)を次のように改める。

(一)　各部局の事業又は業務計画案に基く資材及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

第六條第一項第十二号の次に次の四号を加える。

十二の二　日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

十二の三　公共企業体調停委員会に対する調停の請求及び公共企業体仲裁委員会に対する仲裁の請求に関すること。

十二の四　有線電気通信を規律し、及び監督すること。

十二の五　電波及び放送の規律に関する事項以外の国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連絡その他の機関との連絡に関すること。

第八條第四号中「国際会議」を「国際的取極」に改め、同條第十三号及び第十三号の二を次のように改める。

十三　日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社から委託された業務を処理すること。

十三の二　日本放送協会から委託された業務を処理すること。

第九條第五号中「国際会議」を「国際的取極」に改める。

第十條第二十三号中「簡易生命保険郵便年金事業審議会及び」を削り、同條の次に次の一條を加える。

（電波監理局の事務）

第十條の二　電波監理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　電波及び放送の規律（有線放送の業務の運用の規正を含む。以下同じ。）に関する企画を行い、及び実施すること。

二　電波及び放送の規律に関する法令を立案し、及び実施すること。

三　電波及び放送の規律に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四　電波及び放送の規律に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

五　周波数の割当に関すること。

六　無線局の開設の根本的基準を定めることその他無線局の免許に関すること。

七　無線設備の技術基準を定めること。

八　無線局の運用及び検査に関すること。

九　無線従事者の国家試験及び免許に関すること。

十　電波を監視し、及び規正すること並びに不法に開設された無線局を探査すること。

十一　無線局の電波の発射の停止に関すること。

十二　電波の伝わり方についての予報及び警報に関すること。

十三　委託により、無線局の周波数を測定すること。

十四　電波の利用に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

十五　電波の利用を助成し、及び促進すること。

十六　日本放送協会に関すること。

十七　所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

十八　所部の職員を訓練すること。

十九　電波監理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

二十　電波監理局の所掌事務に関する一般会計の決算をすること。

二十一　電波監理局の所掌事務に関する一般会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

二十二　電波監理局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

二十三　電波技術審議会及び電波研究所に関する事務を処理すること。

二十四　前各号に掲げるもののほか、電波及び放送の規律に関すること。

第十一條第三号を次のように改める。

三　郵政省所管の各会計の会計及び財務に関する法令及び手続に関すること。

第十一條第四号の次に次の一号を加える。

四の二　郵政省所管の各会計の決算の取りまとめをすること。

「第二節　地方機関」を「第三節　地方支分部局」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

（地方支分部局）

第十二條　郵政省に、左の地方支分部局を置く。

地方郵政監察局
地方郵政局
地方電波監理局
地方貯金局
地方簡易保険局
郵便局

第十二條第二項中「地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、」の下に「地方電波監理局は第十條の二並びに第六條第一項第十二号の三及び第十二号の四に掲げる事務の一部を分掌し、」を加え、同條第四項中「地方機関」を「地方支分部局」に、「第六條（同條第一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げるものを除く。）」に、同條第五項中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第十三條　地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2　地方郵政監察局及び地方郵政局の名称及び管轄区域は、政令で定める。

3　地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
関東電波監理局	東京都	東京都　神奈川県　埼玉県　群馬県　千葉県　茨城県　栃木県　山梨県
信越電波監理局	長野市	長野県　新潟県
東海電波監理局	名古屋市	三重県　静岡県　岐阜県　愛知県
北陸電波監理局	金沢市	石川県　福井県　富山県
近畿電波監理局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫県　奈良県　滋賀県　和歌山県
中国電波監理局	広島市	広島県　鳥取県　島根県　岡山県　山口県
四国電波監理局	松山市	愛媛県　香川県　高知県
九州電波監理局	熊本市	熊本県　長崎県　福岡県　大分県　佐賀県　宮崎県　鹿児島県
東北電波監理局	仙台市	宮城県　福島県　岩手県　青森県　山形県　秋田県
北海道電波監理局	札幌市	北海道

4　第十條の二第十号及び第十一号に掲げる事務については、前項の管轄区域にかかわらず、郵政省令で別段の定をすることができる。

5　地方郵政監察局、地方郵政局及び地方電波監理局の内部組織は、郵政省令で定める。

6　郵政大臣は、地方支分部局の事務の一部を分掌させるため必要があると認める場合は、地方支分部局の出張所を設けることができる。

7　地方電波監理局の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政省令で定める。

8　地方貯金局、地方簡易保険局及び郵便局並びに前項の出張所以外の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

第十四條中「職員訓練所」を「職員電波訓練所」に改める。

第十九條第一項の表中

「簡易生命保険郵便年金審査会	保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
電波監理審議会	電波及び放送の規律に関する事務の公平且つ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）に基く郵政大臣の処分に対する異議の申立について審査及び議決をすること。 郵政大臣の諮問に応じて電波の技術に関する事項を調査審議すること。」

を

「簡易生命保険郵便年金審査会

保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。

電波監理審議会

電波及び放送の規律に関する事務の公平且つ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）に基く郵政大臣の処分に対する異議の申立について審査及び議決をすること。

郵政大臣の諮問に応じて電波の技術に関する事項を調査審議すること。」

に改める。

第十七條の次に次の一條を加える。

（電波研究所）

第十七條の二　電波研究所は、左に掲げる事項を行うための機関とする。

一　電波の伝わり方の観測、研究及び調査を行うこと。

二　周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

三　電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。

四　無線設備の機器の型式検定をすること。

五　無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。

六　第二号から第五号までの事項に関する研究及び調査を行うこと。

七　前各号の事務に附帯すること。

第二十一條を次のように改める。

（特別な職）

第二十一條　大臣官房に電気通信監理官二人を置く。

2　電気通信監理官は、命を受けて第六條第一項第十二号の二から第十二号の五までに掲げる事項に関する事務を掌理する。

3　郵務局、貯金局及び簡易保険局に次長各一人を、電波監理局に次長二人を置く。

4　次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二　電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。

2　審理官は、電波法第七章に規定する聴聞を主宰する。

3　審理官は、電波監理審議会の議決を経て、郵政大臣が任命する。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條　削除

第二十七條中「局、地方機関」を「内部部局、地方支分部局」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案

郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律

（電波監理委員会設置法の廃止）

第一條　電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）は、廃止する。

（電波法の一部改正）

第二條　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　聴聞及び訴訟（第八十三條―第九十九條）」を「第七章　異議の申立及び訴訟（第八十三條―第九十九條の二）　第七章の二　電波監理審議会（第九十九條の二―第九十九條の十二）」に改める。

「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

第七章を除き、「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

第七章の章名中「聴聞」を「異議の申立」に改める。

第八十三條を削り、第八十四條及び第八十五條中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改め、第八十四條を第八十三條とし、第八十五條を第八十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

（電波監理審議会への付議）

第八十五條　第八十三條の規定による異議の申立があつたときは、郵政大臣は、前條の規定により申立を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

第八十六條を次のように改める。

（聴聞の開始）

第八十六條　電波監理審議会は、前條の規定により議に付された

事案につき、異議の申立が受理された日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第八十八條第一項中「利害関係者（異議の申立に係る聴聞の場合は利害関係者及び異議の申立をした者。以下同じ。）」を「異議の申立をした者その他の利害関係者」に改める。

第九十二條中「若しくはその代理人又は電波監理委員会」を「又はその代理人」に改め、「若しくは電波監理委員会」を削る。

第九十三條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條第三項中「意見書」の下に「の謄本」を加え、同條の次に次の一條を加える。

（議決）

第九十三條の二　電波監理審議会は、前條の調書及び意見書に基き、事案についての決定案を議決しなければならない。

第九十四條第一項を次のように改める。

郵政大臣は、前條の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議の申立についての決定を行う。

第九十四條第三項中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第九十六條の見出しを「（省令委任事項）」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（訴の提起）

第九十六條の二　第八十三條第一項の規定により異議の申立をすることができる事項に関する訴は、第八十四條第一項の規定による却下の処分又は第九十四條第一項の規定による決定に対してのみ提起することができる。

第九十七條中「この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分に対する訴」を「前條の訴」に改める。

第九十八條中「前條の訴」を「第九十六條の二の訴」に、「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

第九十九條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條の次に次の一章を加える。

第七章の二　電波監理審議会

（組織）

第九十九條の二　電波監理審議会は、委員五人をもつて組織する。

2　審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3　会長は、会務を総理する。

4　電波監理審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（委員の任命）

第九十九條の三　委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、郵政大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3　左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁こ以上の刑に処せられた者

二　国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　放送事業者その他の電気通信事業者、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

（服務）

第九十九條の四　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六條、第九十八條から第百二條まで及び第百五條の規定は、委員に準用する。

（任期）

第九十九條の五　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2　委員は、再任されることができる。

（退職）

第九十九條の六　委員は、第九十九條の三第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第九十九條の七　郵政大臣は、委員が第九十九條の三第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第九十九條の八　郵政大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（退職後の就職の制限）

第九十九條の九　委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九條の三第三項第三号及び第四号に掲げる職についてはならない。

（会議及び手続）

第九十九條の十　電波監理審議会は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　電波監理審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項に定めるもの外、電波監理審議会の会議の議事に関する手続は、郵政省令で定める。

（必要的諮問事項）

第九十九條の十一　郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第四條第一項但書（免許を要しない無線局）、第七條第一項第四号（無線局の開設の根本的基準）、第十三條第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五條（再免許の手続）、第二十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（電波の型式）、第二十九條（受信設備の條件）、第三十條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備えつけ）、第三十二條（計器及び予備品の備えつけ）、第三十五條（補助装置の備えつけ）、第三十六條の二（義務航空機局の條件）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十九條（無線設備の操作）、第四十條（特殊無

線技士の従事範囲）、第四十九條（国家試験の細目等）、第五十條第三項（無線従事者の資格別員数の指定）、第五十二條第六号（目的外使用）、第五十五條（運用許容時間外運用）、第六十一條（通信方法等）、第六十四條第二項（第二次駅時間）、第六十五條第二項、第七十條の四（聴守義務）、第七十條の五（航空機局の通信連絡）及び第百條第一項第二号（高周波利用設備）の規定による郵政省令を制定しようとするとき。

二　第七十六條第二項及び第三項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

（聴聞）

第九十九條の十二　電波監理審議会は、前條の規定により諮問を受けた場合には、聴聞を行わなければならない。

2　電波監理審議会は、前項の場合の外、電波及び放送（有線放送を含む。）の規律に関し郵政大臣から諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、聴聞を行うことができる。

3　第八十七條から第九十三條までの規定は、前二項の聴聞に準用する。

4　第一項又は第二項の規定により聴聞を行つた事案については、電波監理審議会は、前項において準用する第九十三條の調書及び意見書に基き答申を議決しなければならない。

第百十條に次の一号を加える。

七　第九十九條の九の規定に違反した者

（放送法の一部改正）

第三條　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。

（有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第四條　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

第九條第二項中「聴聞」を「異議の申立」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第五條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「電波監視局、」を削る。

（判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正）

第六條　判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項、第三條の二及び第五條第一項中「電波監理委員会」の下に「若しくは郵政省」を加える。

（警察予備隊令の一部改正）

第七條　警察予備隊令（昭和二十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項及び第九項中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に、附則第九項中「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

附　則

1　この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　従前の電波監理委員会の機関及び職員（委員長及び委員を除く。）は、郵政省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　この法律の施行の際現に効力を有する電波監理委員会規則は、この法律の施行後も郵政省令としての効力を有するものとする。

4　第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定による電波監理審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

5　この法律の施行後最初に任命される電波監理審議会の委員の任期は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の五の規定にかかわらず、郵政大臣の定めるところにより、一人は九箇月、二人は一年九箇月、他の二人は二年九箇月とする。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　公共職業安定所（第十八條・第十九條）」を「第三款　公共職業安定所（第十七條の二・第十八條・第十九條）」に改める。

第四條中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第五條第二項を削る。

第五條の次に次の一條を加える。

（特別な職）

第五條の二　大臣官房に、統計調査監一人を置く。

2　統計調査監は、命を受けて、第六條第十二号から第十八号までに掲げる事務を掌理する。

第六條第二項を削る。

第十四條中「公共職業安定所」を「婦人少年室、公共職業安定所」に改める。

第十五條第三項中「本省大臣官房労働統計調査部長」を「統計調査監」に改める。

第二章第三節中第三款を第四款とし、第十七條の次に次の一款を加える。

第三款　婦人少年室

（婦人少年室）

第十七條の二　婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

2　婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。

3　婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。

4　婦人少年室は、第九條各号に掲げる事務をつかさどる。

5　婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

附　則

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

地方制度調査会設置法案

地方制度調査会設置法

（設置及び所掌事務）

第一條　内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八條第一項の規定に基き、総理府の附属機関として、地方制度調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

（組織）

第二條　調査会は、委員五十人以内で組織する。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

（会長及び副会長）

第三條　調査会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会）

第四條　会長は、必要に応じ、調査会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。

3　部会所属の委員は、会長が指名する。

（委員及び臨時委員）

第五條　委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の長及びその議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期は、一年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　臨時委員は、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　臨時委員は、当該特別事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（雑則）

第六條　この法律に定めるもの外、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條の表中

選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。

を

地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する。
選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。

に改める。

放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「標準放送（五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう。）」を「放送」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円（送料実費）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段（33）一九九一番　振替東京一九〇〇〇番